

平成21年3月

# 指宿市議会会議録

第1回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成21年第1回市議会定例会

会期日程	1
2月26日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第1号～議案第40号一括上程	6
提案理由説明	6
新たに受理した請願1件及び陳情1件上程（委員会付託）	40
散    会	40
3月3日	
議事日程	41
本日の会議に付した事件	42
出席議員	42
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定による出席者	43
職務のため出席した事務局職員	43
開    議	44
会議録署名議員の指名	44
議案第2号～議案第9号（質疑，委員会付託省略）	44
議案第10号～議案第12号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	44
議案第1号及び議案第13号～議案第40号（質疑，委員会付託）	45
散    会	54
3月17日	
議事日程	55
本日の会議に付した事件	55

出席議員	55
欠席議員	56
地方自治法第121条の規定による出席者	56
職務のため出席した事務局職員	56
開 議	57
会議録署名議員の指名	57
議案第1号（委員長報告，質疑，討論，表決）	57
議案第2号～議案第9号（討論，表決）	66
議案第41号上程	66
提案理由説明	66
議案第41号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	68
一般質問	72
新川床 金 春 議員	72
1. 農業振興について	
2. ごみ行政について	
3. かんぼの宿指宿について	
小田口 郁 雄 議員	84
1. 観光行政について	
2. そうめん流し事業について	
3. 土木行政について	
4. 市長の政治姿勢について	
東 伸 行 議員	95
1. 山川港の整備について	
2. 指宿港海岸の改良事業について	
3. 交通安全に対する市の取組について	
前之園 正 和 議員	105
1. 乳幼児医療費助成制度について	
2. 市長などの退職金について	
3. 安全灯・防犯灯について	
延 会	121
3月18日	
議事日程	122
本日の会議に付した事件	122
出席議員	122

欠席議員	122
地方自治法第121条の規定による出席者	122
職務のため出席した事務局職員	123
開 議	124
会議録署名議員の指名	124
一般質問	124
下柳田 賢 次 議員	124
1. 市内中心部海岸整備（指宿港海岸整備について）	
2. 観光振興について	
大 保 三 郎 議員	137
1. 菜の花マラソンについて	
2. 篤姫効果について	
3. 職員削減について	
吉 村 重 則 議員	148
1. 鰻地区の地熱対策について	
2. 市道森松鰻線について	
3. 後期高齢者医療保険制度について	
4. 農業支援について	
岩 崎 亥三郎 議員	161
1. 行財政運営について	
2. 教育行政について	
横 山 豊 議員	174
1. 学校教育について	
2. 行財政改革について	
延 会	185
3月19日	
議事日程	186
本日の会議に付した事件	186
出席議員	186
欠席議員	186
地方自治法第121条の規定による出席者	186
職務のため出席した事務局職員	187
開 議	188
会議録署名議員の指名	188

一般質問	188
高田 ちよ子 議員	188
1. 定額給付金について	
2. 介護保険料について	
3. 魅力あるまちづくりについて	
前原 六則 議員	196
1. 魅力ある観光地づくりについて	
2. 指宿ブランド焼酎について	
高橋 三樹 議員	203
1. 定額給付金について	
2. 健全化判断比率について	
3. 高校生の携帯電話について	
散会	214
3月25日	
議事日程	215
本日の会議に付した事件	216
出席議員	216
欠席議員	217
地方自治法第121条の規定による出席者	217
職務のため出席した事務局職員	217
開議	218
会議録署名議員の指名	218
議案第18号～議案第22号（委員長報告，質疑，討論，表決）	218
議案第13号，議案第14号及び議案第23号～議案第27号	
（委員長報告，質疑，討論，表決）	220
議案第15号～議案第17号及び議案第28号～議案第30号	
（委員長報告，質疑，討論，表決）	225
議案第31号（委員長報告，質疑，討論，表決）	228
議案第32号（委員長報告，質疑，討論，表決）	229
議案第33号～議案第36号（委員長報告，質疑，討論，表決）	245
議案第37号及び議案第38号（委員長報告，質疑，討論，表決）	248
議案第39号及び議案第40号（委員長報告，質疑，討論，表決）	250
閉会中の継続審査について	252
議案第42号及び議案第43号一括上程	252

提案理由説明	253
議案第42号及び議案第43号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	254
議案第44号上程	255
提案理由説明	255
議案第44号（質疑，委員会付託省略，表決）	255
議案第45号～議案第48号一括上程	256
議案第45号～議案第48号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	256
議長あいさつ	256
市長あいさつ	257
閉議及び閉会	259

平成21年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 28日間（2月26日～3月25日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月26日	木	本会議	・会期の決定 ・議案第1号～議案第40号一括上程（議案説明） ・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）
27日	金	休 会	一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）
28日	土	”	
3月1日	日	”	
2日	月	”	
3日	火	本会議	・議案第2号～議案第9号（質疑，委員会付託省略） ・議案第10号～議案第12号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第1号及び議案第13号～議案第40号（質疑，委員会付託）
4日	水	休 会	総務・建設水道委員会（10時開会）
5日	木	”	総務・建設水道委員会（10時開会）
6日	金	”	文教厚生・産業経済委員会（10時開会）
7日	土	”	
8日	日	”	
9日	月	”	文教厚生・産業経済委員会（10時開会）
10日	火	”	
11日	水	”	
12日	木	”	
13日	金	”	議案及び委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）

14日	土	休 会	
15日	日	"	
16日	月	"	
17日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第1号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第2号 ~ 議案第9号 (討論, 表決)</li> <li>・ 議案第41号上程 (議案説明)</li> <li>・ 議案第41号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 一般質問</li> </ul>
18日	水	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問</li> </ul>
19日	木	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問</li> </ul>
20日	金	休 会	
21日	土	"	
22日	日	"	
23日	月	"	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)
24日	火	"	
25日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第13号 ~ 議案第40号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査について (請願第1号, 陳情第1号)</li> <li>・ 議案第42号及び議案第43号一括上程 (議案説明)</li> <li>・ 議案第42号及び議案第43号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第44号上程 (議案説明)</li> <li>・ 議案第44号 (質疑, 委員会付託省略, 表決)</li> <li>・ 議案第45号 ~ 議案第48号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> </ul>



第1回指宿市議会定例会会議録

平成21年2月26日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成20年度指宿市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第4 議案第2号 平成20年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第3号 平成20年度指宿市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第4号 平成20年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第5号 平成20年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第6号 平成20年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第7号 平成20年度指宿市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第8号 平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第9号 平成20年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第10号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第11号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 日程第14 議案第12号 指宿市土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第15 議案第13号 指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第14号 山川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第15号 指宿市レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第16号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第17号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第18号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第21 議案第19号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第22号 指宿市ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第25号 指宿市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第28 議案第26号 指宿市開聞老人憩の家条例の廃止について
- 日程第29 議案第27号 指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の一部改正について
- 日程第30 議案第28号 指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第31 議案第29号 指宿市国民宿舎条例等の廃止について
- 日程第32 議案第30号 指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正について
- 日程第33 議案第31号 指宿市営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第34 議案第32号 平成21年度指宿市一般会計予算について
- 日程第35 議案第33号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第34号 平成21年度指宿市老人保健特別会計予算について
- 日程第37 議案第35号 平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第38 議案第36号 平成21年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第37号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第38号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第39号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第40号 平成21年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第43 新たに受理した請願及び陳情の上程（請願第1号，陳情第1号）

---

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 下柳田 賢 次 | 2番議員  | 中 村 洋 幸 |
| 3番議員  | 東 伸 行   | 4番議員  | 竹 山 隆 志 |
| 5番議員  | 松 下 喜久雄 | 6番議員  | 濱 崎 里 志 |
| 7番議員  | 前 田 猛   | 8番議員  | 横 山 豊   |
| 9番議員  | 下川床 泉   | 10番議員 | 前 原 六 則 |
| 11番議員 | 岩 崎 亥三郎 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 吉 村 重 則 | 14番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 大 保 三 郎 |
| 17番議員 | 新川床 金 春 | 18番議員 | 高 田 千ヨ子 |
| 19番議員 | 物 袋 昭 弘 | 20番議員 | 田 中 健 一 |
| 21番議員 | 木 原 繁 昭 | 22番議員 | 新宮領 進   |
| 23番議員 | 小田口 郁 雄 | 24番議員 | 六反園 弘   |
| 25番議員 | 森 時 徳   | 26番議員 | 新 村 隆 男 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 田原迫 要   | 副 市 長     | 上曾山 満   |
| 副 市 長   | 番 匠 浩 一 | 教 育 長     | 田 中 民 也 |
| 総 務 部 長 | 鶴 窪 吉 英 | 市民生活部長    | 新 村 光 司 |
| 健康福祉部長  | 秋 元 剛   | 産業振興部長    | 井 元 清八郎 |
| 建設 部 長  | 吉 永 哲 郎 | 教 育 部 長   | 屋 代 和 雄 |
| 山川支所長   | 岩 崎 三千夫 | 開 聞 支 所 長 | 田 代 秀 敏 |
| 総 務 課 長 | 吉 井 敏 和 | 財 政 課 長   | 渡 瀬 貴 久 |
| 市民協働課長  | 上西園 耕 吉 | 長寿介護課長    | 迫 田 福 幸 |
| 農 政 課 長 | 浜 田 淳   | 建設監理課長    | 石 口 一 行 |
| 水 道 課 長 | 大 道 武 雄 |           |         |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 増 元 順 一 | 次長兼議事係長   | 福 山 一 幸 |
| 調査管理係長    | 上 田 薫   | 議 事 係 主 査 | 宮 崎 勝 広 |
| 議 事 係 主 事 | 吉 永 孝 行 |           |         |

開会及び開議

午前10時19分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成21年第1回指宿市議会定例会を開会し、ただちに、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において下川床泉議員及び前原六則議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月25日までの28日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月25日までの28日間と決定をいたしました。

#### 議案第1号～議案第40号上程

議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第42、議案第40号、平成21年度指宿市水道事業会計予算についてまでの40議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（田原迫要） おはようございます。平成21年第1回定例市議会の開会にあたりまして、市政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、併せて予算の大綱についてご説明を申し上げます。

#### 【 】施政方針

平成18年1月1日、3市町が合併し、新・指宿市が誕生して3年が経過いたしました。私は、市長に就任以来、「豊かな資源が織りなす 食と健康のまち」の実現を目指して、市議会の皆様のご理解とご協力をいただきながら、私の持てる能力と情熱の全てを傾け、全力で取り組んでまいりました。

新年度に臨み、故郷・指宿を、さらに活力ある豊かな地域にするため、更なる努力をする

決意を新たにしているところでございます。

昨年、その年の世相を象徴する漢字に「変」という字が選ばれました。その字のとおり、まさに、激動、激変の一年でした。

国際的には、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融危機が、米証券大手リーマン・ブラザーズを破綻させたほか、アメリカが誇る自動車メーカー、ビッグ3の大幅赤字転落など、米国経済全体に大きく波及し、百年に一度といわれる世界同時不況へと発展しました。また、米国大統領に建国以来、初めて黒人のバラク・オバマ氏が選ばれました。さらに、原油、食料価格の高騰、中国四川省での大地震の発生、暴動やテロ、紛争も各地で起こりました。

国内では、4人の日本人学者がノーベル物理学賞、化学賞を受賞したほか、北京オリンピックでの日本人選手の活躍など明るい話題もありましたが、一昨年の安倍首相の退陣に続き、福田首相も突然の退陣をいたしました。後継の麻生首相も支持率が急低下し、ねじれ国会の中で、政治の迷走が続いています。また、米国発金融危機による世界同時不況のあおりで、景気後退が鮮明になり、企業の業績も悪化し、昨年未からリストラによる解雇など、雇用情勢も深刻な状況になっています。さらに、中国製餃子による食中毒事件や、野菜、菓子類での有害物質汚染、鰻の産地偽装、三笠フーズによる事故米の食用転売も発覚し、そのほか無差別殺傷事件が相次ぐなど重く、暗いニュースが続き、政治も経済も社会も混迷の中で揺れ動いた1年でありました。

そのような中で、指宿市は、国の厳しい財政状況による地方交付税等の大幅な削減や、少子高齢化の進展による医療・介護費用の増加、後期高齢者医療制度発足等に伴う歳出の増加などにより、厳しい財政状況ではありましたが、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りながら多くの事業や施策を実施することができました。特に、NHK大河ドラマ「篤姫」放映が記録的な人気となり、その追い風を受けて、活気に満ち、素晴らしい実績に裏打ちされた歴史に残る1年であったのではないかと思います。

4月には、山川・開聞の両商工会が合併し、菜の花商工会がスタートしました。かいもん山麓ふれあい公園で開催された「オールドカーフェスタ」には、市内外から家族連れなど、約1万人が訪れました。アロハ宣言では、アロハシャツの着用期間を1か月間早め、5月から10月までの6か月間とし、「観光と環境のまち」をアピールいたしました。

5月に開催された「いぶすきフラフェスティバル」では、全国から愛好家1,800人が集い、華やかな踊りを披露し、街中が南国の雰囲気になりました。

6月から8月にかけては、恒例の山川みなと祭り、指宿温泉祭、開聞そうめん夏まつりが開催され、いずれも例年以上の賑わいを見せ、合併3年目を迎えた3地域の人々の交流が更に深まりました。

夏には、山川港特産市場「活お海道」の起工式を行い、知林ヶ島では環境省の直轄事業で

遊歩道や展望台の整備が始まりました。

また、宮ヶ浜「捍海隄」が国登録有形文化財に登録され、年末には宮ヶ浜地区の五つの商家群も国登録有形文化財に登録されました。

さらに、唐船峡そうめん流しの京田湧水が「平成の名水100選」に選ばれるという、うれしいニュースも飛び込んできました。

真夏の北京五輪では、なでしこジャパンのゴールキーパーとして、山川成川地区出身の福元美穂選手が見事な活躍で、日本の4位入賞に貢献し、子供たちに夢と希望を与えてくれました。福元選手へは、その健闘を讃え市民栄誉賞を授与させていただきました。

秋には、全国鯉節類業者大会が開催され、市内の三つの業者が、最高賞の農林水産大臣賞に輝き、山川鯉節の実力が認められました。

そして、10月に開かれた「ねんりんピックかごしま」では、開聞総合体育館に常陸宮殿下・妃殿下をお迎えし、太極拳交流大会を盛大に開催することができました。

12月には、産業まつりと同時に、第2回目の「学生（子ども）映画祭 I N いぶすき」が開催され、全国各地及びベトナムから集まった子供たちの力作が上映されました。

明けて1月。恒例の菜の花マラソン大会は、史上最高だった昨年をさらに2,200人上回る1万8,149人の参加申し込みをいただき、絶好の天気の中で、盛大に開催されました。多くの市民ボランティアの温かいもてなしの中、新春の指宿路に感動とふれあいの花が咲きました。

続いて行われた菜の花マーチも、参加者が1万人を突破、菜の花マラソンとともに、南国指宿のイメージアップにつながるビッグイベントに成長いたしました。

この間、今和泉を中心に「篤姫ゆかりの地」を訪れる人々は引きもきらず、ボランティアガイドの皆さんには、発足以来10万5千人を案内されるなど、フル回転で対応していただきました。

また、「いぶすき篤姫館」も半年で目標の8万人を突破。閉館までに目標の2倍を超える17万5,788人の来場者で賑わいました。さらに、宮ヶ浜海岸道路の整備も着々と進み、錦江湾を一望できる今和泉から宮ヶ浜を経て吹越へ至る、通称「篤姫ロード」が完成間近であります。

この3月には、市民皆で指宿市をより住みよいまちにしていくためのまちづくりの行動目標を示す「市民憲章」も発表できる予定です。

また、山川港に建設中の特産市場「活お海道」が完成間近となり、4月10日のオープンに向けて着々と準備が進んでいます。合併後、計画から積み上げていった初めての事業と言えるものであります。

山川港地区の活性化はもとより、山川・根占フェリーの利用促進、指宿の漁業・農業・観光の飛躍台となり、地産地消の推進、指宿ブランド確立の拠点に育ってほしいと願うこと一入であります。

このように、合併3年目の平成20年度は、市政全般にわたって本当に実りの多い一年であったと思います。議会はもとより、市民一人ひとりが力を合わせてくださったおかげであります。また、国や鹿児島県にも格別のご支援をいただきました。ご協力をいただいた多くの関係者に心から御礼を申し上げます。

さて、迎えて平成21年度、第一次指宿市総合振興計画に基づき、「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」実現に向けて、着実に歩を進める大事な一年であります。

国際的には、世界同時不況の様相を呈しつつあります。国内では、厳しい国家財政の中で、政府は大胆な景気対策を打ち出そうとしていますが、ねじれた国会の中で混迷が続いています。

一方で、高齢化の進展などに伴う介護や福祉費の増大など、歳出を増やす要因はめじろ押しです。日本を取り巻く環境は、政治も経済も八方塞がりで行きが見えない状況です。指宿市もこのような状況の中では、市税等の減収が予想され、財政的には非常に厳しい状況が予想されます。

しかし、平成20年度が篤姫ブームを活用して実り多い一年にできたように、どのような状況にあっても、知恵と努力を結集して乗り切っていかなければなりません。

私は、常々「自分たちのまちは自分たちで造ろう」と言い続けていますが、自らの未来は自ら切り開かねばなりません。危機と混迷の時代だからこそ、それぞれの自治体の力量が問われているのだと思います。

特に、財政状況が厳しさを増す中で、行政サービスの低下を回避し、多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、これまでの予算を伴う事業だけではなく、職員の創意工夫による多様な施策展開が必要であります。

そのため「ゼロ予算事業」に積極的に取り組んでまいります。これは、既存の人材・施設などの「資産」や情報発信・ネットワークといった「機能」をうまく活用することによって、特段の予算措置を伴うことなく事業を実施するものです。

現在取り組んでいます鹿児島大学との連携による「ローカルシンフォニー」などは、まさにその一例であります。また、国も地方の活性化、雇用創造のために、地方にとって財政負担の少ない、高い補助率の新しい施策を打ち出しておりますので、これらにもタイムリーに、そして積極的に取り組んでまいります。

幸いにも指宿市は、美しい自然、豊富な資源に恵まれた潜在能力溢れた故郷であります。特に、農業においては、温暖な気候と豊富な水、肥沃な台地を活用し、多彩で豊かな農畜産物が作られています。

一方、我が国の食料自給率は39%まで低下し、食料の6割を海外に依存している状況です。そのような中で、外国産農産物の残留農薬や、産地偽装などの事件が多発しています。今ほど食の安全が求められている時代はありません。「安心できる質の高い農林水産物を提供す

る南の食料供給都市」を目指す本市にとっては、ある意味では絶好のチャンスです。地産地消を推進するとともに、ブランドの確立を図り、安心・安全な農畜産物の生産安定と品質向上を促進することが重要です。そのために行政として精一杯の支援をしてまいりたいと思います。

2年後の春には、九州新幹線が全線開業し、指宿と博多が2時間10分で結ばれます。これに向けてのまちづくりも急ピッチで進めなければなりません。今年がその正念場です。

「まちづくりは人づくり」と言われますが、故郷の未来を担う子供たちの育成は重要です。この春、姉妹都市・ロックハンプトン市の協力を得て、豪州への海外ホームステイの新しいプログラムが実践されます。また、新・郷中教育も年間を通じて各地区で展開されます。これらを通じて、志の高い、国際性豊かな子供たちの育成に努力してまいります。

今から150年ほど前、篤姫や西郷、大久保など私たちの先輩が、近代国家建設の推進役として必死の努力をしました。今、ある意味では、第三の維新时期であります。厳しい状況ではありますが、故郷の明るい未来に向けて、市民とともに一丸となって、「日本一住みよいまち」、「日本一の長生きの里」、そして「安心・安全な食の王国づくり」を目指して全力を尽くしてまいりたいと思います。更に、行財政改革や事務事業の見直しを進め、持続可能な財政運営に努めるとともに、市民の皆様が意欲を持ち、主体的にまちづくりに参加できる環境づくりや、市民にとって必要な施策についての政策形成能力の向上など、市民の視点に立った行政の推進に努めてまいります。

本年も、市民の方々や市職員みんなの熱意や英知と行動力を結集し、世界に誇れる指宿づくりに向けて、全力を傾注し、実り多い1年にしてまいる所存であります。議員各位のご指導、ご支援を心よりお願い申し上げます。

以上で、私のこれまでの市政運営に対する取組の経過と、これからの市政運営における考えの一端を申し上げましたが、以下、平成21年度の主要施策についてご説明申し上げます。

#### 1 市民福祉について

まず、市民福祉についてであります。

福祉につきましては、市民相互が支え合う地域福祉を推進する観点から、市民一人ひとりの思いを大切にし、その人らしい生活が送れるまちづくり、誰もが安全で安心なまちづくりを目指し各種事業に取り組んでまいります。特に、援護を必要とする高齢者や障害者の方々が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関・団体との連携及び地域の方々との協働により積極的にその支援に努めてまいります。

高齢者の福祉につきましては、介護予防の視点がさらに求められており、これまで展開してきた「ふれあいデイサービス事業」、「食の自立支援事業」、さらに、「砂むし温泉入浴事業」等の介護予防の施策を積極的に推進してまいります。

また、高齢者が持つ知識や技能を活かし、更に高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進



していく観点から、シルバー人材センターの充実など、高齢者が地域社会に積極的に参加していく環境づくりに努めてまいります。

障害者の福祉につきましては、障害者の就労支援及び地域生活への移行を図りながら、市民が相互に尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、障害福祉サービス並びに地域生活支援事業を積極的に推進してまいります。

障害者自立支援法につきましては、法施行後3年を経過することから、制度の見直しが予定されておりますので、その周知の徹底に努め、障害者が自立した生活が送れるように支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりに努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、子育てと就労の両立支援及び母子家庭の就業・自立に向けた支援を行い、次代を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境づくりを推進してまいります。平成21年度は、平成22年度から26年度までの後期次世代育成支援地域行動計画を策定いたします。また、要保護児童の早期発見や適切な保護及び配偶者からの暴力に迅速に対応する必要があることから、これらについての相談・支援活動の充実・強化に努めてまいります。さらに、保育所に第3子以降の児童を入所させる多子世帯に対して、当該児童の保育料の助成（減免）を図り、子育て支援に努めてまいります。

次に、市民が心身ともに健やかで心豊かな日常生活を営むための保健、医療につきましては、「自分の健康は自分で守る」を基本に、医師会、歯科医師会をはじめ、各関係機関と連携を密にしながら、母子保健事業、予防接種等による疾病予防対策事業、献血促進、救急医療、がん検診及び健康づくり等の事業を実施してまいります。

特に、重篤患者の鹿児島市内の病院への搬送時間を短縮するため、県の防災ヘリを活用した救急搬送事業開始に向けた取り組みを進めてまいります。

また、母子保健事業では妊婦健診を現在の公費負担5回を14回に拡充するとともに、在宅の小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具給付事業を開始し、母子保健の充実に努めてまいります。

なお、予防接種等に基づく麻しん・風しんの予防接種につきましては、平成20年度に引き続き、これまで1回しか接種していなかった生徒に対して、国の麻しん排除計画に沿って2回目の接種を実施し、疾病予防に努めてまいります。

さらに、平成19年度に策定いたしました「健康増進計画」に基づき、これらの事業の充実・推進を図り、市民の健康への意識高揚、疾病の予防、早期発見・早期治療を促し、健康の維持・増進や心の健康づくりに努めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計では、医療や介護の給付費の適正化を図り、その健全な運営に努めてまいります。

特に、国民健康保険特別会計では、保険者の義務とされましたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進し、医療費

適正化を図りながら、各地区の健康推進員及び訪問指導員を活用して受診率の向上に努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度では、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、75歳以上の高齢者等を中心とした被保険者の資格管理や保険料の納付に関することなど、円滑に実施できるよう市民サービスに努めてまいります。

介護保険につきましては、平成12年度から実施されてきたこの制度も10年目を迎えようとしており、平成21年度から、3か年を1期とした第4期介護保険事業計画に基づき事業を実施してまいります。

なお、計画では介護予防を重点とした事業への見直しをしておりますので、総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターを核として、介護予防事業等を展開してまいります。

次に、環境行政につきましては、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、越境汚染など、地球的規模の環境問題が深刻化してきており、特に、温暖化防止は世界的な緊急テーマとなっております。このような中、日本は平成17年2月に発効された京都議定書に基づき、平成20年から5年間の第1約束期間に温室効果ガスの排出を1990年度レベルから6%削減する義務が課せられており、本市においても地球温暖化防止に向けて市民、事業者、行政の幅広い参加による実効ある取組が求められているところであります。

このようなことから、これまで運用してきたISO14001環境マネジメントシステムを基に独自の環境マネジメントシステムを構築するとともに、家庭環境ISOの推進や事業所等の環境マネジメントシステム構築への支援など、身近なところから地球環境保全への取組に努めてまいります。

また、昨年に引き続き、微生物を活用した環境微生物資材「LOVEいぶすき」による河川等の水質浄化や悪臭防止など、「指宿市環境基本計画」に基づき、地域の環境保全のための諸施策に引き続き取り組んでまいります。

廃棄物問題につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量化や資源化に努めておりますが、更なる資源ごみの分別徹底を図り、市民や事業者の皆様と協働しながら、資源循環型社会への構築を目指してまいります。

また、ごみ処理につきましては、清掃センター設備の定期的な整備に加え、経年劣化による補修を行いながら設備の延命化を図るとともに、ごみ搬入時の点検指導を徹底し、更なるごみ減量化に努めてまいります。

生活排水対策につきましては、公共下水道認可区域外の地域において、単独処理浄化槽若しくは汲み取り便槽から浄化槽への切り替え設置者に対し、補助の上乗せを行って、浄化槽への切り替えを更に推進してまいります。

## 2 産業振興について

次に、産業振興についてであります。

農林水産業は、国際化の一層の進展や農家の高齢化と担い手農家の減少の問題に加え、特殊病害虫の発生、食品関連産業の偽装表示や残留農薬等、食の安全に対する多くの課題を抱えています。

このような中で、国は今後の食料安定供給確保や農の持つ多面的機能の発揮、農業の持続的発展などを盛り込んだ「食料・農業・農村基本計画」の見直し作業を進めております。

これらの課題を踏まえ、本市におきましては、豊富で多彩な農畜産物や魚介類を活用した農水産業の振興に努め、安定的な「食糧供給基地」を目指してまいります。

具体的には、農業マイスター制度の活用や経営感覚に優れた認定農業者の育成を図り、地域の特性を生かした付加価値の高い農産物の生産や環境保全型農業などを推進してまいります。

野菜や果樹につきましては、消費者や市場から高い評価を受けており、これらを更に推進するため、トップセールスとして市場訪問を行い、市場が求める定時・定量・定質に加え、安心・安全な農作物の生産に努めてまいります。併せて、学校給食やホテル・旅館、道の駅等での積極的な地産地消の推進に努めてまいります。

また、「かごしまの農林水産物認証」の取得につきましては、これまでのスイカ、デコポン、レタス、オクラ、ソラマメに加え、昨年は、新たに実エンドウを取得いたしました。今後もエコファーマー制度の普及など、環境に優しい農業の推進を図るとともに、各種の補助制度を活用した施設や機械等の整備を進め、生産安定と品質向上を図り、消費者ニーズに対応できるブランド産地づくりに努めてまいります。

花き・観葉植物につきましては、生産者や関係機関と連携しながら、生産安定と品質向上に努め、消費者動向を的確に把握し、他産地に先駆けた新品目の導入を図り、普及に努めてまいります。

村づくりでは、重点地区における共生・協働の「むらづくり運動」を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度を活用した、美しい景観を有する潤いに満ちたゆとりと安らぎのある農村社会の形成に努めてまいります。

畜産につきましては、牛の全頭検査体制とトレーサビリティ体制が整備され畜産経営に明るい展望が開けておりましたが、飼料となる穀物のバイオ燃料化・新興国における需要拡大・原油価格高騰による輸送コスト上昇等により飼料価格が高騰する一方で、枝肉価格が低迷するなど厳しい経営状況にあります。今後もWTO問題等畜産を取り巻く情勢は予断を許さない状況であります。このような状況を踏まえ、自給飼料確保のため飼料イネ・甘しょツルの実証拡大を推進するとともに、無利子の家畜購入資金貸付や優良繁殖雌牛導入事業、酪農ヘルパー事業等を実施してまいります。

また、養豚・養鶏につきましては、今後とも需要の動向に対応した計画的な生産を推進するとともに、高病原性鳥インフルエンザなど、伝染病等の防疫対策を講じながら、生産性の

向上による経営安定と糞尿処理対策，環境保全が図られるよう努めてまいります。

耕地事業につきましては，基幹農道の南薩東部地区広域営農団地農道が，指宿地域の一部と山川・開聞地域で供用開始されています。南薩東部3期地区全区間（農林省区間）と国土交通省区間につきましては，平成23年度事業完成を目指してまいります。併せて，農村振興総合整備事業の平成21年度完成，経営体育成基盤整備事業の平成22年度完成に向けての取組を強化し，また，シラス対策事業に着手するなど，今後も農業生産基盤と生活環境の整備を進めてまいります。さらに，平成19年度から5か年計画で取り組んでいる農地・水・環境保全向上活動支援事業を積極的に推進してまいります。

林業につきましては，集団間伐や松くい虫の防除事業等を推進するとともに，森林整備地域活動支援交付金制度の活用を更に促進し，森林の持つ多面的機能の発揮に努めてまいります。また，篤姫散策ルートの一つである豊玉姫神社周辺の竹林で実施しました竹林健全化整備事業は，良好な森林環境や景観保全が図られるとともに，篤姫を核とした観光振興に大きく寄与しており，引き続き事業の推進を図ってまいります。

水産業につきましては，マダイ・ヒラメの放流，イカ柴・タコツボ投入などの「つくり，育て，管理する漁業」を推進してまいります。また，かつお節原料のかつお水揚げにつきましては，海外まき網船の誘致を推進し，かつお節製造業の振興に努めてまいります。今和泉漁港・山川漁港・川尻漁港の整備につきましては，漁港整備計画に基づき推進してまいります。さらに，山川港地区の活性化につきましては，今年4月にオープンするいぶすき山川港特産市場「活お海道」で，地域で獲れる新鮮な魚介類，かつお節，さつま揚げなどの水産加工品，近隣で生産される新鮮な農畜産物等を販売するとともに，市民と来訪者との交流促進，観光情報等の提供の場として活用してまいります。

商工業につきましては，国の経済月例報告にもありますように景気は急速に悪化している状況にあります。本市につきましては，大河ドラマ「篤姫」による経済効果が継続しておりますが，今後は国内の景気後退の影響を受け，総体的には悪化することが懸念されます。しかしながら，4月に山川港に「活お海道」がオープンいたしますので，これを九州新幹線全線開業につなげる地域活性化の大きな核となるよう努力してまいります。

また，中心市街地の活性化の事業実施や商店街街路灯維持，商工業制度資金利子補給，地域商店街活性化のために，指宿商工会議所が実施する「共通商品券発行事業」や菜の花商工会における「ツマベニ商品券事業」等につきまして，引き続き助成に努めてまいります。

雇用につきましては，全国的な派遣労働者等の解雇などをはじめとする雇用不安が広がっており，依然として厳しい状況が続いておりますが，本市におきましては，平成20年度から3か年の計画で厚生労働省の委託事業として「地域雇用創造推進事業」，「地域雇用創造実現事業」を実施しており，「雇用拡大」，「人材育成」，「就職促進」を積極的に推進してまいります。また，消費生活に関する諸問題の解決や，被害の未然防止のための対策が喫緊の課題

となっていることから、啓発活動等関係機関との積極的な連携を図ってまいります。

地域公共交通におきましては、JR山川駅の利用を促進し、山川駅の恒久的な存続を図るための補助金や不採算路線となった路線バスの運行を維持するための補助金を交付するとともに、市内循環バスの利用促進に努めてまいります。

また、薩摩・大隅両半島の観光や産業にとって重要な航路である山川・根占フェリー「ぶーげんびりあ」の運航について、県や関係市町、関係機関等と連携を取りながら、利用促進に努めてまいります。

観光につきましては、世界的な景気後退により、観光需要の低迷が危惧されるところでありますが、観光は地域経済に大きな波及効果をもたらすことから、その振興に一層積極的に取り組むことが必要であると考えております。

中でも、2年後の九州新幹線全線開業を見据えた対策は重要であります。そのため、県や県観光連盟等と連携し、観光キャンペーンの展開や広域的な観光ルートづくりに努めてまいります。また、全線開業までの2年間で「九州新幹線プレキャンペーン」と位置づけ、観光関係団体と連携した事業展開を行ってまいります。さらに現在、県や民間団体と協働して、「魅力ある観光地づくり事業」を推進しておりますが、引き続きJR主要駅周辺等に花木植栽などの整備を行い、受入対策の充実に努めてまいります。

体験型観光の推進につきましては、火山活動による自然資源を活かしたメニューの充実に努めるとともに、地元旅館やホテルなどが取り組んでいる滞在型観光プラン等とも連携してまいります。

イベント対策につきましては、菜の花マラソン大会や菜の花マーチなど、数多くのイベントが開催され、観光客誘致に大きな効果を上げております。今後も、それぞれのイベントの内容等を充実させるとともに、おもてなしの輪を広げ、更なる環境客の誘致を図ってまいりたいと考えております。

花と緑にまちづくりにつきましては、市民と行政が一体となって積極的に取り組んでいるところであります。今後も、フラワーパークかごしま等と連携を図りながら、世界的なガーデンシティ「国際観光保養都市・指宿」づくりを目指してまいります。

知林ヶ島の利活用につきましては、環境省直轄事業による遊歩道や展望台、休憩所などの整備が進み、今後は、花と緑と環境の島として更なる充実に努めるとともに地域住民や関係機関が一体となり、管理運営及び利活用の協議を進めてまいります。

国民宿舎事業につきましては、かいもん荘の跡地を利用して、ホテル・旅館等の宿泊施設を整備・運営する民間事業者の公募を行ってまいりましたが、現在の経済状況下では非常に厳しい状況にあります。しかしながら、開聞岳や東シナ海を望む良好な眺望を有するかいもん荘跡地の整備は、観光振興を図る観点から重要でありますので、既存建築物の解体を行い、民間事業者が進出しやすい条件を整え、建替えの推進に向けて努めてまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、市民に親しまれるサービスの向上等に取り組んでおりますが、近年の社会情勢等もあり利用者が減少してきております。今後も柔軟で大胆な発想のもとに、経営改革を行い、地域住民や観光客の憩いの場として、かつての賑わいを取り戻せるよう、効率的な運営とサービス向上に努めてまいります。

砂むし会館「砂楽」、山川砂むし保養施設及びヘルシーランドは、指定管理者制度により、一層の健全運営とサービス向上を図ってまいります。

レジャーセンターかいもんにつきましては、健全経営に努めながら、安全で快適な施設の維持管理を行ってまいります。

温泉配給事業につきましては、老朽管の布設替えや本管及び温泉タンクの清掃など、配湯施設の維持管理を行いながら、安定した温泉の供給に努めてまいります。

### 3 土木行政について

次に、土木・建設などのまちづくり全般についてであります。

国の財政悪化や道路特定財源の一般財源化など、公共事業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、経済情勢や地域の実情を踏まえ、機動的かつ弾力的に整備を進めてまいります。

社会基盤の整備では、幹線道路、生活道路、観光ロード整備、秩序ある土地利用の促進に努め、道路・交通網の確立を目指すとともに、魅力ある街並みの形成を図ってまいります。

また、生活環境の整備では、急傾斜地崩壊防止事業、公営住宅の整備、公共下水道施設の整備などを、有利な補助金や起債を活用しながら事業を実施し、住みやすい魅力あふれるまちづくり、安心・安全で快適なまちづくりに努めてまいります。

幹線道路網の整備では、広域農道南薩東部地区において、鎮守山線と松ヶ窪尾下線の改良舗装工事を計画しております。県事業としては、指宿鹿児島インター線の改良舗装工事が計画されており、これらの事業により、市内各地へのアクセス向上に努めてまいります。生活道路の整備では、温湯河原湯線、宮之前線、柳田横通り線、山川児ヶ水線、長迫西線、上野児童公園線、下吉墓地線などを合併特例債や辺地・過疎対策事業債の有利な起債を活用して整備するよう計画しております。これらの新設改良事業のみならず、道路等の維持補修にも引き続き努めてまいります。

急傾斜地の整備では、川尻地区と谷村地区の急傾斜地崩壊危険区域を県単事業で計画し、安全性を高めるよう努めてまいります。

また、国・県の事業であります港湾、海岸等の整備につきましては、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。主な負担金事業としましては、指宿港の港整備交付金事業と東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業が計画されております。特に摺ヶ浜地区については、防波堤等の改修に併せて、国直轄によるボードウォークや養浜などの海岸整備を行えるよう努力してまいります。

都市計画事業につきましては、土地利用計画に基づき、街路・都市公園等の都市施設の整

備改善を行い、都市機能の維持、住み良い秩序ある市街地形成を目指してまいります。湊土地区画整理事業では、既成市街地の再構築と中心市街地の活性化を図るため、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業の早期完成を目指してまいります。十町土地区画整理事業では、良好な都市機能の確保、住み良い市街地の形成を目指し、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業を推進してまいります。

県事業であります街路事業の渡瀬通り線（県道指宿停車場線）では、JR指宿駅へのアクセス道路として早期完成を目指して整備を進めております。庁舎潟山線では、十町土地区画整理事業の進捗との整合性を図りながら、事業の推進に努めてまいります。

また、景観行政につきましては、美しい自然景観や歴史的景観の保護のため、誘導や規制を行い、景観保全に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、事業認可計画に基づき、污水管きよの面整備を進めてまいります。北十町地区、田良地区及び高野原地区の污水管きよ布設工事を計画しており、十町土地区画整理事業区域内においては、平成22年4月に一部供用開始を予定しております。

雨水整備計画につきましては、潟口地区、大牟礼地区、弥次ヶ湯地区の浸水解析を行い、潟口雨水ポンプ場の改築事業を含めた浸水対策事業の実施に向けて取り組んでまいります。また、污水施設の浄水苑・中継ポンプ場及び雨水施設の潟口雨水ポンプ場、潟山ゲートポンプ場、仮設ポンプ場等下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境の確保に努めてまいります。

公営住宅事業につきましては、指宿地域71棟512戸、山川地域47棟133戸、開聞地域62棟142戸の計180棟787戸の市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。

また、住宅建設事業につきましては、指宿地域高野原団地の建て替えを、平成22年度までの2か年かけて24戸を建設するとともに、開聞地域川尻2号団地3棟8戸の合併浄化槽への改修を実施します。今後も市営住宅の整備・改善等を年次的に計画し、良好な居住環境の創生を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等の用地管理についても、未登記物件の解消を漸次行い、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

水道事業は開始以来、年次的・計画的に整備を進め、その健全経営に取り組んでまいりました。現在、給水区域の平均普及率は98%を超えるほどになっております。今後も市民の暮らしを支えるライフラインとして、常に公共性と効率性を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給してまいります。

安全な給水体制の構築や低水圧地域の解消・老朽管更新等のため、管路整備事業では配水管の新設・改良工事22件3,340mのほか、制水弁の設置工事1件4基を、また、施設整備事業

では、大渡地区ポンプ設備工事や松原田電気室工事など9件を計画しており、水質管理の徹底を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

#### 4 教育行政について

次に、教育行政についてであります。

市発展の礎は、故郷の未来を担う青少年の育成にあります。そのためには、めまぐるしく変化する社会に的確に対応するため、学校・家庭・地域が役割分担をこれまで以上に重視し、それぞれが相互に連携して地域全体で心豊かで健やかな青少年を育てていくことが大事であります。これまで、それぞれの地域で育まれた良き教育風土を大切にしながら、「まちづくりは人づくり」という信念に基づき、公民館活動や青少年育成事業を実践してまいりました。今後更に内容を充実し、「地域の子供は地域で守り育てる」という気風の確立に努めるとともに、園児・児童・生徒が楽しく安心して学べる施設の整備充実に努めてまいります。

また、「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を基本理念とし、「郷土を愛し未来を拓くこころ豊かな人材を育むまち」実現のために、教育・文化・スポーツの振興に努めてまいります。

学校の施設整備では、教材教具の備品整備や老朽化した校舎等の段階的な改修・維持補修を図るとともに、児童、生徒に安全で良好な学習の場を提供できるよう努めてまいります。そのために、丹波小学校校舎改築事業をはじめ、各学校校舎等の防水工事や照明施設改修などの施設整備を図ってまいります。また、耐力度調査の結果を踏まえ、北指宿中学校体育館建設に向けて準備を進めてまいります。さらに、将来を担う指宿の子供たちに相応しい教育環境の在り方について、学校施設整備計画検討委員会で真剣に議論をしていただいております。11月までには、地域住民の意見を反映した学校施設整備計画の答申をいただき、その実現に努力してまいります。

学校教育では、「確かな学力の向上」と「豊かな人間性の育成」「健やかな体の育成」を目指し、知育・徳育・体育のバランスのとれた「心身ともにたくましい児童、生徒の育成」に努めてまいります。また、生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基本的・基礎的な知識及び技能や、思考力及び判断力などを確実に習得させてまいります。特に、「基礎・基本」定着度調査や全国学力・学習状況調査等の結果をもとに、きめ細かな指導をより一層充実させるなど、確かな学力の定着に努めてまいります。また、小・中・高等学校の連携を深め、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めてまいります。

道徳教育では、豊かな心を持ち、伝統と文化を継承するとともに、集団宿泊学習や体験学習等を通じて、児童、生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ってまいります。将来、社会人、職業人として自立していくうえで必要な能力や態度を育むために、市内の各事業所等と連携し、全ての中学2年生が一斉に5日間の職場体験学習を行う「キャリア・スタート・ウィー



ク事業」の充実に努めてまいります。

読書活動を推進するために、地域や学校関係者で組織する読書活動推進会議を開催し、学校や家庭、地域が主体的、意欲的に読書に親しむ「読書の街」づくりを進めてまいります。

メディア教育の推進に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用するとともに、情報モラルを身につけるための学習活動を充実してまいります。

また、「学生（子ども）映画祭 I N いぶすき」は、これまでのベトナムに加えミャンマー、タイ、ラオス、カンボジアのメコン5か国が加わることとなりました。そのため名称を「アジア国際子ども映画祭 I N いぶすき」に改め、引き続き文化庁の「文化芸術による創造のまち」支援事業や外務省等関係省庁の支援を受けながら、映像を通じて児童、生徒の豊かな情操と感性を育てるとともに、アジア諸国の子供たちとの国際交流を推進してまいります。

生徒指導では、いじめや不登校の問題等に積極的に取り組むために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、生徒指導相談員等を配置するとともに、子供のサポート体制整備事業（はしむれ教室）を実施してまいります。

特別支援教育では、児童生徒一人一人に適切な指導や手助けができるように、特別支援員を配置するとともに、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携し、個々の障害の程度に応じた指導に努めてまいります。

環境教育では、児童会活動、生徒会活動等で、ごみ分別の徹底、節電・節水等を機会あるごとに呼びかけ、学校版 I S O の取組をさらに進めてまいります。

体育・健康に関する指導は、「たくましい体・強い心」を育むために、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果をもとに、体力や運動能力、運動習慣の実態を適切に把握し、授業改善や「一校一運動」等の充実に努めてまいります。また、家庭や地域、学校給食センターと連携を図り、正しい食習慣の形成を図るとともに、病気の予防や望ましい生活習慣を身につける健康教育の充実に努めてまいります。

児童、生徒の登下校時における安全確保では、P T A や地域住民、関係機関と連携を深め、通学路等の安全点検や巡回パトロール等を実施し、地域社会全体で子供を見守り、安全で安心できる環境づくりに努めてまいります。また、学校では不審者対応訓練や危険予知訓練等を実施し、学校内及び登下校時における児童、生徒の安全対策の充実に努めてまいります。

教職員研修では、自らの資質能力の向上に意欲的に取り組むために、経験者研修をはじめ、校内研修等の内容の充実に努めてまいります。地域に開かれ、地域に根ざした教育活動を創造するために、学校を自由に参観し、子供の頑張りを応援する地域が育む「かごしまの教育」県民週間を実施するなど、地域丸ごとの教育を推進してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、多様な高度情報機器を活用し、専門性の育成を図り、資格取得の向上と、生徒の能力や適性に応じた進路の実現を目指してまいります。また、指

商デパートや道の駅「彩花菜館」での体験学習を継続し、キャリア教育の向上を図ってまいります。

社会教育につきましては、郷土を拓く心豊かな人づくりに果たす役割は極めて大きいものがあります。「いつでも・どこでも・だれでも」生きがいを求めて自ら学ぶ市民講座等の充実を図り、校区公民館を中心に各種団体の活動を支援しながら、地域に根づく生涯学習社会を目指してまいります。また、次代を担う青少年を地域全体で育てるために、青少年育成会議を開催するなど、市民全体で積極的に関わることができるよう取り組んでまいります。

地域における地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透など、地域や家庭の教育力が低下する中、学校、地域、家庭との連携体制の強化を図るため、地域コーディネーターを配置し、地域全体で学校を支援する学校支援地域本部事業に取り組んでまいります。また、家庭教育の充実を図るため、地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、積極的かつきめ細かな相談体制を充実し、訪問型家庭教育支援事業に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、いぶすきふるさと探検隊や郷中わくわく体験塾などの体験活動を中心に、地域の人材を生かしながら、地域全体で地域の子供を守り育てる気風づくりに努めてまいります。また、郷土の偉人に学び、志を高く掲げ、善い行いや他の模範となる子供たちを表彰する「子ほめ条例」により、子供たちの良さを見つけ、褒めることにより、心身ともに健全な青少年を育成してまいります。さらに、姉妹都市等との青少年交流事業を通じて、心豊かでたくましく、国際性豊かな青少年の育成に努めるとともに、ジュニア・リーダークラブの充実を図ってまいります。各社会教育関係団体につきましては、活動を支援し、それぞれの組織の充実を図ってまいります。

次に、文化の振興であります。時遊館COCOはしむれを文化や学習情報の発信基地、市民会館、山川文化ホール、開聞総合体育館を芸術鑑賞及び文化活動の場として位置づけ、文化団体の育成や文化の振興を図るとともに、それぞれの施設の利用促進に努めてまいります。

市内には国指定史跡の橋牟礼川遺跡や国の登録有形文化財である宮ヶ浜港防波堤（捍海堤）や宮ヶ浜地区の五つの商家群など、長い歴史の中で先人たちが残した貴重な文化財が多く残されております。今後も国・県と連携を図りながら、その保存・活用に努めるとともに、市指定文化財などについても、学習活動だけでなく、市の新たな魅力として利活用を図ってまいります。また、平成20年には、大河ドラマ「篤姫」の放映により、指宿の歴史や文化財に対する興味関心が高まりました。今後も、更に案内板の設置や広報活動、資料提供を行うとともに、関係資料の収集を行い、その公開に努め、多くの市民がわがまちを誇れるような環境づくりを進めてまいります。

2009年は、ガリレオが自作の望遠鏡で星を観察して400年目にあたる「世界天文年」です。

これは世界中の人が夜空を見上げ、宇宙の中の地球や人間の存在に思いを馳せ、自分なりの発見をしてもらうことを目的として設けられた年であります。また、7月22日には、今世紀最大の皆既日食もあり、多くの市民が天体に親しむ絶好の機会であります。そこで、星空観察会や講演会などを開催してまいります。

図書館につきましては、指定管理者と連携を図りながら、施設のより効果的・効率的な管理運営を行い、市民に親しまれる図書館として一層のサービスの向上に努めてまいります。

社会体育の振興につきましては、「市民一人1スポーツ」の実現を目指して、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう環境づくりに努めてまいります。市民主体で運営する「いぶすきスポーツクラブ」の一層の充実を図るとともに、体育関係団体と連携しながら市民体育祭や各種スポーツ大会などを開催し、生涯スポーツの促進に努めてまいります。また、地域住民のニーズに応じたスポーツ活動の推進のため、社会体育施設の有効活用及び学校体育施設開放事業の推進を図るとともに、体育施設を安全で良好に使用できるよう、施設の整備・充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、食の安全を第一に、栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努め、学校給食を通じての「食育」の取組を推進してまいります。

#### 【 】 予算の大綱

最後に、21年度の当初予算の大綱について申し上げます。

本市の財政状況は、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税が、これまで予測を上回る規模で削減されてきたことに伴い、財政調整に活用可能な基金も減少し、従来のような基金からの繰入れによる市政運営は困難な状況になっているところであります。また、財政の弾力性を示す数値である経常収支比率も年々高くなっており、平成19年度決算では103.2%と財政の硬直化が一層進んでおります。

このため、予算編成にあたりましては、歳入に見合った歳出構造への転換を着実に図るべく、予算要求額について各部に「一般財源枠」を配分し、平成21年度を最終年度とする「集中改革プラン」に基づいて、人件費をはじめとする内部的な事務経費の縮減や経常的経費の見直しに努めたところであります。

一方で、日本経済は、世界不況の影響から輸出、設備投資、個人消費が総崩れとなり、「戦後最大の経済危機」に陥っていることから、国と地方が連携し、地域活性化・景気対策・雇用創出等に資する事業を積極的に取り組むことが求められております。また、少子高齢社会の進展や2年後の九州新幹線全線開業に向けた取組などの地域課題に対しても適切に対応していかなければなりません。

このようなことから、3月補正予算では、「地域活性化・生活対策臨時交付金」等を活用して、総額5億5,600万円ほどの28の各種の繰越明許事業を計上し、これに併せて平成21年度当初予算でも合併特例債・過疎債などを活用し、「地方の底力の発揮」に向けた事業に取り組

むものであります。

平成21年度の当初予算は、

|                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| 一 般 会 計                       | 194億7,700万円  |
| 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計           | 72億1,333万9千円 |
| 老 人 保 健 特 別 会 計               | 2,261万5千円    |
| 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計         | 5億7,352万1千円  |
| 介 護 保 険 特 別 会 計               | 39億6,493万1千円 |
| 温 泉 配 給 事 業 特 別 会 計           | 4,295万円      |
| 唐 船 峡 ぞ う め ん 流 し 事 業 特 別 会 計 | 2億3,834万1千円  |
| 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計         | 11億2,360万3千円 |
| 水 道 事 業 会 計                   |              |
| 収 益 的 収 入                     | 8億54万2千円     |
| 収 益 的 支 出                     | 6億6,046万7千円  |
| 資 本 的 収 入                     | 55万円         |
| 資 本 的 支 出                     | 3億7,355万9千円  |

を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入・歳出予算の概要等につきましては、お示しのとおりでありますので、よろしくお目通しをお願い申し上げます。

以上、向こう1年間の市政運営について基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであります。市政を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。幸いにも本市は、多様で豊かな自然環境、個性あふれる歴史と文化、資質に富んだ人材などに恵まれております。市政の推進にあたりましては、これらの資源を活かすとともに、「自分たちのまちは自分たちで造ろう」の気概のもと、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に役割を果たしていただくことが重要です。それが共生・協働の地域社会づくり、世界に誇れる故郷づくりへとつながっていくものと確信をいたします。

私自身その先頭に立ち、職員と一丸となって諸課題に取組み、「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」実現に向け、積極果敢に挑戦し、市政の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。今後とも、市議会の皆様をはじめ、市民の皆様のより積極的な市政へのご参加と市政に対するご理解、ご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次、第1回定例市議会に上程しました案件は、補正予算に関する案件9件、一部事務組合に関する案件2件、土地開発公社に関する案件1件、指定管理者の指定に関する案件5

件、条例に関する案件14件、当初予算に関する案件9件の計40件であります。

議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）についてから議案第40号、平成21年度指宿市水道事業会計予算についてまでの40議案の詳細につきましては、所管の部課長に説明をいたさめますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

総務部長（鶴窪吉英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案についてご説明を申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億509万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を202億4,430万9千円にしようとするものであります。

補正の内容は、事業費の確定や支出見込みに対する不用額及び整理等に伴う減額分と、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金の活用事業を追加しようとするものであります。現下の厳しい経済情勢や雇用情勢の下、地方公共団体が積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、国の平成20年度補正予算において交付金制度が創設されたもので、平成20年度3月補正で活用事業について、補正予算の計上が求められたところでございます。このようなことから、3月補正予算において、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の追加事業として296万3千円と地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業費として5億2,681万4千円を新たに計上するものでございます。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、5ページの第2表、繰越明許費でお示しておりますが、庁舎施設等整備事業等の28事業に地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を充当する事業と、市道の新設改良や地方道路交付金事業等の7事業に繰越明許費を設定するものでございます。

第3条で、債務負担行為の補正をするものでございます。内容につきましては、6ページの第3表、債務負担行為補正でお示しておりますが、農業近代化資金利子補給事業の確定及び指宿市都市開発公社の借入額の確定に伴う債務負担行為の変更でございます。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第4表、地方債補正でお示しておりますが、合併特例債充当残の一般財源部分に充当いたしておりました地域再生債が行政改革推進債に統合されたことから、行政改革推進債の追加、地域再生事業の減額変更の財源組替え、各事業費の確定に伴う限度額をそれぞれ変更をするものでございます。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明をさせていただきますが、歳出につきましては、その内容が事業費の確定、又は支出見込みに対する不用額、あるいは不足額の整理等も

ございますので、その中で主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の24ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節11需用費，説明欄の修繕料38万円及び施設維持費442万8千円，節13委託料24万9千円，節15工事請負費5,070万6千円，節18備品購入費675万6千円の合計6,251万9千円の補正につきましては，交付金活用による指宿庁舎及び山川庁舎，開聞庁舎の諸施設整備等に係る工事請負費等6,265万9千円の計上と，山川庁舎警備委託料等の執行残14万円を減額するものでございます。

次のページの目6財産管理費，節18備品購入費475万円の補正につきましては，交付金活用による，各公共施設の地上デジタル放送対応型テレビ等の購入に係る備品購入費を計上するものであります。同じく節25積立金287万5千円の補正につきましては，合併まちづくり基金及びふるさと振興基金等の預金利子積立金を説明欄のとおり計上するものであります。

目7企画費，次のページを開けていただきまして，節11需用費に印刷製本費は表示されておりませんが，交付金活用による，管内地図製作に係る印刷製本費100万円の計上と第1次指宿市総合振興計画書印刷に係る入札執行残100万円減額との相殺によるものであります。同じく節17公有財産購入費430万円の減額補正につきましては，知林ヶ島の購入費確定に伴い不用額を減額するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金263万5千円の減額補正につきましては，提案公募型補助事業費の確定に伴い不用額を減額するものであります。目8交通安全対策費，節13委託料20万円の補正につきましては，交付金活用による，JR踏切7か所への看板設置に係る委託料を計上するものであります。目9情報政策費，節11需用費96万9千円の補正につきましては，広報いぶすきに係る印刷製本費の不足に伴い増額するものであります。目10電算管理費，節18備品購入費74万1千円の補正につきましては，交付金活用によるDNSサーバー機器購入に係る備品購入費を計上するものであります。

項4選挙費，次のページの目3海区漁業調整委員会委員選挙費146万円の減額補正につきましては，海区漁業調整委員会委員選挙は無投票になったことに伴い不用額を減額するものであります。

次は28ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目2障害者福祉費，節13委託料72万3千円の補正につきましては，介護報酬等改定に伴う自立支援給付支払いシステムの改修費等を計上するものであります。同じく節20扶助費347万8千円の減額補正につきましては，各障害者福祉事業費の実績見込みの増減に伴い扶助費を減額するものであります。

目3老人福祉費，節13委託料793万円の補正につきましては，高齢者訪問給食サービス事業の配食数の増に伴い委託料を増額するものであります。同じく節20扶助費300万円の減額補正につきましては，養護老人ホーム等措置費の実績見込減に伴い，扶助費を減額するものであります。

目6国民健康保険総務費，節28繰出金1億982万3千円の補正につきましては，国民健康保険特別会計への財政安定化支援等の繰出金を増額するものであります。

次のページの目8後期高齢者医療総務費，節19負担金補助及び交付金457万7千円の減額補正につきましては，広域連合の一般会計へ拠出する保険給付費以外の事務共通経費及び特別会計に拠出する保険給付費に係る事業共通経費の事業費確定に伴い負担金を減額するものであります。同じく節28繰出金1,905万5千円の補正につきましては，後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金の確定に伴い繰出金を減額するものであります。

目9介護保険総務費，節13委託料256万9千円の減額補正につきましては，介護報酬単価改正等に伴う地域包括支援センターシステム改修委託料33万1千円の計上と介護予防支援サービス計画費の実績見込みにより委託料を290万円減額するものでございます。

次は30ページをお開きください。

款4衛生費，項1保健衛生費，目1保健衛生総務費，節11需用費，説明欄の施設維持費238万4千円と節15工事請負費760万円の合計998万4千円の補正につきましては，交付金活用による，指宿保健センターの空調機整備，防水工事，開聞保健センターの防水工事等の施設整備に係る工事請負費等を計上するものであります。

目2予防費，節13委託料300万円の減額補正につきましては，各予防接種事業の実績見込減に伴い委託料を減額するものであります。

目3老人保健対策費，節13委託料240万円の減額補正につきましては，胃がん検診及び肺がん検診の実績見込減に伴い委託料を減額するものであります。

目4乳幼児医療費助成費，節20扶助費623万6千円の減額補正につきましては，乳幼児医療費の実績見込減に伴い委託料を減額するものであります。

目6環境衛生費，節11需用費，説明欄の修繕料126万9千円の補正につきましては，交付金活用による，指宿火葬場の炉前室搬送装置修繕及び山川火葬場の炉過流火導孔取替等に係る修繕料を計上するものであります。

次のページの項2清掃費，目2塵芥処理費，節11需用費，説明欄の施設維持費1億337万7千円の補正につきましては，交付金活用による，指宿清掃センターのガス冷却室，空気予熱器，ケーシング，送風機，噴射水加圧ポンプ分解の修繕及びトラックスケールパソコン更新に係る施設維持費を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金314万8千円の減額補正につきましては，指宿広域市町村圏組合の職員給与の3%削減及び汚泥再生処理センター施設整備に係る事業費確定に伴い，負担金を減額するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，次のページの目3農業振興費，節19負担金補助及び交付金，説明欄の補助金130万3千円の補正につきましては，農業後継者に対する農業機械購入及び新規就農に係る補助金の増額，同じく説明欄の投資的経費のもの2,807万5千円の減額補正につきましては，活動火山周辺地域防災営農対策事業等の事業費確定に伴い補助金を減額するも

のであります。

目5畜産業費，節19負担金補助及び交付金1,395万2千円の減額補正につきましては，資源リサイクル畜産環境整備事業費確定に伴い，負担金を減額するものであります。

目6農地費，次のページの節13委託料2,767万円の減額，節15工事請負費590万8千円の増額及び節17公有財産購入費45万3千円の増額補正につきましては，交付金活用による，五郎ヶ岡地区及び吹越地区と柳田地区の農道整備，土地改良トータルプラン作成，農道の環境整備等に係る工事請負費等1,017万7千円の計上と，地籍調査事業費の確定に伴う委託料等3,148万6千円を減額するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金，説明欄の県に対するものの負担金1,980万4千円の減額補正につきましては，経営体育成基盤整備事業費等の事業費確定に伴い，負担金を減額するものであります。

項2林業費，目2林業振興費，節13委託料の630万5千円の減額補正につきましては，松くい虫特別防除及び伐倒駆除事業費の執行残による委託料を減額するものであります。

目3林道維持費，節13委託料50万円の補正につきましては，交付金活用による，林道の環境整備に係る委託料を計上するものであります。

項3水産業費，目3漁港建設費，節19負担金補助及び交付金231万8千円の減額補正につきましては，山川漁港及び川尻漁港の改修事業費の確定に伴い，負担金を減額するものであります。

目4水産業施設費，次のページを開けていただきまして，節15工事請負費1,466万円の減額と節18備品購入費172万5千円の減額補正につきましては，いぶすき山川港特産市場建設事業費の入札執行残等に伴う不用額を減額するものであります。

款6商工費，項1商工費，目3観光費，節13委託料486万円と節15工事請負費8,159万円の合計8,645万円の補正につきましては，交付金活用による，国民宿舎の解体及びレジャーセンターの施設改修に係る工事請負費等を計上するものであります。

目4温泉施設費，節11需用費，説明欄の施設維持費99万8千円の補正につきましては，交付金活用による，レジャーセンターの蛇口取替等に係る施設維持費を計上するものであります。

次のページ款7土木費，項1土木管理費，目1土木総務費，節13委託料475万円の補正につきましては，交付金活用による，市道等未登記物件の登記に係る委託料を計上するものであります。

項2道路橋りょう費，目1道路橋りょう総務費，節7賃金100万円と節13委託料の855万円の合計955万円の補正につきましては，交付金活用による，市道の用地買収及び維持に係る賃金，橋りょう概略点検調査及び市道道路台帳整備に係る委託料等を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金954万5千円の減額補正につきましては，県単道路整備事業の事業休止及び事業費の確定に伴い，負担金を減額するものであります。

目2道路維持費，節13委託料550万円と節15工事請負費300万円の合計850万円の補正につき



ましては、交付金活用による、市道の維持補修に係る工事請負費等を計上するものではありません。

目3道路新設改良費、節13委託料237万5千円の増額と、次のページを開けていただきまして、節15工事請負費4,222万8千円の増額、節17公有財産購入費3,511万7千円の減額及び節22補償・補填及び賠償金475万4千円の減額補正につきましては、交付金活用による、市道長崎鼻線の流末排水路整備及び湊川橋整備事業に係る工事請負費等3,629万円の計上と、道路交付金事業として実施している松ヶ窪尾下線、鎮守山線の土地購入の一部について、国立公園の許認可の関係で平成21年度以降の購入予定となったことから、その額を工事請負費等に組替えて執行すること等に伴い、土地購入費3,119万8千円を減額するものであります。

項3河川費、目1河川総務費、節13委託料80万円の補正につきましては、交付金活用による、細田西地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る調査費委託料を計上するものであります。

項4港湾費、目1港湾建設費、節19負担金補助及び交付金470万3千円の補正につきましては、指宿港海岸局部改良事業及び海岸堤防等老朽化対策緊急事業の事業費確定に伴い、負担金を増額するものであります。

項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金1,805万円の補正につきましては、交付金活用による、浄水苑の汚水ポンプ3号機オーバーホール整備、下水道台帳整備、潟山ポンプエンジン修繕に係る施設維持費の財源として、公共下水道事業特別会計への繰出金1,995万円の計上と、借換債の活用による公債費の減に伴い、繰出金190万円を減額するものであります。

目2土地区画整理費、次のページの節13委託料1,600万円の減額補正につきましては、湊土地区画整理地内の確定測量及び事業計画・実施計画変更業務委託料の不用額を減額するものであります。

目3街路事業費、節19負担金補助及び交付金5,390万円の減額補正につきましては、潟山丈六線及び渡瀬通り線の県営事業負担金の確定に伴い、減額するものであります。

目5都市公園費、節11需用費739万5千円の補正につきましては、交付金活用による、都市公園の施設修繕料を計上するものであります。

項6住宅費、目1住宅管理費、節13委託料89万1千円と、節15工事請負費115万円の合計204万1千円の補正につきましては、交付金活用による、公営住宅の火災報知器設置及び敷地内の樹木管理に係る工事請負費等を計上するものであります。

目2公営住宅建設費、節13委託料608万5千円の減額補正につきましては、高野原団地建設事業設計調査業務委託の入札執行残により委託料を減額するものであります。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金2,409万1千円の減額補正につきましては、消防組合額娃庁舎建設事業の入札執行残及び職員給与の3%削減等による組合負担金の確定に伴い減額するものであります。

次は38ページをお開きください。目2非常備消防費，節12役務費17万1千円と，節18備品購入費481万4千円の合計498万5千円の補正につきましては，交付金活用による，消防分団旗購入，消防団員の活動服及びアポロ帽購入，消防車車両表示名称書換えの備品購入費等を計上するものであります。

款9教育費，項1教育総務費，目2事務局費，節7賃金233万3千円の減額補正につきましては，学校主事の退職に伴い，当初，臨時の学校主事雇用を予定しておりましたが，正職員が配置されたことに伴う賃金の不用額を減額するものであります。

目3教育振興費，次のページの節18備品購入費470万5千円の補正につきましては，交付金活用による，市内全小学校・中学校へのAED設置に係る備品購入費481万8千円の計上及び小・中学校の教育振興用備品購入費の執行残11万3千円を減額するものであります。

項2小学校費，目1学校管理費，節13委託料，説明欄の投資的委託料1,693万5千円の補正につきましては，交付金活用による，小学校の校舎及び屋体の耐震診断に係る委託料1,931万円の計上と，丹波小学校校舎建設実施設計委託料の入札執行残237万5千円を減額するものであります。同じく節15工事請負費1,280万5千円の補正につきましては，交付金活用による，小学校のプールろ過機改修及び学校施設修繕等に係る工事請負費を計上するものであります。

目2教育振興費，節18備品購入費3,231万5千円の補正につきましては，交付金活用による，小学校パソコンの購入に係る備品購入費3,246万3千円の計上と，小学校の教育振興用備品購入費の執行残14万8千円を減額するものであります。

項3中学校費，目1学校管理費，次のページを開けていただきまして，節11需用費353万2千円の減額補正につきましては，中学校の光熱水費の実績見込減に伴い，光熱水費を減額するものであります。同じく節13委託料1,275万8千円と節15工事請負費326万7千円の合計1,602万5千円の補正につきましては，交付金活用による，中学校校舎・屋体の耐震診断委託料，中学校のプールろ過機改修及び学校施設修繕等に係る委託料等1,616万5千円の計上と，北指宿中学校体育館耐力度調査業務委託料の入札執行残14万円を減額するものであります。

項4高等学校費，目1学校管理費，節1報酬260万円の減額補正につきましては，非常勤講師の減及び授業時数の減による不用額を減額するものであります。同じく次のページの節15工事請負費1,126万7千円の補正につきましては，交付金活用による，高等学校体育館の雨漏り改修工事，トイレの水洗化工事及び靴棚の改修工事に係る工事請負費を計上するものであります。

項6社会教育費，目2公民館費，節11需用費，説明欄の修繕料91万8千円と，節15工事請負費285万7千円の合計377万5千円の補正につきましては，交付金活用による，校区公民館の施設修繕に係る工事請負費等を計上するものであります。

目3図書館費，節11需用費47万2千円と，節15工事請負費267万2千円の合計314万4千円の補正につきましては，交付金活用による，指宿図書館の屋上防水工事，雨漏り改修工事及び山

川図書館のブラインド修繕に係る工事請負費等を計上するものであります。

次は42ページをお開きください。目6文化財保護費，節11需用費20万9千円の補正につきましては，交付金活用による，橋牟礼川遺跡公園内の外灯修繕料を計上するものであります。

目7社会教育施設費，節11需用費，説明欄の修繕料194万8千円と施設維持費141万3千円及び節13委託料102万6千円の補正につきましては，交付金活用による，指宿市民会館の冷温水器配管洗浄，山川文化ホールの施設設備に係る修繕料等391万1千円の計上と，指宿市民会館の火災報知器取替費47万6千円を計上するものであります。同じく節15工事請負費475万円の補正につきましては，交付金活用による，時遊館C O C C Oはしむれの施設修繕に係る工事請負費を計上するものであります。

項7保健体育費，目2社会体育施設費，節11需用費，説明欄の修繕料99万8千円，節12役務費23万8千円及び節15工事請負費2,999万7千円の補正につきましては，交付金活用による，指宿総合体育館の屋根防水工事，指宿弓道場の屋根防水工事，開聞運動場の樹木伐採，開聞総合グラウンドの流末排水路工事及び放送施設改修工事に係る工事請負費等3,425万9千円の計上と，山川勤労者体育センター改修工事等の入札執行残302万6千円を減額するものであります。

目3学校給食センター，次のページの節15工事請負費322万3千円の補正につきましては，交付金活用による，山川給食センターの小型ボイラー取替に伴う工事請負費等576万8千円の計上と，空調機設置の入札執行残254万5千円を減額するものであります。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費，節13委託料58万6千円と節16原材料費18万1千円の合計76万7千円の補正につきましては，交付金活用による，浜児ヶ水長迫地区の土砂崩壊に伴う災害復旧の委託料等を計上するものであります。

目2現年補助災害復旧費，節15工事請負費205万5千円の減額補正につきましては，農道及び農地の補助災害復旧事業費の確定に伴い，工事請負費を減額するものであります。

款11公債費，項1公債費，目1元金1,800万円の減額補正につきましては，山川・根占航路フェリー購入資金として借入れた県振興資金の平成20年度分の償還延伸に伴い償還元金を減額するものであります。

次に，歳入についてご説明をいたしますので13ページをお開きください。

款1市税5,000万円の補正につきましては，法人市民税において，これまでの調定実績と今後の納付見込みを勘案して増額するものであります。

款2地方譲与税から款9地方特例交付金までの補正につきましては，交付額の確定及びこれまでの調定実績や今後の交付見込等を勘案し，節区分欄にお示しのとおり計上するものであります。

次は14ページをお開きください。

款10地方交付税2,396万8千円の補正につきましては，普通交付税の交付額が確定したこと

に伴う増額と、特別交付税の交付見込減等を勘案して減額するものであります。

款12分担金及び負担金1,293万4千円の減額補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、それぞれの事業費の確定等に伴い減額するものであります。

款13使用料及び手数料1,373万4千円の減額補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり計上するものでございます。

次のページの款14国庫支出金、項1国庫負担金1,631万円の減額補正につきましては、それぞれの事業に係る国庫負担金の確定等に伴い、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり計上するものであります。

項2国庫補助金4億8,439万1千円の補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の追加分146万9千円と、地域活性化・生活対策臨時交付金の4億4,778万5千円の計上と各補助事業費の確定等に伴う補助金の増減分で、3,513万7千円を増額するものであります。

次は17ページをお開きください。

項3委託金34万3千円の減額補正につきましては、それぞれの事業に係る委託金の確定に伴い、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり委託金を減額するものであります。

款15県支出金1億1,333万円の減額補正につきましては、それぞれの事業に係る県支出金の確定等に伴い、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり計上するものであります。

次は19ページをお開きください。

款16財産収入3,148万3千円の減額補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり計上するものであります。

次は20ページでございます。

款18繰入金、項1特別会計繰入金1,303万2千円の減額補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、老人保健特別会計と唐船峡そうめん流し事業特別会計の財源調整に伴う補正、国民宿舎施設整備等基金及び国民宿舎事業特別会計に係る清算剰余金を一般会計繰入金として計上するものであります。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金5,951万1千円の補正につきましては、市税の増額や地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金に係る一般財源7,902万9千円の増額計上と、事業費確定や執行残による不用額1,951万8千円の減額があったことから、その財源調整として、財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。同じく目3観光振興基金繰入金110万8千円の減額補正につきましては、魅力あるいぶすきまちづくり協議会ガイドブック作成負担金の不用に伴う減額、同じく目4ふるさと振興基金繰入金703万2千円の減額補正につきましては、広域組合事業費の確定等に伴う繰入金の減額をそれぞれ計上するものであります。

款20諸収入2,055万1千円の減額補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり

り計上するものであります。

次のページの款21市債1億5,603万7千円の減額補正につきましては、それぞれの起債対象事業の決定見込み及び変更によるものでありますが、内容につきましては節区分欄及び説明欄にお示しのとおりであります。

なお、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正及び議案第2号、平成20年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、議案第8号、平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの7議案につきましては、別冊、平成20年度指宿市各会計3月補正予算の概要を配布させていただいておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

次は、提出議案の10ページをお開きください。

議案第10号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本案は、大隅中部火葬場組合、始良伊佐環境保全センター管理組合及び肝属地区介護保険組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から当該3組合を脱退させ、新たに設置される種子島産婦人科医院組合を加入させること。また、肝属地区一般廃棄物処理組合が大隅肝属広域事務組合に名称変更することから、鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部変更を行うことについて、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次は、提出議案の12ページをお開きください。

議案第11号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についてであります。

本案は、平成21年4月1日から始良伊佐環境保全センター管理組合が解散することに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、提出議案の14ページをお開きください。

議案第12号、指宿市土地開発公社定款の一部変更についてであります。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって、民法その他の関連する法律の規定が整備されたことに伴い、監事の職務を規定する定款の第7条の一部を変更しようとするものであります。

変更の内容は、民法の規定から監事の職務を規定していた第59条が削除され、公有地の拡大の推進に関する法律第16条に監事の職務を規定する第8号が追加されたことから、定款第7条第4項中の引用規定を改めるものであります。なお、監事の職務内容につきましては変更があるものではございません。

次は、提出議案の21ページをお開きください。

議案第18号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬のうち、本市役所の産業医の報酬額につきまして、県内他市や市内事業所の産業医の報酬額や業務内容を参考にして改定を行い、脱誤している水道水源保護審議会委員の報酬を新たに加えるものであります。

次は、提出議案の23ページをお開きください。

議案第19号、指宿市定住促進条例の一部改正についてであります。

本案は、本市における定住の促進を更に図るため、助成対象を拡大し、併せて助成対象期間を延長して平成24年3月31日まで制度を継続しようとするものであります。

改正の主な内容でございますが、第2条の助成対象の世帯責任者において、配偶者又は義務教育就学前の子供を有し、転入の日において50歳以下の者、これを配偶者又は義務教育終了前の子供を有し、転入の日において60歳以下の者に改め、また、空き家対策として、助成対象の購入住宅について、床面積が50㎡以上で建築年数10年以内の住宅を、建築年数が10年を超えた購入住宅についても助成することとし、床面積が50㎡以上の住宅に改めるものであります。

次に、第3条の助成対象期間、平成18年1月1日から平成21年3月31日までを、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に改め、制度を平成24年3月31日まで継続し、また、住宅建築に要する期間の実態にあわせて、申請期間6か月以内を1年以内に改めるものであります。

次は、提出議案の25ページをお開きください。

議案第20号、指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてであります。

本案は、平成19年に新しく制定された企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、県が国の同意を得て策定した承認企業立地計画に従って設置される施設については、市町村が条例を制定することにより、3年間、固定資産税を課税免除することができ、課税免除によって減額される額の75%は交付税で補てんされることから、本条例を制定しようとするものであります。対象となる業種は、県の基本計画における指定集積業種であって、自動車関連産業、電子関連産業、食品関連作業、情報通信関連産業、新エネルギー産業であります。

次は、提出議案の28ページをお開きください。

議案第21号、指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行により、同意企業立地重点促進区域の存在する市町村においても、同区域における工場等の緑地面積率等に関する基準を緩和することが可能になったため、工場立地法に基づき公

表された準則に代えて、条例により適用する準則を定め、緑地面積率等を緩和することにより、本市における企業誘致の促進を図ろうとするものでございます。条例の主な内容は、第3条において、この条例を適用する区域の範囲を、企業立地促進法第7条第1項に規定する同意基本計画において、同意企業立地重点促進区域として定めた新西方工業団地としています。また、緑地の面積の敷地面積に対する割合を、工場立地法に基づき公表された準則100分の20以上に代えて100分の3以上とし、環境施設の面積の敷地面積に対する割合を、工場立地法に基づき公表された準則100分の25以上に代えて100分の5以上としております。

次は、提出議案の31ページをお開きください。

議案第22号、指宿市ふるさと応援基金条例の制定についてであります。

本案は、本市の出身者その他本市に思いを寄せ、応援する者からの寄附金及びかごしま応援寄附金のうち、県から本市に交付される交付金を適正に管理・運用するために基金を設置しようとするものであります。基金として積み立てる額は、ふるさと納税制度の仕組みにより市が直接受け入れる寄附金と県交付金で、一般会計歳入・歳出予算で定める額とし、その管理は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法で保管、また、必要に応じ、確実な有価証券に代えることができるものとするものであります。基金の運用益金は、この基金に繰り入れるものとし、基金は、美しい自然及び環境の保全に関する事業、健康及び福祉の増進に関する事業、人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業に要する費用に充てる場合に限り処分できることとしております。また、処分その他基金の運用にあたりましては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならないとの規定も設け、施行期日は公布の日からとするものであります。

次は、提出議案の56ページをお開きください。

議案第32号、平成21年度指宿市一般会計予算についてから議案第40号、平成21年度指宿市水道事業会計予算についてまでの9議案につきましては、別冊、平成21年施政方針と予算の大綱の中で一般会計及び各特別会計の歳入歳出の概要として、また別冊、平成21年第1回定例市議会委員会参考資料としてお手元に配布させていただいておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時18分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長（新村光司） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案についてご説

明を申し上げます。

提出議案の34ページをお開きください。

議案第23号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険特別会計の事業運営の安定化及び健全化並びに後期高齢者支援金等の負担バランスの適正化を図るため所要の改正をするものであります。国民健康保険特別会計の運営状況につきましては、毎年3%程度の医療費等の増加に伴い、単年度収支にいたしますと平成18年度以降毎年赤字という状況にあります。このため、財政調整基金を繰入れながら運営してまいりましたが、平成21年度国民健康保険特別会計の歳入・歳出予算においては、平成20年度税率では、被保険者世帯の基準所得の減少や医療費の増加及び後期高齢者支援金、負担の増加を勘案した場合、歳入歳出の収支において1億4,000万円の財源不足が見込まれたところであります。この不足額につきましては単年度で改正いたしますと、市民への負担が大きいことから、基金を活用しながら、2年間において税率を段階的に改正することとし、平成21年度改正につきましては医療分2,700万円、後期高齢者支援金負担増分の4,300万円について改正をしようとするものであります。改正内容としましては、お示しのとおり基礎課税額である、医療分の所得割、均等割、後期高齢者支援金分の所得割、均等割、平等割の税率及び額の改正、この改正に伴う、7割、5割、2割軽減の軽減額を改正しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（秋元剛） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案についてご説明を申し上げます。

提出議案の16ページをお開きください。

議案第13号、指宿老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、指宿老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、当センターの指定管理者に社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定することにつきましては、社会福祉協議会がセンターの設置目的と密接に関係した団体であり、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定に基づき適切と判断したものであります。また、指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものであります。

次は、提出議案の17ページをお開きください。

議案第14号、山川老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

本案につきましても、先にご説明をいたしました議案第13号と同様、山川老人福祉センターに係る指定管理者として、社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定し、その期間を平成21



年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものであります。

次は、提出議案の36ページをお開きください。

議案第24号、指宿市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画における保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の規定に基づく保険料率について、新たに平成21年度から平成23年度までの特例を定めるものであります。介護保険料につきましては、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の見直しを行ったところではありますが、保険料基準額につきましては、第3期と同様、月額4,010円、年額で4万8,100円に据え置きとしております。なお、改正の主な内容につきましては、第4条で保険料率の期間について、平成18年度から平成20年度を平成21年度から平成23年度に改めるものであります。また、附則第3項で特例措置として介護保険法施行令第38条第1項に規定する標準的な保険料を負担段階第4段階で、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者の保険料率について、新たに階層を設けるとともに、保険料年額を4万3,300円に軽減するものであります。なお、施行期日は、平成21年4月1日としております。

次は、提出議案の38ページをお開きください。

議案第25号、指宿市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

本案は、平成21年度の介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善を図るとともに、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制し、第1号被保険者の保険料負担の軽減等を図るため、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されますが、これを適正に管理運営するため、この条例を制定するものであります。主な内容につきましては、第1条に基金設置の目的を規定し、第2条に基金として積立てる額を規定し、第3条において基金の管理について規定しております。さらに、第4条に基金運用益の処理について、第5条に繰替運用ができる旨を規定し、第6条において基金を処分できる場合を規定し、第7条において委任規定を定めております。附則第2項において、この条例が失効した場合において、基金に残額があるときは、国庫に返還する旨を規定しております。なお、施行期日は公布の日とし、失効期日を平成24年3月31日としております。

次は、提出議案の41ページをお開きください。

議案第26号、指宿市開聞老人憩の家条例の廃止についてであります。

本案は、老人憩の家につきましては、利用者の減少及び施設の老朽化等により、国民宿舎かいもん荘の閉館に伴って、平成19年6月30日をもって閉館としていたところであります。今回、国民宿舎かいもん荘と一体的に建物を取り壊す予定であることから、本条例を廃止しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

産業振興部長（井元清八郎） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案についてご説明を申し上げます。

提出議案の18ページをお開きください。

議案第15号、指宿市レイクグリーンパークの指定管理者の指定についてであります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にあたり、議会の議決を求めるものであります。指宿市レイクグリーンパークは、鹿児島県中山間総合整備事業で整備された施設で、都市住民と地域住民との交流促進を通じた農業農村の振興と地域経済の活性化を図ることを目的にした施設であります。この目的を達成するため、地域の公民館、生産者グループ、加工グループ、高齢者クラブ、防犯組合、婦人部、指宿市干寄土地改良区で組織するレイクグリーンパーク管理運営委員会が設立され、平成13年7月の施設開館時より、同委員会に管理を委託し、平成18年9月から指定管理者制度による管理へと移行しております。レイクグリーンパーク管理運営委員会は、本市の施策の円滑な推進を図るうえで、当該施設の設置経緯や設置目的と密接に関連する目的で組織された団体であり、平成13年7月開設以来の実績があるなどの理由から、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらず、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、レイクグリーンパーク管理運営委員会を引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。また、その期間を平成21年4月1日から平成24年3月31日までとするものであります。

次は提出議案の19ページをお開きください。

議案第16号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にあたり、議会の議決を求めるものであります。指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者に財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定しようとするものであります。当公社は、本施設の設置目的と本法人の設立目的が密接に関連した団体であり、平成8年4月より13年間管理委託をされてきた経緯から、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらず、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、候補者を選定したものであり、その期間を平成21年4月1日から平成24年3月31日までとするものであります。

次は、提出議案の20ページをお開きください。

議案第17号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定についてであります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にあたり、議会の議決を求めるものであります。セントラルパーク指宿は、市民がくつろげる憩いの広場や温泉祭などの各種イベントのメイン会場として、広く市民に親しまれ活用されているところであり、また、公園内に併設されておりますビジターセンターは、本市の観光及び物産の宣伝・振興に資する南薩観光の情報発信拠点、さらには、市民と観光客の交流、ふれあい

の場として多目的に利用がなされている施設であります。このような、セントラルパーク指宿全体の設置目的に沿った同施設の利用促進を図るためには、これまでの指定管理者としての活動実績や専門性、技術、人材が備わっている、社団法人指宿市観光協会を指定管理者として引き続き指定することが適切であることから、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらずに、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、候補者を選定したものであり、その期間を平成21年4月1日から平成24年3月31日までとするものであります。

次は、提出議案の45ページをお開きください。

議案第28号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正についてであります。

本案は、現在の厳しい経済状況下での雇用機会の確保及び拡大を図ること並びにこれまで同条例において移転及び改築について明確な位置づけがなかったことから、条文の明確化を図るため、所要の改正をするものであります。

改正の主な内容は、まず1点目といたしまして、同条例第2条におきまして、第3号に新設、第4号に増設が規定されておりますが、今回第3号の新設の定義を明確化することと、第5号において移転、第6号において改築を追加して規定しようとするものであります。2点目といたしまして、現在の厳しい経済状況下において、奨励措置を行うことによって、市経済の発展並びに雇用の確保及び拡大に寄与することに鑑み、第1条の目的において、雇用機会の確保を加え、第4条第1号、第2号の奨励措置の対象を、施設を構成する固定資産を事業の用に供したことにより10人以上の雇用者があるものに改めようとするものであります。

次は、提出議案の48ページをお開きください。

議案第29号、指宿市国民宿舎条例等の廃止についてであります。

本案は、昭和36年に建設・開業された国民宿舎かいもん荘は、築後半世紀近くが経過し、施設の老朽化が著しいことから、近年の観光客のニーズに対応した施設へと建て替える整備方針のもとに、平成19年6月30日をもって閉館したところであります。このようなことから、現在、国民宿舎かいもん荘は、宿泊施設の用に供されていないことや、同施設跡地の再整備にあたり、既存建築物の解体を行うため、本条例を廃止しようとするものであります。また、この条例の廃止に伴い、附則において関連する指宿市国民宿舎事業特別会計条例並びに指宿市国民宿舎施設整備等基金条例も併せて廃止しようとするものであります。

次は、提出議案の50ページをお開きください。

議案第30号、指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正についてであります。

本案は、国民宿舎かいもん荘に併設されているレジャーセンターかいもん施設のうち、プール、露天風呂及び自炊宿泊施設について、国民宿舎とともに解体しようすることから、本条例に規定されている同施設を削除するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議題の52ページをお開きください。

議案第31号、指宿市営住宅管理条例等の一部改正についてであります。

本案につきましては、国土交通省が東京都町田市で平成19年4月に発生した都営住宅暴力団員立てこもり発砲事件などを受け、同年6月に公営住宅における暴力団員の排除についての指針が出されております。今回、この指針を踏まえ、市営住宅等の入居資格基準や明け渡し基準等に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない、あるいは暴力団員であることが判明との条項を新設するなど、これらの条例の所要の改正をすることにより、市営住宅等から暴力団員を排除し、その入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保をしようとするものであります。また、併せて特定公共賃貸住宅と賃貸住宅の住所地番の整備についても行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育部長（屋代和雄） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案についてご説明を申し上げます。

提出議案の43ページをお開きください。

議案第27号、指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の一部改正についてであります。

本案は、社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の内容につきましては、第4条の時遊館の行う事業について、第9号を繰り下げ、第9号として社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励することを加えるものであります。また、第13条第3項の運営協議会委員に任命することができるものの範囲について、家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

水道課長（大道武雄） それでは、命によりまして、水道課所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

議案第9号、平成20年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回は、整理予算としての補正であります。まず、予算第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益及び第1項営業収益を、それぞれ338万5千円減額し、水道事業収益を7億8,525万6千円に、営業収益を7億7,192万5千円にしようとするものです。補正の主な内訳ですが、最近の水需要の減少傾向に伴い、水道料金を223万4千円減額するほか、給水負担金及び設計審査、完成検査手数料等を115万1千円減額するものです。

次に支出ですが、支出に係る第1款水道事業費用を766万6千円減額し、6億8,118万3千円に、第1項営業費用を796万円減額し、5億7,098万円に、第2項営業外費用を29万4千円追加し、1億620万3千円にしようとするものです。

補正の主な内訳ですが、まず営業費用は、発電設備やポンプ設備及び公道上における漏水等が発生した場合に備え、修繕費を予算計上しておりましたが、幸い執行残が生じる見込みであることや、育児休業に伴う職員給与費の減額並びに印刷製本費など物件費の不用見込額を減額するものでございます。営業外費用は、今回の補正で仮受消費税の減額に対し、仮払消費税の減額が上回ったことにより、消費税及び地方消費税の納付予定額が増となるものでございます。

次に、第3条におきまして、当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入及び第1項工事負担金をそれぞれ50万9千円減額し、181万1千円にしようとするものです。内容は、県営事業であります経営体育成基盤整備事業開闢地区工事に伴う配水管布設替工事が計画変更により減となったもので、負担金確定に伴い減額するものでございます。

次に、2ページの支出ですが、支出に係る第1款資本的支出及び第1項建設改良費をそれぞれ323万8千円減額し、資本的支出を2億8,477万5千円に、建設改良費を1億4,704万4千円にしようとするもので、請負工事に係る入札執行残を減額するものでございます。なお、資本的収支の補正に伴う補てん財源ですが、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,569万3千円を2億8,296万4千円に改め、財源となる当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額708万3千円を692万9千円に、減債積立金1,400万円を1,300万円に、建設改良積立金1,337万4千円を1,179万9千円に改めようとするものでございます。

次に、第4条におきまして、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を189万3千円減額し、1億5,385万1千円にしようとするもので、育児休業中の職員給与費を減額することによるものでございます。なお、詳細につきましては、3ページ以降に説明書として実施計画、資金計画及び給与費明細書等を添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（新宮領進） ただいま議題となっております，議案第1号から議案第40号までの40議案  
に対する質疑等は，3月3日に行います。

新たに受理した請願1件及び陳情1件上程（委員会付託）

議長（新宮領進） 次は，日程第43，新たに受理した請願1件及び陳情1件を議題といたします。

請願1件及び陳情1件については，お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり総務  
委員会に付託いたします。いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（新宮領進） 以上で，本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 下川床 泉

議 員 前 原 六 則

第1回指宿市議会定例会会議録

平成21年3月3日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 平成20年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第3号 平成20年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第4号 平成20年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第5号 平成20年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第6号 平成20年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第7号 平成20年度指宿市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第8号 平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第9号 平成20年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第10号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第11号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 日程第12 議案第12号 指宿市土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第13 議案第1号 平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第13号 指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第14号 山川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第15号 指宿市レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第16号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第17号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第18号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 指宿市定住促進条例の一部改正について

- 日程第21 議案第20号 指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 指宿市ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 指宿市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第27 議案第26号 指宿市開闢老人憩の家条例の廃止について
- 日程第28 議案第27号 指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の一部改正について
- 日程第29 議案第28号 指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第30 議案第29号 指宿市国民宿舍条例等の廃止について
- 日程第31 議案第30号 指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正について
- 日程第32 議案第31号 指宿市営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第33 議案第32号 平成21年度指宿市一般会計予算について
- 日程第34 議案第33号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第34号 平成21年度指宿市老人保健特別会計予算について
- 日程第36 議案第35号 平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第37 議案第36号 平成21年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第37号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第38号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第39号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第40号 平成21年度指宿市水道事業会計予算について

---

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

1 番議員	下柳田 賢 次	2 番議員	中 村 洋 幸
3 番議員	東 伸 行	4 番議員	竹 山 隆 志



5番議員	松下 喜久雄	6番議員	濱崎 里志
7番議員	前田 猛	8番議員	横山 豊
9番議員	下川床 泉	10番議員	前原 六則
11番議員	岩崎 亥三郎	12番議員	福永 徳郎
13番議員	吉村 重則	14番議員	高橋 三樹
15番議員	前之園 正和	16番議員	大保 三郎
17番議員	新川床 金春	18番議員	高田 チヨ子
19番議員	物袋 昭弘	20番議員	田中 健一
21番議員	木原 繁昭	22番議員	新宮領 進
23番議員	小田口 郁雄	24番議員	六反園 弘
25番議員	森 時徳	26番議員	新村 隆男

#### 1. 欠席議員

なし

#### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	田原迫 要	副市長	上曾山 満
副市長	番匠 浩一	教育長	田中 民也
総務部長	鶴窪 吉英	市民生活部長	新村 光司
健康福祉部長	秋元 剛	産業振興部長	井元 清八郎
建設部長	吉永 哲郎	教育部長	屋代 和雄
山川支所長	岩崎 三千夫	開聞支所長	田代 秀敏
総務課長	吉井 敏和	財政課長	渡瀬 貴久
税務課長	濱田 悟	長寿介護課長	迫田 福幸
健康増進課長	谷口 強美	商工水産課長	野口 義幸
建設監理課長	石口 一行		

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増元 順一	次長兼議事係長	福山 一幸
調査管理係長	上田 薫	議事係主査	宮崎 勝広
議事係主事	吉永 孝行		

開 議

午前10時10分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において岩崎亥三郎議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

議案第2号～議案第9号（質疑、委員会付託省略）

議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第2号、平成20年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第9、議案第9号、平成20年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第9号までの8議案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第9号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第9号までの8議案に対する討論等は3月17日に行います。

議案第10号～議案第12号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第10、議案第10号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第12、議案第12号、指宿市土地開発公社定款の一部変更についてまでの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第12号までの3議案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第12号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号から議案第12号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第12号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第1号及び議案第13号～議案第40号(質疑、委員会付託)

議長(新宮領進) 次は、日程第13、議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算(第5号)についてから日程第41、議案第40号、平成21年度指宿市水道事業会計予算についてまでの29議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員(前之園正和) 議案の第23号並びに議案第28号について質疑を行います。

まず、議案第23号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。議案の内容は、医療費分の所得割と均等割、それに後期高齢者支援金分の所得割、均等割、平等割をそれぞれ引き上げようとするものであります。そこで、引き上げの内容について伺います。引き上げ額は平均で何%、あるいは幾らということになるのか。また、当然、世帯人員や所得をいくつか設定して試算をしてあると思えますので、世帯構成別、所得額別にどの程度の引き上げになるのか示していただきたいと思えます。

次に、所得に対する国保税額の割合についてですが、国保税額は、所得、資産、世帯構成等によって額が決まります。しかし、被保険者、市民にとって、結局は所得の何%ぐらいを国保税として納めなければならないのかということでもあります。そこで平均的なケースで引上げ後は、所得に対して概略何%ぐらいの国保税ということになるのか伺います。

次に、議案上程の説明によれば、次年度も、また引上げがあると思われませんが、どうなのか伺います。だとすれば、その内容について、既に試算はあるのかどうか伺います。

次に、議案第28号、指宿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例についてであります。工場等設置奨励条例の運用に関しては、決算審査のとき以来、問題ありとして指摘してまいりました。内規による運用の内容が条例の本来の目的に反し、雇用拡大という見地がないがしろにされ、企業縮小や人員整理の場合でも、ケースによっては奨励の対象となるという問題であります。私の問題提起に対して、必要な条例改正は今後検討するというところで、今回の条例改正になっていると思いますが、内規による矛盾を修正したのではなく、内規で扱ってきたものを条例という形で定式化したという内容ではないでしょうか。そこで伺います。今回の条例改正の内容は、内規を条例化したということに過ぎないと解釈されますが、相違ないでしょうか。となれば、新たな企業誘致とか規模拡大にとどまらず、企業縮小や人員整理の場合でも、ケースによっては奨励の対象になります。つまり、企業縮小奨励、あるいは人員整理奨励になりはしないかと思いますがいかがでしょうか。また、移転推進、改築推進条例に変質しなしかと思いますがいかがでしょうか。以上、伺います。

市民生活部長（新村光司） 答弁させていただきます。

まず、引上げの内容についてでございますが、引上げ額は平均で何%、あるいは幾らということになるかとお尋ねでございます。1世帯当たり平均6.33%で、引上げ額は、年間8,556円の見込みであります。

次に、世帯構成別、所得額別の引上げ額の試算はしてあるかといったお尋ねでございますが、世帯構成別及び所得額別での資産をしております、1人世帯、40歳から64歳が1人の場合であります。固定資産税が0円の世帯で所得額が33万円以下の世帯では、年間600円の増となります。また、所得額100万円が8千円の増、所得額300万円が2万6千円の増、所得額500万円が5万4千円の増となる見込みでございます。次に、4人世帯で、固定資産税額が5万円の世帯の場合で、所得額33万円以下で年間2,100円の増、所得額100万円が9,400円の増、所得額300万円が3万700円の増、所得額500万円が5万100円の増となる見込みでございます。

次に、所得に対する国保税額の割合についてでございますが、平均的なケースで約何%ぐらいになるかといったお尋ねでございますが、平成20年度の所得額実績で見ますと。所得額0円が23.2%、1円から103万円までが28.5%、104万円から204万円までが25.5%で、合計77.2%を占めております。また、どのような世帯を平均的とするかは、意見が分かれることとなりますけれども、そのような中で、4人世帯で固定資産税額が5万円の世帯の場合では、所

得額100万円で15.86%，所得額200万円で16.74%となっております。

次に、次年度もまた引上げることなのかというお尋ねでございますが、提案説明でもご説明いたしましたとおり、国民健康保険特別会計の運営状況につきましては、毎年3%程度の医療費等の増に伴い、単年度収支にいたしますと、平成18年度以降毎年赤字という状況にあります。このため財政調整基金を繰入れしながら運営してまいりましたが、平成21年度国民健康保険特別会計の歳入・歳出予算においては、平成20年度税率では、被保険者世帯の基準所得の減少や医療費の増加及び後期高齢者支援金の負担増を勘案した場合、歳入・歳出の収支におきまして、合計で1億4,000万円の財源不足が見込まれたところでもあります。今回、平成21年度の改正につきましては、2分の1の7,000万円の改正をお願いし、不足分につきましては、基金から補いたいと思っております。平成22年度は、残りの医療分不足額6,800万円と介護納付金不足額200万円、合計7,000万円の不足額を段階的改正をお願いしたいと考えております。

次に、次年度について、その試算はあるのかといったお尋ねでございますが、現段階での試算はありますが、基準所得額の動向、国民健康保険特別会計の動向等を勘案し、平成22年度の税率を検討してまいりたいと考えているところであります。

産業振興部長（井元清八郎） 本改正は、提案理由で申し上げましたとおり、現在の厳しい経済状況下での雇用機会の確保及び拡大並びに条文の明確化を図るため改正しようとするものでございます。また、決算特別委員会で今後精査し改正をお願いしたいとか、条例の条文は誰が見ても分かりやすいものでなければならないというご指摘がありましたので、それに沿った改正をしたところでございます。これまでの条例においては、移転及び改築についての定義がなかったため、今回の改正により、新設と増設の定義を明確にし、併せて第5号に移転を、第6号に改築を追加する条例改正を行ったところでございます。

次に、企業の縮小奨励、あるいは人員整理奨励になりはしないかというご質疑でございます。現在の厳しい経済状況下において、工場等の新設等は本市における産業振興の促進と雇用に大きく寄与することから、第1条を、雇用機会の確保及び拡大と改め、また、第4条の奨励措置の雇用者の数についての規定も、当該設備を構成する固定資産を事業の用に供したことにより10人以上の雇用者があるものに改めようとするものです。これは現在、百年に一度の世界的不況という非常に厳しい経済状況のもとで、雇用状況も悪化していることから、地域の雇用機会の確保や拡大並びに地元工場等への他市への移転防止も含めた側面から改正するものでございます。県内の他市においては、大規模工場が撤退し、大量の失業者が発生している状況も起きております。本市の場合も、このような景気の中で、既存の工場等が新たな設備投資等を行う場合に、10人以上の雇用が確保できるのであれば奨励措置を行う必要があると考えており、今回改正しようとするものでございます。

次に、移転推進、改築推進条例に変わりはないかということでございますが、本条例は、

現在の厳しい情勢の中で生き残りをかけて工場生産性を高めようとして2,700万円以上の新たな投資をする場合において、なおかつ、10名以上の従業員の雇用を確保する場合に適用されるわけでありまして、解雇を目的とか、移転や改築を推進する条例ではないと思っているところでございます。

15番議員（前之園正和） まず、議案第23号関係であります。平均的な引上げ額の数字も示していただきました。世帯構成別、所得額別の数字、その他、数字に関するものを示していただきましたが、内容は全て書き留められなかったわけでありまして、委員会審査までにですね、まとめていただいて資料という形でも提出してほしいというふうに思いますが、これは確認にとどめておきたいと思います。

それから、重ねて伺いますが、国保税の負担が重いということで、先ほどの答弁にありましたが、概略何%かということについては、私の聞き違いでなければ所得100万ぐらいで15.86%だったですか、200万程度で16.何%、いずれにしても、所得に対する国保税の額が大きいわけですので、国保税の負担が重いことで市民生活が圧迫され、滞納増加にもつながってくるのではないかとこのように思われますが、この国保税引上げによって更なる滞納増加につながりはしないかと思いますが、このことについてはどのようにお考えか。また、予算上はそのところをどのように見ているか伺います。

それから、リストラ、人員整理が起こしている今日にあって、社会保険から国保への流入が見込まれ、実際に数値にも表れているのではないかと思います。比較して経済基盤の弱い人が新たな被保険者になってきていることも国保財政を厳しくしている主要な原因の一つではないかと思いますが、その点いかがか、認識されているか伺います。

議案第28号関係ですが、決算審査以来指摘してきたのは分かりにくいものから分かりやすくしろということじゃなくて、私が指摘してきたのは、矛盾があるのではないかとこのことを指摘したわけでありまして、そのことをもう一つ申し上げておきたいと思います。

それから、答弁があったんですが、確認のため一つずつ伺います。企業縮小や人員整理をしても、移転や改築をすれば奨励措置の対象になるケースが出てくると思いますが、つまり、その後10人以上の雇用があればということですが、この企業縮小や人員整理をしても移転や改築をすれば奨励対象になるケースは出てくると思いますが、これは相違ないかどうか。

もう1点は、企業縮小や人員整理をしないまでも、従業員が10名以上いれば純粹なる改築や移転でも奨励措置の対象になります。このことについての確認できるでしょうか、相違ないでしょうか。

それからもう1点、すでに10人以上を雇用しているところが、増設をしてもその建物に係る従業員が10人未満であれば奨励措置に対象になりません。

以上、3点確認したいと思います。

健康福祉部長（秋元剛） 議案第23号関係で二つのご質問をいただいたと思っておりますが、

まず一つ目が、今回の国保税率の改正によって滞納の増加というのが増えはしないかと、あるいは、その予算上はどのように考えているかということ。それからもう一つは、不況でリストラ等があって、社会保険から国保への移行というものがあるのではないかと、この二つをいただいたというふうに思っておりますが、まず、国民健康保険の特別会計につきましては、18年度に新市において新たな税率を制定をし、今日まで運営をしてきたところでございます。その過程の中で、18年度当初でございますが、4億7,000万ほどの基金があったわけでございます。その後、大体、各年度4億円ずつの基金を取り崩しをしながら運営をしてまいったわけでございますが、医療費が年々3%ほど増加をしている、こういった状況の中、あるいは介護納付金、あるいは後期高齢者の支援金分、この乖離が大きくなってきているということで改正をしなければならない状況となっていると、私どもは思っているところであります。そうした中で、平成20年度におきましては、介護納付金について改正をさせていただきました。そして、21年度の歳出予算を試算をいたしますと、この段階で、20年度末で1億4,000万ほどの基金しかない状況でございますので、増え続ける医療費を的確に支払いをしていくためには、国保税の引上げという形で市民の皆様方にご負担をお願いをしなければならないというふうになったところであります。その中で、歳入と歳出の差額につきましては1億4,000万ということで、21年度につきましても7,000万、それから、22年度について7,000万円の引上げを予定をしているわけでございますが、確かに、議員ご指摘のとおり、国保税を引き上げますと滞納の増加ということにつながりはしないかということも、私どもは懸念をいたしているところでございます。平成21年度の国保特会の予算におきましては、収納率につきましては92%を見込んでいるところであります。一方では、所得が低下をして、あるいは収納率が下がるということもあるかもしれませんが、一方では、医療費サービスを受けて、医療費が拡大をしていくと、この分については支払いをしていかなければならないわけでございますので、被保険者の皆様方にはご理解を求めながら、適正な納税のありように努めてまいりたいと、そのように思っているところであります。

それから、不況で社保から国保へというようなことでございますが、昨今の状況を見ておきますと、国保の方にそういった方々が被保険者となると、そしてまた、その分について財源をどうするかという課題等もあろうかと思いますが、それらの分につきましては、21年度の状況等を勘案しながら、22年度の改正で検討していかなければならない、このように思っているところでございます。

産業振興部長（井元清八郎） お答させていただきます。

今回の改正の中で、雇用の拡大ということに加えて雇用の機会の確保を盛り込んでおります。また、定義のなかった移転及び改築についても条文の中に盛り込んでおりまして、今回の改正がご指摘の決算特別委員会を受けての改正となったところでございます。また、この厳しい経済状況の中で新たに設備投資をし、雇用の機会を確保するとするならば、雇用者が

10人以上のものについては、それに対して、市として支援をしていこうというふうに条例を整理したところでございます。それから、10人以下につきましては、新たに設備投資がなされても、その人数の関係で支援はできないという条例になっているところでございます。

15番議員（前之園正和） 議長、私は28号関係について言うならば、3点伺ったんですよね、企業縮小や人員整理をしても移転や改築をすれば奨励措置の対象になるケースが出てくると思うがそういないかと、それから2点目は、企業縮小や人員整理をしないまでも従業員が10名以上いれば、純粋なる改築や移転でも奨励措置の対象になるが相違ないか、三つ目に、10人以上雇用しているところが増設をしても、その建物に係る従業員が10人未満であれば奨励措置の対象にならない、相違ないかと、この3点目については答弁がありました。1点目、2点目、つまり、企業縮小や人員整理をしても、移転や改築をすれば対象になる場合があると思うが相違ないかということと、人員整理しないまでも、10名以上いれば純粋なる改築や移転でも奨励措置の対象になる、相違ないかということについては答弁ありませんので、今の発言は2回目の補足ということで処理をしていただいて答弁をお願いしたいと思います。

議長（新宮領進） はい、その二つの答弁を。

産業振興部長（井元清八郎） 10名以上につきましては、対象になるということでお答えしたつもりでございます。

15番議員（前之園正和） もう一度確認をしていただきます。1項目と2項目は相違ないという答弁でよろしいのでしょうか、2回目で処理してください。

産業振興部長（井元清八郎） 新設、移転等を含めまして、10名以上そこに雇用者があれば対象になります。

15番議員（前之園正和） 3回目ということで処理していただきたいと思います。

23号については、1回目の答弁で出されました世帯構成別、その他の資料、詳しい答弁がありました。これは資料でいただくということで確認してよろしいわけですね、一言お願いします。

それから、国保税が上がれば滞納も出てくるのではないかと懸念もあるということがありました。また、社保からの流入というのも当然あるということになります。だとすれば、財政の立て直しを図ろうということ国保税の引上げによってやろうということでもありますが、それでは真の解決にならないのではないかと、ますます滞納が増えて財政的に泥沼に入ってしまうのではないかと思います。ここは国に負担金や交付金の増を求めながらも、地方自治体としても一般会計からの繰入れを含めて対応すべきではないかと思いますが、これについては市長の方に基本的な考え方として伺いたいと思います。

それから、28号については、明確ではありませんでしたが、要は、企業縮小や人員整理をしても移転、改築をすれば10名以上おれば対象になるということでした。企業縮小や人員整理をしないまでも、10名以上いれば純粋なる改築や移転でも対象になるということでした。



それから、10人以上雇用しているところが増設をしても、新たなその建物に係る従業員が10人未満であれば奨励措置の対象にならないということでありました。つまり、増設の場合では、10人以上増えなければ対象にならない。ところが、数はそのままでも純然たる移転や改築、これは純然たる移転や改築、従業員数は変わらないんです。その場合には対象になる。さっき言ったように、増設の場合には従業員は増えるのに、10人以上増えないではないかということをもって対象にならない。完全な不合理じゃないですか。それからましてや企業縮小、人員整理をしても、移転、改築をすれば、残りの人員が10名以上いればということですよ。これまで言ってきましたように、100人の事業所が80人解雇して20人になれば10名以上ですから、それも対象になる。つまり、重ねて言いますが、増設の場合には10人以上増えないとだめだと言いながら、9人増えても対象にならない。ところが1人も増えないのに改築、移転の場合には対象になる。あるいは人員を減らしても残りが10人以上おれば対象になる。全くの不合理じゃないですか。不合理だと思いませんか。合理性があるとするならば、これは納得できるように説明していただきたいし、その矛盾を解決するのが今度の条例改正の必要性だったんじゃないでしょうか、伺います。

市長（田原迫要） まず、23号の方からお答えいたします。

国保についてであります。国保会計については、先ほども説明ありましたが、平成15年度末で、年度末の基金残高が7億7,000万ございました。毎年その中から年度中に2億、あるいは3億と、多いときで4億1,000万ほど取崩しをしながらまいりました。今年度末、21年3月末での基金残高が1億4,000万ほどになる予定であります。そして21年度中に7,000万ほど取崩しをして、21年度末の年度末の基金残高が4,000万程度になるというような見込みであります。こういう中で、これまでも一般会計の方から1億2,000万ほど繰入れをしながらやりくりをしてきております。そういう中で、今後、国民健康保険会計を維持していくために試算をしましたところ、先ほど説明がありましたように、1億4,000万ほどの決算上の赤字が発生すると、ただ1億4,000万をいっぺんに上げると非常に負担も大きくなるということで、2年に分けて段階的に、したがいまして、今年度不足するであろう7,000万ほどを繰り入れることになるだろうというふうに考えております。そういう中でやってきておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

市民生活部長（新村光司） 先ほどお示しされた資料につきましては提出したいと思います。

産業振興部長（井元清八郎） 工場設置奨励条例についてでございますけれども、現在の経済状況は非常に厳しい状況でございます。出水市で新聞紙上でもご承知だろうかと思いますけれども511名、日置市で180名、さつま町で140名、鹿屋市で120名と、会社がなくなって解雇されている状況にございませぬ。そういった中で、本市の中で、企業の方が製造業を含めまして、頑張っている中で、解雇を目的に工場移転や工場改築をする事業者という方はいらっしやらないだろうと思います。そういったことで、事業者が生き残りをかけて2,700万円以

上設備投資をするのであるならば、それに対しては、市として支援をしていこうということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 吉村重則議員。

13番議員（吉村重則） 議案28号の関連ですけど、不合理性についてどうなのかと、質疑だったと思うんです。増築の場合、9名増えても対象にならないと、増築の場合は。改築とか移設の場合は、例えば、100名いて80名解雇して20名の従業員がいた場合には対象になるわけです。その不合理性について、どうとらえているかと、意味は分かりますか。増築の場合は、今例えば、10名の従業員がいた。2,700万以上の増築をした場合に、9名従業員を増やしても対象にならないわけです。増築の場合は。改築とか移設の場合は100名いて80名解雇して20名いたとしても、80名解雇しても対象になるわけです。この不合理性を条例でどうとらえているんですか。

産業振興部長（井元清八郎） どこかでお線を引く場合に、10名という雇用の確保があるならば、それについて市として支援していきましようという、その数字が10人ということでございます。

13番議員（吉村重則） 線を引く場合と言われますけど、例えば、増築であれば、従業員が10名以上いるのであれば、対象としてもおかしくはないんじゃないですか。10名以上従業員がいて、増築をするわけですよ。従業員を増やさなくても対象にならないわけでしょう。だから移設と改築の場合と違うんです。一方は解雇しても対象になるのに、一方は従業員を増やしていても対象にならないというのは不合理性じゃないですか。

市長（田原迫要） お答えさせていただきます。

確かにどこで切るかという問題もあると思いますが、まず事業者の立場から考えますと、先ほど説明がありましたように、2,700万以上の投資をした場合に対象になります。これは指宿市の中でも過疎地域、あるいは旧指宿地域、若干違いがありますが、旧山川町・開聞町地域については過疎地域ですので人数の制限はない状態です。そういう中で、旧指宿市についての部分について、過疎地域でありませんでしたので人数制限を設けていたということがあります。確かに、議員からありましたように、今まで30人なり20人いたところが、設備投資、新しい設備でないとこれから生き残っていけないということで3,000万以上の投資をし、仮に、10人になった、あるいは15人になったという場合に、これは適用されます。一方で、8人しか採用しないけれども、新しい工場ができた場合に、旧指宿市内のそういう工場ができた場合に、手を差し伸べないのかということではありますが、どこで切るかという問題はありますが、私どもとしては、旧来の地域の格差ありますけれども、旧指宿市内について10人

という枠組みを設定しているということでもあります。それが一つ、それからもう一つですが、確かに、人員削減をして、それでも10人以上であれば奨励があるのかということでもあります。これについては、それまでその企業は指宿市内に在籍をして頑張ってきたわけですが、そのままの状態で生き残れないという思いをしたときに、事業者としては2,700万以上の設備投資をして新たに事業をスタートするわけでもあります。そういう場合に、今言ったように10人以上の雇用があれば、それは手を差し伸べてあげるべきであろう、と申しますのは、その企業が他地域に出ていけば、それについては、例えば、今ありますように、出水市で500名だとか、鹿屋市で300名だとか、いろんなりストラなり、そういうのが起こっておりますけれども、そういう中で考えた場合に、地域にこれまで貢献してきた企業が、仮にですよ、仮に、指宿で人員削減については適用ないといった場合に、ほかに立地を求めるケースというのは当然出てくると思います。そういう場合に、逆に、例えば、今まで出水なり、鹿児島市でやっていた人が旧指宿地域内に来て、例えば、10人以上の、今まで中園久太郎商店なんかそうありますが、鹿児島からこちらに移ってきてもらいました。そういう場合には何の制限もない。となれば、これまで長年指宿で頑張ってきた事業者が新たに設備投資をしてスタートする場合に、10人以上の雇用が確保されれば、これは手を差し伸べてあげるべきだと、私は思いますし、何ら矛盾はないと思います。それと今一つですが、よく議論として、もちろんその9名とか、あるいは100名が10人になったらとかいう極端な議論がされまじけれども、そういうケースは、過去の例から見ても、ほとんど考えられないということがあります。したがって、今回この条例を改正しようとするものであります。

13番議員（吉村重則） 改築、移設について、これまで市に貢献してきたということで答弁されたわけですけど、例えば、増築にしても、これまで同じ条件だと思うんですよ。新設について市長は答弁されたわけですけど、改築の場合については、これまで移設、増設と同じ市に対して貢献してきているわけです。ですけど、増設の場合は9名増えても対象にならないと、ここに不合理性がある。ですから、その辺で条例そのものが整合性があるようにすべきじゃないんですか。

市長（田原迫要） 改築というのは造り直しですから、これはある意味で新築と同じであろうと思いますから、増設の場合について申し上げますが、増設の場合については、確かに、新たに増設する部分が10人以上である必要があります。これは確かに、ある意味では厳しい要件かも知りません。ただ、それを何名にするのかという問題であります。今言いましたように、旧指宿地域内において、そういう場合について、一応、10名以上としたわけであり。これは5名が適切なのか、あるいは3名が適切なのかとありますが、一つの枠として10人規模の増設で雇用の増大を図りたいという思いから、増設についてもそのような規定、従来の規定を踏襲したわけであり。

議長（新宮領進） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第31号及び議案第33号から議案第40号までの27議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第1号及び議案第32号については、各常任委員会の所管にしたがい分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

### 散 会

議長(新宮領進) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 岩 崎 亥三郎

議 員 福 永 徳 郎

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成21年3月17日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第3 議案第2号 平成20年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第3号 平成20年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第4号 平成20年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第5号 平成20年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第6号 平成20年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第7号 平成20年度指宿市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第8号 平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第9号 平成20年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第41号 平成20年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番議員 | 下柳田 賢 次 | 2 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 3 番議員 | 東 伸 行   | 4 番議員 | 竹 山 隆 志 |
| 5 番議員 | 松 下 喜久雄 | 6 番議員 | 濱 崎 里 志 |
| 7 番議員 | 前 田 猛   | 8 番議員 | 横 山 豊   |

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 9番議員  | 下川床 泉   | 10番議員 | 前原 六 則  |
| 11番議員 | 岩 崎 亥三郎 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 吉 村 重 則 | 14番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 大 保 三 郎 |
| 17番議員 | 新川床 金 春 | 18番議員 | 高 田 ちヨ子 |
| 19番議員 | 物 袋 昭 弘 | 20番議員 | 田 中 健 一 |
| 21番議員 | 木 原 繁 昭 | 22番議員 | 新宮領 進   |
| 23番議員 | 小田口 郁 雄 | 24番議員 | 六反園 弘   |
| 25番議員 | 森 時 徳   | 26番議員 | 新 村 隆 男 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |               |         |
|---------|---------|---------------|---------|
| 市 長     | 田原迫 要   | 副 市 長         | 上曾山 満   |
| 副 市 長   | 番 匠 浩 一 | 教 育 長         | 田 中 民 也 |
| 総 務 部 長 | 鶴 窪 吉 英 | 市民生活部長        | 新 村 光 司 |
| 健康福祉部長  | 秋 元 剛   | 産業振興部長        | 井 元 清八郎 |
| 建 設 部 長 | 吉 永 哲 郎 | 教 育 部 長       | 屋 代 和 雄 |
| 山川支所長   | 岩 崎 三千夫 | 開 聞 支 所 長     | 田 代 秀 敏 |
| 総 務 課 長 | 吉 井 敏 和 | 人事秘書課長        | 邊 見 重 英 |
| 企 画 課 長 | 高 野 重 夫 | 財 政 課 長       | 渡 瀬 貴 久 |
| 市民協働課長  | 上西園 耕 吉 | 環境政策課長        | 森 健 一   |
| 長寿介護課長  | 迫 田 福 幸 | 地域福祉課長        | 上 村 公 徳 |
| 農 政 課 長 | 浜 田 淳   | 商工水産課長        | 野 口 義 幸 |
| 観 光 課 長 | 下 吉 耕 一 | 建設監理課長        | 石 口 一 行 |
| 土 木 課 長 | 内 園 正 英 | 唐船峡そうめん流し副支配人 | 大久保 正 一 |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 増 元 順 一 | 次長兼議事係長   | 福 山 一 幸 |
| 調査管理係長    | 上 田 薫   | 議 事 係 主 査 | 宮 崎 勝 広 |
| 議 事 係 主 事 | 吉 永 孝 行 |           |         |

開 議

午前10時07分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において吉村重則議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

#### 議案第1号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（前田猛） おはようございます。総務委員会の報告をいたします。

総務委員会へ分割付託になりました議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について、海区漁業調整委員会委員は何名の定員になったのかとの質疑に対し、鹿児島海区の定数は9名になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について、非常備消防費で、各地区旧団員及び新団員の説明がありましたが、この交付金で新しいものが行き渡るのかとの質疑に対し、活動服の耐用年数を6年と規定していますが、今回は、平成15年以前に活動服等を購入した団員に貸与するもので、370着程を予定しています。それ以外の団員については、耐用年数が経過した段階で年次的に更新していますので、おおむね行き渡ると理解していますとの答弁でした。

備品購入費の中にマイクロバスも入っていますが、どのくらいの価格のものを購入する考えですかとの質疑に対し、昭和63年に導入し、22年経過しているバスを更新しようとするもので、600万から700万程掛かるようですが、予算の範囲内でおさまる29人乗りのバスを購入したいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について、総務管理費の市外旅費53万円の減額補正は、具知安町に行くつもりだったと思いますが、当初何名で計画されて、どのような形で減額になったのですかとこの質疑に対し、向こうのお祭り等に参加する予定で3名分を組んでいましたが、それを全額落としていますとの答弁でした。どんな理由があったのですかとこの質疑に対し、指宿市の温泉祭りと具知安町のお祭りの開催日が重なり、参加できなくなったためですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、企画課所管分について、広報いぶすきの印刷製本費が96万9千円の増となった理由はとの質疑に対し、当初計画では、前年度の実績を基に1冊当たり平均28ページで、単価を33.1円と見込んで計上していましたが、4月に入札を行なった結果、印刷単価が35円で、28ページ立てで、1冊当たり約2円の5.74%値上がりし、発行実績で月平均2ページほどページ数が増えたことが主な要因ですとの答弁でした。

次に、財政課所管分について、唐船峡そうめん流し事業の繰入金が減ったということですが、原因、内容等の説明をとこの質疑に対し、3月補正で営業収入を4,503万4千円減額してしますので、歳出削減に努めたところですが、結果として、黒字が大幅に出ることが見込めないことから、一般会計に対する支援金となる繰入金を減額することになったということですのでの答弁でした。

財政管理費で地デジ対応を集中的に転換するということですが、その内容はとの質疑に対し、集中調達しようとするものは、それぞれの庁舎並びに保健センター、校区公民館、図書館等にあるテレビが80台程ありますが、新たに取替えようとするものが40台程、チューナーを設置しようとするものが28台程を考えています。新たに購入、あるいはチューナーを設置するものは、そのテレビが何年に購入されたものかを基準に考えたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、行政改革推進室、議会事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。また、監査事務局については、人件費のみの補正でしたので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） おはようございます。文教厚生委員会へ分割付託されました議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について審査の経過と結果についてご報告申し上げます。



要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、大成小学校バリアフリー化の補正が出ていますが、他の小・中学校の状況はとの質疑に対し、これまでそのような施設を必要とする児童の入学がなく、整備していなかったのですが、大成小学校に必要とする児童が入学するというので今回整備するものととの答弁でした。

図書館、橋牟礼、公民館、市民会館などの不特定多数の人が入るところでは、バリアフリー化の必要性と対応はとの質疑に対し、橋牟礼の場合は、車いす等で対応していますが、公民館については今のところ対応していませんので、今後、検討したいと思っておりますとの答弁でした。

指宿図書館の雨漏りは、9月補正の改修で大丈夫という答弁でしたが、その時に把握できなかったのかとの質疑に対し、今のところ雨漏りはない状態ですが、ひび割れが入っており、早めに手を打ったところととの答弁でした。

臨時交付金充当事業一覧に示してあるのは、修理等の類ですが、今回の財源はソフト面にも使えないわけではないと思っておりますけれども、その辺の検討はしたのかとの質疑に対し、今回、交付金事業がありましたので、ソフト部分で図書館の電算化というものも考えましたが、指定管理者制度も後1年ということから、今後切替えの中で考えていくべきで、特例債等の財源も使いながら、ソフト面については、いろんな補助金を考えていこうと思っておりますとの答弁でした。

今回はこういう交付金があったので、4屋体と7校舎の耐震診断ができますが、残りのランク4の18棟及びランク5の14棟についても順次やっていくということですかとの質疑に対し、全ての施設の耐震診断が義務付けられていますので、今回の耐震診断の結果を見ながら、平成22年度当初には計上していきたいと考えていますとの答弁でした。

開闢・川尻小学校のパソコン整備事業の補正が出ていますが、リース期間が満了したので、購入するということですかとの質疑に対し、全て一括購入で更新するように計画していませんとの答弁でした。パソコン整備事業に総事業費3,246万円で36台ということは、1台当たり57・8万円程度掛かりますが、リース1年間の支払額はどのくらいになるのかとの質疑に対し、一括購入ということで3,246万3千円予算化させていただきましたが、これを仮にリースしますと、3,700万8千円程度ということで、454万5千円差額は出るようですとの答弁でした。児童はどのようにパソコンを利用しているのかとの質疑に対し、全ての学校で重点的に取り組んでおり、週1回はパソコンを利用した学習等を組み入れるようにしていますが、

学習内容によっては、放課後又はクラブ活動、その他の教育活動でパソコンを使うような教育課程を組んでいますとの答弁でした。

A E D整備事業で小学校10校に設置されるということですが、運動会等で一般の方々も活用できるような設置場所の検討をしているのですかととの質疑に対し、全ての学校にA E Dが設置されますので、どこに設置した方が緊急時の備えに対応できるのかということも、養護教諭の研修会、校長等の研修会の中で協議をしていきたいと思っていますとの答弁でした。

開聞総合グラウンド放送施設改修工事は、落雷が原因ということでしたが、保険で対応できたのではないのですかととの質疑に対し、20年度は、市内2中学校の消防設備に落雷被害があったということですが、手持ちの分で修理していますけれども、その保険については、雑入という形で保険対応をしましたので、今回の開聞放送施設についても、雑入という形で処理をさせていただきたいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について、旅費規定の改正による執行残が出ていますが、どのような改正が行われた結果ですかとの質疑に対し、旅費の日当等が1,100円から200円に減額された関係で執行残になりますとの答弁でした。

提案公募型事業費が263万円減額されていますが、どのぐらいの公募があり、どれだけ採択されたのですかととの質疑に対し、20団体で23事業の申込みをいただき、申請金額が789万9千円で、それを審査した結果、決定が15団体の16事業436万5千円になっており、当初予算を700万円計上していましたので、その差額分が執行残になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、塵芥処理費で地域活性化交付金の活用による施設維持費で1億337万7千円の増額補正ですが、9月の時点で、バグフィルター交換の際に指摘された事項ということでしたけれども、今出されている予算の中で全てクリアできるのですかととの質疑に対し、今回計上したものは緊急を要するものであり、指摘された事項はこれ以外にもあります。緊急に修繕をした方がよいという指摘の優先順位に基づいて予算計上させていただいたところですが、4月は引っ越しごみの量等々もありますので、ごみがやや減少する5・6月を目途に計画を実施したいと思っていますとの答弁でした。その修理は1日やそこらでは済まないと思いますが、炉を停止しなければならない期間はどれくらいを想定されていますか。また、その間の対応は十分考えているのですかととの質疑に対し、炉の停止期間はなるべく少なめにしたいということですが、最高30日という予想で考えています。30日丸整備に要した場合に900 tを保管する必要があるため、新炉と旧炉のピットも空の状態ですので、新炉のピットに約250 t、旧炉のピットに約150 t、仮置き保管施設への仮置きを500 t 予定しています。この500 tはブルーシート等々で処理して、修繕後は、仮置き保管施設の500 tから処理していきたいと思っています。約2か月で500 tの仮置きごみが焼却できるという計算を立てていますので、夏場の台風前までには仮置きごみを焼却したいと考えていますとの答弁で

した。

火葬場の修理が指宿の3号炉，山川の1号・2号炉ということですが，築4年程度しか経っていないと思うのですけれども，これ以外に修繕をしなければならない場所があるのですかとの質疑に対し，年に2回，指宿火葬場，山川火葬場の点検をしています，それで指摘された主なものを挙げました。今のところは，この三つの修理をすれば火葬に影響ないと指摘をされていますとの答弁でした。意見として，広報紙や地区の総会などに出向いて，資源ごみの分別や生ごみの水切りなどの説明に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に，税務課及び収納管理課所管分については，関連がありますので同時に審査を行いました。関西徴収を止めた理由はとの質疑に対し，当初10月に関西徴収を計画していましたが，4月の段階で，部課長の収納強化月間を10月が設定する時期に良からうということもあり，年度末に向かって夜間徴収などのスケジュールが混んでいましたし，その準備等にも手間が掛かるということから，今年は止めようとしたとの答弁でした。どれぐらいの徴収予定だったのですかとの質疑に対し，県外の滞納者は300人ほどいますが，九州が50，関西が160，関東が90ですとの答弁でした。法人市民税が5,000万円の増額補正ですが，この主な原因はとの質疑に対し，業種によりプラス，マイナスあるところですが，増額が見られた法人は医療，ホテル，大型店舗関係で，減額は製造関係に見られますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，長寿介護課所管分について，訪問給食が配食数の増になっていますが，配食はどれぐらいの増になるのですかとの質疑に対し，当初の配食数は6万7,007食分を計上していましたが，昨年の夏ごろから申請が増加してきており，食の自立及び介護予防の観点から十分なアセスメントを行った結果，1万5,300食の増となっていますので，1年間合計で8万3,000食になったものとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，健康増進課所管分について，各予防接種の実績見込みが300万円の減額補正ですが，当初予定していた人数とどのような違いなのですかとの質疑に対し，当初は90%以上を見込んで予算計上をしていましたが，現在のところ50%の後半ぐらいですので，2月までの受診票を集めて，未受診の方々に電話で3月中に受診をお願いすることになるかと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，地域福祉課所管分について，乳幼児医療費助成費が623万6千円の減額補正になっていますが，見込みに対して件数自体が減ったのですか，1件当たりの医療費が少なかったのですかとの質疑に対し，件数は変わっていませんが，医療費自体が少なくなっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で，報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長(大保三郎) おはようございます。産業経済委員会へ分割付託になりました議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算(第5号)について審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について、資源リサイクル畜産環境整備事業費1,395万2千円の減額補正は、当初予算で組んでいたのが来年度に変更になったということですかとの質疑に対し、県予算の関係もあり、事業推進が20年度にできない状況もありましたので、21年度にということで県と協議をし、来年度予算で計上するようにしているところですよとの答弁でした。野菜安定化の品目は何が対象になるのですかとの質疑に対し、特定野菜として、対象品目がグリーンピース、カボチャ、ソラマメ、甘しょ、スイカ等で、県単の分が、実エンドウ、ソラマメ、カボチャ、オクラ、サツマイモ、パレイショ、グリーンボール、キャベツ等ですよとの答弁でした。最低価格はどのようになっているのですかとの質疑に対し、価格が変動しますので、その時の相場で8割の単価設定になっていますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、財産貸付収入の船舶貸付料1,800万円の減額補正ですが、契約時に途中でいろいろあった時はどうするということはないのですかとの質疑に対し、経営などに関する重要な問題については協議をすとなっていますので、鹿児島県、鹿児島交通、南大隅町などと協議をし、今回、歳入の減額と、歳出の減額補正を提出したという経緯になっていますよとの答弁でした。燃料が高騰して厳しいということは以前から言われていたと思います。去年の8月にそういう申し出があったと聞いているのですが、市としてどのような対処をしてきたのですかとの質疑に対し、燃油高騰により経営が厳しいので、何らかの支援措置をしてくれないかという話と、船の借上料を繰延べしていただけないかというような話があり、県が独自に協議を続け、県の振興資金返済期間の延長もあり、補助を出すということは1回もありませんでしたよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について、宿舍の取り壊し費用がこんなに掛かるのですか。また、いつ頃の予定なのですかとの質疑に対し、金額は業者から見積りを取り算定していますが、アスベストの調査を踏まえ、設計終了後に発注となります。詳細な調査が必要になることから、状況によっては、工事費の中に算定をしていく必要があります、遅れる可能性もありますので、

いつ頃という回答ができないところですよとの答弁でした。何社から見積りを取ったのですかと  
との質疑に対し、1社ですが、技術担当課も設計していますので、2方向の算定による予算と  
なっていますとの答弁でした。安くできる業者選定をしてほしいと思っておりますが、1社と  
いうことですのでけれども、いろいろな面から聞いてみてはと思っておりますがとの質疑に対し、公共  
単価を使って技術者が設計をし、それに基づき発注をかけるという手法をとるのですが、今  
回は、産廃処理の関係など、複雑な要素がからんでいるので、1社見積りを取ったという状  
況ですよとの答弁でした。アスベスト調査をこれまでしていないのですかととの質疑に対し、概  
要調査を1回実施していますが、材料にアスベストが含まれている可能性がありますので、  
詳細調査を入れるということですよとの答弁でした。アスベストが入っていた場合には、飛散  
防止のために被覆をしなければならず、解体工事費用が足りない状況になる可能性があります  
が、十分検討されているのですかととの質疑に対し、概要調査の中でも、飛散するようなも  
のではないと聞いていますが、詳細に調べてみないと分かりませんので、アスベスト調査費を  
見込んでいますとの答弁でした。商工使用料の中で、ふれあい公園使用料やレジャーセンター  
かいもん使用料金等が463万円減額補正ですが、この原因はとの質疑に対し、火曜日は閉園  
する規定がありますし、篤姫観光で客の伸びがあると当初見込んでいたのですが、多くの施  
設で思うほど入込客がなく、減収になったことが大きな原因と分析していますとの答弁でし  
た。篤姫と関係ない時期と比べた場合はどうなのですかとの質疑に対し、19年度と比較した  
場合に、火曜日を閉園した分だけが減っているという状況ですが、篤姫効果が表れていない  
ということで、減収が大きくなった状況ですよとの答弁でした。火曜日の休日運用を実施した  
ために減があり、賃金も120万円の執行残が出たということですが、どういう考えを持って  
いますかととの質疑に対し、現在の人員で、火曜日営業をしようとするれば、厳しい管理体系に  
なりましたので、繁忙期を除く、火曜日を休園にする必要があると判断して休んだのですが、  
更に職員体制も作り直さなければならないことを考えると、出費の方が大きくなるのではな  
いかと判断していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、農業委員会事務局所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長（高橋三樹） みなさん、おはようございます。建設水道委員会へ分割付託さ  
れました議案第1号、平成20年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について審査の経過と結  
果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、建設監理課所管分について、地籍調査は5,000万円の予算に対して1,480万円で、約30%達成しており、進捗率が悪いようですが、どのようなとらえ方をしているのですかとこの質疑に対し、この地籍調査事業を早い段階で終わりたいということで、県に事業費を要望していますが、要望どおり付いてこないという状況が続いています。市としては、県に対して、早めに終わらせる計画で、事業費を要望していますとの答弁でした。臨時交付金で火災報知機を市営住宅に付けるということですが、今の設置状況はどのようになっているのですかとこの質疑に対し、火災報知機の設置は、平成20年6月から平成23年6月までに消防法で設置が義務付けられたものですが、市内で約760戸に1,436個を設置する予定ですが、20年度は、山川、開聞の58戸に97個を設置済みです。21年度に予定していた158戸に230個分を実施しようとしているものですが、残りの544戸1,109個は22年度に予定していますとの答弁でした。火災報知機は1戸の住宅に何個を付けて、どこに付けるのですか。また、熱感知器なのですか、煙感知器なのですかとの質疑に対し、通常2DK以下は1個で良いということですが、3DKは2個になっていますけれども、2階建ては2個となっています。寝る場所に付けるのが通常となっており、煙に感知するものですとの答弁でした。市営住宅の樹木管理が出ていますが、この補正に限らず、今後も毎年やっていかれるのですか。また、住宅に管理組合を作って、そこがやるようになっているということでしたが、この樹木管理費は旧1市2町の住宅を含めての樹木管理ですかとの質疑に対し、住宅内の樹木管理は、その住人でやってもらうのが基本ですが、この事業は、開聞地域については全て町でやるものだという取り決めがあったようで、1回も伐採をせず、住民では手に負えない、高さが4・5mになった樹木が残っていますので、この事業を使い、自分たちで管理できるような高さに抑えて、居住者に管理してもらう計画ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について、街路事業費の負担金補助及び交付金5,390万円の減額補正は、県補助金の減ですかとの質疑に対し、県事業の負担金を当初は8,000万円計上していたのですが、結果として、秀水園前の潟山丈六線が890万円の負担金で、渡瀬通り線が1,720万円の合計で2,610万円の負担金で済んだものですから5,390万円が不用額となり減額するものですとの答弁でした。この渡瀬通り線の完了はいつ頃を考えているのですかとこの質疑に対し、認可が平成16年から平成25年なのですが、新幹線開通までに完了をお願いしたいということで6億円の計上で要望しているのですけれども、県事業の伸びが少なく、1億9,600万円の事業費ですので、6億からすれば3分の1ぐらいしか付いていないという状況ですとの

答弁でした。都市公園費の修繕料739万5千円の内容はとの質疑に対し、丈六児童公園、摺ヶ浜児童公園、湯之里児童公園、湊児童公園のフェンス修繕、尾立公園は舞台や屋根とか壁の修繕、大牟礼児童公園は街灯を2基補修するものですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について、臨時交付金活用で、市道の維持補修工事がありますが、これは幾らの予算で、何路線の補修工事をする予定ですかとの質疑に対し、側溝改修を計画しているところですが、開聞庁舎で3路線、山川庁舎で3路線、指宿の方は要望が15件来ていますので、その中から緊急な分から進めていきたいと考えていますとの答弁でした。港湾建設費の負担金及び交付金470万3千円増額補正されていますが、何か当初計画との違いがあったのですかとの質疑に対し、局部改良の当初事業費は1億2,930万円でしたが、最終年度ということで、事業費が1億9,080万円となった分ですけれども、負担率が3分の0.256ですので、524万7千円の増となっているところです。また、交付金事業の事業費は2,000万円が変わっていませんが、負担率が10分の2.4から10分の2.128に率が下がったので54万4千円の減額を計上しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について、公営住宅建設費の委託料608万5千円の減額は入札執行残となっていますが、これはどういった計算をされたらこういう600万円のずれが出たのですかとの質疑に対し、設計書は884万円で入札に付したのですが、391万6,500円で落札され、500万円近い差額が出たのと、地質調査も297万円が262万5千円で落札され、差額が34万5千円程度でしたので、その差額ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号～議案第9号（討論，表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第3，議案第2号，平成20年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第10，議案第9号，平成20年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第2号から議案第9号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第2号から議案第9号までの8議案は，原案のとおり可決されました。

議案第41号上程

議長（新宮領進） 次は、日程第11，議案第41号，平成20年度指宿市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（田原迫要） おはようございます。今回，追加して提出いたしました案件は，議案第41号，平成20年度指宿市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

本案は，定額給付金事業などの国会可決がされ，それらの実施に伴い歳入・歳出にそれぞれ7億7,830万6千円を追加し，予算の総額を210億2,261万5千円にしようとするものであります。

以上，上程された議案の概要につきましてご説明申し上げましたが，詳細につきましては，総務部長に説明をいたさせますので，よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（鶴窪吉英） それでは，命によりまして，追加してご説明を申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第41号，平成20年度指宿市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ7億7,830万6千円を追加して，歳入・歳出予算の総額を210億2,261万5千円にするものでございます。定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支援事業に係る関係法案が国会で可決され施行されたことに伴い，定額給付金及び子育て応援特別手当を4月



中旬以降に、順次、給付していくことから、その事務費と事業費の予算を追加計上するものであります。また、第2条で繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、5ページの第2表繰越明許費でお示ししておりますが、給付金等の給付に係る申請手続きや、本人確認及び振込口座等の確認事務作業等に一定の期間を要し、給付開始については4月となることから、平成20年度3月中に執行する一部事務費を除いた残額を繰越明許費として、それぞれ設定をするものであります。それでは、説明の都合上、歳出の方から説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節3職員手当等から節14使用料及び賃借料までの3,087万8千円の補正につきましては、定額給付金の給付に係る全額国庫補助の対象となる事務費で、給付世帯数に応じて算定された額を計上するものであります。内訳は、申請書出力及び発送作業、受付、給付確認事務等に係る時間外勤務手当及び臨時職員の筆耕賃金、説明会等に係る市外旅費、用紙代や周知チラシ等の需用費、郵送料や口座振込手数料等の役務費、電算システム改修等に係る委託料、コピー機使用等に係る使用料及び賃借料の計上であります。節19負担金補助及び交付金7億2,266万4千円の補正につきましては、定額給付金の給付対象者として、平成21年2月1日の基準日において、本市に住民登録している人及び本市の外国人登録原票に登録されている人で、18歳を超え65歳未満となる給付対象者2万4,367人については、1人につき1万2千円を給付するため、2億9,240万4千円を、18歳以下及び65歳以上となる給付対象者2万1,513人については、1人につき2万円を給付するため、4億3,026万円の所要額を計上するものであります。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節3職員手当等から節14使用料及び賃借料までの136万4千円の補正につきましては、子育て応援特別手当の支給事務に係る全額が国庫補助の対象となる事務費の計上であります。定額給付金の給付事務と同様、申請書の発送作業、受付、支給確認事務等に係る時間外勤務手当及び臨時職員の筆耕賃金、消耗品や周知広報等の需用費、郵送料や口座振込手数料等の役務費、コピー機使用等に係る使用料及び賃借料の計上であります。節19負担金補助及び交付金2,340万円の補正につきましては、支給対象児童650人について、児童1人当たり3万6千円を支給するため、その所要額を計上するものであります。なお、子育て応援特別手当の支給対象となる子の範囲は、平成21年2月1日時点における住民基本台帳上の住所地で、世帯に属する3歳以上18歳以下の子が2人以上おり、かつ、小学校就学前3学年、すなわち平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた子となっております。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、11ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金7億5,354万2千円の補正につきましては、定額給付金の給付に係る事務費と事業費の国庫補助金であります。目2民生費国庫補助金2,476万4千円の補正につきましては、子育て応援特別手当の支給に係る事務費と事業

費の国庫補助金であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

議長（新宮領進） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

15番議員（前之園正和） 定額給付金は税金を使った政権与党の選挙対策費ではないかという批判が集中し、国民の8割近くが反対を表明したところではありますが、何が何でもという手法で国会を通過しております。消費税増税とセットで施策化が検討されたという経緯があり、2兆円は雇用や社会保障などに有効に使うべきだと主張し、国会で反対をしてきたわが党の態度は道理あることでありました。同時に、国会で予算と関連財源法が成立した下で、国民一人一人に定額給付金を受ける権利が生じています。その権利を行使するかどうかは国民の意志に委ねられるべきものであり、地方自治体がその選択権を奪うべきものではないというのが地方議会におけるわが党の立場であります。しかし、定額給付金については、当初からいくつかの心配や懸念が出されております。以下伺います。

まず、対象者全員、これは外国人を含めて4万5,864人ということのようではありますが、対象者全員に申請書が届くかという問題です。届くのかどうか、そのためにどのような努力や手法を取るようになるのか伺います。

次に、原則、世帯主による申請、そして受給ということになっていますが、それでトラブルは発生しないかという問題があります。その点について伺います。

総務部長（鶴窪吉英） まず、対象者全員に申請書が届くのかといったご質疑でございますが、基本的には、全て2月1日時点の住所地に郵送をすることになるというふうになっております。したがって、届かない場合には、本人の申し出により再度郵送をするということでございます。これらにつきましては、広報紙、あるいは昨日の南日本新聞にも載っておりますが、政府の広報紙等でもPRをしているところでございます。それから、2問目の世帯主による申請受給でトラブルは発生しないのかというご質疑でございますけれども、世帯主による申請が基本でございます。世帯主は、病気等で申請できない場合、世帯員により代理の申請、代理受給、これらも認められておりますので、それらで対応してまいりたいとそうように考えます。

15番議員（前之園正和） まず、2月1日の住所地に郵送すると、それで返ってくる分が当然あるわけですが、郵便局への移転届け等で届く分もあるでしょうし、いろいろなケースが考えられると思うんですが、その住民票が実態に合ってるかどうかということが問題になります。住民票を置いたまま別なところに住んでいる場合が想定されます。例えば、学生が親元に住所を置いて居住は別にしている場合、これは支障なく連絡を取ることができるでしょうし、適切に対応ができるのではないかと想定されるわけですが、ところが、DVや多重債務などで意識的に居住地を隠している場合も想定されます。その場合はどうなるのか伺います。このDVや多重債務などで住所地と住んでいるところが意識的に変えられて違う場合ですね、2月1日時点の住所地に送っても、それが届いてそこで滞るといふこともありますし、付き返ってくるということもあるわけですね。そのあたりを含めてですね、郵便を出しておしまいということになっては、行政としての責任は全うされないのではないかなと思うわけでありまして。それから、逆に、指宿市内に現にいるけれども、住所が指宿市外に例えばある。あるいはどこにも住所が登録されてないと。しかし、指宿市内にいらっしゃるという場合も想定をされるわけですが、そういったものに対してはどのようにしていくのか。そしてまた、原則、世帯主での申請になりますが、今言ったDVも含めて、世帯主で一括ということになれば、その家庭内にいろいろ問題があればですね、自分の分は個別にもらいたいたいか、いろいろなケースが出てくると思うんですが、その辺を含めてトラブルは発生しないか。

総務部長（鶴窪吉英） 何点かご質問がございましたけれども、まず、DVについての考え方というものを先に答弁をさせていただきます。DV被害者への定額給付金の給付方法でございますが、この定額給付金事業につきましては、国の指導では、基準日において住民基本台帳に登録されていること、これが原則でございます。そのため、DV被害者も住所地に、現在のですね、住所地に住民登録を異動しなければ受給ができないというふうになるわけでございます。なお、DV被害者は、加害者に、その現在の居場所を突き止められることを防ぐため、申し出により、住民基本台帳の閲覧を制限することが可能となっているところでございます。これらの届け出をされている方々に関しましては、定額給付金に係る書類は、その登録地に郵送されることになり、被害者も間違いなく受給することが可能であるというふうにご考えております。しかしながら、最も問題であると思われるケースは、今現在、警察や市などに相談中である場合、あるいは加害者に居場所を突き止められることを恐れて、住民移動を出していない方など、現在も加害者と住民登録地は一緒でありながら、居場所は別な場所という場合がございます。このような場合は、加害者である住民登録地に定額給付金に係る書類が郵送で届き、その加害者が被害者の分までまとめて受給をしてしまうということになります。このようなケースが最も深刻であるというふうにご考えておりますが、国の方からこのようなケースへの救済策といったものは、現在まで示されていないところでございます。本市としましては、このようなケースについて被害者から申し出があった場合には、国や県とも相談

をしながら、個々に別途対応しなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、多重債務といったご質問もございましたが、これらについては、基本的には住民基本台帳に登録されている場所での受給ということになるかと思えます。

それから、いろんな事情で受給者に申請書が届かないのではないかとというようなことも心配されるということでございますが、前段で受給者に申請書を送付するわけでございますけれども、その申請書が市の方に返ってこない、申請がされなかった場合につきましては、その申請状況等も勘案しながらになりますけれども、再度、その住所地である受給者に連絡を取るといったようなことで、ただ単に申請がされなかった場合は、受給を辞退したものとみなさないような形で追跡調査をするなりして、一人でも多くの方に、あるいは全住民に定額給付金が支給されるように努めてまいりたいと、そのように考えております。

それから、市内に現在住んでいるけれども、住所地が市外にあるという方については、住所を2月1日現在でございますので、今後、住所の移動についてはできないわけでございますから、2月1日現在の住所地で受給をすることになるというふうに思います。

それから、どうしても住所が現在住所不定と言いますか、そういう方については、再度登録をしていただくなり、相談に応じて受給漏れのないような形で対応をしていくと、そういうことになるかと思えます。

15番議員（前之園正和） 申請書を送って、その申請書に答えて申請をするかどうかは個人の問題ということになるわけですが、しかしながら、申請書を届けるというところまでは行政の責任ということは明確だと思うんですね。そういった場合で、例えば、申請書を住所地に送ったと。返ってこないという場合ですが、これは本人が辞退をするという考えの下に返ってこないのであれば、それはそれですけれども、ただ住所地に送ったけれども、郵便物はそこで止まって、実態はそこにいなくて、ポストの中に、極端に言えばもう眠ったままというのがないとも限らない。そういう状態にあるのか、本人の辞退による申請書が返ってこないことなのかということがあるわけですが、それについては、今の答弁では追跡調査するなりするということですので、そこはそうあるべきだというふうに思いますので、今も言いましたように、申請書を出すところまでは、届くところまでは行政責任ということは明確ですので、そのことは重ねて指摘しておきたいと思えます。

もう1点伺いますが、口座への振替えと窓口での現金交付というのもあるようになっていきますので、窓口の現金給付となった場合に、例えば、仕事をしていて5時までに来れないという方もいらっしゃると思うので、その辺は土・日含めて休日での窓口受付がどうなるのか、時間的には5時でおしまいとなるのか、一定時間まではいいということになるのか、その点も伺います。

総務部長（鶴窪吉英） まず、スケジュールといたしましては、3月30日を目処に申請書の用

紙を全世帯に郵送をすることといたしております。その後、返信用封筒にて順次申請の受付をするわけですが、その申請書が届かない場合の受付期間の後半につきましては、申請状況等も勘案しながら、山川・開聞両支所における窓口受付や休日の窓口の受付などを検討するとともに、その未申請者に申請期限の連絡を行うなど様々な手段を講じまして、定額給付金が市民全員に給付ができるように努力をしたいと、そういうふうを考えております。

議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は、

（発言する者あり）

議長（新宮領進） 現金給付の場合の時間外のお答えをいただきたい。

総務部長（鶴窪吉英） 現金給付についてでございますが、現金給付につきましては、口座振込みと違いまして、それぞれの窓口で現金給付をするというふうに考えておりますけれども、支給につきましては、振込みと同時にというわけにもいきませんので、おそらく5月の20日以降、このスケジュールではそういうことを予定しておりますが、窓口で給付をするというふうになるわけでございますけれども、具体的なその支給の時間につきましては、現在のところは休日、あるいは時間外を延長しての給付というものについては、今のところまだ検討をしていないところでございます。

議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時20分

再開 午前 11時22分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 一般質問

議長（新宮領進） 次は、日程第12、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

17番議員（新川床金春） こんにちは。17番新川床。平成21年度第1回定例会で一般質問の1番を引き当てることができ大変光栄であります。質問時間が限られていますので、執行部へお願いですが、答弁は簡潔にお願いいたします。

3月末をもって退職される職員の皆様には、長い間指宿市発展のためにご尽力いただきましたことに対して心より感謝申し上げます。今後は、お体に十分留意していただき、元気で活躍していただきたいと思っております。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

農業振興策について、特殊病害虫イモゾウムシの発生が、昨年11月18日に指宿市五郎ヶ岡地区で確認されてから、県が発生区域を五郎ヶ岡地区、玉利、宮、二月田の4地区410haと特定しているが、特殊病害虫イモゾウムシの発生源について把握できているのかお伺いいたします。

2番目の特殊病害虫イモゾウムシの撲滅に対して、発生ほ場からそれぞれ半径500m以内を発生区域と特定して、発生区域をこれ以上広げないために、発生区域周辺でサツマイモを植えたり移動したりしないでほしいと呼び掛けています。発生地域のほ場の確認はいつまでに終了して、区域内で生産されたサツマイモはどのように処理されたのかお伺いいたします。

サツマイモの生産区域についてお伺いします。サツマイモは夏場の作物として、生産農家にとっては重要な収入源であります。平成19年度は澱粉用として生産量6,853tで生産額2億3,300万ありました。焼酎用として生産量3,623tで、生産額2億400万です。加工用として生産量1,001tで、生産額5,566万円です。青果用として生産量2,925tで、生産額4億6,225万円あり、総生産量1万4,402tで、総生産額9億5,570万円の売り上げがありました。昨年11月に発生した特殊病害虫イモゾウムシやアリモドキゾウムシによる作付け禁止地域が確定されているのかお伺いいたします。

4番目の澱粉用甘しょ生産者への対応策について、澱粉工場再編事業で平成11年度に山川地区のマツタニが廃止し、12年には開聞地区のJ Aいぶすき開聞工場が廃止、18年から19年にかけて指宿地区の道下澱粉が廃止、20年度には開聞地区の富田澱粉が廃止してます。国の政策で廃止業者には廃止に係る補助事業があることから、これまで4件が廃止しているが、

その都度澱粉用甘しょ生産者へ今後の対応策について説明会を行っているのかお伺いいたします。

次に、ごみ行政についてお伺いします。

1番目の有価物の相場について、清掃センター内の有価物売払契約を見ますと、平成20年4月は入札単価は63円50銭で落札されていましたが、10月には28円1銭で応札したが、最低価格を大幅に下回っていて、再入札を5業者にお願いしたけれども、全社が辞退したということ聞いてます。10月時点での最低価格の設定はいくらだったのかをお伺いいたします。

資源ごみ収集運搬、中間処理、保管業務委託と資源ごみ買取価格の仮見積りにについてお伺いします。21年度の資源ごみ収集経費と資源ごみ売払収入の明細をいただいています。内容は資源ごみ収集運搬、中間処理、保管業務委託は、前年4,200万あったものが1,600万円で、資源ごみ売払収入は2,991万となっています。資源ごみ売払収入の中でアルミ缶、スチール缶は別途に入札を行っていますので除きますと、1kg当たりの単価ですと、段ボールが10円、牛乳パック10円、その他紙10円、新聞紙10円で、ペットボトルは40円となっていますが、19年度収集実績で計算すると、1,606万になるが、間違いはないのかお伺いします。

3番目の本契約について、仮見積りの仮の意味を辞典で調べたら、暫らくそれと決めること、偽、偽りとなっています。昨年の9月議会の答弁で、仮見積りをするとき、この仮見積りは本契約になると仕様書の中に明記してあると部長から答弁をいただきました。平成21年度資源ごみ収集に係る仮見積書について見せていただきましたが、仮見積書には、本契約になると仕様書には明記してありませんでした。口頭で説明を受けたということ聞いていますが、文書のどこに明記してあったのかお伺いします。その内容としてですね、前略、平成21年度資源ごみ収集に伴う保管施設として認定に際し、仮見積りを徴収することにいたしました。保管施設に当たっては、平成21年度資源ごみ収集運搬業務委託料、再商品化処理業務委託料及び保管業務委託料並びに有価物買取価格の4項目について総合的に決めます。別紙仮見積書にはそれぞれ4項目の見積金額の105分の100の金額、いわゆる税抜き価格を記載し、平成20年7月18日午後5時までに環境政策課生活衛生係まで提出してください。ここで、なおということで、平成21年度契約は保管施設として代理に指定された後の平成21年4月1日で契約を締結となります。契約金額は、仮見積りに記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額、いわゆる消費税額を加算した額としますとなっていますが、頭のいい人は理解できるかもしれませんが、このどこに書いてあるのか、私が今読んだのが全文ですので、この中にどこに書いてあるのかお伺いします。

3番目のかんぼ指宿についてお伺いします。かんぼ指宿の購入依頼について、指宿市はこれまで知林ヶ島やグリーンピア指宿の購入依頼があったときは、議会に諮っていたが、かんぼの宿指宿について議会に諮っていないが、購入依頼があったのかお伺いいたします。かんぼの宿指宿の評価額が1万円で落札された経緯についてのテレビ、新聞等の報道についてお

伺います。指宿市は、市道宮ヶ浜吹越線の拡幅工事計画があり、かんぼの宿指宿の土地は事業推進のために絶対に必要な土地であるので、不動産鑑定を入れて、かんぼの宿指宿の土地を約1,000万で購入しています。日本郵政公社から不動産を一括購入した業者は、かんぼの宿の評価額を1万と見積りし、購入したと報道がありましたが、この土地の評価をどうとらえているのかお伺いいたします。

以上で、1回目を終わります。

市長（田原迫要） 私の方からかんぼの宿の件について、その経緯をお答えさせていただきます。

日本郵政の宿泊保養施設かんぼの宿などの一括売却の問題が国会で議論をされております。この中で、平成19年3月にかんぼの宿指宿を含む178の諸施設が民間企業7社から成る企業連合体に総額115億円で一括売却され、かんぼの宿指宿は購入評価額が1万円であったことが明らかになりました。日本郵政公社の評価額が4,500万円でありましたが、これに対して購入評価額が1万円という額には、正直、非常に驚きましたし、困惑し、残念でならないところであります。かんぼの宿指宿の東側の道路沿いの土地1,040㎡につきましては、市道宮ヶ浜吹越線の道路改良拡幅工事を進めるに当たって、必要な土地でありましたので、指宿市土地開発公社に先行取得を依頼し、平成19年7月に土地名義人となりました有限会社レッドスロープから1,456万円で購入したからであります。この宮ヶ浜吹越線道路改良拡幅の事業は、平成20年1月から篤姫の放送に合わせてバスの駐車場のある今和泉港から尾掛までの海岸道路として、平成19年度から前倒しで整備することとし、改良拡幅工事に必要な地権者約20名の30筆の土地購入を進めることにしたところであります。購入したかんぼの宿指宿の土地もその一つでございます。土地購入に当たりましては、公有財産評価評定委員会の開催をし、周辺の売買実例価格や路線化などを元に宅地1平米当たり1万4千円と適正な価格で一律に購入をいたしました。地権者の皆さんの協力を得て、間もなくこの改良拡幅工事が完成の予定であります。

ここに至るまでであります。かんぼの宿指宿の購入依頼の内容についてちょっと説明をさせていただきます。平成18年8月1日付で日本郵政公社施設部門の長から、指宿簡易保険保養センター、通称かんぼの宿指宿であります。これが平成19年3月31日をもって廃止するという。それから、廃止後速やかに不動産の処分を行う予定であるので、購入の意思があるかどうか、その意向確認についての照会がございました。このことから、指宿市としましては、各部署へ照会を行い、その必要性について検討したわけでありまして、先程申し上げました市道宮ヶ浜吹越線道路改良舗装事業が計画されておりましたので、この事業に係る部分の土地購入を必要であるという判断をいたしました。しかしながら、全体的な施設の利活用については、プランはありませんでしたので、同公社の施設部門統括部に対しまして、必要な部分について分筆して市へ売却していただければというお願いをしたわけでござ



ざいます。しかしながら、郵政公社の方は、一部の敷地を分筆して売却するという考えはなく、建物及び市道を挟んだグランドゴルフ場ですが、これらを一体の物件として一般競争入札に付するという予定であるとの回答でありましたので、土地全体を購入する意思のないことを平成18年9月26日付で文書で回答いたしました。なお、この回答文書の中で、平成20年度から平成22年度にかけて市道宮ヶ浜吹越線の道路拡幅が予定されているので、詳細設計の実施に伴い、道路拡幅部分の用地買収については、配慮をお願いしたいという旨の文書を添えて、新しくかんぼの宿指宿の応札者に対して特段の配慮をお願いしたいという旨の付記をしたところでございます。以上です。

産業振興部長（井元清八郎） イモゾウムシの発生の確認につきましては、アリモドキゾウムシの防除作業の一貫作業の中で、平成20年11月18日にサツマイモの切開調査で発見されました。イモゾウムシが最初に発見された、五郎ヶ岡地区の周辺地域の調査を行ったところ、玉利、宮、二月田まで範囲が拡大していることが判明いたしました。そのため、指宿地域の広範囲にわたる周辺部を国、県、市等により11月23、24日に調査し、イモゾウムシの発生ほ場を特定し、そのほ場の半径500mの範囲、約410haを発生区域としております。また、発生確認当初から、国の植物防疫所の職員が発生原因について、寄主が見られたほ場の畑の耕作者らから聞き取り調査を行い、その後も、これまでの発生地域からの寄主植物の持ち込みがなかったかなど、聞き取り調査を行っておりますが、まだ発生原因の特定には至っていないということでございます。

次に、処分についてお答えさせていただきます。イモゾウムシ発生の初動体制につきましては、発生確認の平成20年11月18日に国、県、市で緊急対策会議を開催し、初めに発生が確認されたほ場のサツマイモについて、翌日の11月19日から21日にかけて掘り取り、ポリ袋に入れて薬剤処理をいたしました。11月22日の土曜日から日曜日及び休日の3日間にかけて、延べ179人体制で発生区域内の調査、また、25、26日に周辺の補完的調査を行い、県は発生区域を指宿地域の五郎ヶ岡、玉利、宮、二月田の4地区410haと特定いたしました。発生区域とされたエリア内にあるサツマイモの処分を国、県、市、技連会等で12月18日と19日の2日間に延べ230名体制で一斉に掘り取り、埋没処分いたしました。12月20日以降は、サツマイモの耕作者が不明な分の調査や貯蔵芋、自宅芋の回収を行い、薬剤処理後、埋没処分いたしました。1月16日以降は、県が作業員を雇用して行っております。現在の作業は、県の病害虫防除職員の指示により、発生区域内のほ場の掘り残しのサツマイモ及びほ場の土手や周囲のサツマイモなどの除去作業を行っており、今後は、区域内の寄主植物であるノアサガオ、ゲンバイヒルガオ等の寄生の調査と除去作業を並行して行い、根絶まで作業を進めていくこととなります。

次に、作付け禁止区域の確定についてでございます。サツマイモの特殊病害虫であるアリモドキゾウムシの発生が指宿市で平成18年8月23日に確認され、また、平成20年11月18日に

イモゾウムシの発生確認がされて、現在防除作業を行っております。これまで、発生区域内から二つの特殊病害虫の寄主植物となるサツマイモ、ノアサガオ、ゲンバイヒルガオ等の除去作業が行われております。寄主植物の移動規制につきましては、植物防疫法に基づき、二つの特殊病害虫について、農水省が中心となり、専門家や関係機関等との協議を経て決定し、告示により範囲を周知することとあります。また、範囲といたしましては、未発生地域への拡散防止と、発生区域内の効果的防除の実施を考慮して決定されることとなりますが、現時点では、まだ決定されていないところでございます。

次に、甘しょ澱粉についてでございます。サツマイモの生産のうち、澱粉用は、耕作者の高齢化等により、作付面積が減少傾向にあり、平成19年度で栽培戸数は、595戸、面積で274ha、生産額で2億3,300万円となっております。澱粉用サツマイモは、台風災害に強い夏場の作物として、畑作経営に大きく貢献しておりますが、近年、焼酎用の生産が伸びた一方で、澱粉用の生産が減少し、澱粉工場の操業率に大きく影響をしている状況でございます。これまで、市内の澱粉工場については、平成11年度に山川地区のマツタニ、平成12年度には、開聞地区のJAいぶすき開聞工場、18年度に指宿地区の道下澱粉、20年度には開聞地区の富田澱粉工場が廃業いたしております。そのような状況の中で県は、澱粉工場の廃業に際し、工場がこれまで集荷していた原料用サツマイモの生産集荷に支障を及ぼさないよう、関係団体へも調整指導を行っております。また、平成19年度からは、新たな制度の中で交付金を受けるには、出荷する澱粉工場と売渡契約等を結ぶなどの要件もあり、生産者へは、市、いぶすき農協、澱粉工場から説明をしているところです。また、今回の富田澱粉工場の廃業につきましては、当工場から仲買・農家に説明を行い、他の澱粉工場と各自契約・栽培するようお願いしていたようでございます。

市民生活部長（新村光司） ごみ行政について、まず初めに、有価物の相場についてのご質問でございますが、清掃センター鉄プレスの有価物につきましては、1kg当たり単価が消費税抜きで、平成19年度上半期が37.1円、これは5万3,030kgで、消費税込み206万5,783円、下半期が42.5円、これは4万7,930kgで、消費税込み213万8,876円、平成20年度上半期が63.5円、これは3万9,120kgで、消費税込み260万8,323円、第三四半期が15.2円、これは1万9,700kgで、消費税込み31万4,411円と相場が下がっております。第四四半期の契約単価は15.6円で、ピーク時の約4分の1となっているところでございます。また、10月の入札時の予定価格は、上半期の入札状況等を勘案し、大体40円前後としたところではありますが、世界金融不安による想像を超える下落によりまして、予定価格を上回る業者がなく、2回目の再入札は、全業者が辞退されたことから、半年毎の入札を3か月毎に改め、随意契約したところでもあります。

次に、資源ごみ収集運搬、中間処理、保管業務の仮見積りについての質問でございます。平成21年度の資源ごみ保管施設指定のために、収集運搬、中間処理、保管の3業務を一括し

て処理できる2業者から、3業務に係る経費と段ボール等の有価物の買取価格の単価について仮見積りを徴し、トータルして有利な業者を指定したところです。平成21年度の契約は、この仮見積りに基づく業務委託金額と有価物買取単価で行うこととしております。しかしながら、有価物の価格は、昨年9月のアメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発する金融危機により、百年に一度と言われる世界同時不況の影響を受けまして、昨年来、大幅に低下しております。段ボールを例に取りますと、昨年8月頃の直接問屋に持ち込む取引価格は13円から15円だったものが、現在では6円から9円程度と半分程度に下落しております。このようなことから、県内の各自治体においても、平成20年度に買取価格を変更をしているところが8自治体あるようです。また、本市においても、燃料につきましては市場相場が短期間に大きく変動することから、四半期毎に見直しをしております。したがって、買取価格については、市況を踏まえ、四半期毎に価格の見直しを行うことにしなければならないのではないかと考えております。このため、22年度の指定に向けて7月に仮見積りを取る時点に合わせて、買取価格については、見直すことにしたいと考えております。

次に、本契約についての質問をいただきました。平成20年7月14日付け指宿市環境第151号で行った平成21年度資源ごみ収集に係る仮見積書の提出依頼文書は、環境大臣の指定する資源ごみ保管施設の選定に当たって、資源ごみ収集運搬などの業務委託料や有価物の買取価格を含め総合的に判断して決定する旨を通知し、仮見積書の提出を依頼したものであります。年度開始早々に必要な契約は、その契約の事前準備行為として、年度開始前に見積書を徴収することが許されておりますが、提出依頼を行った時点では、平成21年度の予算が確定していない状況にありますので、仮見積書との表記といたしました。また、この提出依頼文書の中で、保管施設として大臣指定された場合は、平成21年度の契約を4月1日付けで締結し、その契約金額は仮見積金額に消費税を加算した金額と明記してありますので、これに従って契約することになります。しかしながら、昨年9月に米国大手金融機関が経営破綻するなどの金融危機や、世界経済の急激な冷え込みにより、百年に一度の大不況が到来し、この影響で有価物の価格が大幅に下落している状況となっております。したがって、有価物の買取価格につきましては、市況を踏まえ、四半期毎に価格の見直しを行っていきたいと思います。

17番議員（新川床金春） 質問の時間がですね、12時まで、午前中はということですので、質問の順番をちょっと変えさせてもらいます。

ごみ行政についてお伺いしますけど、部長答弁ではありましたように、世界の大不況の中で、有価物の単価はこんなに安くなったということでした。大不況の中でということでしたけれども、昨年7月の頃はですね、石油が高騰してました。そのときに、委託料、保管料、処分料というものは4,200万あったものですね、1,600万に下がったんですよ。通常は燃料が高くなってどうしようかなと思う中で、2,600万も安くなりました。指宿市としては大変嬉しいことなんですよ。その後のですね、仮見積りの中では、今まで処分料を取っていたも

のを1円単価で全て入札だったんですよ。そういうことができるんだっただけです、四半期毎に云々と、私はしてほしいんですよ、業者のことを考えたら。だけど、今までそれで通してきたと。2,600万。入札がなかったら随契で払ってた現状があるんですよ、この会社には。部長、今まで4,200万払っていたというのは間違いありません、お伺いします。

市民生活部長（新村光司） そのことについては間違いございません。

17番議員（新川床金春） そこで伺いますが、私は、資源ごみは、この話はですね、もう何回もしてます。5年間、これは市民のためになってないよということにさせていただきました。そこでいつも訴えるのは、市民が大事に家で保管し、月に1回出している有価物となる資源ごみが、計量を市でしないで業者任せ。どんな商売をするにも、物は計量し、単価があると思います。これが業者任せでいいのかお伺いします。

市民生活部長（新村光司） 市民がせつかく分別していただいています資源ごみを、正確に把握する必要があるかと思えます。計量器の設置や、地区の館長に立会を求めまして確認する方法もありますが、計量に伴う収集時間の遅延や、館長への立会報酬、計量器の導入など経費の面もごさいますので、現在、それぞれの収集所や常設収集所でも数量を記録していることから、日報により正確に把握していくよう努めてまいりたいと思えます。

17番議員（新川床金春） これまで何回もその収集量を計ってくださいと言いました。そのときに、トラックスケールを準備すると設置費が1,000万以上掛かる。清掃センターまで行って計量すると事業者の負担が掛かるということでした。いろんな計りをですね、どのくらいするのかなと思ってインターネットで見ってみました。20kgの普通の計りが、デジタルとか普通の計りでも大体1万から2万なんですよ。そして、月4回収集してますので、大体60から70か所を1回にやるんじゃないかなと思えます。2万円×70個としたら140万円で、その収集日の当たったところに持ってって、その時に、アルミ缶とスチール缶だけコンテナに入っただけを計ってもらっただけでチェックはできるんですよ。実際、140万円でできる事業です。それを今まで事業者任せというのは、行政改革に取り組んでる指宿市のやることなのかなと、目を疑いたくなりますが、市長、140万掛けて計量器を各収集所にその都度設置し、計ってもらっただけでいいのかなお伺いします。

市長（田原迫要） ご指摘のとおり、ごみの資源化ということは、非常に重要なことでありますし、ご指摘のとおり、それを正確に把握する必要もあろうかと考えております。どのような方法がいいのか、現在検討中ですが、取り急ぎは、それぞれの地域へ出していただいたごみを日報等によって、きっちりと把握して報告していただくということで対応してまいりたい。その後については、議員ご指摘の計量器も含めて検討を進めてまいりたいと思えます。

17番議員（新川床金春） 指宿市がこれまで随契をしたものがですね、入札になったのが何件かあります。その入札によって抑制された金額が分かっていたら教えてください。

総務部長（鶴窪吉英） 各種の物品購入でありますとか、いろんな委託において特殊な要件に

該当するものについて随契をいたしておりますが、その随契によって金額がどのようになったのかということについては把握をいたしておりません。

17番議員（新川床金春） 私が知るところによりますと、5,6,000万あったものが2,000万以上安くなったのと、この資源ごみの2,600万というのがあります。実際、市民にいろいろな痛手をお願いしてる。資源ごみの収集もですよ、自宅できれいにして1か月保管してくださいとか、いろんな補助事業もカットしてる中で、契約の在り方を考えていくべきじゃないかなと思います。そこで、先程ですね、仮契約だとかいう話でしたけれども、公共下水道特別会計の委託料も、今年度の指定管理者の管理料もですね、債務負担行為で、仮じゃなくて、入札をやっております。仮というのは紛らわしいので、22年度の資源ごみの収集委託業務はですね、6月議会で債務負担行為をして、誰が見てもこれはオープンだというようなやり方をできないのか、市長にお伺いします。

市長（田原迫要） 環境行政を進めていく上で、いろんなことをやらなきゃいけないと思いますし、議員等のご協力やご理解もあって、また、市民の皆さんの協力も得て、環境行政については随分進んできたと思います。ただ、ご指摘のとおり、指宿市はリサイクルセンターという施設を公で持っておりません。そういうことで、毎年翌年度分について前年7月に厚生省に次年度のリサイクルセンター、つまり保管所ですが、それを指定を受けねばなりません。したがって、指定する場合にリサイクルセンター保管所をどの業者の、民間のどこを使うかということを決めて厚生省に申請するわけです。そういうことで、前年7月に、現在仮見積りを取っております。それを仮見積りじゃなくてちゃんとした見積りにすべきではないかということですが、私どもとしてはちゃんとした見積りという意味で、仮という名前は付いてますが、まだ予算も翌年度分は認められていないわけですし、そういう中で仮見積りを取ってやっていると。ただ形としては、それは本契約のつもりだということであります。先程議員からもありましたように、委託料については仮見積りのままやっていただくと。ただ、有価物の買い取りについては、市場がこれだけ乱降下してますし、昨年7月時点から比べると、全ての資源ごみ等が半分以下になっておりますので、これについては、4月からスタート時点では仮契約のままやっていただきますが、その買い取りの部分についてのみ四半期毎に見直しをさせていただくという形を今回取ったわけであります。したがって、私どもとしては仮見積りとは言っておりますが、ある意味では、翌年以降の本契約のつもりでやっておりますし、そのような形で今やってるということでございます。

17番議員（新川床金春） 世界不況じゃなければ資源ごみが上がっていたかもしれませぬ。だけど、この状況の中では、市長が言うのも分かります。ただ、仮というのはいかなものかだと思います。先程も言いましたけど、下水道特別会計では、委託料を3か年間はですよ、昨年計上し、入札した関係で1,000万以上の減額ができました。その前のときもまだ安くなってるんですけど、しっかりとした、その売払収入は別として、委託料はですよ、債務負担行

為でしないといけないのかなと。仮と言え、もしかしたら上がせんどかいという思われ方もします。市長の答弁ではないということですが、仮は、私が見た辞書では偽りという言葉につながりますので、そこだけは、しっかりと債務負担行為を6月議会に出してするという答弁をいただきたいんですけど、どうでしょうか。

副市長（番匠浩一） 先程の市長の方から答弁がありましたように、ごみのリサイクルセンターというのは、毎年度毎年度厚生省の指定を受けなきゃいけないということになるものですから、契約を長期にわたるということができません。債務負担行為というのは、その1回の契約で数年間にわたって契約ができるようなものを次年度以降の歳出予算を義務付けるものから、そういう形で債務負担行為というものを組むこととなりますので、今議員がご指摘のような形で今年の7月に来年度以降の債務負担行為という形では、なかなか難しいかと思えます。ただ、議員ご指摘のとおり、仮見積みということについては、誤解を招く向きがあると思えますので、今後、どういうやり方がいいのかということについては、検討させていただきたいというふうに思います。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時57分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

17番議員（新川床金春） ごみ行政について私がいろいろ言いましたけれども、この原点は、指宿の清掃センターに1炉しかないということからの話なんです。この炉の維持管理費に本年度一般会計の中で補正をしています。1億337万円です。この金額を出さないといけない現状をどうするかと思ったときに、資源ごみの収集した益金を各地区に分配して、市民が、こうすることを努力すれば嬉しいことがあるんだねと。この前の日曜日うちの地区では総会がありまして、11万ほどの益金が入って、地区民に館長さんが、皆さんの努力ですよと、ありがとうございましたと言ってました。その一声で市民は一生懸命頑張ると思うんです。ですから、適正なやり方をし、市民がそれに対して、ああ、もっと頑張ろうかなという意識改革するために、こうしてほしいなと思っています。委員会の中でも、応急的に修理するところで1億337万でまだあるということです。ただ、このときに説明があったのは、90tごみが燃やせない。そのごみを燃やすのに、炉の計画では8時間のものを、12時間とか運転して、どうにか2か月かかって処理するということです。その2か月間はまた酷使されて炉が傷むんじゃないかということを思いますが、資源ごみの収集に対して、今後も市民に周知徹底するような施策を取っていくのか、部長、答弁をお願いします。

市民生活部長（新村光司） 議員ご指摘のとおり、今回の補正予算で1億337万円計上いただいて承認いただいたわけですが、今後もこういった清掃センターにおきましては、他にもですね、とりあえずは、今もってはこの大きな修理は完了すると思われましても、今

後につきましても、若干のそういった大きな修理等は発生すると思われます。しかし、市民に対しましても、今後のごみの減量化、そしてまた、こういった運動を広報とかいろんな集会の中においても、説明していきながら、ごみの減量化に努めていただきまして、行政としましても、清掃センターに係る経費というものが大きくならないように、最大限今後とも努力していきたいと思っておりますので、ご了解願いたいと思っております。

17番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。

次に、かんぼの宿指宿についてお伺いします。

市長から答弁をいただきましたが、後で4,500万という金額が来たと思っておりますけれども、この施設は、指宿市と県にですね、購入する考えはないかという依頼があったんです。そのときにどのくらいの単価が伺ったことがあるのかお伺いします。

市長（田原迫要） どのくらいの単価というのはお伺いしませんでした。帳簿の簿価については4,500万というのはお聞きしました。それからすいません、先程ごみ関係の答弁の中で、私も副市長も厚生省の認可が必要だというふうに申し上げました。あれは環境省の誤りでしたので、訂正させていただきますが、よろしく申し上げます。

その帳簿価格についてはお伺いしました。したがって、これは先程申し上げましたように、国会でも議論になりまして、私の方にも取材がありました。したがって、そのときに価格の説明はありましたかということでしたので、ありませんでしたと申し上げました。私自身もテレビを見ながら、あの国会でのやり取りを聞きながらであります。1万円とか100万円とかそういう値段で払い下げてもらえるのであれば、当然それは検討の余地がありました。ただ、私はその一括で、しかも分筆等はせずに、他の施設もまとめたの入札になるというような説明でしたので、その価格については直接質問はいたしませんでした。それから、176でしたか、その施設を117億とお聞きしましたので、平均すると一つの施設が6,000万くらいかと、そんなもんだらうかと、私は、当初は単純にそのように計算をしたということがあります。

17番議員（新川床金春） 170幾つの施設の話ですけれども、私が持っているこれにはですね、物件名、指宿簡易保険保養センター1件だけで指宿市に案内があったと思っておりますが、それに間違いはない。ただ、この施設はですね、グランドゴルフ場がありまして、かんぼの宿指宿は1億かけて整備した施設です。それも含めて、私は河原湯から温泉を引いてる素晴らしい温泉であるということで、今まで利用者が多かったことを知ってますので、何らかのですね、購入することを考えなかったのかなと思うことでした。この施設を、金額を聞いて高かったら別ですけども、聞いて安かったら、高齢者の憩いの場として活用できたのになと。山川の老人福祉センターには温泉があり、市民が次はおいはいつじゃったっけという待ち遠しくしてるという話も聞いてます。温泉地指宿の指宿地区にはそういう施設がないわけですよ。民間の施設はありますけれども、そういうときにできなかったかなあということ

考えると残念でなりませんけど、担当部にいろいろ話を流したけれども、利用計画はなかったということですけど、老人の憩い、要するに、最終的には指宿が一番問題にしてる国民健康保険、介護保険、後期高齢者保険などの医療費の抑制につながるから、何かしてみようかなあというような話は出なかったのか、お伺いします。

市長（田原迫要） まず、話は出ませんでした。と申しますのは、確かに、議員ご指摘の側面もありますけれども、指宿地域全体で見ますと、その高齢者の健康づくりの施設は非常に整っている地域だと思います。旧指宿地域にはないというようなことを言われましたけれども、例えば、なのはな館の施設も非常に安価に温泉施設もプールも活用できますし、施設的には、特に、吹越地区のあそこで言いましても、カンタ公園もありますし、お年寄りが健康づくりをするには特段かんぼの宿の施設の活用についてはないのではないかなというようなことから、各部からもその必要性についての声は上がってこなかったものと考えております。

17番議員（新川床金春） それではちょっとお伺いしますが、かんぼの宿指宿にですね、指宿市が31平米これまで無償で貸し付けていた土地があるんですけれども、これはどのように取り計らっているのか、お伺いします。

総務部長（鶴窪吉英） この土地につきましては、温泉の貯湯タンクということでありましたけれども、タンク敷地の公有財産返還書が提出されまして、これが平成19年の5月31日でございますが、受理をいたしております。利用状況につきましては、かんぼの宿におきましても、何年もの期間使用しておらず、また、それ以後の利用計画もないというようなこともございましたので、返還をしていただいたということでございますが、この土地につきましては、平成19年の6月の17日に隣接者に売却をいたしたところでございます。

17番議員（新川床金春） 次に、特殊病害虫イモゾウムシの発生についてお伺いします。

先程の答弁で、国、県、指宿市の3機関で調査、協議しても、発生源が特定できなかったようです。指宿市にはですね、沖縄、奄美方面から植物を持ち込んでいる業界がありますけれども、そのようなところの調査はされたのか、お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 発生地域の特定につきましては、県、国が特定していくこととなりますけれども、各関係の機関の中では各種調査をいたしましたけれども、特定には至っていないということでした。

17番議員（新川床金春） 次に、特殊病害虫イモゾウムシの撲滅対策についてお伺いします。

五郎ヶ丘地区の発生区域内で11月20日ごろ、イモの移動・掘り起こししないようにと指導を受けた方がですね、その後2か月経っても何の連絡もないことから、春作のオクラの準備があるということで、サツマイモを掘り起こして、コンテナ9個分畑の土手に置いてありました。通報によって職員が慌てて現地を確認して、ほ場の消毒を行い、立て札を立ててますが、自家用として植え付けたサツマイモだと伺いましたが、イモの一部でも家に持って帰っていないとか、そういう確認はされたのか、お伺いします。



産業振興部長（井元清八郎） 現在の処分につきましては、防除作業について1月16日から県で防除作業員を雇用して行っております。そういったことにつきましては、ちょうど情報が錯綜する中で、連絡が一部うまくいってないところもあったのではないかと思います。

17番議員（新川床金春） 一部そういうことがあったということだとですね、蔓延防止策は、どひことっても3年は掛かるんじゃないかというような話を聞いています。これが3年で撲滅できなくて、指宿市では、安心できる質の高い農林水産物を提供する南の食糧供給都市を目指してるわけです。そういう都市で、3年間で撲滅できなければ、風評被害を受けるんじゃないかなと思います。ですので、早期根絶のために、国、県は行いますということですけども、指宿市も、自分たちのことは自分たちでやるということをして市長は言ってます。だから、再度その地域をチェックするような考えはないのか、お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 先程も答弁をさせていただきましたけれども、現在、防除作業については、県が作業員を雇用して行っており、連絡、調査作業等も体制が整っておりますので、早期に蔓延防止、早期根絶に向けて取り組んでまいりたいと思います。

17番議員（新川床金春） よろしくお伺いします。

サツマイモの生産農家が市内に1,000戸数あります。夏場の作物として農家にとってはとても有り難い収入源です。ですけど、今、澱粉工場がですね、頼娃にある青戸工場が今年度で閉鎖されるということになり、澱粉イモが過剰になるということが起こりますが、開聞地区にある澱粉工場はですね、国、県から排出水の改善指導を受けていまして、企業としてできることはやってるということですけども、その改善するために国の基準に合ったものをするとしたら、莫大な金額が掛かるという話を聞きましたが、どのくらいの施設を施設整備しないといけないのか、分かってたら教えてください。

産業振興部長（井元清八郎） なかなか厳しい問題ではあるかと思いますが、経営者の一人の話では2億円くらい掛かるという声も聞いておりますし、一般的に1億程度は、その排水処理の施設の改善には必要なのではないかと伺ってるところでございます。

17番議員（新川床金春） 指宿でできるサツマイモの澱粉はですね、成分や歩留まり率で日本一だと聞いてます。世界中にあるコーンスターチ類でも一番だという素晴らしい商品ということを知っています。そのような世界に誇れる産業が存続するために、何らかの手を打たないといけないのかなと思います。旧山川町では、鰹節製造の過程で出る汚水が、環境汚染してるので、排水に対する改善指導を受けたとき、山川町は水産振興策として、汚水処理施設建設を計画し、国の補助事業などを取り入れて建設してます。山川の場合は協同組合でした。ただ、サツマイモ生産農家も1,000戸数あります。これを一事業体というふうにとらえることで、何らかの支援策はできないのか、市長にお伺いします。

市長（田原迫要） 先程来、産業振興部長が答弁いたしておりますとおり、当地域は、前田利右衛門の地でもありますし、サツマイモ伝来の地として有名でありますし、また、台風被害

等が非常に少ない作物の一つ、あるいは葉たばこ等の輪作栽培体系の中で、裏作物として重要な作物であることは認識いたしております。そういう中で、澱粉工場の廃業が続いていることは残念なんです、その背景は幾つかあると思いますが、一つは、原料不足ということのようであります。それは焼酎が非常に好調に動いて、焼酎ブームの到来で、焼酎用のサツマイモが非常に多くなってること、それからもう一つは、健康食指向ということで、青果用のサツマイモの需要が非常に増えております。一方で、澱粉用の生産であります、農家所得面から見ても、非常に厳しいということでもあります。また、我が国の澱粉の供給量は、議員からもありましたように、澱粉需要の9割が外国産のトウモロコシのコーンスターチでありまして、残りの1割がサツマイモとジャガイモの澱粉であります。輸入澱粉の場合は、国内の澱粉に比べて価格が概ね3分の1ぐらいでありますので、そのために非常に農家所得も低くならざるを得ないということでもあります。もう一つは、今議員からご指摘ありましたように、環境保全の面からであります。厳しい水質汚濁防止法が規制がありますので、その基準をクリアするためには、多額の設備投資が必要だということでもあります。また一方で、澱粉工場が廃業する場合には、補助金が出るというようなこともありまして、廃業に拍車がかかっているというのも実情であります。このような環境の中で、当地域はどうするかということでもあります、澱粉用のサツマイモを作ってる方は高齢化が進んでおりまして、耕作面積も減少いたしております。平成19年度で栽培戸数が595戸で、栽培面積274haであります、そういう中で議員ご指摘のとおり、澱粉工場が廃業となりますと、農家だとか地域への影響が予想されます。したがって、地元の企業が存続できるように、現在、国が行っております生産者だとか製造業者への政策支援、主に関税面のいわゆる生産補償であります、この調整金を国の方には引き続きお願いをしていきたいと思っておりますし、市としましても、どのような支援ができるのか、今後、検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分  
再開 午後 1時24分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、小田口郁雄議員。

23番議員（小田口郁雄） 皆さん、こんにちは。傍聴者の皆さん、本当にご苦労様でございます。傍聴していただきましてありがとうございます。この3月で卒業された高校生、中学生の皆さん、進学、就職と大変厳しい世相の中で、くじけることなく頑張っていたきたいと思っております。また、今年度で退職される職員の皆様、長年のご労苦に対して心より感謝を申し上げます。また、退職後は、できたら市勢発展のためにご協力をよろしくお願い申し上げます。

皆さんご存じのとおり、私は4年前、ちょうど6月で丸4年になるわけですが、指宿市掃除に学ぶ会という組織を作りまして、公共トイレを、全国でも毎月1回公共トイレの掃除するというのは指宿だけでございます。その中で先日、卒業記念と言うか、そのために北指宿中学校4回目のトイレの掃除をいたしました。子どもたちが、中学生がですね、28名、そして大人が52名という80名ぐらいで北中の掃除をしたわけですけども、その時に掃除をしていただいた中学生の皆さんがですね、20名トイレの掃除に対する反省の作文を作っていました。その中の一人だけをご紹介しますと思います。

今日は、午前中に学校のトイレを掃除しました。初めてのことで少し抵抗があったけれど、トレイがきれいになっていくのが見えて、とても嬉しかったです。最初の時は、男子トイレの便器を素手でシートみたいなもので磨いていくと聞いて、えっと思いました。磨いているうちに、手が便器の淵に触れるのも嫌でした。でも、それからだんだんぴかぴかになっていく便器を見て、自分の中で汚いと思わなくなりました。最後の方でも自分から進んで動くことができたのではなかったかと思えます。最初の頃に比べると、トイレ掃除に対しての自分の思いが変わった気がします。前までは、トイレ掃除は汚いものだと思っていたけれども、そうではなかったことが分かって、とても良かったと思います。また、いろんなことに生かしていけたらいいなという感想文をいただいております。20名ぐらいの感想文ですが、4月号の新聞に記載していきたいと思えます。前置きが長くなりましたけれども、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、観光行政について質問をいたします。

今まで、旧指宿市ですが、この温泉祭りが8月だったわけです。長年8月を通してきております。この温泉祭りが21年度は10月ということで、合併した指宿、山川、開聞、この3地区でそれぞれやってきたわけですが、指宿だけがなぜ10月ということになったのか、まず、それをお聞きしたいと思います。

次に、先日、静岡市の伊豆市に私は行ってまいりましたけれども、この摺ヶ浜の温泉街、旅館街がいっぱい並ぶ中ですね、あの摺ヶ浜の商店街を見たときに皆さんはどう思いますか。私は昼見てみました。かねては夜しか行かないもんですから、昼ちょっと歩いてみたんですが、非常に侘しいと言うか、もう本当にみすばらしいという感が拭えませんでした。伊豆市に行ってどこの旅館街にしてもですね、手前にある商店街というのはきれいな商店街です。私は、全国でもこの旅館街に通ずる商店街がこんなにみすばらしいところは指宿だけだろうという気がするわけですが、この状況をどう思うか、お答えいただきたいと思えます。

3番目に、国土交通省の観光政策課がまとめた観光圏に全国16地域認定されているが、鹿児島県は入っておりません。指宿市としてどのようにとらえているのか、非常に有利な条件がたくさんあるわけですが、なぜ一番貧しい鹿児島県がですね、ここに入っていないというのは非常に残念だなと思うんですが、どのように指宿はとらえているか、お聞きをいたします。

それと4番目に、トイレの掃除をしますと、いろいろ悪いところが目に付くわけですが、池田湖の循環のトイレですが、非常に外観はきれいなんです、長年改修をされてないものですから、巡回する水がですね、もう色が付いて、水漉しなんかはもう茶色く、1年に1回掃除をすれば、ほとんど水アカというのは付きません。それが臭いはするわ、色は変わってる。その水漉しが茶色く汚れているというようなことですね、これの改修をする気はないのか、お聞きをいたします。

2番目のそうめん流し事業についてお聞きいたします。

例年、売り上げがどんどん落ちているというのはもう分かっているわけですが、去年は篤姫効果等でお客さんが増えたのなかと、売り上げは増えたのなかという思いをしていたわけですけれども、2月の末の時点で売り上げが650万ぐらい減っていると。3月を入れると7・800万になるんだということですが、なぜ売り上げが減ってきているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、土木行政、これ観光行政の中なんです、現在、今和泉から宮ヶ浜、そして尾掛の海岸という道路が完成しつつあるわけですけれども、その国民休暇村のところまで行きますと、今度は右寄りに曲がって、またずっと観光旅館街に入っていくわけですけれども、できたらですね、歩道なりでも結構なんです、休暇村のところから白水館、そしてシーサイドというあの線に遊歩道でも、そして、この橋をシーサイドから潟口の方に通してですね、そして摺ヶ浜に通ずる道路はできないのかなと。県の方から、橋については打診があったと聞きますけれども、どうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、市長の政治姿勢についてお聞きします。

4年前も私はこの3月議会で質問したわけですが、合併して来年の2月で1期が終わります。旧指宿市から入れますと4期になるわけですけれども、次の選挙も立候補する予定なのか。また、長期にわたる施政担当の維持をどのように思うか、お答えをいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。

まず、観光行政についてであります、私の方から3番目の国土交通省の観光圏の問題について説明させていただきます。21世紀は世界の人々が交流する大航海時代だとか、大観光時代という言われ方をします。国は2010年の訪日外国人旅行者数の目標をを1,000万人としまして、観光立国宣言を行って、各種ウェルカムジャパンキャンペーンを展開をしているところでございます。これを受けまして、日本列島全体を観光圏にしようというようなことで、自治体が策定する観光整備計画の申請によりまして、観光整備法に基づいて、去年の10月ですが、10月に全国で16の地域が観光圏の指定を受けました。そのうち、九州では2地域が認定されております。このような中で、指宿地域であります、指宿の方では既にこれまで観光地の魅力と、それから、国際競争力を高めるために、海外での観光キャンペーンや主

要都市においての菜の花キャンペーン、あるいは広域観光推進の観点から、鹿児島県四地区観光連絡協議会、また、いぶすき広域観光推進協議会によるキャンペーン等を通じて、魅力ある観光地づくりの形成に先進的に取り組んできたと考えております。今後も、国も観光立国のために、各種の施策を展開してまいりたいと思っておりますし、本市も国の地方の元気再生事業に採択された、産学官によります平成IT湯治や地域雇用創造推進事業など有利な事業について、この観光圏域に認定されなくても活用できる状況にありますので、進めているところでございます。観光圏整備法によります観光圏整備事業費補助金は、現在、最大40%の補助となっておりますが、国の各種施策、あるいは観光圏構想についても、自治体や民間にとって有利な展開がなされるようであれば、今後、検討していきたいと考えております。

続きまして、3番目の土木行政についてお答えいたします。

国民休暇村のところから白水館の前を通過して、シーサイドホテル、そして摺ヶ浜の海岸へというような提案でありましたが、九州新幹線全線開業による、観光振興波及効果を県内全域に及ぼすために、県においては魅力ある観光地づくり事業の中で、錦江湾岸沿いを観光客や地域住民が、海洋性豊かな自然環境に親しみ、憩える景観形成を図るため、トレッキングロードの整備を計画しております。このような中で、薩摩半島の最南端に位置する本市は、環境省のかおり風景百選に認定されました知林ヶ島、眺望絶佳の長崎鼻、さらには、摺ヶ浜の温泉街を有するなど、トレッキングロードに相応しい地理的条件や、周辺施設及び観光資源が整っていると考えております。また、錦江湾を一望できる今和泉から宮ヶ浜を経て吹越に至る、通称篤姫ロードであります。これも完成間近であります。したがって、二反田川河口への人道橋設置による観光客の利便性の向上と、本市の魅力ある観光資源に触れる機会の拡大を図るため、長崎鼻の遊歩道整備の充実を含めて、平成21年度の魅力ある観光地づくり事業の一つとして、指宿しおかぜ街道景観整備事業を県に要望をしたところでございます。シーサイドのいわゆる二反田川に人道橋を整備することにつきましては、技術的・構造的な問題や、用地等を解決しなければならない幾つかの課題があるかと思っております。2年後の春には九州新幹線の全線開業が予定されておりますので、着地型観光の推進を図る観点からも、また、観光客の更なる周遊性を高めていくことから考えまして、人道橋の整備は検討してまいりたいと思っておりますが、ただ、先程申し上げましたように、あそこは狭い市道しかありませんので、この人道橋を架けるとなるとかなりの事業費が予測されます。したがって、この件については、今後、県に強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、私の政治姿勢についてご質問がありました。私は手段として、市長職を勤めようと誓っております。選挙のことは考えずに、故郷のために市長として、今なすべきことに集中して行動をしているつもりであります。常々「自分たちのまちは自分たちでつくろう」と言い続けておりますが、百年に一度と言われる世界的な不況の中で、今ほど地方自治体の力量が問われている時代はないと思っております。早いもので、新・指宿市が誕生して3年が経過い

たしました。私は就任以来、新市が目指す都市像「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」実現に向けて、私の持てる能力と情熱の全てを傾けて取り組んでまいりました。振り返って見ますと、この3年間は、2006年が命、2007年が偽、2008年が変という世相を示す漢字の通り、政治も経済も激動、激変の3年でありました。また、地球規模での大災害や、重く暗い事件や事故も相次ぎました。そのような中で、新・指宿市は、市民ぐるみでの総合振興計画づくりをはじめ、大河ドラマ篤姫による地域活性化、知林ヶ島や活お海道の建設、メディポリス指宿の推進など、その目標に向かって大きく前進できたと思います。一方で、九州新幹線全線開業に向けたまちづくり、少子高齢化への対応、百年に一度と言われる大不況の中での農業、漁業、商工、観光などの振興など残された課題も山積であります。私は「眼前の義務に忠実なれ」という言葉が好きであります。当面は選挙のことは考えず、これらの課題に精一杯取り組んでまいり所存であります。また、長期政権についてどう思うかということでありましたが、政治の世界でも、企業や団体においても、長期に長としての職にあることは利点もあり弊害もあると思います。利点は、長期的な視野に立ったプロジェクトや事業が推進できることだと思えます。新田開発や知林ヶ島、メディポリス指宿、道の駅いぶすき建設などの事業も、構想からその実現まで10年近い歳月を要しました。一方で、その弊害があります。長年、その職にあることにより、慣れや甘えが生じ、それにより権限の乱用や採用、公共工事などにおける癒着や便宜供与が起こる恐れのあることだと思えます。したがって、大切なことは、私利私欲なく、常に公正、公平、公明を肝に命じ、倫理観を持って故郷発展のために力を尽くすことだと考えております。以上です。

産業振興部長（井元清八郎） 温泉祭が10月というのはなぜかというお尋ねでございます。温泉祭の日程変更についてでございますが、温泉祭はここ10年ほど、8月第1土・日を中心に開催してまいりましたが、それ以前は7月であったり、9月であったり、10月であったりしました。祭りが開始されたのは昭和22年と記録されておりますが、当初から10年間は10月開催だったようでございます。その後、7月とか8月とか、夏の祭りとして定着してきております。市町合併後、指宿市内に打ち上げ花火を伴った夏の祭りは、6月第1土・日の山川みなと祭り、8月第1土・日の指宿温泉祭、そして、8月12日の開聞そうめん夏祭りの3か所があります。したがって、この三つの祭りを見直そうという機運が生じまして、昨年10月に青年振興連絡協議会を中心に、指宿の祭を本気で考える会という取組がなされ、その会が行った、祭りに関するアンケート調査や地域の会でも、温泉祭の日程変更を要望する市民の声が多く、それを受けて、11月末に開催した温泉祭実行委員会でも変更を決定したところでございます。温泉祭の日程を変更した要因が五つほどありました。まず、一つ目が、枕崎市の港祭り「きばらんかい」の日程と重なっており、若者が相当数「きばらんかい」に流れているので、日程を変えて欲しいという状況もございました。2点目が、夏の真っ盛りで暑すぎて、ハンヤ踊りや神輿連を昼間にできないので、遠方から祭りを見に来られた方々に祭りを見せられない

ということです。3点目は、開聞のそうめん夏祭りが8月12日に定着しており、盆に故郷に帰って来た方々に楽しんでもらうという祭りの趣旨から、祭りの時期を変えられないということでした。温泉祭を従来どおり8月第1土・日に実施しますと、日程的に非常に接近しており、年によっては、中三日で二つの祭りをやらなければならないということもあります。4点目は、温泉に感謝するということをもっと打ち出すため、あるいは、指宿の温泉にちなんだ祭りをするためには、8月は暑すぎて適当でないとのことから、10月26日が「天然風呂の日」、11月26日が「いい風呂の日」というような設定もあり、また、砂むし温泉の感謝ウィークも10月下旬に実施しているのです、これらと連動した祭りにした方がよいと考えたところです。五つ目は、各地の花火大会が夏に集中している中で、温泉祭の時期をずらすことにより、同じ予算で花火の量を増やし、また、花火の質を上げられることが期待できるというような点です。中には、なぜ忙しい10月に開催するのかというご意見もありましたけれども、主にこの五つの要因から、実行委員会で祭りの10月開催を決断したところでございます。

次に、摺ヶ浜の商店街についてのお尋ねでございます。摺ヶ浜の砂むし温泉商店街の昼間の景観につきまして、お客様を迎えるに当たり、現状のただずまいをどう感じるかとのご質問でございますが、この商店街は砂むし温泉「砂楽」や旅館、ホテル等の観光施設が集積された場所にあり関係で、県内外からのお客様の往来が多い商店街であると認識いたしております。商店街を構成する店舗の一部には、若干の改修が必要と思われるものもありますが、メイン通りが車道、歩道ともカラー舗装のため、イメージ的には市内の中でも独特な風情を醸し出している商店街だと思っています。平成20年度におきましても、魅力ある観光地づくり事業による子宝ロードの整備と観光マップの作成、また、県道整備事業による下里湊宮ヶ浜線改良工事などにより、景観に配慮した街並みの整備が図られつつあるところだと思っています。

次に、池田湖の循環型トイレの改修についてでございます。池田湖の湖畔にある循環型トイレ、通称「イッシートイレ」の改修についてのご質問ですが、イッシートイレは、池田湖の水質保全を考慮し、平成4年、循環・蒸発散式手法で整備・建築しました。その後、定期的なメンテナンス作業は行っておりましたが、最近では、議員ご指摘のとおり、洗浄水の色や便器の黄ばみ、臭いがひどくなってまいりました。これを解消するには、ろ材や循環水の入替が必要であると考えております。したがって、これらに早急に対応するため、平成21年度当初予算で、活性炭やろ材の取替えと、循環水の総入れ替えの予算を計上させていただいたところでございます。ご承認をいただきましたら、新年度のできるだけ早い時期に、改修をさせていただこうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

開聞支所長（田代秀敏） 平成20年度の唐船峡そうめん流し事業の売上げの減についてお尋ねをいただきました。議員がご指摘ありましたとおり、2月末までの事業収入におきまして、対前年度比約650万円の減額になっております。これらの減収の主な要因といたしましては、

前半が原油価格の高騰や後半の世界的な経済不況による失業者の増加など、消費抑制につながる社会情勢が考えられるところでございます。そうめん流しを利用されるお客さんのほとんどが自家用車でのお越しであることから、ガソリン等の高騰は多少なりとも影響があったと思っております。総務省の家計調査等でも特に交際費や食費を削っているデータが示されております。食費を削る手段として、やはり、外食の回数を減らすことなどが考えられますので、まさにそうめん流しも例外ではないと思っておりますところでございます。20年度におきましては、利用客の増加を図るため、従業員の接客マナーの向上や、お客様の利便を考慮して、無線を使った配席案内などを実施いたしました。また、秋、冬の対策といたしまして、温かいメニューを食べ易く工夫したり、また、季節を感じさせる飾り付けや喫煙コーナーの設置など、お客様が寛げる雰囲気づくりをするため施設の改善など、リピーター増につながるような施策を取り組んでまいりました。それから、年度半ばではございましたけれども、日本旅行、阪急交通、近畿日本ツーリスト、JTBの旅行業者四社との観光食事券の契約を結ぶことができましたので、団体客の誘客を働き掛けてきたところがございますけれども、結果として、前年度比を下回る結果になっているところがございます。

23番議員（小田口郁雄） まず、観光行政についてから質問をさせていただきますけれども、この22年度から10年間ぐらいは10月だったということですが、なぜ10月から夏に持ってきたんですか。

産業振興部長（井元清八郎） 詳しい経緯につきましては、私どもも把握をいたしておりますけれども、実行委員会の中で、時期については十分議論の上で祭りの時期の決定をしているところだと思っております。

23番議員（小田口郁雄） 私は以前、昨年10月まで商工会議所の副会頭をさせていただいておりましたけれども、関東指宿会の踊り連の皆さんとか、それから、還暦の同窓生のハンヤ踊りの参加とか、いろいろ今まで私も中心になって、担当が商工会議所の場合は踊りの方でしたので、ハンヤ踊りの方でしたので、やってきましたけれども、そのようないろんなことがあるのですね、旧指宿市から振興連絡会ですか、ここにはメンバーに入ってるんですか。

産業振興部長（井元清八郎） 指宿の祭りを本気で考える会、青振連が中心になっておりましたけれども、40名のうち27名は指宿市の方が入っております。

23番議員（小田口郁雄） 27名の皆さんも10月がいいということで決定したわけですね。私は、この振興連絡会のメンバーがほとんど山川と開聞でなかったのかなという思いの中で今聞いたのですけれども、指宿市が27名、ただですね、この中に観光課の職員の皆さんが何人も入ってなくてですね、私が聞いたとき、その結果が全然分からないという状態だったんですけれども、全く丸投げという感じがするんですが、やはりそこにですね、職員が一人でも二人でも入って、こういうあれでしたよということですね、結果はやっぱり報告してほし



かったなという思いがしてるんですけど、その辺はどうですか。

産業振興部長（井元清八郎） この話し合いの中では、先程、人数で27名指宿地区、山川7名、開聞地区4名、その他鹿児島市、南九州市と入っております、また、本市の場合、観光協会の関係者もこのメンバーの中には含まれているようでございます。行政の方としては、むしろタッチしないで市民の皆様方の協議の中で決定されるのがベターではなかったかと思っ  
ているところでございます。

23番議員（小田口郁雄） 次に、摺ヶ浜の旅館街のことなんですが、私はさっき言いました。本当に今ですね、商店街そのものが空き店舗も増えてますし、本当にみすばらしい気がするんですね。何でそういうことに、ああいう商店街になったかということ、私も商工業者の一人ですけれども、やはりですね、このホテル関係の、市長が市長になったときからお願いを一般質問でもしたという思いをしてるですけれども、ホテルに来たお客さんを外に出してくれるということをしなくてですね、商店街というのは地元の人はもちろんその観光地の商店街に行って買物をするということはないわけですよ。ほとんど観光客の皆さんがわずか数名ですけれども、一日私はほとんどいないんじゃないか、最近こういう不況の時を迎えて、ほとんど買物をするお客さんはいないと思うんです。そういう中で、やはり食事からですね、お土産店、それから夜の水商売のバーとかクラブとかそういうところにお客さんを出していってくれば商店街ももうちょっと潤ったんじゃないかなという気がするんですけれども、こういう景気が悪くなってきますとね、旅行形態は全然変わっているわけですから、外にはホテルが出しても、飲みに行くという、食べに行こうというお客さんはいないと思うんですね。そういう中でも、私は市長自らが、できたら、お客さんは外に出さんかというような気持ちでやってくれば、非常に有り難いものになつてほしいという思いをしてるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 観光産業は、地域のやはり総合力が問われているところだろうと思えますし、景観もそうですし、また、食の産業も関わって、総合力がその観光地を形成しているものと思っております。全体的に景気が冷え込む中では、この指宿の観光というのは、去年から今年にかけては相当力を発揮してくれていると思っておりますし、また、業者の方もあえてそのホテル内に止め置こうと、そういったことを意識して経営者がやっているというふうにはとても私どもは感じていないところでございます。

23番議員（小田口郁雄） いくら議論しても仕方ございませんので、次に、進めます。

この3番と4番、国土交通省の観光政策課の観光圏の問題ですけれども、何とか、やはり非常に有利なものがありますので、是非とも県の方をお願いをして、これを取り入れてほしいなという思いがしております。また、4番目の池田湖の循環型のトイレについても、ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

次に、そうめん流しの事業についてですけれども、私は今日は、一つだけ提案をさせてい

ただきたいと思うんですが、日曜日の日、15日ですが、朝早く私は市のそうめん流しじゃなくて、長寿庵、民間の長寿庵さんの方に支配人にお会いに行ったわけですが、市営だけがお客さんが減り、売り上げが減っているんじゃないかという思いがあったもんですから、支配人に聞いたところがですね、やっぱりこういう時で、篤姫効果も何もなかったと。お客さんも減っているし、売り上げも減っていますということです。もうこれは大変だなという中で、私が提案したいのはですね、思い切って市長、どうですか、75歳以上の人にですね、そうめんの無料券を10月から3月頃まで暇な時期に来て食べてもらう券を発行してですね、なぜそう言うかと言いますと、75歳から以上のお年寄りの皆さんは一人ではどうしても来ないんです。大体そうめん流しに行くのは、家族連れですけれども、そういうお年寄りに対して無料券を配布する。75歳でしたら5,000人からいると思うんですが、券を持って一人で行く人はいないと思うんです。親子のふれあい、そして孫とのふれあいという家族のふれあいの場に私は、これからしてほしいなという思いでこうしてるんですが、4人、5人連れて来てですね、他の人からはお金を貰うわけですから、私は、その分で一人分のそうめん代はペイできるんじゃないかな。また、もう75歳過ぎますとですね、あの一人分のそうめん食べきれないわけですよ。仮に、5人なり4人なりにしますと、高齢者の分は半分に減らすとかいろいろ工夫はできるわけです。そのようなことで、何とか地元の皆さんに、市民の皆さんに来てもらわないと、私はお客さんが増えないという。さっきから言っておる、この旅行形態が変わってきている中でですね、もう大型バスが来るとかいうあれじゃないし、よう来ても家族連れか、小グループのマイクロバスで来るぐらいの団体の皆さんだと。約8対2でですね、地元の人が来てくれているというのは、民間の支配人の方の話だったんですけども、市の方のこの地元の市民の皆さんがどのぐらいの割合で来ているのか、ちょっと聞かせていただきたい。

開聞支所長（田代秀敏） 利用されるお客さんの地元の割合ということでございますけれども、大体地域の方が3割、それと地域の方が関連したお客さんということで、里帰りをされた方とか、それから、事業の関係で連れて来ていただく方とかというのが約3割ということで、地元プラス関係者として60%ぐらいと。残りの40%が大体観光のお客ではないかというふうに私どもは思っております。それから、この前の日曜日議員ともそうめん流しの方でお会いいたしましたけれども、その振興策の一つ、売り上げ増の一つということでご提案をいただいたかと思っております。私どもそうめん流しにおきましては、今後においても、笑顔でおもてなしの接客マナーを基本に、親しまれるサービス向上に努めて、リピーター増につながるような取組を今以上にしていかなければならないと考えております。また、新規のお客さんを増やすために、観光食事券の契約を昨年結んでいただきました旅行業者へのその誘客、団体客の誘客、こういう部分を積極的に働き掛けてまいりたいと思っております。それから、今そうめんのご提案がありましたけれども、実は、昨年11月、私どもの方は利用者の増を図ろうということで、市内の各世帯にあったかメニュー、温メニューのお知らせをするチラシ

をお配りいたしましたけれども、その中で、ぜんざい2杯分のサービスチケットを付けてお配りをさせていただきました。約700枚ぐらいの回収がございましたので、議員がご提案の中でいただきましたけれども、そのぜんざいだけを食べるとのことじゃなくて、他のそうめんを食べていただく、B定食、A定食を食べていただくという効果があったというふうに思っております。ご提案をいただきました無料券のことにつきまして、やはり、市営のそうめん流しというのは、市民に親しまれ利用されることが一番だと思いますので、利用者の増につながる一つの策と思っておりますが、下には長寿庵、それから、鱒乃家さんという民間の施設もございますので、それらの施設の影響等も配慮しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

23番議員（小田口郁雄） 何とか、市民の皆さんを呼べるよう対策を取っていただきたいなと思うんですが。まずですね、私はあの入り口ですよ、長寿庵さんと市の、駐車場に停めてどっちに行こうかなと、いかにもおいしそうな長寿庵さんの方に足が運ぶんじゃないかなという気がするんです。もう少しこの入口の方ですね、何かこう整備できないかと思うんですが。

開聞支所長（田代秀敏） 非常に私ども市の経営する側の人間として、おいしそうだと、長寿庵さんがということを言われて、非常にショックでございますけれども、市営のそうめん流しの正面入口、ここにはですね、噴水施設がございます。それから、ゲートがございます。たぶんこれは昭和の45、6年の頃にはもう建設されていたのではないかと思っております。入口の雰囲気づくりの一環として設置されていたものであると考えております。噴水施設等があり、入口が分かりづらいということで、かねてから入口の雰囲気づくりなどには頭を悩ませていたところでございます。これらを改善するため、21年度の予算の中に、これらの噴水施設の撤去工事などをお願いしてございます。そうしますと、入口も分かりやすく、広々とした駐車場になりますので、雰囲気も変わってくるのではないかとこのように期待しているところでございます。その後、入口の在り様については、雰囲気を見ながら考えてまいりたいと。それから、エレベーターへの導入等についても考えてまいりたいというふうに思っております。それから、2年後の春には九州新幹線が全線開通いたしますので、指宿に来られる県外からのお客さんも増加すると思います。県道からそうめん流し施設への入口が判りづらい、2か所ございますけど、判りづらいという部分もございますので、それらについても、今後、考慮してまいりたいというふうに思っているところでございます。

23番議員（小田口郁雄） 利益を得るためには、ある程度の投資は必要じゃないかなと思いますので、是非お願いいたします。

それから、先日ですね、菜の花マラソンのボランティアで来ていただいた皆さんの反省会ですか、あったんですが、私は行きませんでしたけれども、その中でですね、日曜日だったんですね。数が350人とか400人と聞きましたけれども、一般の方が入ろうとしたら入れなかつ

たという話を聞いております。私は、ボランティアというのはその反省会をすとか何とかじゃなくてですね、無料で奉仕して、その場でまた食べ物うどんとかそばとかですね、おにぎりとかいろいろそういうものまでいただいて何しているわけですから、もう私は反省会なんて必要ない、やるんだったら平日やってほしいなという思いがするんですが、その辺はどうですか。

開聞支所長（田代秀敏） 菜の花マラソンとマーチの慰労会ということでございまして、これについて一般のお客さんとのその利用の状況ということでございました。マラソン、マーチの慰労会ということにつきましては、その実行委員会がございまして、事務局がございまして、観光協会の方で段どっていただいていると思っておりますので、その中でのいろいろなお検討であろうと思っております。3月の1日に私どもの方では会場を準備させていただきました。これにつきましては、事務局のございまして観光協会の方から予約を受けた状況で、350人の料理を用意して開催されております。当日はもくもく館を中心にして70テーブルを使用いたしました。一般のお客様用といたしましては、売店前の100番台の22テーブルを準備しておりましたけれども、当日は非常に天気もよくて、暖かく、一般のお客様も多く込みあったということでございます。一般のお客様にとっては若干窮屈な思いをされたのではないかというふうに思っております。今後におきましては、今議員がご提言されましたけれども、観光協会と開催の時間等について相談させていただきながら、私どもとしては運営をさせていただければなというふうに思っているところでございます。

2 3 番議員（小田口郁雄） 是非お願いをいたします。

市民の皆さんからの苦情というのが一番こたえますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、市長の次の選挙に出るのかということですが、4年前私が聞いたときは、はっきりと市民の皆さんからの支持があれば立候補するということ聞いたんですが、最後ですけども、市長、どうですか。私は長期でもいいと思うんですけども、是非、私ははっきりと、次の選挙に出馬するかどうかということをお答えできないのかなという思いで最後の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

市長（田原迫要） 先程申し上げたとおりであります。眼前の義務に一生懸命取り組んでまいると。今のところはそれだけ考えております。

2 3 番議員（小田口郁雄） 分かりました。質問を終わりますけれども、一生懸命取り組んでいる姿は、我々がいいことにしろ、悪いことにしろですね、はっきりと存じ上げていますので、また出馬するんであれば、心からのご健闘をご祈念申し上げて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時23分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

3番議員（東伸行） 3番東伸行でございます。本定例会3人目の質問であります。

まずは、この3月末日をもって退職される職員の皆様に対し、心よりご苦労さまと申し上げますとともに、今後ご健勝であられることをお祈り申し上げます。また、これからは違った立場で市の発展にご協力いただけるよう望むものであります。

さて、先般、異常気象により農作物に多大の被害が発生いたしました。ひょうによりソラマメ、スナップエンドウ等の豆類の被害が特に大きいものであります。特に、山川地区の被害が大きく、開聞地区の一部にもあったようであります。被害を受けられた農家には心よりお見舞いを申し上げます。今回は農政課を中心にして、迅速に被害状況を把握し、事後処理に当たり、被害作物についても、できるだけ食糧として利用できるよう努めたことは、評価に値するものであったと思います。ただ、大きな被害を受けられた農家の中には、今後の農業経営が困難になることもあるやに聞きます。引き続き農協等関係団体とも協力し、支援に当たるよう望むものであります。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず1番目、山川港の整備についてであります。市長のマニフェストにおいて港の再開発を図るため、特区制度の活用を検討し、開港についても進めていきたいとのことであったと思いますが、どのようになっているのでしょうか。海外まき網船の船主及び商社等の要望もあり、平成6年7月に保税蔵置場としての許可をいただき、輸入船、輸入コンテナ等の荷さばきを現在も行っておりますが、各船が入港するに当たり、開港の許可がないために、現在は鹿児島島の谷山港、あるいは枕崎港に寄港し、入港手続き及び検疫を行い、山川港に入港するということをしております。そこで水揚げ作業を行っての状況です。仮に、外洋から寄港し、谷山港で入港手続きを行った場合、山川港より谷山港まで船で往復4時間から5時間を要し、寄港時の日数に1日の所要日数が加算され、年間を通じると多くの日数を費やすこととなります。この件については、旧山川町時代から私も執行部に対し、漁協と連携をし、国、県へ働き掛けるよう要望した経緯がありますが、いろいろな問題があり、なかなか前には進んでおりません。この件についてどのような働き掛けをしてきたのか、お聞きします。

次に、水深掘削について県への要望をということですが、漁船の大型化による航路筋の浅瀬部分の掘削についてと、外港水揚げ場の水深8m岸壁の延伸については、県の方でも推進する方向であるとのことですが、どのような計画になっているのか、お聞きいたします。

それから、クルーズ船の客船の入港のための岸壁整備についてどのように考えるか、その点についてもお聞きいたします。

続きまして、冷凍冷蔵庫の増設についてであります。先程も申し上げましたように、漁

船の大型化によることと、外地転載により水揚げ量の増加、また、今後の漁獲不振などを見据えて、鯉節原料の確保安定供給のために、冷凍冷蔵庫の増設が急務であります。漁港、加工組合だけではなかなか困難であります。有利な補助事業等はないか、市としても推進していく考えはないか、お聞きいたします。

次に、2番目でございますが、指宿港海岸の改良事業についてであります。この点につきましては、1番目の摺ヶ浜海岸の砂浜復活のための事業と、それから、2番目の海岸線のホテル街の海岸線の護岸整備については、一体でありますので、一緒にした回答で結構ですので、現時点での状況と市としての取組をお聞かせ願いたいと思います。

それから、3問目であります。交通安全に対する市の取組についてであります。私ごとではあります。この正月、二度とあってはならない事故を目撃するという経験をいたしました。悲惨という言葉がありますが、それ以上のすさまじい状況でありました。今更ではあります。車は一步間違うと凶器であると改めて実感いたしました。交通安全については、全てにおいて実践していかなくてはなりません。その一つとして前向き駐車を推進があります。発進時の事故が多いことから推進されている運動であります。警察署、交通安全協会を中心に運動を展開し、各事業所に呼び掛け、今ではかなりの広がりを見せているところであります。そこで市の施設の駐車場に前向き駐車の見板を設置して、交通安全を呼び掛ける一つの手段にしたらと思うが、どう考えるか、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） お答えをさせていただきます。

まず、山川港の整備の問題であります。天然の良港であります山川の港は、古くから港町として栄えてまいりました。特に、江戸時代後期は、長崎に次いで九州第2の港として大きく繁栄していた記録が残っております。この賑わいは昭和前半まで続いたようですが、その後、時代の変遷等により、昔の活気が失われてまいりました。そこで私は、合併後の選挙のマニフェストで、この山川の港地域の活性化を図りたいということで、その手段として、さかな街道の推進、常設市場の実施が一つでした。今一つは、特区制度を活用して、山川港の整備ができないかということでありました。その中で開港も目指したのであります。山川港に海外まき網船を含め、多くの船に入港をして欲しいという思いからでありました。開港につきましては、これまで関係省庁への照会も行い、東京まで足を運んだところでもあります。しかしながら、港の開港につきましては、開港の指定基準並びに維持条件が定められておりますが、最近の状況として、特に、国としましては、テロの発生だとか、麻薬防止問題など、国際緊張が高まる中で、小さな港、特に、海外からの入港船の数が少ない港については、なかなか難しいという状況であります。今後、関係省庁にも更に働き掛けていきたいと思いますが、現在のところは、その働き掛ける前提条件として、まず、港の整備を行い、特に、外港を中心とする整備であります。それを通じて海外まき網船の入港船隻を増

やしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、その港の整備の要望等に対する取組はどうなっているかということですが、山川漁港につきましては、平成13年度より広域漁港整備事業によりまして、水揚げ・準備作業の効率化、利用性、安全性の向上を図るための防波堤の整備や、漁業従事者の高齢対策と水揚げ作業能力の向上や、潮位に合わせた時間的制約解消のための浮き棧橋の整備等、事業が進められてきたところであります。また、昨今の漁船の大型化によります係留施設の狭隘さや、船舶の入港回数の増加に伴い入港船が重複することにより、陸揚げに際し、沖待ちや他港への廻航など水揚げ作業に支障が生じている状況があります。そこで現状を解消するため、県をお願いをしまして、平成13年7月に承認された山川地区広域漁港整備を見直して、20年度に特定漁港漁場整備事業計画書を策定し、事業の計画変更の見直しが行われ、工種の変更追加がされたところであります。その変更の内容ですが、実施年度が、まず、23年度まで延長されました。更に事業費も19億8,000万円から35億7,000万円と増額されたところであります。今回の見直しによりまして、航路の浚渫、岸壁改良も盛り込まれておりますし、既にマイナス8m岸壁の改良工事や、航路浚渫のための深浅測量発注もされ整備が進みつつあるところであります。また、岸壁につきましても、50mの延伸等が計画の中でなされたところでございます。

次に、クルーズ船の入港のための岸壁整備ができないかというようなことですが、今議員からもありましたとおり、大型の観光船による旅行が世界的なブームにあります。クルーズ客船等が山川港に入港できますれば、素晴らしいことでありまして、地域の活性化にも大きな力になると思っております。実は昨年、山川の漁協長からクルーズ客船の誘致が実現しそうであり、そのため港の浚渫及び岸壁の整備の要望がありまして、南薩振興局や県の方にもお伺いしてお願いをしたところでございます。しかしながら、ご存じのとおり、山川の港は第3種漁港として指定がございまして、漁船の場合はクルーズ船と違ってトン数が非常に少のうございまして、大型のまき網船でも800t程度と聞いておりますが、クルーズ船は大体4,000t以上ということですが、山川の漁港は、先程申し上げましたように、第3種漁港でありますので、漁船の係留を想定しての岸壁の整備になっております。したがって、4,000t級以上の大型客船を係留できる構造になっていないというところでございます。したがって、ここに大型クルーズ客船を接岸するとなりますと、岸壁の崩壊等が考えられますので、それらの整備に非常に大きな費用が掛かるということで、先程申し上げました漁協長からのクルーズ船の接岸ができないという状況でございました。今後は取り急ぎ先程申し上げましたように、外港の整備を早めに進めてまいりますし、漁港としての外港整備を進める中で、クルーズ客船の接岸も視野に入れた整備ができないか、関係機関に働き掛けてまいりますと考えております。現在、第3種漁港指定でありますので、厳しい問題もありませんけれども、指宿の海の玄関口でもありますので、クルーズ客船が接岸できるよう、今後、関

係省庁にお願いしてまいりたいと思っしているところでありま。

次に、私の方から指宿港海岸の改良工事について答弁させていただきます。

摺ヶ浜海岸一帯は、宿泊施設、住宅等がありま。本市を訪れた観光客や市民の散策路として、また、ウォーキングやジョギングロードとして利用され、観光客と地域住民の貴重な交流拠点となっしているところございま。一方で、この海岸線の護岸でありま。昭和28年から昭和31年にかけて、ちょうどルース台風で大被害を受けま。その対策として、国庫事業で、この岸壁整備がなされま。そして、以来55年ほどが経過をいたし。てありま。て、老朽化が進んでいること、それから護岸の倒れと言いま。か、海側に傾いていること、それから護岸の基礎部分が砂がなくなっ。てありま。て、侵食が進んでありま。それによっ。て、道路の陥没が頻繁に発生しているところでもありま。また、台風等の来襲によっ。て、浸水だとか越波による被害も起こっている状況でありま。今日まで地域住民の強い要望もあり、国や県に対しま。して、老朽化した護岸の整備や、越波対策などを要望してき。たところございま。また、市としてもできる対応は図っ。てき。たところでありま。が、県関係機関等のご協力もありま。して、部分的な補修や海岸侵食及び越波防止するための局部改良事業を導入しま。して、整備を図りながら現在に至っ。てありま。そういう中で、護岸の抜本的対策について要望をしてき。たところでありま。その結果、幸いにも、今年2月上旬でありま。したが、国土交通省九州整備局が直接現地を視察してくれま。した。その際、国土交通省の方からの提案もありま。して、老朽化した護岸や越波による家屋被害に対して、まず、飛沫防止帯だとか、階段式の護岸、養浜事業、突堤、離岸堤の複合施設の整備など、海岸保全施設として、抜本的な防災機能も高めるような海岸保全事業が導入できないかということ。で、検討をしているところございま。国としても、地元の熱意にこたえられるように、地域の住民の皆さんと一緒になっ。て、この海岸整備について取り組んでいき。たいという旨の意向が国からも示されま。した。ので、まず、地元の盛り上がり。を、今後、図っ。ていき。たいと考。えているところございま。

残りの質問につきま。しては、関係部長の方から答弁をいたさせま。

産業振興部長（井元清八郎） 冷凍冷蔵庫の増設についてお尋ねをいただきました。現在、山川町漁協の冷蔵庫の設置状況については、昭和60年度に種子島周辺漁業対策事業で750 t、平成元年には基地周辺対策施設整備事業で2,664 t、平成6年度には水産物流通加工活性化総合整備事業で1,430 tの冷蔵庫を建設してありま。鯉節原料確保、安定供給のため、冷凍冷蔵庫の増設が急務であり、何か有利な補助事業はないものかとのことでありま。が、山川町漁協も県に対して補助事業の要望相談もされ。ているようでありま。これまでに取り組んだ補助事業も、現状では近年の漁業経営体の変化により、採択基準や補助事業の実施条件等に合致しないため、事業の導入が厳しいと思われま。現状では補助対象事業として、漁業経営構造改善事業が考えられま。が、冷蔵庫の利用状況等を把握しながら、これまでの設置



規模で不足するようであるならば、事業の導入も検討していく必要があると思われます。その際には、市としましても、県と協議しなから、推進してまいりたいと思っているところでございます。

総務部長（鶴窪吉英） 市の施設の駐車場に前向き駐車看板を設置する考えはないかというご質問でございますが、指宿警察署では、平成19年3月から菜の花のまち前向き駐車作戦として、事業所へのチラシ配布や交通安全教室などで広報等を行い、前向き駐車に取り組んでいるところでございます。前向き駐車には、発進時の事故防止に加え、防犯や入出庫の際約15秒短縮されるなど省エネにも効果があるとして、現在、市内約130の事業所で実施されており、市役所でも平成19年度から前向き駐車作戦に取組み、山川庁舎にあっては、平成19年12月に前向き駐車作戦の取組が優秀であるということで、推進事業所の認定証をいただいているところです。また、開聞地域にありましては、庁舎内駐車場と総合体育館入口、ふれあい公園入口に前向き駐車看板を設置してありますが、これは、穎娃地区交通安全協会が事業の一環として設置をしていただいたものでございます。市の施設の駐車場への看板設置というふうになりますと、施設の数も大変多いわけでございますが、それに加えて、施設内の駐車スペースも広いため、設置場所や看板の数、維持管理の面などを考慮すると、今後、指宿警察署、地区交通安全協会と連携をしながら、交通安全教室や免許更新等で前向き駐車広報等に努め、特に、市の施設だけではなく、前向き駐車を広く市民が実践できるよう、その推進を図ってまいりたいと、そのように思います。

3番議員（東伸行） おおむね前向きな答弁をいただいたと思っておりますが、まず、開港について再度お尋ねしたいと思っておりますが、先程答弁がありましたように、なかなか難しい状況であることは私も理解しているところでありますが、当面、開港の許可が得られないということであれば、一つの手段として、指宿市は枕崎出張所の管轄と長崎税関の組織の中で、指宿市は枕崎出張所管轄と明記されているわけでありまして。そこで、税関職員が山川港に来てですね、沖合の方にまで船で出て行き、入港手続き等の処理をしてもらうなどのそういう方策は取れないものかどうか、その辺のところを関係機関に働き掛けてみてはどうかと思うんですが、その点についてどう思われるか、お聞かせ願います。

それから、海外まき網船が入港して、先程、入港数が少ないというような話もありましたけども、やはり、どっちが先かの問題でありまして、開港が成れば入港船も増えるという状況も当然出てくるんだろうと思うんですが、入港が頻繁になりまして、水揚げ量が増えると、水産加工組合の鰹節の原料の供給はもちろんのこと、それから荷役作業の魚体選別、そういった作業をする方々の雇用もかなり増えてくるし、それからまた、地域の商店街の船の仕込み等、大いに活気づくことも考えられるわけですが、再度お聞きしますが、今後とも、その開港に向けての働き掛けを、先程も申し上げましたような違った方向からのことも考えて働き掛けをしていく考えがあるかどうか、お聞きいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 山川港の漁協，加工組合，ヨコレイの冷蔵庫を含めまして，保税蔵置の許可を平成6年に受けています。山川港に入港する輸入船の流れを申し上げますと，まず，船会社から代理店依頼及び入港情報の連絡があります。次に，輸入船は最寄りの鹿児島税関へ入港手続きのために向かいます。次に，入港24時間前までに官庁関係に入港通報をいたします。そして，検疫を無線検疫でしていただくんですが，無線検疫とは，所定の衛生検査証明書があれば，電報での検疫ができる制度です。次に，鹿児島，谷山港になりますけれども，税関及び海上保安部が本船に乗船し，船内検査を行い並びに山川港への入港の事前手続きを行います。次に，全ての手続きを終了後，山川港への出航許可を取得し，山川港に入港し，最後に，保税蔵置の冷蔵庫に水揚げをするには，輸入外国貨物通関として税金等が発生するので，水揚げ数量確定を公的機関の件数計量会社に依頼します。これらの通関手続きを行った後に初めて，内国貨物として取扱いがなるということになりまして，これに対して，山川沖で船に乗り込んで船内検査をすることは，非常に手続きが定められている関係上，職員の輸送や勤務体系からも難しいものがあると思われております。今後のことにつきましても，先程，市長が答弁いたしましたように，非常に大きな問題でございますので，機会ある度に関係省庁には運動を続けてまいることになろうかと思います。

3番議員（東伸行） 是非，続けていただきたいと思えます。枕崎港が開港の許可を得るのですね，確か，13年ぐらいかかったというふうに記憶しております。ですから，先程，市長の答弁にもありましたようにですね，いろんな社会情勢，それから，いろんな犯罪上の問題もあって，なかなか大変難しいという状況もあるんですが，ただ，これだけいろんな魚価の状況も変わってきて，近海でなかなか捕れないというような状況も出てきております。ですから，開港ということが漁協加工組合さんをはじめ，漁業関係者の願いでありますので，今後とも是非，その方に向けて毎年でも要望書を提出するということは，是非やっていただきたいと，そのように思います。よろしく願いいたします。

次に，水深掘削についてであります，航路筋においての先程の私の最初の話もありましたように，漁船の大型化に伴いまして，先程，市長でしたかね，答弁の方で，大体海岸の基本船は800tから900tクラスと，現在はそういうことであるんですが，今，漁協等に連絡が入ってきているところによりますと，本年度から1,200tクラスの船が3隻稼働して，それも入港をしたいというような話も来ておるようであります。それからまた，この3月に進水をするという船もあるやに聞いております。そういった中でですね，確かに，水深8mの状況については，県もやっていただいているところではありますが，その1,200tクラスの船になりますと，次は，水深9m，マイナス9mということが言われてきてるようであります。その点についてもですね，今またそれが話ができますと，なかなか大変な状況でありますので，ただ今その8mの掘削をしていただいている部分がありますので，その辺のところをきちっとやっていただきながら，今後とも漁協，その関係者と連携を取りながら働き掛けていっても

らたいと思いますが、その辺のところを再度答弁を願います。

産業振興部長（井元清八郎） 平成20年度に追加変更を計画をいたしておりますので、それによれば、2隻が同時に接岸可能になるということで、8m岸壁を更に50mを計画変更し、200mとする工事、それから、航路及び泊地のマイナス8mの浚渫、それから、物揚げ場を約140m嵩上工事も整備しようとしたしておりますので、海外まき網船の大型化への対応も可能になりますし、沖待ちや他港への廻航などの現状が解消され、入港増にもつながり、港の活性化が図られるものと大いに期待をいたしているところでございます。

3番議員（東伸行） それでは次にですね、クルーズ船の入港についてでありますけれども、先程話がありましたように、第3種漁港ということで、大型のクルーズ船が入ってくるには、岸壁がそれ用に造ってないという部分があって、なかなか難しいということでもありますけれども、先程、市長の方からお話がありましたように、昨年、漁協の方に打診がありまして、入港したいというようなのがこの船のようでありますけれども、これが4,200tですね、それが3回ですかね、入港したいというような要望があって、漁協でも検討し、南薩振興局等も検討していただきましたけれども、先程話が出ましたように、まずは岸壁の下の土砂と言いますか、ヘドロと言いますか、それがかなり溜まっているので、それを取り除くことと、それをあまり取り除いてしまうと、岸壁が倒れてくるというような話がありまして、それを補強するための工事ということになると、億単位の事業になるというようなことで、なかなか難しいというようなことのようにあります。ただ、山川港はもちろん漁港として、昔から鰹が揚がってかなり栄えてきた港ではありますけれども、今後のいろんな多様な時代になってきて、それに対応していくためには、できればですね、こういうことも、先程検討していくという市長の答弁もありましたけれども、是非ですね、その辺のところも将来のためにやっていただきたいと、そのように思っております。検討してみる価値はあるというように思っております。実際こういう話が来ているわけですので、対応ができれば入ってくる可能性はもう十分あると。いろんな船会社、ツアー会社からも漁協、その他関係機関に問い合わせがあるということも聞いておりますので、是非ですね、その辺のところも力を入れていく価値はあるのではないかなと。そのために、そういうことが入ることによって、この指宿地区のいろんな関連機関、関連事業にもいい影響が出てくるというような思いがしております。この船でも乗客、乗員合わせると300名近い人間が陸に上がってくるという状況があります。それはいろんな意味で、そうなることによってまたいろんな弊害も出てくる部分もありますけれども、ただ待ってるだけではなかなかこういうことは進んでいかないと思いますので、その辺のところは是非やっていただきたいと思いますが、再度その辺についての意気込みを聞かしていただきたいと思います。

市長（田原迫要） 枕崎港が開港されました。あの開港に際しては、定かではありませんけれども、山川の港に入っていた鰹海外船も含めて申請をして認定になった経緯があるようです。

現在、その基準が一応年間50隻ということではありますが、山川の港に入ってる海外まき網船が大体23隻、まだ半分ぐらいです。だから先程言いましたように、一つには、これをまず増やしていくことが一つあるだろうと思います。それともう一つですが、クルーズ船等のあれで言いますと、さっき言ったように、漁船はどうしてもトン数が少のうございますので、岸壁の強度が少ないトン数に合わせての強度になってしまいます。一方でクルーズ船は、先程申し上げましたように、非常にトン数が多いと。これを整備するのに山川港のこれまでの一つのネックは、客船等が着く、フェリー等が着く岸壁が個人の所有物でした。ご存じのとおり、岩崎産業がフェリー乗り場の施設を持っていたんですが、そういうこともあって、整備が成されなかったという経緯もあるようであります。幸いにも、山川・根占フェリーの定常運航を目指しての活動の中で、山川の、いわゆるフェリー乗り場の施設が県所有になりましたので、これについては国の方も施設が、いわゆる公有地ということで、手を差し伸べる光は見えてきてると思います。したがって、一つには、まず外港整備をして、海外まき網船の数を増やすこと、それによって外港指定に向けての動きをすること。それからもう一つは、今言ったように、観光船、確かに、クルーズが来ると本当にいいと思いますし、県の方で人工島の計画も若干縮小気味でありますので、山川の港は非常に水深も深うございますので、特に内港の方は深いんであります。これを活用するためには、今言ったように、一つには、その山川・根占フェリーの活性化も急がなければいけませんし、外港の整備も急いで、海外まき網船の増、そして観光船が接岸するための内港も含めた、いわゆる岸壁の強度の整備、これらに合わせて、幸いにも先程言いましたように、20年度の計画変更で37億の予算が、計画予算ですが、付いておりますので、これを活用していきたいと。それと今一つですが、活お海道が農村漁村活性化モデル事業として認定を受けました。これまでどうしても縦割り行政の中で、農林水産省関係の事業の中で、なかなか他の部門が入ってこれないという事情もありました。ところが、今、省庁連携その他がありまして、子ども映画祭なんか文化庁と外務省とタイアップしてやっていますけれども、いわゆる他省庁との連携が取れますし、国もウェルカムジャパンキャンペーンというので観光立国宣言もしていますし、この海の玄関口としての観光船への整備については、難しい課題たくさんありますけれども、幾つか光が出てきているのかなと、そのように思っています。したがって、これらを視野に入れて総合的に、今後、山川港の、いわゆる漁港として、そしてまた、観光港としての整備、この両方を視野に入れながら努力をしていきたいと考えております。

3 番議員（東伸行）　ご存じのとおり、今日、南日本新聞で、島津斉彬生誕200年事業ということも今日の新聞にも出ておりましたけども、その中でも、安政5年1858年ですか、山川港に咸臨丸が着いて、斉彬公がそれを訪ねて来たというようなことも史実としてあります。そういった港でありますので、是非、この新指宿市の玄関口としてきちっとした整備が成されていけるようお願いをしたいと思います。

続いてですね、冷凍冷蔵庫について1点だけちょっと確認をいたします。先程答弁いただきましたように、今、漁業協同組合、それから加工水産加工組合、それと民間の会社でありますヨコレイの三つの冷蔵庫があって、それなりの量の確保はできていると言える部分もあるんですが、ただ、どうしても鰹等の水揚げする時期は限られておりまして、ほんの数か月の間に、非常に多くの量が入ってくるというような状況がありまして、その三つの施設では足りないということがあって、事実、昨年も数隻の船をお断りをしたというような状況もあるようでございます。そういう状況の中で、そういう多く捕れるときの魚価の安いときに、できるだけ多くストックと言いますか、保管しとくという状況も必要かなというふうに思っております。それと先程冒頭に私ちょっと申し上げましたように、外地転載と言いまして、外地の方で漁船がそれぞれ運搬船に積み替えて、それでまとめて運んで来るといったことが最近頻繁に行われてきております。ですから、今までの船の2隻分、3隻分が一気に入ってくるというような状況であります。そうすると、1隻で2,000 t以上の鰹その他魚が揚がってくるというような状況もあります。そういった中で、冷蔵庫の建設というのは関係者の皆さんにとっては急務であるのかなというふうに思っております。漁協の方が具体的にいろんな計画もしております、試算をしたところによりますと、2,000 tクラスで超冷と低温冷凍庫も含めてであります、大体5億円近く掛かるというような試算もしてあるようであります。ですから、漁協、加工組合等ではですね、全部賄うということはなかなか厳しい状況であるようであります。ですから、そういったところを、市、県、国、いろんなところの支援をいただきながら、是非それを実現していきたいというような強い意志も持っておるようでございます。ですから、当事者漁協さん、加工組合さんが何とかしたいという気で今やっているとありますので、是非、市としても一緒になって推進していただきたいと思いますが、その辺のところを再度お聞きいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 冷凍冷蔵庫につきましては、かなりの資金を要することにもなりますし、また、調査した中では、民間では野菜が冷凍庫の中に入っているような事実もあるようでございますので、定常的にずっと冷蔵庫は不足するよというような状況を把握できるような状態でありますならば、漁協、県、国等とも相談をしながら、何らかの形でこれらの造成について協議を進めていくことになろうかと思っております。

3番議員（東伸行） そういったところで、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、指宿港海岸線の整備についてをちょっとお聞きしたいと思っております。先程、今、国の方でいろんな計画も進められているというようなことも、私も聞いておるところでありますけれども、それには、先程、市長も言われたように、地元の盛り上がり、地元の熱意というものが非常に大事なかなというような気もいたします。全国でも同じような事業があって、そのための最大の要因は地元の熱意だというようなことも言われているようであります。ですから、その辺のところ、今後、地元としてどのような取組をして、また、どうやって働

き掛けていくか、その辺のところを、再度お聞きしたいと思います。

建設部長（吉永哲郎） 地元としての事業化に向けての今後の動きということで、回答させていただきます。

まず、さきにも申し上げましたとおり、地域全体の盛り上がり的大事だと思っております。地域代表を中心とした協議会の設立とか、市民参加によるシンポジウム、また、勉強会、ワークショップなどが開催されるということ聞いております。また、事業化に向けてですが、まず、地権者の同意と、特に、海没地があります。筆数にいたしまして57筆ほどありますが、まずもって、その土地、私有地を国有化にすることが前提であります。もう一つは、漁業組合との漁業権の調整というような大きな問題を掲げているところがございます。そういう課題をクリアしない限り、国による直轄事業というものはできないということでございますので、市民団体を含め、また、市、県協力の下に事業化に向けて計画的に実施できますように努力をしてまいりたいと思っております。

3番議員（東伸行） 是非、市民の皆様と一緒に、この事業ができるだけ早く実現できるように我々も一緒になってやっていきたいと、そのように思っているところであります。

最後になりますけども、交通安全対策についてちょっとお聞きしたいと思います。

先程答弁いただきましたように、市内各事業所で今盛んに前向き駐車については行われているようであります。小さな一つの事業ではありますけども、こういうことをすることによって、交通安全に対する意識が高まり、当地区、当地区と言いますかね、鹿児島県、日本全国含めてそうですけども、悲惨な交通事故等が起きないようにしていきたいものだと思うところであります。昨年の指宿地区の交通事故死者が、指宿署管内で8名ということでありましたけれども、8名という数字は、私も警察署に行っているいろいろお話を聞いてる中で思ったんですが、県下28署ある中でワースト1だそうです。一番交通死亡事故が多い昨年度でのワースト1に指宿署管内がなったというような状況が事実としてあります。今年においても、もう3名の方が亡くなっているということです。その中もちろんそれぞれたいへんな事故ではあるわけですが、是非、指宿署としてもこの数字をできるだけ下げていきたいということは願ってるようであります。ですから、いろんな意味で交通事故等についてはいろんな要素があって、私個人にしても100%交通ルールを守ってるかと言ったら、なかなか言い切れない部分があって、いろんなところで考えてみたら、これは良くないよなというようなこともやっているのはもう事実なんですけども、そういったところでも、是非、一つの戒めとして、そういう小さなことでありますけども、看板等が目について、あ、やっぱり気を付けなくちゃと思うところも非常にいいことじゃないかなというふうに思っております。それでまた、ここ数日、市庁舎とか、いろんな支所も含めてですが、私もこういう質問をした以上はですね、ちょっと見て回っておるんですが、市の職員も含めてですが、中にぼつぼつですね、そのまま突っ込んだまま停まっているという車も見受けられます。お前も100%やるかと言われた

ら、何か自信を持って言えない部分もあるんですが、今できるだけそういうふうにはしてるといふふうに自負してるんですが、是非ですね、市の職員の皆さんから率先してやっていくということをやっているっていただきたいなと、そのように思っております。職員の皆さんには、庁舎内メール等もあると思いますので、そういうもので、再度、呼び掛けていただいて、やっていただきたいと、そのように思っております。そういうことについてはもうちょっと答えていただきたいと思いますが、看板についても、いろんなその費用がかかる云々ということもあると思いますが、その各施設一つずつでもですね、また作っていくということをして是非やっていただきたいと、そのように思っておりますが、その辺のところを答弁願いたいと思います。

総務部長（鶴窪吉英） ご質問の前向き駐車につきましては、非常に効果があるというふうに言われておまして、見た目が良いし、事故防止や犯罪防止にも効果的であるというふうに言われていることから、市におきましても、市の職員、あるいは山川、開聞庁舎におきましても、その取組をしているところでございます。したがって、その前向き駐車の見板設置についてであるわけではございますが、1基どの程度掛かるのかといった費用の問題等もあるわけではございますけれども、この看板設置の件につきましては、今後の検討課題にさせていただきたいと、そのように思います。

3番議員（東伸行） それでは市長、その庁舎内メールで、今日、この一般質問が終わった後でもすぐでも市長の方から発信はできると思いますが、その辺のところを答弁いただいて、私の質問は終わりたいと思います。

市長（田原迫要） 交通安全の問題というのは、車社会の中で本当に大きな問題であります。前向きに考えたいと思います。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時23分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、乳幼児医療費助成制度についてであります。この件については、これまでも繰り返し要求提案をしましてまいりました。6歳誕生月までだった対象をようやく平成20年度から就学前までに広げ、併せて自動償還払い方式に改善したところであります。しかしながら、鹿児島県全体が遅れた状況にある中で、その中でも、今や指宿市は遅れた状況と言わなければならない位置にあります。この制度は、次世代を担う子どもたちを健やかに産み育てるための環境整備として、非常に重要なことと思います。よって、国が腰を上げないことは残念で

ありますが、全国的に見ても、多くの都道府県や市町村で充実改善の方向が示され、県内の自治体にあっても、近年、特に充実改善の動きが見られます。充実改善の方向としては、完全無料化と対象年令の引き上げの両方であります。そこで、制度の意義や重要性をどのように認識しているか、改めて市長に伺います。

次に、県内の自治体の先進事例をどのように把握しているか。新年度より充実改善がなされる場所もありますが、含めて答弁願います。そして就学前までを完全無料にすることについて、対象年令を引き上げることについては、どのように考えるか、伺います。

2番目に、市長などの退職金についてであります。財政が厳しいと言われる中でこそ地方自治体の真価が問われます。どこを守り、どこを切り詰めるのかが政治姿勢が問われるところであります。行政評価委員会や行政改革推進本部を立ち上げて、昨年度からいろいろな事業廃止や補助金カットを行い、結局は、市民の犠牲の上に帳尻を合わそうとしていると言われても仕方がないのではないのでしょうか。必要だと思えば、財政難の中にあっても、メディアポリス指宿への応援措置をやるというわけですから、まさに何を必要とし、何を切るのかという政治姿勢が問題になると言わなければなりません。どこを削るかということに関連をしますが、市民生活が大変な中であって、市長の退職金が多すぎるのではないかと以前にも一般質問で取り上げました。今回、3月議会を前にして同様の声を改めて市民の方から寄せていただきました。どれぐらいの退職金になるのかなど前回お聞きした部分もありますが、市民の知りたいところという声に答える意味でも、改めてお聞きしますので、答弁をよろしく願います。市長、副市長、教育長の退職金は1期4年でそれぞれいくらになるか、示していただきたいと思えます。

次に、見直しをして減額すべきではないかと思えますが、どうでしょうか。もう1点は、市長などの退職金の額は、市民生活のレベルからしても、市民の感情からしても、かけ離れていると思えますが、市長自身どのように思っているか、伺います。

次に、安全灯、防犯灯についてであります。安全灯、あるいは防犯灯と呼ばれるものは、街路を照らすという意味では全く同じであります。言葉の上からも安全のためと防犯のためはほぼ同じであります。街路を照らすという能力からいっても、どちらも蛍光灯があったり、水銀灯があったりするわけで、どちらかが能力が上というわけでもありません。言ってみれば、行政が自らの都合で区分をしているにすぎません。私は、基本的には道路の所有者、あるいは管理者が道路に付随する設備として設置するのが本来の姿だと思います。即ち、指宿市道であれば指宿市に主たる設置責任があると思えます。それぞれの地区内であっても、それは地区内である前に指宿市内であります。そして多くの場合そこは指宿市道であります。そこで幾つかのことについて改めて伺います。まず、安全灯と防犯灯はどのように分けをしているのか、伺います。併せて商店街通り会が立てる広告を兼ねた照明はどのような位置付けとなるかも伺います。そして、安全灯、防犯灯の名前の如何に関わらず、行政の責任と



負担で設置すべきだと思いますが、どうでしょうか。また、地区に設置責任を求めることは、行政の責任回避ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。

まず、乳幼児医療費助成制度について、制度の意義や重要性をどのように認識しているかということでありましたが、この制度は、乳幼児に係る医療費負担の軽減を図り、もって疾病の早期発見及び早期治療を促進することを目的としておりまして、次代を担う子供たちを健やかに産み育てる環境を整備する中で、重要な施策の一つであろうと思っております。しかしながら、この制度につきましては、国において出産育児一時金が38万円に引き上げられ、そして、妊婦健康診査公費負担についても14回に拡大されたように、本来、国において制度化すべきものだと考えております。したがって、これまで、国に対しまして九州市長会を通じて、本制度の創設を、そして、県に対しましては、県市長会を通じて幾度となく本制度の拡充について要請をしてきたところであります。その一方で、本市独自の取組として、平成20年度から助成対象年令について、6歳誕生月から就学前までに拡充したところであります。県においては、ようやく平成21年度中に助成対象年令を就学前まで引き上げる見込みであることが、先般、新聞報道されたところでありますが、今後とも、この制度の充実につきましては、その重要性を強く訴え、国や県に対し引き続き要請してまいりたいと思っております。

以上です。

健康福祉部長（秋元剛） 県内の他の自治体の先進事例をどのように把握しているかというご質問でございますが、これまで県の制度は、医科医療年令につきましては6歳誕生月まで、歯科医療年令は4歳誕生月までを助成対象年令とし、非課税世帯は全額助成、課税世帯に対する一部負担金控除額は、1月当たり3千円としてきているところでございますが、この県の制度に対し、18市のうち本市を含む17市が、独自の拡充策を講じているようであります。その中で、特徴的な取組につきましてご紹介いたしますと、まず、助成対象年令につきましては、6歳誕生月までとする市が9市ある一方で、就学前までとする自治体が本市を含めて6市あり、南九州市は9歳誕生月まで、出水市は小学校3年生まで、垂水市は中学校3年生までにするようであります。次に、非課税世帯以外の無料枠につきましては、薩摩川内市など7市が、助成対象年令に係る医療費の全額を助成しているようであります。そして、課税世帯に対する一部負担金控除額につきましては、鹿児島市など3市が2千円としているようでございます。

次に、就学前までを完全無料化することについてのご質問でございますが、先程も申し上げましたように、本来、国や県で私どもとしては実施をして欲しいという強い思いがあるところでございます。現段階におきましては、本市が実施をしている次世代育成支援対策事業と

の兼ね合いからも、課税世帯に対する一部負担金控除額を撤廃し、完全無料化にすることにつきましては、非常に厳しい状況にあると思っております。

次に、対象年令を拡げることについてのご質問でございますが、乳幼児医療費助成制度につきましては、次世代を担う子供たちを健やかに産み育ててもらうための環境整備、また、少子化対策の一環として重要なことと認識しているところであります。また、一方で、これらの制度の充実につきましては、先程申し上げましたように、本来、国及び県が中心となって進めていくべきものと思っております。そうした状況ではございますが、平成20年度から県の給付水準を超えて、就学前までを助成対象年令とし、若干ではあります、制度の充実を図ってきたところでございます。乳幼児医療費助成制度の更なる拡充につきましては、今後も引き続き、県市長会や九州市長会等を通じ、国及び県に対しまして要望してまいりたいと思うところでございます。

総務部長（鶴窪吉英） 市長、副市長、教育長の退職金は1期でそれぞれいくらになるかといったご質問でございますが、本市の退職手当につきましては、平成18年1月1日の合併と同時に、鹿児島県市町村職員退職手当組合、現在では名称が改められまして、鹿児島県市町村総合事務組合というふうな名称になっているところでございますが、この組合に加入をしております、その組合規定に基づいて支給されることになっております。市長、副市長、教育長の1期4年での退職手当の額でございますが、市長は1,559万400円、副市長は914万4千円、教育長は856万8千円というふうになるところでございます。それから、見直しをして減額をすべきではないかといったご質問でございます。本市が加入している鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度には、現在、県下80の地方公共団体や一部事務組合が加入しており、退職手当は、そこで定めてある規定により支給をしているものであります。また、鹿児島県市町村総合事務組合に確認をいたしましたところ、各市の個別の事情による支給割合等の改定については応じられない。組合として改定を認めていないということでもありますので、現在の支給額を変更することは考えておりません。なお、現下の厳しい財政状況を考慮し、市長、副市長、教育長の給料月額削減措置を講じてきているところであります。平成21年度におきましても、市長20%、副市長、教育長で15%の削減を実施していくこととしているところであります。

次に、市民の生活や感情と乖離してのではないかとと思うがどうかというご質問でございます。特別職の退職手当につきましては、地方自治法第204条において支給することができるとした規定が設けられ、それに基づき制度の内容を各自治体が定めているものであり、本市の場合は、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度に基づいて支給が行われております。その中で、本市の市長等の退職手当支給額を県下の他市と比較をいたしましても、一部の人口規模の高い市を除きほぼ同水準というふうになっているところでございます。

次に、安全灯、防犯灯についてのご質問でございますが、この安全灯と防犯灯をどのよう

に分類区分けしているかというご質問でございます。市で設置したものを防犯灯、区や地域で設置したものを安全灯と分類・区分けをいたしております。区や地域で設置した安全灯については、地域の安全、安心は地域で守るという共生・協働の趣旨から、独自に設置していただいたもので、これらに対する設置費や補修費のほか電気料などの維持費を一部負担していることから、このような名称による使い分けを行うことで、市民の理解や事務処理上の混乱を避けるため、分類・区分をしているところでございます。

次に、市の責任と負担で設置すべきではないかといったご質問でございますが、県内18市の状況を見ても、補助金等による制度で安全灯の設置、補修及び維持管理を行っているようでございます。中でも、設置補助は、全ての市で実施しており、補助率は全額補助が霧島市の1市、定率が本市を含めて8市、定額が6市、その他が3市となっております。また、維持費補助は本市を含む9市で実施しており、そのうち、全額補助が鹿児島市の1市、定率が本市を含む5市、定額が2市、その他1市となっております。残り9市は維持費に係る補助制度は実施していないようでございます。補助額や補助率等に違いはありますが、本市の設置補助や維持費補助制度は、県内各市と比較をいたしましても、上位にあり、平成21年度からは同補助制度を山川、開聞地域にも拡大して適用いたしますので、地域の安全、安心は地域で守るという共生・協働のまちづくりといった趣旨からも、現状の制度を継続することとしたいというふうに思っているところでございます。それから、地区に設置責任を求めることは、行政の責任回避ではないかといったご質問でございますが、区や地域で設置した安全灯については、地域の安全、安心は地域で守るという共生・協働の趣旨から、地域内の必要な場所に、独自に設置していただいているもので、市では、これらに対して、設置費や補修費のほか、電気料等に係る維持費補助を行っているところでございます。また、防犯灯と安全灯合わせて約4,100灯を維持・管理するとなりますと、財政的な面のほかに、行政だけでは隔々まで目の届かない状況が発生することも予想されます。一方、県内18市の安全灯に係る取扱いの状況を見ても、本市と同様の補助制度で運用されており、地域の安全、安心は地域で守るという共生・協働のまちづくりといった趣旨からも、県内各市の補助制度から見ても、上位にある現状の設置、維持費補助制度を継続することが望ましいと、そういうふうに考えているところでございます。

産業振興部長（井元清八郎） 商店街街路灯につきましては、商店街の振興及び活性化を図ることを目的として、通り会等が設置するもので、商工会議所又は商工会を經由し申請がなされ、市が街路その他必要と認める場所への設置がされたものでございます。

15番議員（前之園正和） 乳幼児医療のことからまずいと思いますが、基本的には、乳幼児医療費助成制度は重要な施策だという認識に変わりはないというふうに思うんです、ここまではですね。しかし、それは改善充実の努力をしてこそ、あるいは時代の流れに付いていくだけでなく、前の方を歩いてこそその認識が客観的なものになるのではないのでしょうか。確かに、

国、県が指導してやるべきだということはそうではありましょけれども、だからといって問題は市としてどうするのかということが問われているのではないのでしょうか。平成20年度からこれまでの6歳未満だったのが、就学前までにしたとはいえ、まだまだ私は遅れている状況ではないかというふうに思うんです。先程の答弁でもありましたが、対象が9歳までとか、小学3年生までとか、中学3年生までとかあるわけですね。そしてまた、自己負担分についても2千円、指宿市は県並みの3千円ですが、2千円に軽減してるところ、あるいは全額補助と、あるいは対象の枠を狭めての全額補助とかいろいろあるわけですね。そういう中において、私は、重要な施策だという認識であるならば、国、県に充実を求めることは当然でありましょですが、併せて、市としてもこの制度の充実というのは、他に先んじてやるべきものではないかというふうに思います。この制度は病気の早期発見、早期治療をはじめですね、いろいろな角度から重要だというわけですので、国、県に要望をするのは当然だとして、市独自として、やはり充実を努力をするという覚悟、決意があるんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

健康福祉部長（秋元剛） 確かに、議員ご案内のように、全国でも鹿児島県でも制度を拡充していく自治体が増えつつあるということにつきましては、承知をしているわけでございます。先日であったと思いますが、ある県の取組み状況がクローズアップされて報道されておりましたが、その中では、中学校3年まで乳幼児医療制度を拡げていくということで、県内の議論、様々な議論を経てそういう取組をしたいということでもございましたけれども、一番番組の最後の中で、県の担当課の話として、中学校3年まで拡げることにはしたけれども、県の歳入不足というのが明らかになって、この制度を拡充、今後どう維持するかという課題が生じてきたというのが報道されておりましたが、非常に印象深いものであったと私は思っております。確かに、議員ご案内のように、この乳幼児医療制度を拡充、他市に先駆けて拡充していけばいいのではないかという議論もあるわけですが、じゃあ、どこまで拡げていくのかという疑問もあろうかと思っております。本市におきましては、非常に財政的にも厳しい状況ではございますので、その財政状況に見合う中で対応していくべきであろうというふうに思っております。

それからもう一つ、この乳幼児医療制度につきましては、子育ての若い世代を支援をしていくという一つの施策でございますが、医療という観点から見ますと、日本におきましては皆保険制度という下に、安心して医療を受けられる仕組みが確立をされているところでございます。その中で、就学前の乳幼児は2割負担ということで、もしもの時に、いつでも安心して医療を受けられる仕組みが確立をされて、一方では、乳幼児医療制度につきましては、医療費、経済的な問題があることによって受診ができない等々によって、その乳幼児の健康が損なわれる、こういったことも含めて改善をするということで支援をしているわけでございますが、それらについては、一自治体での対応というのは、非常に今後の自治体経営を考

えたときに、難しい状況にあるのではないかと、そういった観点から私どもとしては、国に対して制度の無料化の創設をお願いをし、今後もお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

15番議員（前之園正和） 財政の問題が出ましたけれども、報道によりますと、垂水市は既にこれまでも1歳未満は自己負担なしの全額助成であります。そして新年度から、一部助成はこれまでの1歳以上6歳未満を中学卒業までに拡大することとのこととあります。垂水市は財政的に見て決して豊かどころか、指宿市に比べても同等、もしくは更に厳しい自治体ではないでしょうか。その中であって改善充実であります。それは垂水市の市長自身、あるいは関係者が重要な施策だと認識したからこそ、その財政状況にあっても決断をしたのではないかというふうに思うわけですが、この垂水市の財政が厳しい中での決断に対して、市長はどのようにお考えでしょうか。

市長（田原迫要） 垂水市の件を例に取られました、それはそれで非常に立派なことだと思います。ただ、確かに、前之園議員の言われるのも分かるんですが、制度の創設には当然目的があると思います。この乳幼児医療制度の目的というのは、次代を担う子供たちを安心して産み育てる環境を整備すると。それでもって少子化対策を行うというようなことが大きな目的だと思います。そういう中で、先日、全国の特出生率の全国トップが鹿児島県の4町が上位を独占いたしました、1位から4位まで。伊仙町と天城町、徳之島町、和泊町ですが、この4市は、現在、全て県の制度と同じ制度です。したがって、確かに、議員ご指摘のとおり、できるだけことをしてあげたいという気持ちはあります。そういうことで、市民税の非課税所帯については無料にしているわけでありまして。その他については3千円を負担していただく。それを超える分については国、県、市町村で負担をしていこうという制度であります。ご指摘のとおり、手厚くしてどんどんしてやることは大切ですが、一番重要なことは、子供を産み育て、そして子供をつくる、そういう意欲をどう育てるかということとも深く関連すると思います。そういう中で、行政として、現在の経済状況、あるいは財政状況、それを総合的に判断して、こういう制度を今展開しているということとあります。そういう中で、これまで6歳の誕生日まででしたけれども、やはり学年ですべきではないかということで、それについては拡充をしたというところであります。

15番議員（前之園正和） 制度には目的があるという、もちろんそうですけれども、この制度は、乳幼児医療制度と助成制度というふうに言われてはいるんですが、乳幼児という意味からいえば、いわゆる学校に上がる前までが乳幼児ということになるわけで、対象を小学校の何年生まで、中学校までとなれば、語句の意味からも合わないということで、そのことを承知で乳幼児医療助成制度をやっているところもあるし、子供医療制度というふうに変えてやっているところもある。また、乳幼児医療助成制度と子供医療という形で2本立てでやっているところもあるわけですね。それはもうこの制度の発展ということでそのようになっているわけ

であることは当然ご承知だというふうに思うんです。それから、この県、国が全くやってないわけで、県も大変鹿児島県は遅れた状況にある下でも、もうようやくと言いましょか、就学前までということについては、医科・歯科含めて年度内に新年度内にやるということを書いてありますが、これまで指宿市が上乘せ措置をしてきた部分についてまで逆に県の方が追い付いたということになりますから、言ってみれば、市の上乗せ分に係る費用がいらなくなったということに関係としてはなるわけですが、そのこと等も含めてですね、更に必要性を重んじるならば、市として何ができるのかということを考えてもいいのではないかというふうに思うわけです。それで補助額の問題、それから対象の問題というふうに要はあるわけですが、まず、補助額の問題について言うならば、現在、課税世帯は3千円になっておりますが、これを例えば、第一段階として2千円なりということについてのですね、検討というのは、第一段階として考えられないかというふうに思うんですが、ここで即答は求めてるわけではないんですが、そのことについての検討というのは必要性、あるいは決意というのは答えられますでしょうか。

市長（田原迫要） 先程来申し上げておりますように、この乳幼児医療制度を中心とした次世代育成のいろんな支援活動というのは非常に重要だと認識をいたしております。現在、親子の絆が崩れているような事件が起きたりしております。そういう中で、じゃあ、市として先程言いましたように、制度を充実していくには一つの目的があって、その目的を達成しなければいけません。それと、確かに、県が拡充するんだから、21年度は今までの上乘せしてた分が浮くではないかということではありますが、その浮いた分を、じゃあ、3千円を2千円にするのかというようなことの質問もあったと思いますが、基本的には、私どもとしては指宿市次世代育成支援地域行動計画というのを掲げて、その中で、各般の乳幼児医療制度も中に入っておりますが、いろんな制度を展開していこうとしております。そういう中で、何が有効か、あるいは何が一番大切かといことで、総合的に判断すべき事項だと思いますし、今すぐに3千円をいくらにというようなことについては考えておりません。この全体計画の中で必要なものについて必要な施策を展開していきたいと考えております。

15番議員（前之園正和） 対象年齢についてはどうなのかということもあるわけですが、今の答弁から想定すると、こちらも考えてないということになるのではなからうかと思うので、それは伺いません。この乳幼児医療費については、先程来から出てますように、気軽に受診できるかどうかということが決定的に重要になるのではないかというふうに思うんです。早期治療、早期発見という意味からもですね、そうなってくるというふうに思うんです。ですから、その意味では、自己負担分があるかないかということは、完全無料であるかないかということは、親御さんにとってはかかりやすいかどうかということに大きなウェイトを持つんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、行政として見た場合も、初期経費と言いましょか、見かけ上助成額が上がったとしても、結果として、早期治療、早期発見する

ことによって、トータル的には医療費が削減できるとするならば、それでよしということになるのではないかというふうに思うわけです。そういう概念からした場合に、この手立てを厚くすることによって、早期治療、早期発見を進め、かかりやすい状態に確保することによって、全体的な医療費削減と、子供の命が大事であるわけで、医療費削減のためにやるわけではないかもしれませんが、その見地からしてもですね、その効果という点も考えても、この助成額、あるいは助成の範囲を広げるということは意義があるのではないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

健康福祉部長（秋元剛） 本市におきます乳幼児医療助成制度につきましては、基本的に鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱並びに取扱要綱に基づいて実施をしているものでございます。先程来、この拡充策としては市民税課税世帯、これの1か月の自己負担分3千円の部分をどうするか、あるいは就学前までとしている分をどこまで年令を引き上げるか、この二つが考えられるわけでございますけれども、私どもとしては、総合的な事業を考えた場合に、この県の制度に基づいて実施をしていきたいというふうに考えているわけでございます。今回、鹿児島県の方が議員ご案内のとおり、改正を行うということでございますが、この内容につきましては、改正案で指宿市と同じく歯科医療、歯科以外の医療について就学前までと、市民税の課税世帯に対する控除額については、従来どおり3千円、ただし、児童手当と同じように所得制限を設けるということもされているわけでございます。所得制限の分につきましては、今後、指宿市としては、どういうふうに取り扱いをするかということは、検討をしていかなければならない問題ではございますが、私どもとしては、県の制度に基づいて実施をしていく必要があると思っております。仮に、拡充したとした場合の経費でございまして、控除額3千円を取り払ったとしたときに、1歳当たりで大体400万から500万の一般財源を要するわけでございます。したがって、就学前まで完全無料化とした場合に、3,600万円の新たな一般財源が生じてまいるということになります。その一方で、参考までに申し上げますが、平成21年度次世代育成支援対策交付金事業として、主なもので19事業、延長保育等の事業を含む19事業がございまして、これが事業費が5,400万、市負担分が2,700万の一般財源ということでございます。今の指宿市の厳しい財政状況等を考えたときに、この拡大した一般財源分をどう調整するかということ等も考え、将来において安定的にこの制度を維持していくということであれば、今の現状の中で取り組んでいくことが必要であろうと、このように思っております。

15番議員（前之園正和） この件では最後に集約して伺います。国の制度はああいう状態という下で、県の制度に基づいてやっていくということでした。国や県に制度の充実改善を求めることはよしとしまして、それはそれとして多くの自治体が単独で上乘せをやっている下でですね、結局、国や県に要望はするけれども、市としては検討をしないということなのか、要望はしながら、市としての何ができるかはともかく、検討はするという事なのか、その

点は市長、はっきりしてください。

市長（田原迫要） 先程来申し上げておりますように、次の時代を担う子供たちの育成、これは本当に重要なことです。何がそれに効果があるのかと。先程、伊仙町ほかの例を申し上げましたが、そういう制度でなくても、あるいは保育料等についても、ほとんど補助をしてないところでも、出生率が非常にいいところもありますし、そして非常に、健全に子供たちが育っている地域もあります。大切なことは何が必要なのか、何をしてあげるのが一番いいのか。限られた財源の中でそれを運用するのが必要なことだろうと思います。そういうことで、次世代育成の総合的な、先程、担当部長の方から、各種の施策を展開申し上げましたが、そういう中で、総合的に考えていくと。必要な部分については上乘せする必要があればする場合もありましょうし、そういう中で検討していきたいということでもあります。

15番議員（前之園正和） 次の市長などの退職金について伺います。

答弁によりますと、市長で1期4年としまして1,559万400円、副市長で914万4千円、教育長が856万8千円ということでありました。市長は、今の退職金の額についての妥当性を主張するために、過去においてですが、その一つとして、市長選挙に金が掛かるからということとを公然と言ってきました。全てではないんでしょうけれども。その思いは今も変わりませんか。

市長（田原迫要） 今、市長をさせていただいております、指宿市は一般会計予算が概ね200億程度、特別会計が200億程度、合計400億円等の一つの事業体だと思っております。その事業体の長として、私は、自分の与えられた職責を全うすることを一生懸命考えておりますし、それに基づいて給与だとか退職金というのは支給されると、そのように思っております。したがって、それに恥じない仕事をしようと思っているということだけであります。

15番議員（前之園正和） 私は、市長選挙に金が掛かるからということとを言ってきた、これは公然と言ってきたわけですので、その思いは変わらないのかということとを聞いたわけですので、今のは答弁になってないんじゃないでしょうか。また、選挙に金が掛かるからということからすれば、退職金のない新人の市長候補と言いましょか、いう方は市長選挙に立候補する財政的基盤がないのではないのかということにも論理的にはなっていくわけですので、その選挙に金が掛かるからといった言動について今も変わらないのかと。あれは過ちだったということなのかという意味で確認をしているわけでもあります。

市長（田原迫要） 選挙と直接的にはかかわりはないと思います。ただ、今の日本の選挙制度の中で選挙にそれなりのお金が掛かるということは、日本の議会制民主主義を進める上では一つの大きな弊害があると思っております。だから、そういう意味で私たち、議員の皆さんもそうではありますが、そういう形でいろんな給与だとか退職金とかそういうものがあるんだろうと思いますし、その選挙に掛かるからという意味で私は申し上げたわけではありません。その職責に対しての対価として受け取っているわけで、その活用についてはあと個人の裁量でありましょうし、そういうことで、私は、直接選挙の費用が掛かるからという意味で申



し上げたわけではありません。

15番議員（前之園正和） 意味はそうではなかったと言いますが、文言としてはそういうふうにおっしゃったわけですね。選挙にもうお金が掛かるのは事実だということはおっしゃいましたけれども、我々議員もそうですが、市長選挙の時に選挙費用はどれくらい許されるのかということは関係法令で決まっております、今、指宿市の有権者が3万8,000人、大体3万8,000人です。これで計算をしますと、この関係法で認められた市長選挙に使える選挙費用というのは約620万円ということであります。そのことからしても、1,559万400円を正当化するには事足りないということだけ申し上げておきたいと思えます。

それから、市の財政が苦しいということで、平成20年度には補助金や各事業に大鉈が揮われたであります。そして基本的には、新年度も継続した考え方になっておりますが、これはいわゆる聖域なし見直しということで、福祉社会保障と言いましょか、大きな福祉、教育を含めてですね、全て見直しがやられたということになるわけですが、この市長等の退職金については、そういう意味では聖域だというふうにお考えでしょうか。そういう特別なものではないというふうにお考えでしょうか。

市長（田原迫要） 聖域ではないと思えます。そういうことで、特別職報酬審議会だとかいろいろ審議会等で審議をさせていただいてると思えますし、聖域ではありません。

15番議員（前之園正和） それから、退職手当の額については総合事務組合に入っているので、その定めで決まるということで、独自に変えられないんだという答弁がありました。それでは伺いますが、この総合事務組合で額が決まっているのは事実なわけですが、それでは、この総合事務組合に加入するかどうかは市の主体的な方針に基づくものであって、第三者から強制される止むなきものではないというふうに思うんですが、その点はどうか。

総務部長（鶴窪吉英） この鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度への加入につきましては、市の独自の判断で加入ができるということでございますので、加入、脱退はそれなりに市の判断でできるかというふうに思います。しかしながら、退職職員が大量に出る年、あるいは少ない年、そういった場合に、退職手当の負担金につきまして、財政的な面から見た場合に、組合に加入していた方が平準化されて、財政運営がしやすくなると、そういった部分もある関係から、この市町村総合事務組合の退職手当制度に合併と同時に加入をしたところでございます。

15番議員（前之園正和） 総合事務組合に入っていた方が急なことに対する対応ができるからということでありましたが、それにしても、主体的方針に基づいて加入するかどうかは決められるということにははっきりしております。でですね、だから、もうどうしようもなく決まってるんだということではないということだけははっきりしてると思うんですね。ですから、現在の定めでは、今、市長以下自制ということで給与のカットをしてるわけですが、

このカットについては、カットはないものとして退職金は計算されるというふうになっております。そこで退職金を、例えば、減らそうと思えば、この総合事務組合の加入を続けるのか止めるのかという選択肢もあるわけですし、今の退職金の仕組みが月々のカットをしても、それはカットなきものが分母になってるということですので、基本となる通常の給料を思い切って削減することによって、給与と退職金のトータルで削減を図るとか、それは一手法ですけれども、手法の検討はその後にあるのではないかというふうに思うわけでありまして。いずれにしても、指宿市の行政運営に係ることですから、指宿市が独自に自主的にその加入するしないを決められるというわけですので、退職金の額は減らされないということではなくて、減らそうと思えば手法は後で考えられるという仕組み上はそういうことだと思っておりますが、どうでしょうか。

総務部長（鶴窪吉英） この支給額を減額するための方法というのが、二つほど考えられるかというふうに思うわけですが、一つは、ただいま出ておりますように、市町村総合事務組合の特別職の退職手当制度から脱退し、市独自の条例により退職手当を支給すれば支給額を減額することができるということも考えられるわけですが、しかし、その場合、特別職と一般職はセットで加入をしているため、一般職も退職手当制度から脱退する必要があるため、現状ではそのようなことはできないのではないかと、そのように判断をいたしております。それから、二つ目ですが、支給割合を低くすることはこれはできませんので、計算基礎となる本市の条例に規定してある市長等の給料月額を減額して定めれば支給額が減額されることとなります。しかし、特別職の給料につきましては、指宿市特別職報酬審議会の答申を踏まえて改定することとしているところでございますが、平成20年度特別職報酬審議会の答申は据え置きでありましたので、市長等の給料月額は現行のまま据え置くこととしているところでございます。

15番議員（前之園正和） いずれにしましても、加入脱退も含め、あるいは月々のものを低くするという手法としてはあるというわけですので、退職金を減らそうと思えば、その方法手段は無いということではないということだけははっきりしております。それから、この市民がどういう状況にあるかということですが、日々の暮らしに追われながらも生活ができておればいほうで、雇用不安や営業不振などで大変な状況にあります。そういう中で退職金のない企業も多く、まとまった形で退職金があるのは公務員ぐらいではないかというふうに言われております。その公務員でさえ、例えば、市役所に40年勤めて約2,500万と仮にしましょう。職務の内容に差があるとはいえ、市長は1期半で大体これに相当する金額になります。職務からして当然だという、当然と言いましょか、妥当だという全体の答弁だろうというふうに思うんですが、その日暮らしをして生活をしてる市民に対して、市長として今の額は当然だということをです、そういう日々の生活に困ってる市民に対して胸を張って主張、言えるかどうか。主張というのは主張できるかどうか、言えるかどうかということです

が、市長、お願いいたします。

市長（田原迫要） 正直申し上げまして、この手の質問が私自身非常に何と言いますか、答えにくいと言いますか、いわゆる市長職とは何かという原点に返ると思うんでありますが、私は先程申し上げましたように、そういう自分の置かれた立場に恥じない仕事をしたい、それだけを思って頑張っております。そういう中で、今例えば、いろんな市町村で給料削減だとか、私どもの方も副市長以下給料削減、職員にもお願いをしていますが、そういう中で、私は、基本はそれだけであります。決してそれが高いとか低いとかそういうことを考えずにそれに見合う仕事をしようと、そのことが重要だと思えますし、そういう立場に自分は置かれてると思ってます。だからそういうことで、皆さんの方から削るべきだということであれば、そうするのはやぶさかじゃありませんし、ただ、今、退職組合に加盟して、他の自治体と大体同じような形でやっているわけではありますが、団塊の世代の退職というのを目前にしまして、合併と同時にこの組合に加入しました。それは大体定年まで勤めあげますと、退職金が大体3,000万前後なりますので、例えば、20名おれば6億の財源が必要になります。そうしますと、いわゆる平均的な市民サービス、あるいは投資事業、そういうものができなくなるということで、合併と同時に職員削減を計画しておりましたし、そういう中で、少ない人員でより効率的な動きをしようということになりますと、大体1年平均で20人ぐらいプラスマイナスですが、入ってくる方と出ていく方を差額をしますと20人ぐらいです。退職者は大体26,7人ということですか、そういうことで、市民サービスは定常的にきちっとやっていかなきゃいけませんし、先程質問がありましたように、医療費、福祉費含めて市の財源というのは限られております。そういう中で運用していくには、この退職組合に入って、しかもそうすることによって、他の自治体と同じような形でレベルで推移できると。しかも退職金が単年度に突出することはないというような総合的な判断から、こうして今市町村の組合に入ってやっ

15番議員（前之園正和） 次に、安全灯、防犯灯の件について伺います。

先程1回目の答弁の中で、安全灯と防犯灯の区分けについて伺いましたところ、区、地域等で設置してるものが安全灯、市が設置してるものが防犯灯ということでありました。それでよろしいんでしょうか。と言いますのは、区や地域、地区で設置したのが安全灯と、市が設置したのが防犯灯ということだとすれば、ここは市が設置すべき、ここは地区が設置すべきという基準はないと。結果として、だれが設置したかで名前が変わることかなというふうになるんですが、そういうことですか。ここはだれが設置すべきということはないんですか。

総務部長（鶴窪吉英） まず防犯灯でございますが、この防犯灯につきましては、通学路等を中心に小・中学校の児童、生徒をはじめとする市民の安全確保のために市が設置したものを防犯灯、それから、区、または地区、あるいは集落ですかね、一般的には集落内が多

いだろうというふうに思うわけですが、この区、または地区が設置したものを安全灯というふうに区別をいたして管理をしているというところでございます。

15番議員（前之園正和） ですから、地区が設置したところは安全灯ということなのか、ここは地域内だから地区でしなさいということではないのかと、全然違うと思うんですよ。いや、地区内で、じゃあここは市が設置してくださいと、もう安全灯は立てませんので、防犯灯を立ててくださいと言えば、市が防犯灯を立てるんですか。今の取り扱いの問題です。そうあるべきだということではありません。

総務部長（鶴窪吉英） 防犯灯とその安全灯、これを市が設置するのか、あるいは区、地域で設置するのかというのは、非常に区分けが難しい部分があるわけですが、一般的には、集落と集落を結んだりする通学路、そういった部分、あるいは公的な施設があるような場所、そういったものについて防犯灯として市が設置していると、そういうことでございます。

15番議員（前之園正和） 地区内が地区として確定できるのは地区がしなさいと。地区がどこか分からんようなところは市が立てて、それを防犯灯と呼ぶというのが正解じゃないかと思うんですが、どうですか。

総務部長（鶴窪吉英） そのようにご理解いただいて結構かと思えます。

15番議員（前之園正和） 通学路については、市の設置による防犯灯だということでしたが、この通学路というのは学校の近くというのはもうはっきりしてるんですが、遠くても大拳と言いましょか、たくさん児童、生徒が通る部分、あるいは2、3人しか通らない部分があります。それから、所定の通学路として届け出をしたりするんじゃないかと思うんですが、その届け出部分に係るのか、あるいは実態として通学路線になってればそれも含むのか、この通学路という概念はどういうものでしょうか。

総務部長（鶴窪吉英） 通学路でございますので、児童、生徒の通学に使用される道路、学校の方で通学路として指定している通学路、そういうものについてが通学路というふうにして、その通学路には市の方で防犯灯を設置していると。ただ、完全にその通学路について十分な設置がされているかどうかということについては、非常に範囲も広うございますので、学校、あるいは地区等の要望によって増設をしたりしているのが現状でございます。

15番議員（前之園正和） それではちょっと伺いますが、具体的な例になるかどうか分かりませんが、ある地区内の、例えば、私は湯山に住んでおりますので、ある地区内の、例えば、湯山でも湯之里でも大牟礼でもどこでもいいんですが、指宿市道において街灯がなく、暗いばかりに交通事故なり犯罪など事件が起きたとします。明るい場所であったらということばかりに原因を求めることはできませんが、街灯が点いていたらということが悔やまれたとしますね。今の市の考えからすれば、そこは地区内のことですから、そこに立てるべきは安全灯であって、地区が立てなかったのがいけないんだということになるわけですが、私は、こ

の地区内といえども、指宿市道であるわけですから、市が設置補助をしていい、それだけということではなくて、やはり、そういうことになれば、市がなぜ照明確保しなかったのかという問われ方になると思うんですが、その点はどうでしょうか。

総務部長（鶴窪吉英） 先程の答弁でも申し上げておりますが、防犯灯と安全灯合わせて約4,100灯あるわけでございます。防犯灯が649基、安全灯が3,417灯あるわけございまして、全体で約4,100灯と申し上げているわけでございますけれども、安心、安全にそれぞれの地域で生活ができるということが最も大事なことでございますので、今後とも防犯灯を含めた安全施設の維持管理につきましては、それぞれの地区、地域の協力をいただきながら、地域の安心、安全なまちづくりを行っていききたいと、そういうふうに思っておりますので、それぞれの地域の協力もいただきながら、安全の確保に努めてまいりたいと、そのように思っております。

15番議員（前之園正和） 安全灯、防犯灯合わせて4,100灯あると、大変だと。全部見るのは財政的に問題だということをおっしゃるわけですが、財政的にどうかということではなくて、設置責任がどこにあるかが第一次的なものがあって、市が設置すべきだということになったときに、じゃあ財政の事情があるから年次的にやりましょうかとか、そこは今年できますけど、ここは来年にしてくださいとかいう問題になってくるんじゃないかと。4,100灯たくさんあるから地区にお願いするというのはおかしいんじゃないかと。行政責任はあるならあるで明確にすべきじゃないかと、そのことを言ってるんです。どうなんですか。

総務部長（鶴窪吉英） 非常に厳しい質問でございますが、行政責任がないということで申し上げているのではなく、地域の協力もいただきながら、安全は確保していくべきものであると、そういうふうにご答弁をさせていただいているところでございます。それから、その安全灯に対する予算のことについて少し述べさせていただきますれば、平成20年度の予算では、318万7千円の予算措置をいたしておりましたけれども、平成21年度につきましては、590万円、271万3千円の増額をいたしておりまして、安全灯の管理運営に対する補助というものも範囲を広げているところでございます。それから、防犯灯につきましては、平成20年度が438万1千円、平成21年度が594万円ということで、これも対前年155万9千円の増というふうになっております。

15番議員（前之園正和） 私は、各地区内といえども、地区内である以前に指宿市内ではないかということ指宿市に設置責任があるんじゃないかということ言ってるわけですが、そこで伺いますが、指宿市道のうち、通行許可、あるいは占用利用というものを特定の地区に限って認めているところが、私はないんじゃないかと思うんですが、その辺のところはあるんでしょうか。特定の地区に限って市道の通行許可、占用許可を与えているのであれば、あなた立てなさいよということになってもですね、それは論理的に合点がいくんですが、そういうところはあるかないか、伺います。それと、時間がもうありませんので、以上質問し

てきたんですが、そのことについては答弁をお願いしますね。乳幼児医療費助成では、基本的に国がやるべきだということにしても、市独自の施策としては、遅々として進まない。いや、進めないと言った方が正確かもしれません。安全灯については本来、行政の責任と負担で行うべきものを各地区に主体的設置者として肩代わりさせる。そして自らの退職金については、市民の生活や心情とかけ離れて4年で1,559万400円ということでしたが、多額のをあくまでそれで当然とする。市民本位の市政、市民のための市政という観点からすれば、大いに問題があるというふうに思うわけですが、先程の指宿市道を特定の地区に通行許可、あるいは占用利用してるものがあるかどうかということと、今、最後に述べたことについて市長の答弁があればお願いします。

建設部長（吉永哲郎） 安全灯の設置につきましては、道路占用の許可を取りながら設置をしております。占用利用の料金につきましては、免除ということでございます。

（発言する者あり）

15番議員（前之園正和） 私が言ってるのは安全灯の占用道路占用料を問題にしてるんじゃないくて、指宿市道があって、そこはどどこ地区しか通ってはいけませんよ、ここの道路はどどここの地区に貸し与えているんですよと、そういう通行許可、あるいは占用利用を許してるところがあるかということなんです。

議長（新宮領進） 分かりましたか。それ答弁できますか。

市長（田原迫要） 市道について特定の地域に占用で与えているのではないのではないかとと思いますが、具体的に把握しておりませんが、ないと思います。ただ、先程来いろいろ議論されてますが、これからは日本の国もそうでありますが、今、男女共同参画社会とか地方分権の推進とかいろいろ進んでますが、基本的には、市民の皆様と行政がやっぱり共生・協働で頑張っていかなければいけない時代だと思います。アメリカのニューヨークのセントラルパークがかつて麻薬とかそういうものがはびこって、悪の巣窟としてなっていた時代がありました。そのニューヨークのセントラルパークが今や世界で評価される非常に安全で楽しい公園に生まれ変わったのは市民の力であります。指宿も同じように、篤姫観光ガイドにしても、あるいは4月に山川のまち歩きガイドも立ち上がりますし、あるいはいろんな市民グループが人形劇をしてくれたり、読書推進をしてくれたり、郷中教育に協力していただいたりしております。この安全灯、防犯灯についても、安全灯が3,500と本当にたくさん作ってくださってますが、これは地域の皆さんの力であります。ただ、ここはどうしてもとか、どこの地域にも関係ないけれども、危険だからというようなところについて、市としては整備を進めているのが防犯灯であろうと思いますし、防犯灯に比べて安全灯が3,500基と、あるいは商店街についても、商店街の活性化のために商店街の皆さんがしてくださってます。やはりこうしてお互い力を出し合わなければいけないと思います。議員ご指摘のとおり、これは行政の仕事だと、だから行政がやれと、今はそういう時代ではないと私は思います。そういう中で

全体的なまちづくり，まちおこしが進んでいくと思いますし，現在の私は防犯灯，安全灯の推進については，地域の皆さんも非常に協力をいただいていますし，それについて貧者の一灯かも分かりませんが，市が助成をしたり，維持費を若干負担したりしているわけでありまして。今後とも，そういう形で市民との協働を進めていく必要があると思っています。

#### 延 会

議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ，延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお，残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は，これにて延会いたします。

延会 午後 4時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 吉 村 重 則

議 員 高 橋 三 樹

# 第1回指宿市議会定例会会議録

平成21年3月18日午前10時 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問



## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



## 1. 出席議員

1番議員	下柳田 賢 次	2番議員	中 村 洋 幸
3番議員	東 伸 行	4番議員	竹 山 隆 志
5番議員	松 下 喜久雄	6番議員	濱 崎 里 志
7番議員	前 田 猛	8番議員	横 山 豊
9番議員	下川床 泉	10番議員	前 原 六 則
11番議員	岩 崎 亥三郎	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	吉 村 重 則	14番議員	高 橋 三 樹
15番議員	前之園 正 和	16番議員	大 保 三 郎
17番議員	新川床 金 春	18番議員	高 田 チヨ子
19番議員	物 袋 昭 弘	20番議員	田 中 健 一
21番議員	木 原 繁 昭	22番議員	新宮領 進
23番議員	小田口 郁 雄	24番議員	六反園 弘
25番議員	森 時 徳	26番議員	新 村 隆 男



## 1. 欠席議員

な し



## 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	田原迫 要	副 市 長	上曾山 満
副 市 長	番 匠 浩 一	教 育 長	田 中 民 也
総 務 部 長	鶴 窪 吉 英	市民生活部長	新 村 光 司



健康福祉部長	秋 元 剛	産業振興部長	井 元 清八郎
建設部長	吉 永 哲 郎	教育部長	屋 代 和 雄
山川支所長	岩 崎 三千夫	開聞支所長	田 代 秀 敏
総務課長	吉 井 敏 和	人事秘書課長	邊 見 重 英
企画課長	高 野 重 夫	行政改革推進室長	廣 森 敏 幸
財政課長	渡 瀬 貴 久	市民協働課長	上西園 耕 吉
税務課長	濱 田 悟	長寿介護課長	迫 田 福 幸
健康増進課長	谷 口 強 美	農政課長	浜 田 淳
観光課長	下 吉 耕 一	建設監理課長	石 口 一 行
土木課長	内 園 正 英	学校教育課長	豊 留 悦 男
商業高校事務長	宮ノ前 孝 義		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増 元 順 一	次長兼議事係長	福 山 一 幸
調査管理係長	上 田 薫	議事係主査	宮 崎 勝 広
議事係主事	吉 永 孝 行		

開 議

午前10時00分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において前之園正和議員及び大保三郎議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（新宮領進） 次は日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。まず、下柳田賢次議員。

1 番議員（下柳田賢次） おはようございます。WBCワールドベースボールクラシック出場中のサムライジャパンは、本日、まもなく決勝ラウンド進出をかけ、宿敵韓国と対戦をいたします。国民の願いのもと、是非、この戦いに勝利し、決勝ラウンドでのWBC2連覇を成し遂げ、日本国中に充満している不景気の風を吹き飛ばしていただきたいと、切に望むところであります。サムライジャパンの検討を祈念しつつ、通告に基づき質問をしてみたいと思います。

指宿港海岸整備についてであります。この整備の必要性につきましては、平成10年の旧指宿市議会議員に初当選依頼、幾度となく質問させていただき、いわゆるライフワークとしてきたつもりであります。当初は観光振興の観点から、夏場のオフ期間の対策として、白砂青松の砂浜の復活や、海岸線を生かした観光対策、マリンスポーツなど、その整備の必要性を問うてきたところであります。当時の指宿市としましても、この整備については、遊歩道も含め、平成2年策定の旧指宿市第三次総合振興計画の中で計画がなされ、その後、第四次振興計画の中でも明確にその必要性が認められ、整備の方向性も示されてきたわけであります。その間、私も一般質問の中で、当時の建設省の事業である渚リフレッシュ事業、あるいは国土交通省に変わってからは、コースタルリゾート、いわゆるCCZ事業など国の直轄事業、あるいは県の環境海岸整備事業など、具体的に国・県の事業導入への要望を強く訴えてきたところであります。加えて、旧指宿市の指宿活性化特別委員会の海岸整備小委員会の中でも、具体的な整備の提言がなされてきたところでもあります。市としましても市の政策、施策の関連性から整備の必要性を認め、取り組んでいく姿勢は示しながらも、バブル崩壊後の失われた10年と言われる時期でもあり、なかなか緒につかなかったのだと思います。その後、台風や豪雨といった災害による被害も発生し、また、老朽化が著しい護岸の危険性、海岸道の陥没など、防災、海岸保全という観点に趣を変え、この海岸線の整備の必要性を要望してき

たところであります。この間、市当局におかれましても、国・県関係機関への要望や協議の中で努力してきていただいたわけではありますが、この中で、昨年までは県事業として、護岸整備に伴う遊歩道の設置という計画が具体化されていたものと認識しております。実際、市としましても、海没民地の調査等も昨年実施し、既に把握されておられると思います。また、地元丹波校区の公民館長さん方からも全員の署名をいただき、県・国への要望も提出されたものと記憶しているところであります。このような中において、急転直下、国の直轄事業として整備を検討ということのようではありますが、地元としては大変ありがたいことだと思います。そこでお尋ねしますが、まず、国・県、関係機関との現状における検討、協議の状況、これまでの経緯等についてお伺いいたします。また、国の直轄事業ということであれば、国が中心的な役割を果たすことになるかとは思いますが、本市の果たすべき役割としてはどのようなものが考えられるのか、また、その役割を果たすことは可能と考えてよいのかお伺いいたします。加えて、県の見解としてはどうなのかお伺いいたします。それから、この海岸の整備にも関連しますが、二反田川河口付近への橋梁の設置についても、平成17年第2回定例会において質問させていただきました。その時の答弁といたしましては、港整備交付金事業の中で検討できないかというようなことでありましたが、今回、この問題につきましても、魅力ある観光地づくり事業、あるいは錦江湾しおかぜ街道づくり事業等、県事業として、この21年度にも設置へ向けた検討というようなことであります。これらについて、その内容、経緯等について、お伺いいたします。また、車道を含む橋梁の検討はなされていないのかお伺いいたします。

次に、観光振興についてであります。昨年本市の観光におきましては、まさに篤姫で始まり篤姫で終わったという感じがいたします。一途にふるさとを思い、家族を思い、そして、嫁ぎ先の徳川家のことを思い、激動の幕末を生き抜いた一人の女性のドラマは、全国民の感動を呼び、女性の優しさ美しさ謙虚さはもとより、その頑張り力強さなど、薩摩の女性の素晴らしさを思う存分に発信してくれたものと思います。本県、本市への来客者数等を見ましても、また、放映が終わり3か月が経とうとしている現在でも、篤姫ガイドの予約が多いということから、その影響の大きさは目を見張るものがあると思います。観光地の魅力を形成する要素としましては、温泉、食事、自然、歴史、文化、治安の良さ、豪華なホテルや旅館など、非日常的な要素、条件はいろいろあると思いますが、現在の我が国のように成熟した国家においては、なんとと言っても、そこに住む人々のホスピタリティ、おもてなしの心につきるのではないかと思います。特に、一人旅をしますと、旅先での人の親切さほど有り難く思うことはありません。これからの観光地の魅力や底力を形成する最大の要因になるのでは思うところであります。幸い本市におきましては、菜の花マラソンや菜の花マーチなど、おもてなし日本一を目指して行われているイベントもあり、この点からは、内外より大きな評価をいただいているとは思いますが、大事なことは、このようなイベント以外のときでも、

このおもてなしの心というものを、市民一人ひとりが持ち続けることが重要ではないかと思えます。また、本市の観光振興をリードする団体、協議会等を見ても、観光協会をはじめ商工会議所、商工会、旅館組合、ホテルオーナー会、あるいは魅力ある指宿まちづくり協議会、指宿市観光事業推進協議会、広域的にも、県4地区観光連絡会、指宿広域観光推進協議会など、いくつかあるわけですが、これらの団体協議会には、それぞれの目的や理念があり、その理念や目的のもとに本市の観光振興に多大なる貢献を賜っているものと感謝を申し上げるところであります。今後は、これらの団体や協議会の連携を更に深めていくことが重要になってくるのでは、考えるところでもあります。このような中、国・県の観光に対する動きを見ても、国においては、平成18年12月に制定されました観光立国推進基本法のもと、2010年までに海外からの日本への観光客を1,000万人にすること、そして2020年には、倍の2,000万人にすることなど、国際競争力のある観光地づくり、ソフトインフラ、外国人の訪日促進、国内観光促進のための国民休暇の取得促進など、観光立国を21世紀の我が国の経済社会の発展のためと位置づけ、取り組んでいるところであります。この動きを象徴するかのよう、昨年10月1日、観光庁が発足いたしました。また、県におかれましても、観光を県のリーディング産業ととらえ、観光の振興を図ることで活力ある地域づくりに資する観光立県を目指し、今定例県議会に鹿児島観光立県条例の提案がなされております。これら国、県の動きに鑑み、また、平成23年の新幹線の全線開業を控え、指宿駅前広場の整備や知林ヶ島、大きな期待が持たれる海岸整備、山川常設市活お海道の開設、あるいは池田湖や開聞岳、唐船峡など魅力ある観光地づくりが急ピッチに進む現状において、観光振興の基本となるべく理念、方向性を示した指宿観光立市条例の制定の考えはないかお伺いして、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） おはようございます。答弁をさせていただきます。まず1点目の市内中心部海岸の整備についてであります。指宿港海岸整備における事業検討の状況及び今後の動きについて、ご質問をいただきました。指宿港周辺の海岸整備につきましては、今日まで、部分的な補修を行いながら、県関係機関等の協力によりまして、海岸浸食や越波を防止するため、局部改良事業の導入だとか、整備を図りまして、また、老朽化した護岸の抜本的対策へついても、県関係機関へこれまで要望を続けてきたところでございます。ご存知のとおり、海岸のあの防波堤は、昭和27年ですか、もう今から40数年前、50年近く前ですが、ルーヌ台風の被害を受け、それに対して、国庫事業として建設した防波堤でございます。非常に老朽化しているのは事実でございますし、これについての抜本的な対策を要望してきたところです。幸いにも、議員からもありましたとおり、今年2月の上旬でしたが、それらの要望が届きまして、国土交通省の九州整備局が直接現地を視察してくださいました。老朽化した護岸や越波による家屋被害等も発生している状況もお示しして、これを単なる防波堤の整備ではなくて、飛沫防止帯、それから養浜事業、それから突堤の整備、離岸堤のやりかえなど、

複合施設による海岸保全施設によって、防災機能を高める海岸保全事業の導入の説明を受けたところでございます。その際、複合施設による海岸保全の手法や事業を、国の直轄事業というメニューがあることを伺いました。国としても、地元の熱意にこたえられるよう、地域住民の皆様と一緒に海岸整備について取り組んでいきたいという旨の意向が示されました。本市としましては、今後、市民と一体となって、これに取り組んでいくとともに、事業化に向けて、国に引き続き要望をしまいたいと思います。今後の動きであります。まずは、シンポジウム等の開催等をして地元の熱意を盛り上げて、21年度中に概算要望書が出されるように努力をしまいたいと思っております。

次に、国の直轄事業になった場合に、市の役割、対応についてのご質問がありましたが、先程申し上げましたように、事業化に向けての市の役割は、当該地に存在します海没地の所有権移転と漁業権についての協議が課題であろうと考えております。海没民地は57筆ございます。現在、相続人の調査が終了しまして、所有者の把握を行っている状況でございます。なにしろ、先程申し上げましたように、築後50数年たっておりますので、相続されたり、所有者が交代したりいたしておりますので、これらについて今詳細な把握を行っているというところでございます。海岸保全施設整備につきましては、地域の住民の命と財産を守るための防災事業として要望するものでございます。今後、漁業権の協議につきましては、漁業関係者のご協力、ご理解が得られるよう対応をしまいたいと考えております。この2つの大きな課題がございます。事業化につきましては、これらの問題を解決することが前提であると考えておりますので、今後は、人々のふれあいの場となるよう整備を進めるために、議会はもとより、市民をはじめ、まちづくり協議会、商工会議所、観光協会等との協力を得ながら、事業が実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。その中で、国の直轄事業になりますと、国が3分の2、県が3分の1と、地元負担は若干はあろうと思いますが、原則としては、地元負担はございませんが、そういう中で、県の見解はどうなのかという質問もございましたが、県としても、国の直轄事業になれば協力をしていく意向を知事の方から示されておりますので、まずは、いま言った課題をクリアしながら、事業化に向けて頑張っていきたいと考えております。二反田川付近の橋梁の設置については、産業振興部長の方から答弁をいたさせます。

2点目の観光振興についてであります。観光立市条例の考えはないかということですが、21世紀は世界の人々が交流する大航海時代とか大観光時代と言われております。日本もそうありますが、世界的に観光に対する大きな取組がなされておりますし、日本も先程ありましたように、平成20年の10月に観光庁が設立され、観光立国に国を挙げて取り組んでいこうとしているところでございます。また、市町村合併等が進む中で、各地域でも観光についての取組というのが、積極的に行われているのは、議員からあったとおりでございます。そういう中で、都道府県においては、近年、地域経済の発展、または、地域振興のため、

観光に関する条例制定を行う事例があるようでございます。こうした中で、鹿児島県におきましても、観光産業を農林水産業や製造業などに広く波及効果をもたらす、総合産業として創り育てていこうとすることから、「観光立県かごしま県民条例」の制定が議員から提案され、現在、県議会で審議が行われているところであります。本市は、議員ご承知のように、街づくりの羅針盤となる総合振興計画で、「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」という都市像を掲げ、国際共栄都市、生活充実都市、保養観光都市、健康産業都市、食料供給都市という五つの大きな柱に向かって進んでいるところでございます。2年後の九州新幹線全線開業を控えまして、市民や農業、漁業はもとより、観光に関する団体及び観光事業者が連携し、観光振興に努めていくことは非常に重要なことだと考えております。そういう中で、条例の制定については、県議会でも議会提案ということで条例化されているようでありますが、そのような動きが議会も含め、盛り上がってくれば、真摯に検討してまいりたいと考えております。なお、近々、新指宿市の市民憲章を制定いたしますが、その市民憲章の草案を先日答申をいただきました。その中で、二つ目の、大きく五つあるんでありますが、一つ目が、豊かな資源と美しい環境を大切にし、心安らぐまちをつくります。そして2番目に、郷土の産業を育みもてなしの心と温泉で活力あるまちをつくります、というようなふうになっております。あと、三つ目は、一人ひとりが健康でとか、ずっと続くんでありますが、つまり、このもてなしの心、観光に向けての市民ぐるみの取組等について、市民憲章でうたわれたところでもございますので、できれば、先程申し上げましたように、県議会の方でもそうでありましたが、議員の皆さまはじめ、そういう盛り上がりがあれば、真摯に検討をしてみたいと考えております。以上です。

産業振興部長（井元清八郎） 二反田川河口付近の橋梁設置について、お答えをさせていただきます。車が通れる橋の整備となりますと、多くの課題がございます。まず、取り付け道路の整備問題であります。二反田川右岸側の市道は道幅が狭く、シーサイドホテル側は新たに道路の整備も必要になります。それに伴って、周辺土地の買収も必要になると思われます。さらに、車道橋として設置するとなりますと、橋の長さも人道橋の1.5倍くらいの導入路も含めて必要となり、相当の長さになることが予想され、結果として多額の費用が必要となると思われます。このようなことから、早期の実現は難しい問題があると思われます。九州新幹線全線開業が2年後に迫る中で、市民や観光客の皆さんが錦江湾の潮の香りを感じながら、魅力ある観光資源に触れる機会の増大や、気軽にまち歩きを楽しんでいただくため、まずは、二反田川河口への人道橋整備を要望してまいりたいと考えているところでございます。

1番議員（下柳田賢次） 答弁をいただきました。海岸整備についてでございます。国の直轄事業ということで、21年度中にも国の方で、国の方というのは、国土交通省の方で概算要求ということというふうなお話もありました。そしてまた、市の役割としましては、漁業権、または海没民地の精査ということだろうと思えます。今言いましたように、国の直轄事業と

ということになりますと、国が3分の2、県が3分の1ということでございます。もちろん指宿市として、この海没民地の処理や漁業権の問題あるわけでございますが、昨日の答弁で、海没民地につきましては、国有化をするための、今努力をしているということのようでございますが、国がその海没民地に対応するというようなことなんでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 国の直轄事業になりますと前提があります。海岸保全、施設の整備事業における事業用地につきましては、国有地であることが前提となっておるところでございます。したがって、当海岸の海没民地の国有地帰属への対応が必要になってくるということでございます。

1 番議員（下柳田賢次） そうしますとですね、その海没民地に関しますが、その地権者との、要するに、その交渉等も、これは国がやるということなんでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 用地費とか漁業権の補償につきましては、市の単費で行うということになっております。

1 番議員（下柳田賢次） 同じこの国の直轄事業ということであれば、それ相応の規模を有するものと思います。この規模は、どの程度の整備を考えているのか、以前、私が大分の田ノ浦海岸整備事業の例を、この議場で説明したことがありました。規模的にちょうど指宿のこの海岸と同等規模ということで調査に行きまして、この場でこのような整備はできないかという質問をしたところでございますが、この直轄事業、今回、指宿市に考えられている整備の規模、これはどの程度になるのかお伺いします。

建設部長（吉永哲郎） 今現在、国との区域についての協議の中で、漁業組合から海上ホテルの手前までという区域を思っております。延長に対しまして、すいません、ちょっと延長については把握しておりません。正確な数字を持っておりません。規模につきましてはの関連でございますが、直轄事業となりますと、事業費が100億円以上というオーダーがあります。当然、この指宿の海岸の整備につきましては、複合施設ということの防災施設でございますので、120億、130億というような事業費になってくるんじゃないかと思っております。

1 番議員（下柳田賢次） 考え方としては、海岸保全ということが基本ということのようでございますが、この海岸を整備するにあたりましては、海岸法という法律がございます。この中では、当初は、防護とか防災といったこの海岸保全というのが主流であったわけですが、1999年だったと思います。改正が行われて、その防災、防護に加え、海岸の利用、それと環境、これが加えられたと思います。これから整備するには利用の面、あるいは環境の面も配慮した整備ということのようでございます。規模的には、金額では100億円以上、120億ぐらいと想定いたしますが、そのような中で、具体的にですね、どのような整備になるのか、あるいは以前も話しました、今現在の海岸保全という形では直立護岸方式といいますが、これが一番旧来のやり方で、現在はこのような整備は行われておりません。緩傾斜護岸面的防護というような形になるわけですが、そこらを含めて、この整備の方法、手法、どの

ようなふうを考えられているのかお伺いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 今、市の方でイメージ図と、将来図と、こういうふうな整備をしていただきたいということで今考えているのが、いまの護岸がありますが、その護岸を車道の高さまで切り落とすと言うんですか、カットされて、その市道と並行いたしまして、管理道路、当然、飛沫防止帯ということで、植樹、植栽がなされてくると思います。その管理としての管理道路、その管理道路を、グレードアップということで、現在、砂むしまで通じております遊歩道と接続して、一体化としての遊歩道を造っていききたいと、その飛沫防止帯、大体10m程度を考えております。その海の方には、階段護岸ということで、水たたきを造って階段を造りまして、階段のところ、また養浜をやっていくというような施設です。現在、離岸堤が沖合い250mのところにあります、その護離岸堤につきましても、景観を配慮した潜堤というような施設を考えているところでございます。

1 番議員（下柳田賢次） 今言いましたような整備になるということで、非常に期待をすることでございます。もちろんこれは国の直轄事業ということであったにしても、海岸の整備手法、ここらですね、現地、要するに、指宿市でプランは考えていかなければならないというふうに思うのであります。そしてまた当然、事業が完成したあとは、そのメンテナンスの問題としましても、当然、養浜をするということであれば、砂の問題、あるいは植林等、緑地の管理、これを当然、本市でみていかなければならない問題というふうに考えますが、この砂の補充等も、いろいろ海岸を整備したときにいつも問題視されるわけですが、ここらについての見解はどのようなものをお持ちでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 今ですね、県事業におきましての施設の、特に、海岸等の施設の管理につきましても、市の方で完了している状況でございます。もし摺ヶ浜海岸の整備がなされた後は、市の方に管理協定というものが結ばれてくると思っております。以上です。

1 番議員（下柳田賢次） そういった中で、冒頭の市長の答弁の中にありました、市民の盛り上がり求めていきたいというようなことでございます。以前、本市には、白い砂浜をつくる会とかですね、この海岸整備については、いろいろな市民一丸となった動きがあったわけでございますが、当然、そういった意味では、そういう盛り上がりということの必要性は感じますし、そのようにしていかなければいけない。ただ、先程言いましたように、校区、この地元の校区公民館長全員、署名、捺印いただきました。そういった意味での盛り上がりというのはもう十分にあると思いますし、更にこれを盛り上げていかなければいけないと、これは我々の仕事でもありますし、そういう努力をしていきたいと思うところでございますが、一つにはですね、この国家事業、今、金額的にも100億を超えるというような、この膨大なプロジェクトをですね、考えたときに、これは、本市にとっては、千載一遇のチャンスであるというふうにとらえます。そういった中で、庁内において、プロジェクトチームを作るなり、あるいはこれから国とか、県とかとの、いろんな交渉や手続きが必要かと思えます。専



任の担当を置くべきではないかというふうに考えますが、この事業が、そういう路線に乗ったときこういう考えはないか市長、お伺いします。

副市長（番匠浩一） 事業を行うにあたっての組織体制、これは人員配置の問題でございますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。市長、あるいは部長から答弁をしたり、あるいはまた議員の方からございましたように、国家事業として非常に大きな額の事業になりますが、当然、市としてやらなきゃいけない課題というのもございます。底地の問題でありますとか、漁業権との調整、あるいは国や県との連絡調整、そしてまた地元の盛り上がりを一層助長していくといったような大きな課題がございます。これらをスムーズに行う必要があるかと思っておりますので、今年の4月から建設部の方に担当主幹を一人配置をしていこうというふうに考えているところでございます。それから、課題自体は建設部だけで解決できる課題ではなくて、多岐にわたっておりますので、議員御指摘のとおり、庁内の関係課、例えば、企画課でありますとか財政課でありますとか、観光課、商工水産課、そういった関係の部署でプロジェクトチームを作っていくことも、また必要であろうというふうに思っております。

1 番議員（下柳田賢次） 先程も言いましたように、このチャンスを最大限に活かし、この整備がなされることを期待いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、二反田川河口の橋梁についてでございます。車道については、その面積等、用地交渉等の問題で時間を要する懸念があるということで、今回、人道橋ということで考えておられるということでございますが、この人道橋、21年度中の県への事業要請をしているという認識をしておりますが、それでよろしいのでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 21年度事業の中で取り組んでいただきたいということで県に要望をいたしております。

1 番議員（下柳田賢次） 県の反応としては、21年度、この辺の見込みといたしますか、そこらはどのようなものになっていますか。

産業振興部長（井元清八郎） 九州新幹線全線開業とのタイミングからいきますと、県の反応としては、私どもは、感触を得ているところでございます。

1 番議員（下柳田賢次） 非常にですね、この海岸線がいまの海岸整備、あるいはこの人道橋を含めてですね、非常に変わっていくのかなというふうに大変期待をするところでございます。県ともですね、十分に打合せをした中で、21年度中、事業を実施できるようにお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次に移ります。観光振興についてでございます。いまの海岸整備等とも関連があるわけでございますが、そもそも観光の振興とは何かということを考えたときに、その定義、概念については、中国の四書五経の一つ、易経にある「国の光を観せるは、もって王に賓たるに利し」、つまり、地域の優れたものを訪れる人にお観せし、もてなすことは良いことであると

ということがよく言われております。市長もこのことについては度々触れておりますが、わが国の観光に関する概念は、昭和38年施行の観光基本法で、国際平和の視点から国民生活の緊張の緩和とされており、国民生活の安定という点から、国際収支の改善に寄与するものとされております。つまり、戦争が終わって、日本が復興の道をたどる中で、観光の概念というのが、この昭和38年のころに出てきたんだろうというふうに思うわけでございます。そして、昭和44年の政府の観光政策審議会の答申では、自己の自由時間の中で日常生活を離れ、異なった自然、文化などの環境の下で行う一連の行動、さらに、平成7年の答申では、これに加えて、ふれあい、学び、遊びを目的としたものが観光の概念というようなことのようにございます。つまり、易经で言うところの観せるということではなく、観る、すなわち観光する側の感覚ということになっております。観せるか観るかの違いは観光をどうとらえるかという視点や、観光施策の展開に大きな影響を及ぼすことになると思いますが、観光とは何かというこの素朴な質問について市長の考え、これまでいろいろと述べられておりますが、素朴な質問ですので逆に難しいかも分かりませんが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ます。

市長（田原迫要） 観光の概念については、いろんな見方があるだろうと思ます。ただ、原点は、議員からもありましたように、易经の国の光をもって王に賓たるに利しいというだろうと思うんです。つまり、その光を観せる、あるいは光を示すと、その字が観光という字になっているわけであります。普通、ともすれば、観光というのは、物見遊山だとか、あるいはどっかに行って風呂に入ったり食事をしたりという概念でとらえがちですけれども、実際は、私は、観光というのは、まず光をつくること、そして、それを観せたり示したりすることだろうと思ます。例えば、昔、大分県に一村一品運動とありましたけれども、あれは、もともと農業運動であります。活力ある農業推進のために、一村一品運動を、当時の平松知事が提唱されて、非常に大きな実績を挙げられました。あの農業振興運動を視察するための年間の視察団が28万人とお聞きしたことがあります。例えば、指宿でも道の駅いぶすきPFI事業でやりましたけれども、彩花菜館の視察がひきもきらない状況であります。そんなことで、私は、観光というのは、基本的には自慢できるものをつくるのが一番ではないかなと、したがって、観光というのは、農業でもあり、あるいは教育でもあろうと思うんですが、例えば、鹿児島にラサールという毎年東大に100人近く入る優秀な学校があります。あそこには全国からの秀逸が集まります。そして、6年間鹿児島で起居して、勉強しているわけであります。非常に全国的にもレベルの高い学校だと思ますが、これは勉強の方です。あるいは神村学園が野球、サッカーが非常に強いものがあります。全国から集まって来ます。そんなことで、観光というのは、単にそのある業種に限ったことではなくて、私は、全体のものだと思ってますし、ともすれば、私も家業がホテルでしたので、観光と農業というような対比での言われ方をよくしますが、そうではないといつも思っています。したがって、指

宿の農業、観葉植物、いろいろなものが非常に全国レベル、高いレベルにありますけれども、これも観光だと思いますし、今回、4月10日にオープンします活お海道もそんな観光施設になってほしいなど、光を観るという意味での施設ですが、そうになってほしいと思います。一般的に思われてる観光とはそういう意味で、私自身のとらえ方と少し違っております。そういう中で、観光の定義をするのに、最近、産業観光という言葉が時々使われます。つまり、それは施設だとか、あるいは鹿児島に島津斉彬公がつくった、いまだ忘れしましたが、施設があります、今度世界遺産に、九州産業観光世界遺産として登録しようということで、福岡の方の炭鉱施設だとか、つまり、日本の産業を支えてきた、かつて支えた、そういう観光資源を掘り出していこうということで、尚古集成館でした、いま思い出しました。そういう施設、これを産業観光施設と言います。あるいは、焼酎工場見学だとかビール工場見学というのがよくありますが、これらは産業観光というふうに言われてますけれども、ともかく、観光というのは概念としては、そういう地域の自慢できるものを作り上げていく作業が観光産業、あるいは観光振興であろうとそのように思っています。菜の花マラソンもご存知のとおり、本当に評価いただけるようになりましてけれども、もともとはわずか306名でスタートした小さなマラソン大会でした。これがあそこまで高まってまいりますと、一つの観光イベント、観光スポーツイベントと言われますが、そういうことであろうと、だから、決して、これまで普通に言われる物見遊山だとか、飲み食いとか、温泉とか、そういうことだけに限らず、もっと広い意味での観光というのについて考えていきたいと思えますし、それがやはり、本物の観光推進の大きな力になるのではないかと、そのように思っています。

- 1 番議員（下柳田賢次） いろいろとお答えいただきました、正にその通りだと思えます。それが今回の国の観光立国推進基本法であり、そういうことを言っているという、これまで日本の観光、先程も申しましたように、観る側、要するに、観光する側の感覚で観光をとらえていた答申等があったわけで、これが諸外国の観光に遅れをとった元凶ではないかと私は思うのであります。そのような中、観光立国推進基本法では、これまでの観光の概念に加え、地域経済、地域での雇用、健康、文化、福祉など地域に着目し、地域の光を観せる立場から観光をとらえております。観光立国の基本理念である住んでよし、訪れてよしの国づくりというように、観光がただ単に観光関連産業の振興や経済効果のみを目的としたものではないこと、住民が納得し満足する地域づくり、国づくりが観光の真髄であるということだと思えます。この国の動きに連動するかのよう、県も今定例会に鹿児島観光立県基本条例を上程しておりますが、このようなことから、本市において、観光の定義、そして意義、目的を明確にし、市民の共通認識を持つことが重要であると考えられます。では、なぜ観光で立市なのか、先に述べました、国の観光立国推進基本法の基本理念で示された住んでよし、訪れてよしの国づくりの、この国づくりの部分を地域づくりに変えて考えた場合に、観光立市とは、持続可能な地域づくりであり、正に自治行政そのものである、ほかならないと

思うのですが、このような考えについてどのように思われるかお伺いします。

市長（田原迫要） 基本的にその通りだと思います。特に今、国も地方も合わせて800兆円を越す厳しい財政状況にあります。そして、世界は100年に一度という不況の中にあります。そういう中で、地方分権が推進され、男女共同参画社会が声高に叫ばれています。これをやはり、そういう状況の中であっても、ふるさとの振興、未来をどう築いていくかというときに、議員からもありましたように、観光というのは一つのキーワードだと思います。さっき私が言った意味での観光ですが、キーワードだと思います。そういう意味で、例えばですが、長崎でさるく博というのが行われました。あれはなんにも施設は作っていません。市民が立ち上がって、要は、長崎の宝を掘り起こしていこうということで、700万人近い人を動員して大成功を収めた博覧会です。要は、長崎のガイド、市民の方がガイドとして、ボランティアガイドとしてまちをいろんな角度から案内をして、博覧会を大成功させました。それを企画したのが今の市長さんの田上さんです。あれと同じように、私は、これから観光推進の中で大切なのは市民力だろうと思っています。その意味で、指宿の場合は、私は、非常に市民力が高い地域だと思っています。それはどういうことかと言いますと、例えば、菜の花マラソンでも、そのボランティアの人が中心になって本当によく頑張ってくれています。昨日、若干誤解があったようですが、ボランティアの人には弁当とかいろんなものは配ってません。特に、菜の花マラソン参加者が一番感動するのは徳光地区ですが、徳光地区ではまったく市民の方がなんの手当てもしてないのに、いろんなものを出してくださったりしています。それからご存知のとおり、篤姫ボランティアガイドのことについてはいろんな議員の方も言うておられますが、篤姫放映の決定と同時に、ほぼ同時にスタートしてくれましたし、あるいは縄文の森をつくろう会は、巨木を中心に自然を保護してくれて、近々、天地の森というピオトープを完成してくださるようです。指宿の足湯も市民の皆さんの力で出来ました。4月4日には、山川でまち歩きのガイドクラブがスタートします。開聞岳では、安全な登山を手助けする登山ガイドの皆さんが活躍中です。ほかにもいろいろあります。人形劇団がひまわりが最近旗揚げ公演をしましたし、それから、指宿のVプロジェクトはもう2作目を完成して、今3作目に挑戦中です。ほかにもいろいろありますが、指宿はそういう意味では、市民力が非常に高い地域だと思っていますし、これから厳しい状況の中で、財政も経済も社会も非常に厳しい中で、私は、市民の皆さまのこういう協働、あるいは参画、そういうことが非常に高いですので、これからの地域振興イコール観光と言っていいと思いますが、そのキーになるのはその辺ではないかと思っています。

1 番議員（下柳田賢次） 観光に関連しない産業はないと言っても過言ではないわけですが、よく、市民の声にもある観光だけはやる市長というようなこともよく言われますが、私はまったくそれは逆ではないかと思っております。いろいろ申し上げましたが、全てに関連することであり、国もそこらを認めて今回の観光立国推進基本法と、法律まで作って、21

世紀の国づくりを観光でいくというようなところも示しているわけでございます。私もやはりそういった意味で、国・県のこういう動きがある中、観光をリードしていく本市としましては、条例制定、これが必要でないかということで今回、このような質問をさせていただいているわけでございます。そんな中で、各県、あるいは市においても、この条例、関連する条例は出されておりますが、議会で盛り上がりれば真摯に検討していきたいと、今回の県議会も議会からの提案でございます。ただ私ども指宿市議会から提案してもいいわけですが、もちろんできるわけですし、いいわけですが、それに応える執行部としての考えも今お聞きしましたので、言われるように議会内でも盛り上げていき、検討していきたいというふうに思います。そしてまた、市民憲章の中でもホスピタリティ、おもてなしの部分についてはやっておられるということを知って安心したところでもございます。そういった中で、国・県においては観光立国、あるいは観光立県といったように、積極的な動きがある中で、本市もこういう流れに乗り遅れない、あるいは先取りした方向性を示す必要があると思います。その意味からも、新幹線全線開業を2年後に控えた今、観光立市に向けた条例の制定、これは必要だというふうに強く感じます。このような本日議論してまいりましたことを踏まえ、今後の本市の観光振興に関する市長の意気込み等をお伺いしたいと思います。

市長（田原迫要） 2年後に九州新幹線が全線開業です。福岡から概ね2時間ちょっとぐらいで指宿に来れる時代がそこまで来ています。新幹線開業に併せて、指宿線には特急をと、石原社長が言ってくださってますし、これの開通は、九州管内の物、人、金の動きを本当に基本的に変えるだろうと思っています。問題は、その福岡から2時間で来れるということとは逆にこちらから2時間で行けるということになりますので、よくストロー現象と言われますが、要は、その福岡に吸い上げられるのではないかという心配があります。したがって、私は九州の、あるいは日本の奥座敷としての指宿の価値観をどう高めていくか、ここが非常に大きな鍵だろうと思っています。それは単に、我々、戦後60数年、東京、大阪、名古屋を観光まちづくりを進めてきたように感じてならないわけでありまして。昔はそれぞれの駅に降り立ち、あるいはまちに降り立てばまちの風情があると言われてた時代がありますが、今はどこのまちに降りてもほとんど同じ、いわば極端な言い方をすれば、東京、大阪、名古屋の支店みたいな雰囲気だと、ある人が言っていましたけれども、そういう意味で、やはり個性的なまちづくり、個性的な地域づくり、それと21世紀初頭には間違いなく食糧危機が到来するとなれば、いわゆる地場のそういう農業、漁業を中心とするしっかりとした産業振興、それが更にブランド力を付けた産業振興ですが、これに取り組まなければいけないだろうと思っています。一方で、非常に厳しい財政状況の中ですので、なかなか単独では思い切ったことができませんので、議員からもご質問いただきましたように、例えば、海岸整備だとか、いろんな篤姫でもそうでしたが、国・県の力を借りながら指宿の価値観をどう高めていくかと、そこが大きな課題だろうと思います。市民力の方は、先程言いましたように、いろんな意味でいろんな

ところからいろんな芽が出てきておりますし、非常にありがたいと思っておりますので、後はそういう中で、地域の特産品だとか、農産物魚介類含めてですが、そういう物をおいでいただいた観光客の皆さんにPRできたり、手に取って食べていただいたり、買っていただく場所をどう設定していくかということ。もう一つは、指宿を散策する、あるいは指宿の人がおいでいただいた観光客と交流できる場をどうセッティングするかということ、そして、総合振興計画でも世界に誇れると書いてありますが、最初実は、世界に誇れる偉大なる田舎づくりというふうに入れたかったんですが、私は、指宿が日本列島の南の端にあるということはこれは宿命ですので、この宿命はどうにもできませんので、その宿命を逆手に取って、例えば、鰻池だとか非常にひなの里として価値のある場所もありますし、あるいは枚聞神社という薩摩一宮もありますし、そういうものをいかに指宿らしいものとして演出していくかということが、偉大なる田舎づくりといえますか、世界に誇れる指宿づくりにつながっていくのではないかと、この2年間で勝負どころとは思ってますけれども、2年間で全てができるとは思いませんけれども、そういう目標に向かって進んでいくのが指宿の未来につながるとそのように感じております。

1 番議員（下柳田賢次） 観光振興を含めた指宿のまちづくり、施政の方針をお伺いできたと思います。最後に、先程の海岸整備の件につきまして、市民を盛り上げて市民の盛り上がりも必要ということであるならば、大体青写真といえますか、整備した場合はこういうふうになるというふうなですね、ただ言葉で聞いてもですね、120億の整備があります。緩傾斜護岸で養浜しますと言ってもなかなかピンときません。その辺をですね、絵に描いたようなものでですね、こういうことを示していただきたいというふうに思いますので、それについて最後にお伺いして、終わりたいと思います。

市長（田原迫要） 海岸線については、ほんとにいまありがたい方向で進んでいます。課題は海没地をどう処理していくかということです。これには地権者の協力が必要だと思います。一方で、市民の盛り上がりをとということで、今後、シンポジウムだとか、説明会とかいろんなものを開催してまいりますけれども、その時に青写真が必要ではないかと、もうおっしゃるとおりだと思います。そして、多分総額では120億ぐらいになると思いますが、そのぐらいのレベルで知事にもお願いをしているところですけども、県として40億になりますので、お願いをしているところでもありますけれども、問題は、あの海岸線に4つほど川があります、ご存知のとおり。この4つの川をどう処理するかということが一つの課題です。したがって、この川を、いわゆる暗渠にして沖出しにしますと、非常に経費がかかりますので、基本的には、この4つの川、2つ、2つが非常に近いところにあります。この川の部分は、いわゆる切り立った、いわゆるその防波堤でボードウォークといえますか、われわれ管理道路と言っているんですが、それは国土交通省の要望で管理道路と言ってるんですが、通称ボードウォークですが、ボードウォークだけにして、その2つ、2つの川の間のところをまず管理道路、通

称ボードウォークがあって10mぐらいの緑地帯，ここに松でも植えて，そこから階段工が降りて行って，海になると，あるいは砂浜になると，砂浜については，極力その海岸整備で自然と養浜ができるような態勢を持っていかないと，そこに砂を持ってきて毎年度それを補充していくとかいうのは非常に管理費もかかりますので，基本的には，養浜事業でいこうというふうに思ってます。それについての絵はいま建設部の方で大体の絵を描いて，それについては国土交通省にもお示ししております。ただ問題は，国土交通省としては，いわゆる防災対策事業としてやりますので，いま白い砂浜をつくる会がお描きになった絵をですね，最初示しましたら，もうとてもこれは国土交通省は出来ないと，あくまでもわれわれは防災事業だからということだったんで，絵を描くのはいいんですが，あまりに素敵な絵を描くとせっかくの計画があれしてもいけませんので，その辺は国土交通省と調整を取りながら，とりあえず，第1段階としてここまでという絵を描きたいと思っています。それをまず市民の皆さんにお示ししないと，あまりにも理想的な絵だと，その現実をちょっとかけ離れてますので，将来はそこまで持っていくとしても，当面は，国土交通省の国家事業，直轄事業に導入できる範囲内での絵を早急に描き上げたいと思っていますところですよ。

1 番議員（下柳田賢次） 私も国土交通省九州整備局の森所長ともお会いすることがありまして，いろいろとお話を聞いたところでありますが，やはり，そういうものを含めて検討しなきゃいけないと思っておりますので，時間になりましたので，これで終わりたいと思います。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 08 分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，大保三郎議員。

16 番議員（大保三郎） みなさん，おはようございます。去る2月25日未明，未曾有のひょうの被害にあわれました農家の皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに，南薩振興局，JA，指宿市農政課等によります26日早朝よりの農家に対する今後の対応，具体的には，作物の樹勢回復，病虫害予防の指導，また今後の出荷方法，芽揃え等の指導でしたけれども，この連携した対応の早さに敬意を表するものであります。また，マスコミ等でも報道されていますが，一部ではありますが，学校給食で急遽，被害農作物を使用し，またそのために，業務終了後，市職員，また，ボランティアの協力をいただいて食材の選別をしていただきましたこと，さらには，鹿児島市内の大手スーパー等で被害農作物の販売協力をいただきましたことに対しましても，心より感謝を申し上げたいと思います。私ども産業経済委員会の委員は，休会中，現地調査を行い，改めてその被害の大きさを痛感いたしました。農作物だけでなく，農業施設の被害の甚大さにも驚いたところでもあります。果樹生産農家，切花農家の大型硬質ハウスの屋根被覆材が全損，無数の穴が空いておりました。個人的には，600万円

から1,000万円を超す被害を被った農家もあるように聞いております。昨年12月議会で採択されました厳しい経営環境に置かれている農業者への支援に関する陳情書と、陳情書への対応と併せて市当局の支援策に期待するものであります。本日傍聴席に居られます山川地区の区長会の皆様方も思いは同じではないでしょうか。私ども市議会有志一同、日程調整のついた9名ではございますが、4月13日から14日にかけて国会議員の先生方に被害農家支援の陳情と、B品いわゆる訳有り農産物販売の勉強のために、急遽、上京する決定をしたことを報告させていただきます。次に、この3月をもって退職されます職員の皆様には、長い間、市政発展にご尽力を賜り、改めてそのご労苦とご功績に深甚なる経緯を表します。今後は、健康に十分留意され、その抱負な経験と知識を郷土指宿市発展のために生かして下さるようお願いを申し上げます。

それでは、通告に基づき、順次質問をさせていただきます。1月11日、菜の花マラソン大会が1万8,149人の参加申し込みをいただき、多くの市民の見守る中、多くの市民ボランティアの協力を得て、重大な事故もなく盛大に開催されました。昨年からの100年に1度と言われる経済危機に伴う失業者の増加と、暗い世相を瞬間的ではありましたが吹き飛ばし、指宿に爽やかなる春の訪れが告げられたところでございます。菜の花マラソンの参加者は年を追うごとに増加していますが、最大受け入れられる参加者をどの程度と見ているのでしょうか。1月18日、鹿児島県職域駅伝競走大会において、疾走中のランナーが78歳、いわゆる高齢者ドライバーの軽乗用車に跳ねられ、左足を骨折する事故が発生しています。午前11時55分という真昼の出来事でございます。菜の花マラソンのランナーは、日没後の18時過ぎも歩きながらゴールを目指しており、服装も暗めのジャージ等を着用したランナーが多いようです。指宿市民が、また、楽しい思い出を求めて大会に同行した家族が、事故の当事者とならないようにランナーの適時収容が必要なのではないのでしょうか。多くの大会参加者、同行家族等が指宿市を訪れるのですから、大会前日、当日、市民球場を開放し、テント村による指宿物産展即売等、できないのでしょうか。

NHK大河ドラマ篤姫放映により、本市においては、篤姫ゆかりの地として多くの観光客で賑わったところであります。中でも注目された今和泉地区では、ボランティアガイドの皆さんが10万人以上の人々を案内され、今なお活動中であると聞いています。また、指宿篤姫館は、目標の8万人を大きく上回り、17万5,788人の入場者があり、大幅な剰余金が出たということです。篤姫放映による指宿市への経済効果をどのように見えていますか。また、10万人以上の方が訪れた今和泉地区における篤姫効果は、どのようにとらえているのでしょうか。日本人の熱しやすく冷めやすい性格を考慮するならば、いつまでも篤姫人気に頼って指宿の観光を展開することはできないと思いますが、ポスト篤姫に対してどのように取り組むのか伺います。

職員削減について伺います。合併後74名の職員を削減していますが、今後も当初の削減計



画どおり遂行するのか伺い、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。まず、菜の花マラソンの参加人員についてのご質問でございますが、今年の参加者数は昨年より2,200名ほど増加しまして、大会史上過去最高の1万8,149人となりまして、好天にも恵まれて、盛大に開催されたところでございます。参加人員が増加いたしましたことによりまして、宿泊施設とか、駐車場の確保とか、それらによる交通渋滞などが心配されましたが、お陰さまで、ボランティアの皆様方の協力等でスムーズに、事故もなく、終了できたところでございます。参加人員の制限についてですが、菜の花マラソンは、基本的には、健康な方なら誰でも参加できるマラソン大会を実施しよう、それともう一つは、もてなし日本一のマラソン大会を目指そうという形でスタートした大会であります。実行委員会としまして、基本的には、参加人員の制限は今のところは考えていないようであります。しかしながら、無制限に増えていくことは、事故の心配もありますし、先程の問題点も発生いたします。したがって、健康な人なら誰でも参加できるマラソン大会という趣旨を、この目標を大切にしながら、極力参加してくれる方は受け入れる方向で、今後検討していくのがいいのではないかと思います。ただ、今年の史上最高の参加人員ですが、これは篤姫効果も大きかったのかなと、もう一つは、ハッピーマンデーで成人の日が第2月曜日となりまして、今年は1月11日の開催でしたので、10、11、12と3日連休のちょうど中日ということでもありました。そういうことで、参加人員が今年、対前年2,200人というのは過去あまりなかった増加率だったんですが、したがって、事務局の方としては、今年の参加人員がピークではないかと、来年以降が順調に伸びるかという心配もあります。それと、今年が28回大会でしたけれども、あと2年しますとちょうど新幹線開業の年ですが、この時が記念すべき30回大会になります。この辺までは、その様子を見ながら対応をしていくという考えのようであります。

次に、篤姫の経済効果、あるいは今和泉地区における効果等についてのご質問をいただきました。篤姫の経済効果につきましては、昨年の夏場の原油高や食料価格の高騰、そして、金融危機による世界同時不況のあおりで、景気後退が鮮明になり企業の業績も悪化し、年末からリストラによる解雇など、雇用情勢も深刻な状況になり、観光産業にとっては厳しい状況でありました。そういう中で、鹿児島県の観光は前年を上回る観光客を迎えることができました。指宿市におきまして、市内宿泊施設の手12社の宿泊数は6.2%の伸びでありましたが、旅行代理店等での情報では、それを遙かに上回る、対前年50%程度の宿泊の増があったという情報もあります。そして、指宿の篤姫館は目標の倍を超えましたし、なのはな館にありますJAの売店も売上げが好調であったと聞いております。これらは、ひとえに篤姫効果だろうと思います。具体的に、指宿にどのくらいあったかということは算出しておりませんが、日本政策銀行の推定では280億とか、県全体であります。そのような推計もあるようであります。また、今和泉地区における篤姫効果についてであります。篤姫観光ボラン

ティアガイドの皆さんが頑張ってくれまして、県内における街あるきガイドの先駆的役割を果たしてくれました。これからの観光のお手本の一つになったのではないかと、これが先程来申し上げておりますが、非常に大きな篤姫効果の一つであったのではないかと考えているところでございます。また、散策コースや駐車場、史跡など環境整備が進み、篤姫ゆかりの地、今和泉という知名度が大きく上がりました。指宿市の今後の観光に及ぼす効果は大きなものがあつたのではないかと確信をしているところでございます。一方、地元では、篤姫有志の会が発足してコースや自宅周辺の美化活動に努めていただき、地域の和が生まれたり、児童・生徒が観光客に対して挨拶を励行したりするなど、教育面でも効果が現れていると考えております。そして、今和泉地区における直接的な経済効果は、現在も道の駅が大盛況との報告を受けているところでございます。ポスト篤姫対策についてであります。鹿児島県は、大河ドラマを機に、知名度の出た篤姫を郷土の偉人として「ポスト篤姫は篤姫から」というのを観光の柱として、島津斉彬生誕200年などに篤姫を絡めて観光誘致を図る方針を決め、ポスト篤姫対策の一つとして篤姫関連資料の常設展示コーナーを5月のゴールデンウィークまでに黎明館1階ロビーに設置することを決めたところでございます。指宿市におきましても篤姫を一過性のものにしないため、時遊館C O C C Oはしむれの企画展で、今和泉島津家と篤姫の生きた時代として、史実に基づいた展示をしているところであります。今和泉のゆかりの地には現在でも毎日200人程度の観光客が訪れている現状であります。しかしながら、いつまでも篤姫に頼ってばかりはおられません。2年後には九州新幹線の全線が開業となります。このため、県及び県内で九州新幹線停車駅を有する市や、JR沿線の関係市がJRグループとタイアップし、観光キャンペーンを先取りして行うことが効果的であると思われることから、平成21年度と22年度の2年間で「九州新幹線キャンペーン」と位置付け、JRグループとの連携を主軸にしたキャンペーン事業を展開してまいります。また、広域観光推進の観点から、近隣市町と連携し、観光キャンペーンの展開や広域的観光ルート作りを進めてまいります。さらには現在、県や民間団体と協働して、魅力ある指宿まちづくり協議会を設立し、魅力ある観光地づくり事業を推進しており、豊富な温泉を利用した健康保養地づくりと、おもてなしあふれる受入体制を充実するための健康保養地づくり・もてなしスペシャリスト育成部会、新たな観光地の発掘や観光コースづくりを行う観光コースづくり部会、さらには、ホームページ部会、体験滞在型観光地づくり部会、地産地消推進部会の五つの専門部会が研究を進めていますので、メニューの充実に努めるとともに、地元旅館やホテルなどが取り組んでいる滞在型観光プラン等とも連携をしてまいりたいと考えています。最後に、職員削減のご質問でございますが、職員削減を合併後74名削減しているが、今後も削減は可能かとのご質問でしたが、合併時の新市建設計画策定当時、他の類似の地方自治体の職員を基にしまして、合併後10年間で約200名の職員削減を掲げており、合併後、この目標達成に向けて、行政改革大綱、集中改革プランの中で具体的な行動計画を定め、その取組を進めて

きたところであります。これまで、職員削減のために行ってきた主な取組といたしましては、組織機構の大幅な見直し、各職場における事務事業の見直しや事務改善の推進、さらには、職員個人の能力アップを通じての効率化、そのほか、指定管理者制度の導入等をはじめとする民間委託での推進などであります。今後、地方分権化がより一層推進し、県からの権限移譲事務等が更に増加することも予想されますが、これまでの住民サービスを維持していくためには、更なる行政改革の取組が必要であります。そういった取組の中でも、特に人件費の縮減は重要な取組の一つであろうと考えています。平成21年度中には第2次の集中改革プランを策定しようと考えておりますが、計画策定にあたりましては、これまで行ってきた職員数の削減の取組を具体的に検証した上で、更なる改善策を計画しなければならないと考えております。また、計画策定後の新たな取組についても、常に最善の方法を模索し、確実に実践していかなければならないと考えているところでございます。以上です。

産業振興部長（井元清八郎） 日没後のランナーの収容について、お答えをさせていただきます。健康な人なら誰でも参加できる大会、そして、おもてなし日本一を目指す大会という意味から、現在、ランナーを強制的に収容をいたしておりません。また、一方、ランナーの方も、新年早々のマラソンということで、どうしても完走したいという強い思いがあるようで、なかなか収容車に乗っていただけないのが実情のようでございます。幸いにも、菜の花咲かせ隊とか、ボランティアの皆さんが自主的に残っていただき、最後の一人までゴールでお迎えし、完走証を差し上げているところです。ちなみに、今年の最終ランナーの到着時刻は、午後8時35分だったそうでございます。議員ご指摘のとおり、安全面から言いますと、制限時間を設けて、時間後のランナーは、説得して収容車に乗せるべきだという意見もありますけれども、現在、14時以降については、ランナーの皆さんに歩道を走ってもらうように、交通安全運動もしておりますので、これらの交通安全の徹底に協力していただけるよう、お願いして進めてまいりたいと思っているところでございます。

次に、市民球場での、テント村による物産展や特産品の販売等はできないかのご質問でありますが、菜の花マラソンも非常に大きな大会になりましたので、お陰さまで、会場周辺のテントで物産を売る出店の方がたくさんおいでいただけるようになりました。この物産の販売については、出店料もきちんといただいておりますけれども、指宿の特産品を扱う出店も20数店出していただいております。多くの方々にご利用をいただいているところでございます。ただ、そこで求められない物産等については、現在、近くの土産品屋、道の駅などを利用していただいているところであり、実行委員会といたしましては、スペースの問題もあり、しばらくは、今の方法で進めていきたいとのことであります。むしろ、大会を運営する中で苦労しているのは、宿泊施設と駐車場です。したがって、今年は、宿泊施設については、地元の協力を得まして、公民館等も利用させていただいたところであり、また、駐車場については、教育委員会に理解をしていただき、雨天時には使用できないという条件付

きではありましたけれども、野球場を、グラウンドが傷まないように配慮していただいた上で、臨時的に活用させていただいたところでございます。

16番議員（大保三郎） 菜の花マラソンについてはですね、実行委員会へ任すということでもよろしいかと思いますが、市長、ポスト篤姫のですね、篤姫効果、昨日の私の委員長報告にもあったわけですが、開聞地区では、篤姫観光で客が伸びなかった、そのために多くの施設でですね、入り込み客が少なかった、篤姫効果はなかったという発言があったと思うんですが、開聞・山川地区においても、篤姫効果というのは、私もなかったんじゃないかと思うんですが、その辺はどう考えていますか。

産業振興部長（井元清八郎） 篤姫効果について、山川・開聞地区ということでございますが、私どももフラワーパークを含みまして、砂むし等々各施設をお伺いしてるんですけども、議員ご指摘のとおり、こちらの指宿の方での位置付けはかなりその効果は出たんですけども、それからのち、非常に厳しい経済事情もあろうかと思えますけれども、更にお金を使って各施設に行ったということは、効果は出ていないということで確認をいたしているところでございます。

16番議員（大保三郎） ポスト篤姫というと、先程、ひょうの被害を申し上げたわけですが、山川・開聞においては農業振興を図ると、ポスト篤姫に使った分、また、同程度じゃなくても、農業振興のためにポスト篤姫を図るんだということで一言ぐらいは欲しかったところですが、市長、この議会においてですね、市長からこの先程のひょうの被害を受けたといわれていますけれども、農産物被害、これは恐らくハウスの方は入っていないと思うんですが、農家一戸数あたり100万円を越す被害なんですよ。このことに対して市長からお見舞いの言葉がありましたかね。ちょっとお伺いします。

市長（田原迫要） ひょう被害についてのご質問、ありませんでしたけど、ほかの議員さんから受けておりますけれども、被害を受けられた方には心からお見舞いをしたいと思っておりますし、現地も見させていただきました。ほんとに収穫、特に、実エンドウ等については、収穫時期の真っ只中でありましたので、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

16番議員（大保三郎） 篤姫館の入場者が目標を大きく上回り、大幅な剰余金が出たと聞いておりますけれども、どのくらいの剰余金が出たのかお教えいただきたいと思えます。

産業振興部長（井元清八郎） 収支につきまして、当初予算では9,000万円収入を、県、あるいは市の負担金も含めまして予定いたしておりましたけれども、決算額といたしましては、1億2,196万7,954円でございます。支出の方でございますけれども、当初予算額は9,000万だったんですけども、8,122万2,511円ということで、差し引き4,074万5,443円が剰余金としての篤姫館の実績が残っているところでございます。

16番議員（大保三郎） 4,074万円ですね。市の職員も篤姫館の運営には携わっていたわけですが、その市の職員の人件費とかはどこから出てるんでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） この篤姫館の、この中から出そうということで県にはお願いしたいと思っているところでございます。

16番議員（大保三郎） この剰余金の処分というものをですね、どのように考えているのか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） これにつきましては、県も出資をいたしておりますので、県との協議を待たないと明確に返事はできないところでございます。

16番議員（大保三郎） 鹿児島市の話によれば、県の方にも負担分は少しは返納出来るんじゃないかということですが、いろいろな経費を引いた時にですね、やっぱり、この財政的には非常に苦しいわけですから、経費にした分、指宿市の一般財源の方に繰り入れるべきだと思うんですが、その辺はどう考えておられるでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 先程も説明いたしましたけれども、県との協議を待たないと、これは23日に実行委員会を開催いたしますので、明確に答弁はいたしかねますけれども、なるべく、市がたくさんもらえるように最大限努力をしてみたいと思っているところであります。

16番議員（大保三郎） 市がたくさんもらった財源を一般財源に入れるかどうかというのを聞いてるところです。

産業振興部長（井元清八郎） そういうことになろうかと思えます。

16番議員（大保三郎） そうであればですね、ボランティアガイドに対しましては、閉館式のときにも、そのご労苦に対しまして敬意が表されたところでございますが、今後もですね、今もボランティアガイドは活躍されているところでございますが、活動負担の軽減、また、研修、養成ということで一部財源を残しておいてもいいんじゃないでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 観光ボランティアガイドの育成につきましては、大変大事なことだと思っております。観光ボランティアガイドには、魅力ある指宿まちづくり協議会を通じて活動等の助成をしているところであります。

16番議員（大保三郎） 今和泉地区の皆さんはですね、篤姫放映が始まるまで静かな日々を送っていたところでございますが、観光客が散策する時など、不自由な面もあったと思うんですよ。先程市長は、今和泉地区は環境整備が進んだということですけども、私ども山川・開聞の議員から言わせると、指宿の道路というのは本当にお粗末な道路だなと、篤姫がなかったら、まだまだ今和泉地区は環境整備が進んでなくて、当然のことであってですね、今和泉地区の皆さんの陰ながらの協力に対して、篤姫のふるさとで良かったと思えるような支援とか、今後の協力とか考えてないでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 感じ方の問題だと思えますけれども、幸いにして、あの地区が、竹林がございまして、そこも整備をいたしましたし、これからも、ある特定の地区ということじゃなくて、市全体を通じまして、そういった整備は、必要に応じてやっていくことにな

ろうかと思います。

16番議員（大保三郎） それでは、2011年新幹線全線開通に対する期待が大きいわけですが、市長も去年は、あちこちの行事で、篤姫と新幹線が必ず挨拶には出て、また言うよということが、市民の間からささやかれてたわけですが、大阪から4時間ですよ、鹿児島中央駅まで。そうすると、先程、ストロー現象ということで、市長から少しは危惧している面があるのかなと思ったんですが、県内から、私は、福岡、大阪の方に行く人が、それこそストロー現象が多いんじゃないかと思うんですが、その辺の新幹線開通のメリット、デメリットを市長、どのように考えておられますか。

市長（田原迫要） 新幹線開業によって、先程申し上げましたように、九州内の物、人、金の動きは様変わりするだろうと思っています。新幹線開業は、九州が最後というか、随分、後のほうになったわけですが、これまで、上越新幹線、東北新幹線が開業されてます。そういう中で、やはり新幹線開業を一つの大きな飛躍台として伸びた街もあります。例えば、八戸ですが。したがって、これをどう活用するかと、メリットもデメリットもあると思いますし、議員ご指摘のとおり、都会に近く、プロ野球を日帰りで福岡で観て帰ってくることも、歌舞伎を観ることもできるようになります。一方で、私は、いま都市化がどんどん進んでいる中で、私は、指宿のこの自然だとか、あるいは新鮮で美味しい食材とか、そういうものが大きな魅力を発揮できる、そのチャンスでもあろうと思っています。

16番議員（大保三郎） ポスト篤姫にはですね、新幹線の活用で来る観光客をどう取り込むか、これは欠かせないところですが、鹿児島中央駅で降りられた方がですね、指宿の方に下ってくださるかどうかが、大阪から指宿まで5時間です。今度は大阪からどげんかせんといかんと言う人がいる宮崎までですね、6時間なんですね。大阪から6時間で行くところですが、やはり、プロ野球、サッカー、のキャンプ合宿等が多いですね、宮崎への観光客流出が、私は、非常に心配されるんですが、市長、先程も同僚議員から対策チームといろんなのがあったんですが、私は、こちらに誘導する対策チームというか、やっぱり、早めに検討すべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

市長（田原迫要） 新幹線対策に向けては、いろいろな施策を展開していけなればいけないと考えてます。議員は新幹線が開業したら指宿に来ずに宮崎に行くとおっしゃいますが、4年前になりますか、新幹線が一部開業しました、出水から鹿児島中央まで。その経済効果を一番受けたのは指宿だという評価を受けていただいています。やはり、指宿線の持つ魅力というのはそれなりにあろうと思いますし、新幹線が全線開業しますれば、指宿はちょうど九州の時間距離にしますと、九州の中心部に位置します。大分に行くよりも、別府に行くよりも、宮崎に行くよりも指宿は福岡、大阪に近い存在になりますので、その時間距離の有利さを活用していけば、私は、議員の心配するようなことは起きないと思っております。

16番議員（大保三郎） 昨日もですね、唐船峡そうめん流しの入り口も、新幹線開通に備え

て分かりやすくしたいということだったんですが、この新幹線、市長は大丈夫だということだったんですが、私は、新幹線は2年後なんですね。この4月からのETC利用者に対する高速道路からのですね、家族旅行、これは期待をもてるんじゃないかと思ってるんですが、これらに対する、2年間ですか、特別期間は。この期間に対して、指宿はどのようなことをですね、対応をしようと思ってるのかどうか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 官民で組織いたします、魅力ある指宿まちづくり協議会を展開いたしております、具体的には、五つの部会を設けています。情報発信体験型観光の推進、三次交通対策を含めた交通体系の整備、観光ガイドの養成と温泉地保養づくり、そして地産地消の推進を、これらを通じまして、観光客の誘致を図ってまいりたいと考えているところでございます。

16番議員（大保三郎） 昨日、看板とかなんとかあったんですが、看板とかなんとかというのは、一切いま触れられてないんですが、小さな看板よりも大きな看板をですね、随所の入り口にやるというようなことはないんですか。

産業振興部長（井元清八郎） 看板にもよりますけれども、案内表示しなければならない必要なものについては、整備をしてみたいと考えているところでございます。

16番議員（大保三郎） 新幹線で福岡から来ると3時間ですかね、指宿まで。そうしたときに、4月10日に営業を開始します活お海道ですね、これに列車を使って来る人は、山川駅で降りるか、指宿で降りるかですけれども、山川駅の列車の時刻に合わせてですね、これは市のすることじゃないんですけれども、送迎する必要があるかと思うんですが、そのような指導等は考えてないですか。

産業振興部長（井元清八郎） バスの運行につきまして、検討しているところでございます。

16番議員（大保三郎） それでは、今度は、知林ヶ島も、やはり観光コースということで、いま開発をしていると思うんですが、市民はですね、この砂州がある間に知林ヶ島に渡って散策して、また、その間に帰って来れるのかどうか、知林ヶ島開発にちょっと無理があるんじゃないかなという意見も聞くところですが、その開発計画が分かれば、渡島料とかいろいろもらうんだということでしたけれども、分かれば、その渡島料、その3時間以内で帰ってこれる散策コースなのかどうか、お伺いします。

総務部長（鶴窪吉英） 4月になりますと、現在整備を進めております知林ヶ島の整備が完成をすることになるわけですが、現在、ご質問の渡島料、これにつきましては、渡島証明書というのを、現在発行してますけれども、それらによって考えていきたいというふうに思っています。なお、その渡島してからの時間でございますが、大体、こちらの方から知林ヶ島まで距離にして800mあるわけですが、その間が、大体、15分から20分程度、片道かかるわけですが、それから、島に渡って散策道路、展望所等が整備をされるわけですが、そうしますと、恐らく、早くても1時間を超す時間、2時間程度は滞在をすること

になるかと思えますけれども、その時間につきましては、シルバー人材センターにガイドの方をお願いをいたしていますので、どの程度の時間で帰らなければ、帰りが困難になるというようなことを含めてですね、案内もしてまいりたいというふうに思っております。なお、どうしても帰れなかったということで、島に残された方については、別途、渡船を利用して帰っていただく、そういうような方式を考えているところです。

16番議員（大保三郎） 職員削減について、伺います。70名を超す職員を削減しましたけれども、19年12月と20年12月、パート職員の比較はどうなっているのでしょうか。

総務部長（鶴窪吉英） 臨時職員、いわゆるパートの職員数の比較でございますが、平成19年と平成20年の12月時点での数値で申し上げますと、平成20年12月には、3庁舎合わせまして148人のパートを雇用をしているところでございます。また、平成19年の同時期におきましては179人でありましたので、1年間を通して31人が減少をしたということになります。議員ご指摘のとおり、合併以降、職員数の抑制に取り組み、現在までに71名の職員数を削減をしてきております。これは、合併効果を推進しながら、本市が直面をしております厳しい財政状況を改善するため、組織機構や事務事業の見直しを進めた結果であろうというふうに思っております。今後におきましても組織の再編や事務事業の見直しを進めまして、人件費や物件費等の費用対効果のバランスを図りながら、適正な行財政運営に取り組み、市民サービスの維持向上に努めてまいりたいとそのように考えております。

16番議員（大保三郎） 19年度と20年度の残業手当の比較をお願いします。

総務部長（鶴窪吉英） 職員数の削減につきましては、ただ単にこの職員数を減らすというだけではなく、組織の再編により分散している人的労力を一つに集約し、効率の良い組織体系を構築しながら、事務量に見合う人員配置に努めた結果であるというふうに考えています。また、事務事業の見直しを行うことにより、必要最小限のコストで、最大限の行政サービスを提供するというにも努めておりますので、その成果でもあるというふうに考えています。その中で、職員の時間外勤務手当についてでございますが、平成19年度決算と平成20年度決算見込みの数値で申し上げますと、平成19年度決算では8,879万4,000円、平成20年度決算見込みでは8,492万4,000円というふうになっておりまして、金額で387万円、時間数にしますと1,500時間程度の減少になるかというふうに思っているところです。このことは、ただ今も申し上げましたように、組織の再編や事務事業の見直しを実施した成果によるものというふうに認識をいたしています。また、時間外勤務手当が減少したことによって、サービス残業の実態ということがあるのではないかというような懸念もあるわけですが、サービス残業の実態はないものとそういうふうに思っています。

16番議員（大保三郎） 職員も減ってですね、パートも減っているわけです。そうすると、市民サービス、福祉行政っていうのは後退しているようなことはないですか。

総務部長（鶴窪吉英） 先程来、申し上げておりますように、組織の再編をすることによりま



して、人的な労力というものを有効活用していくというふうになるわけですが、そのような中で、効率のよい組織体系ということを考えて、平成20年の4月にも大幅な組織機構の改革を行いました。そういった中で、住民サービスについても低下はしてはいないと、そういうふうに思っているところです。

16番議員（大保三郎） 先程、組織機構、いわゆる事務事業、指定管理者制度、これは大概2年で進んだんじゃないかと思うところがございます。この事務事業の見直しですね、市政事務嘱託員の負担が増えているというようなことはないでしょうか。

総務部長（鶴窪吉英） 市政事務嘱託員につきましては、市の末端行政といえますか、市の方で各種の業務について、お願いをいたしているところですが、この職員数が減ることによって、その事務嘱託員にシワ寄せがいくというようなことについては考えていないところです。

16番議員（大保三郎） 先程も申し上げたんですが、組織機構改革、指定管理者、大概進んだと思うんですが、まだですね、行政改革をやるところがあるとすれば、どの辺を行革するんでしょう。

総務部長（鶴窪吉英） 行政改革につきましては、その時々に応じまして、常に進めていかなければいけないというふうに思っていますので、この平成21年度で行政改革大綱、集中改革プランの期限が切れるわけですが、この21年度中に、新たな行政改革大綱、集中改革プランを策定をしていきたいと、そういうふうに思っているところです。職員削減についてのご質問ですので、その職員削減についての面から少し申し上げさせていただきたいと思いますが、まず、職員の適正化といった部分からですが、本市の人口は合併した当時、平成18年1月現在の住民基本台帳で4万7,456人、これが平成19年1月1日で4万6,807人、平成20年1月1日で4万6,166人、平成21年1月1日で4万5,692人というふうに、この年々減少いたしております。この3年間で1,764人の減少があります。年平均では588人ということですので、年間600人程度の人口減少があるというふうになっているところです。また、指宿市都市町合併調査研究会というこの報告書があるわけですが、これによりますと、平成30年の人口の推計値、これは4万人を切りまして、3万9,772人と、こういうふうになっています。このように、人口が毎年減少していく中においては、人口に見合った組織、あるいは職員数、そういうものが必要になってくると、そのことが大事であろうというふうに思います。そのためには、事務事業の見直しを積極的に進め、職員数の減に対応できる効率的な組織機構を確立していきたいと、そういうふうに思っています。さらに、地方交付税でございますが、地方交付税の基準財政需要額の算定にあたりましては、各行政項目ごとに測定単位が定められておりますが、その測定単位における人口の割合が非常に大きなものがあります。人口の減によって基準財政需要額は下がるものであります。したがって、交付税も減額をされるということになるわけですので、人件費を抑えるための職員数の見直しということが、今後においても

必要になってくるというふうに思います。それから、先程、行政改革大綱の見直しを申し上げましたけれども、平成21年度で見直しをしていますのは、集中改革プランということですので、訂正をさせていただきます。

16番議員（大保三郎） 当初の計画どおり、職員を削減するとなるとですね、市長、山川・開間の支所にいる職員を全部引き上げないと、その削減というのは不可能だと思うんですが、その計画を遂行するということになると、いわゆる支所の廃止ということは念頭にあるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

総務部長（鶴窪吉英） 現時点で支所の廃止というようなことは考えていないところですが、定員の適正化につきましては、今後も先程申しましたように進めていかなければならないと、そういうふうに思っているところです。その定員の数値目標といいますか、それを少し申し上げますと、集中改革プランにおける定員適正化計画では、平成17年4月1日現在の職員数599人に対しまして、平成22年4月1日の職員数を515人というふうに見込んでいますので、84人の減ということになるわけです。それに伴います職員削減の実績ですが、平成21年4月1日の職員数がほぼ固まっているということで、512人というふうにいたしますと、87名の減になるところでありまして、この職員の削減数というのはほぼ1年前倒しでほぼ達成できたということになるかと思えます。なお、今後の職員数の削減につきましては、地方分権によりまして、地方における事務量の増大ということも考えられるわけですが、組織の見直し等を進めながら、さらに、人口減や交付税の減、そういったものを見極めながら対応をしてみたいと、そのように考えています。

16番議員（大保三郎） 終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 0時55分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

13番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守る立場から通告に基づいて一般質問を行います。

鰻区の地熱対策について伺います。鰻区の場合は、地熱があるために、蒸気のある場所は地熱により、水道や側溝、コンクリートも破壊されます。避難所の水道は、近いうちに復旧する予定であると聞いていますが、いつの時点で使用できなくなったのか、復旧はいつ頃する予定か、また、側溝なども破壊され、大雨の時などは側溝の役目を果たさず、個人の庭に側溝の底から雨水が噴出し、大変な状態になると聞きます。側溝の改修はどのようになっているのか、地熱対応のものは開発されていないと聞きます。それだけに定期的な点検が必要であります。点検はどのようになっているのか。

次に、市道森松鰻線の側溝について質問していますが、この件については、鰻池の水位が上昇しており、池の水を思うように放流できなく、鰻区において災害の心配があることと、放流する水路の近くで床下浸水の問題があり、取り上げましたが、取材の中で、側溝の問題ではなく、水路から成川地区内の川に放流することにより、いろいろな問題を抱えていることが判明いたしました。この問題については、関係者間の調整をすれば解決すると思われず。担当の職員が各関係者間の調整役をお願いいたしまして、この件については答弁はいいません。

次に、後期高齢者医療保険制度について伺います。後期高齢者医療保険制度では、特別な事情もなく保険料を1年間滞納した場合は、保険証を取り上げ、資格証明書を発行するようになっていきます。後期高齢者医療保険制度の導入前は、75歳以上の高齢者は、保険証取上げの対象ではありませんでした。同制度で、後期高齢者を保健証取上げの対象にしたことに強い批判がおき、国が資格証明書の発行が相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限るといたしました。後期高齢者医療保険制度が導入されて1年が経とうとしていますが、何人の方が滞納しているのか、このうち、資格証明書の対象になると思われる人はどのぐらいいるのか。資格証明書の対象となる方に対して、支援策はあるのか。高齢者から保健証を取上げや、高齢者一人ひとりからの保険料徴収するなど、国民の大反対を押し切って導入した制度であります。国に対して、制度の中止を求める考えがないか伺います。

次に、農業支援について伺います。まず、ひょう被害により山川・開闢地区では甚大な被害を受けました。関係者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。現時点で、つかんでいる被害額はどのぐらいか。農協は、資材費の支払いを2か月延ばしたり、緊急融資も計画されております。施設についても甚大な被害を受けております。市としての支援策はどのように考えているのか。次に、償却資産税の助成制度について伺います。これまで何度も議会で取上げてまいりました。農家は払いたくても経営が厳しく払えない状況であることは、これまでの議会の中で明らかになったと認識できると思います。また、合併前、計画がなされたものについては、計画書に減価償却として試算されていると市長は答弁しております。このことから、合併前の計画がなされたものについては、早急に支援策を講じるべきであります。どのように市長は考えているのか。施政方針の中で、我が国の食料自給率は39%まで低下し、食料の6割を海外に依存している状況です。その中で、外国農産物の残留農薬や産地偽装などの事件が多発しています。今ほど食の安全が求められている時代はありません。安心できる質の高い農林水産物を提供する南の食料基地都市を目指すと書かれております。天候に左右されずに食料を供給できるのは施設園芸であります。路地栽培と組み合わせることにより、安定的に食料を供給できます。食料供給都市を目指すためにも、償却資産税の助成制度を導入すべきではないか。これで1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。私の方から4番目の農業支援について、お答

えさせていただきます。今回のひょうによる被災農家に対する支援についてのご質問をいただきました。2月25日の未明でありましたが、ひょうによる農作物の大幅な被害がございました。被害にあわれました農家の皆様方へ、まずもって心からお見舞いを申し上げます。今回の被害は、山川地域から開聞地域にかけて、ソラマメ、スナップエンドウ、実エンドウ、キャベツ、グリーンボール、レタス、グラジオラスなどに被害を受けております。また、ソラマメなどのマメ類は出荷ピークと重なりましたので、大幅な収量減となっているところです。被害発生後は、直ちに、指宿市農林技術協会を中心に、JAいぶすき、南薩振興局と連携し、被害調査を実施した結果、被害額が農作物で3億3,000万、ハウス、畜舎等の施設が6,800万円、市全体では、約4億円の被害額となったところです。被災農家の方々へは、今後の対応について、2月26日技連会を中心に対策会を開催し、被害品の取扱い、樹勢回復等について山川地域、開聞地域それぞれにおいて周知を図ったところです。また、2年前でしたけれども、霜の害による被害が発生しており、被災者の方々には、経営再建の資金として、JA災害緊急資金を活用していただき、市もそれに対する利子補給をおこなったところです。今回も、JAいぶすきによる災害緊急資金の融資が行われることとなった場合は、市といたしましても支援策として利子補給ができないか検討してまいりたいと思います。その他の質問につきましては、担当部長の方から答弁をいたさせます。

総務部長（鶴窪吉英） 鰻地区の避難施設の水道の改修についてのご質問でございますが、鰻地区の区長から漏水の可能性があるとの連絡を受けまして、総務課、建築課及び施工業者と協議をしてきたところでございます。鰻地区避難施設は、地熱によるトイレの改修を行ったことがあったため、施設の施工業者に調査を依頼しましたところ、地熱により配水管の腐食が進み、漏水をしていることが確認されましたが、配水管理設部がコンクリート下のため、漏水場所の特定が不可能であるとのことでありました。このため、既存の配管はそのまま、水道メーターから直接配水管を立ち上げて、露出で配管する工法で修繕することになり、業者に修理を依頼をしておりましたけれども、修理については既に終わっているところです。また、いつの時点でこの使用ができなくなったのかといったご質問がございましたけれども、使用そのものについては可能でありましたので、使用できなかった期間というものはありません。

産業振興部長（井元清八郎） 鰻地区の側溝の改修について、お答えをさせていただきます。ご指摘の側溝につきましては、平成元年度、上部山腹の崩壊による災害に伴い、県による県営予防治山事業の土留工事にかかる流末水路としての付帯施設でございます。現地調査をいたしましたところ、地熱の影響による損傷と確認いたしましたところでございます。今後は、県営事業で施行されていることから、補修に関しまして復旧方法も含めて、南薩振興局と協議、検討してまいりたいと思っているところでございます。次に、償却資産税のことについて、お尋ねをいただきました。事業費の大きい硬質プラスチックハウスの農業用施設については、

ほとんどが活動火山周辺地域防災営農対策事業を活用して建設されております。この事業は、議員もご承知のとおり、国・県で7割という非常に高額な補助であり、残りの3割についても、低利な農業制度資金があるところであります。硬質プラスチックハウスに限定しての償却資産税相当分に対する助成制度は、他の償却資産税との均衡等を考える場合、適切ではないのではないかと考えているところでございます。

健康福祉部長（秋元剛） 後期高齢者医療保険制度についての中で、資格証明書について、お答えをさせていただきたいと思っております。資格証明書の交付についてでございますが、保険料の滞納繰越分が、その決定された年度の保険料の2分の1となった場合、まず、平成21年度は、保険料滞納者との接触の機会を増やし、保険料納付などを直接働きかけることを目的として、有効期間の短い短期被保険者証を交付することになっております。この保険料滞納分を特別な事情もなく、さらに、平成22年度に繰り越した場合、納付相談等を行い、それでもなお滞納状況に改善が見られない場合については、被保険者間の公平の確保と制度に対する信頼の確保を維持するため、被保険者証を返還していただき、広域連合において、資格証明書が交付されることとなります。その運用は、平成22年8月から行われることとなっております。

次に、滞納者の状況でございますが、2月末現在で滞納者のある方は、全被保険者数8,381人のうち、145人でございます。それから、支援策についてというご質問でございましたが、後期高齢者医療制度の保険料につきましては、県内どの市町村にお住まいでも、また、これまで加入していた医療保険制度が違っていても、新しい制度では、原則として、同じ所得の人であれば同じ保険料負担となります。県単位の広域連合で実施する制度でございますので、本市のみが独自で保険料負担制度を創設することは、新たな不公平感を感じさせることとなります。現役世代だけではなく、高齢者の方にも可能な範囲で公平に保険料をご負担いただき、今後の医療を社会全体で支えていくという制度の趣旨をご理解いただきたいと思います。なお、国におきましては、低所得者層への支援策といたしまして、7割・5割・2割の軽減措置のうち、7割軽減の方を8.5割に拡大した措置を講じております。さらに、平成21年度からは、年金収入80万円以下の方に対し、8.5割の軽減を9割軽減、これによりまして、軽減後の額は4,500円、月に直しますと、1か月あたり375円というふうになるようでございますが、こういった措置を低所得者の方々にも講じることとなっているところでございます。それから、制度の中止をとということでございましたが、後期高齢者医療制度につきましては、超高齢社会を迎える中で急増していく医療費に対応するため、国民健康保険制度を将来に渡って持続できるものへ見直す必要があるという観点から、国におきまして、今まで議論を積み重ね、平成18年の法改正によって創設されたものであります。この制度におきましては、医療機関の窓口における原則1割負担のほか、国・県・市が負担する公費割合5割と、国民健康保険や企業の保険組合など、現役世代からの支援金4割、さらに、後期高齢者の方々の1割の保険料負担を財源として運営することとされているものであります。このように、後期高齢者

医療制度を含めた今回の医療制度改革は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、高齢者の方々にもその負担能力に応じて保険料をご負担いただくことにより、高齢者の方々の医療費を安定的に支え、将来に渡って安心して医療が受けられるようにするために、必要な制度であると認識をしているところであります。本市といたしましても、これまで、県市長会等を通じて国・県に対し、保険料の軽減策を講じ、必要となる財源は国が責任を持って確保するよう要望をしまいったところでもございます。今後も引き続き、制度運営にあたっては、国が制度設計者として十分な責任を果たすよう強く求めてまいりたい、このように考えております。

13番議員（吉村重則） まず、鰻区の地熱対策なんですけど、水道についてはもう修理は終わっていると、側溝については、県営でしてるということで、これから調整をしていくという答弁だったわけなんですけど、鰻区の場合は、どうしてもスメ、蒸気が上がってくるということで、コンクリートなんか腐食していくわけですよ。そういう面で、地熱に対応できるものはまだ開発はされてないということを知りたいんですけど、鰻区についての市道も含め、側溝も含めての点検などは行われているのかどうか。

産業振興部長（井元清八郎） 鰻地区の特徴である地熱が住民に温泉やスメ等の恩恵を与えている反面、高温によるいろいろな障害が生じている状況でございます。過去に鰻地区の農業集落排水事業があり、平成14年に特定環境保全公共下水道事業に取り組んだ雲仙市小浜町へ研修視察を行った経緯がございます。この小浜町も鰻地区と同じように地熱の高い地区で下水道事業の供用後、地熱、温泉成分で短期間に腐食等の被害が出ており、それぞれの場所に応じて補修で対応をしている状況でございます。農業集落の状況、地熱に対するコスト等の問題で、農業集落排水事業は進みませんでした。鰻地区の地熱対策についても小浜町同様、それぞれの場所に応じて対応を検討しなければならないと考えているところでございます。

13番議員（吉村重則） 地熱に対する対策としては、それぞれ補修をしていくということなんですけど、今回も要望としては挙げられてもなかなか動いてくれないという話なんか聞いてるわけなんです。そういう面では、今後、鰻区の方から要望が来たら、即、取り組むという考え方でよろしいんですか。

産業振興部長（井元清八郎） 側溝につきまして、この一般質問もいただいたわけなんですけど、その一般質問に応じて、そのたびごとに側溝を、はい修理をしますということではなくて、市全般の中で、緊急的に要するもの、災害の発生の要因等々、各班から検討のうえ、必要に応じて予算を投じていくことになろうかと思っております。

13番議員（吉村重則） それと、避難所の倉庫、消防格納庫ですか、格納庫の下のところは、昔スメがあったところですよ。現在のところ、倉庫の室温は上がっているようですが、今のところは何にもそういう腐食とかそういうのは出てきてないわけなんですけど、前取

り上げた時に、ポンプの燃料の関係で腐食は進むんじゃないかということで取り上げたことがあったわけですが、こういうものについては、即、対応すると約束はできますか。

総務部長（鶴窪吉英） 鰻区の避難施設につきましては、区のコミュニティ施設として同区に対応しております。日頃の維持、管理につきましては、同区が行っております。施設に不具合が生じた場合には、区長の連絡により対応しているということでございますけれども、今後においても、区からそういうような施設における不具合といえますか、そういったものがあるといったようなことで相談があれば、その相談に対応していきたいとそうように考えます。

13番議員（吉村重則） 次に、後期高齢者医療保険制度について質問をいたします。今年度、145名の方がいま対応をされているということで、21年の何月でしたか、8月から、この資格証明書を、短期保険証も発行していく計画であると答弁がなされたわけですが、この145名の方に納付というか、納めてもらうための相談なんか、これまで行われたんですか。

健康福祉部長（秋元剛） この145名の方々に対して納付相談等が行われたのかということでございますが、適正な保険料のもとに持続的な制度を運営するにあたっては、保険料の歳入確保は運営上及び被保険者間の公平確保と、制度に対する信頼の確保のために極めて重要なことであります。きちっと納めていただく方、あるいは事情があって納められない方、これらの方については、この公平性を保つために145名の方々につきましては、納付のお願いをしているところでございます。

13番議員（吉村重則） これまで納付のお願いをしている、一応、相談にのっているということだと思んですけど、経済的な部分から言ったときに、例えば、年金が月1万5千円未満の場合は一般徴収になるわけですよね。年金の低い方もいると思んですけど、経済状況はどのような状況なんですか。

健康福祉部長（秋元剛） 議員の方からご指摘のありましたように、経済状況はどのような状況かということでございますが、まず、保険料を制度に基づいて課税をする場合につきましては、収入に着目をして、それによって保険料をお願いをしているものでございます。本来の負担能力というのは、有価証券でありますとか、不動産でありますとか、そういった部分について、全て把握をしたうえで、その負担能力があるか、ないかの是非を考えるべきであると思っておりますが、私どもの市役所におきましては、その収入に着目する収入の状況は把握はできておりますけれども、個々について、現在の段階でどういう状況であるということは非常に難しいものと思っております。

13番議員（吉村重則） 前、穎娃の方から相談を受けて、生活保護の関係でしたが、価値のない山を持って、誰も買ってはもらえないんですよ。そういう中で、資産があるということで生活保護を受けられなかった経緯があるんですよ。ですから、今の状況からしたときには、年金収入だけだと思んですけども、75歳以上ですから、収入は年金しかないわけです

よ。その中で、衣食住しなければならぬわけですよ。しかも1か月の年金は1万5千円未満、だと思っんです。だからそこをつかんでいるかどうかを私は聞いてるんですよ。有価証券があるかどうかも分からん、山とか宅地とかいろんなものがあるでしょうけど、だけど、生活をするためには収入しかないわけなんですよ。そこをつかんでいるか、どういう状況なのかと、そこを聞いてるんです。

健康福祉部長（秋元剛） まず、資格証明書がどういった形の中で発行されるかということをご説明を申し上げたいと思いますが、資格証明書につきましては、確かに、法律の中で1年間滞納した分につきましては保険者証の返還を求め、資格証明書を発行するという規定をされております。現在の取扱いにつきましては、先程申し上げましたように1年滞納した後は短期被保険者証で対応をし、それを次の年度に繰り越した分については、資格証明書を交付しますということでお話を申し上げたところでございます。資格証明書の交付の対象者でございますが、これにつきましては、特別な事情がないにも関わらず保険料を滞納している場合ということでございます。それから、資格証明書を発行する分につきましては、納付相談とかということを行うわけでございますので、その中で、議員も冒頭申し上げましたように、相当の収入があるのかどうかということも調査することになっております。その中で、その世帯が個別に保険料を支払える状況にあるのかどうかということが把握できるのではないかということになるかと思っております。したがって、22年の8月が資格証明書の交付となりますので、それらにつきましては、納付相談を行う中で、個別の事情を、今後、把握をしていくことになろうというふうに思っているところでございます。

13番議員（吉村重則） 悪質な納税者、悪質な者に限ると国は決めてるわけですよ。特異な事情と。収入が相当あって悪質な者については、資格証明書を交付しますよと、しかし、国の方では、その基準を設けてないんですよ。鹿児島県の広域連合はどのような基準を設けてるんですか。

健康福祉部長（秋元剛） 議員が、ただいまご指摘のあった分でございますが、特別な事情というのは、これは施行令で定められているわけですが、相当な収入、これをどういった基準で、どう判断をしていくのかというのが今後の課題になるかと思っておりますが、これにつきましては、まだ広域連合の方からは具体的に示されておられません。私どもが聞いている範囲では、この基準につきましては、今後、国及び広域連合等において調整を図っていくということでございますので、今後、具体的に示されていくものだろうと思っているところでございます。

13番議員（吉村重則） もう3月、8月からは短期証明書を含めて資格証明書も検討されていくわけですよ。国の方では、この各県の広域連合の基準がアンバランスがないようにということで、報告なんかも求めてるわけですよ。しかも、市町村の広域連合で運営はするんですけど、窓口は市町村なんです。今納められてない140名の方々がどういう状況なのかもつか



まれてないんですか。収入は財産までということになってると思うんですけど、今の暮らしの問題なんかで言えば、その辺はつかんではないんですか。

健康福祉部長（秋元剛） 確かに、窓口は、私ども指宿市の市民であれば指宿市でございます。この資格証明書の発行というのは、市からの納付相談の状況等を基にして、先程来申し上げておりますように、来年の22年の8月から資格証明書を交付していくということになりますので、今後、個別に具体的に納付相談に基づいた内容について把握をし、そして広域連合の方に情報をお伝えをしていく、その一方で、先程申し上げましたように、相当な収入の基準ということにつきましては、まだ具体的に示されておりませんので、それらについては、今後、国と広域連合との間で調整がされ、示されてくると思いますので、それに基づいて私どもは事務を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

13番議員（吉村重則） これまでも納税相談にはのってきたということも答弁がなされているわけですけど、9割軽減とかいろいろ軽減策はとられているにもかかわらず、納められない原因は何かつかんでますか。

健康福祉部長（秋元剛） 納められない原因といたしましては、議員のおっしゃるように収入がない場合、あるいは相当な収入があっても納税の協力の意思のないもの、そういったものが考えられるわけですが、議員の求める内容につきましては、ただいま私のところでそういった内容が何件あってどうだという資料を持っておりませんので、お答えができない状況でございます。ご理解を賜りたいと思います。

13番議員（吉村重則） 後期高齢者ということは、75歳以上の高齢者なんですよ。働いて収入を得られるかといったら得られない、そういう中で、22年の8月から短期資格証明書も含めて、発行していくということなんですけど、75歳以上の高齢者の人から保険証を取り上げるといことは、病院に行くなど、病院に行ったら10割なんです。保険料を9割軽減とか、そういうのもありながら納められない方が病院に行って10割納められるかといったら、納められないんです。ですから、命を奪ってしまう状態になるわけです。ですから、均等制、平等制とかそういうことが言われるわけですけど、本当に困って納められない場合、市として支援策を作るべきではないのか。どうしても納められない人は、そのまま病院にも行くなということになると思うんです。そのためにも是非、困ってる部分について、徴収相談とかいろいろのっていく中で、いろんなことは分かってくると思うんですけど、非常に困っている部分に対しては、支援策を作るべきだと思うんですが、市長、これについてどのようにとらえますか。

市長（田原迫要） 先程、部長の方で答弁しましたように、この医療制度だけでなくいろんな制度というのは、国民みんな支えていかなければいけないと、私は思います。そういう中で、高齢化が進展する中で、国民介護保険の医療制度を持続していくためにということで、後期高齢者制度ができました。制度の中身については、議員はご存知だと思いますけれども、

要は、高齢者の医療費の半分を国・県・市町村で持とうと、それから、残りの5割のうち4割は現役世代に負担してもらおうと、そして、その1割を高齢者、後期高齢者にさせていただくという制度です。確かに、非常に高齢者で生活が苦しいという方がいらっしゃいます。そういう方にどう対応していくかということではありますが、議員がおっしゃるように、それは免除してあげるのが一番いいんだろうと思います。ただ、みんなで保険制度を支えていくという考え方からすると、高齢者にも1割の負担していただきたいと、しかし、収入は少ない、そういう方にはどうするかということで、指宿の現状を申し上げますと、対象者が8,234人いらっしゃいます、後期高齢者が。その内、9割軽減をされている人、つまり、先程部長からありましたように、年額4,500円、月375円の人が2,266人、全体の27.5%です。それから、7割軽減をしてる人が、7割軽減の場合が年間1万3,700円ですが、月に平均しますと大体1千円ちょっとということですが、この対象者が2,144人、合計で、この二つの7割軽減、9割軽減の人が全体の53.5%です。この後期高齢者の医療制度を支えていくといううえで、確かに、その収入も少なく大変なのはわかりますけれども、やはり、応分の負担はしていただきたいと思います。ただ、先程言いましたように、147名の未納の方がいらっしゃいます。こちらからももちろん納税相談、納税と言いますかこの医療費の相談をしますけれども、本来ならば、私のところにもいろんな、例えば、こういう景気が非常に悪い中ですから、これにかかわりませんけれども、事業の状況がこうこうでと、直接市長室に来られる方もいらっしゃいます。本来ならば、私は、そういう高齢者の方が直接窓口に来ていただいて、事情を話していただければいろいろな対応ができると思いますが、現状では、払える能力があると思われても払わない方がいることも事実でございます。したがって、私は、制度というのは、やはり、みんなが頑張っ支えていかないと成り立たないわけですから、現役の皆さんに4割負担していただいていますけれども、これについても、将来自分たちがその層に達するという前提でお支払いいただいていると思いますし、そういうことで、もちろんそういう生活困窮者にはいろんな相談は応じますけれども、例えば、特別にその分を免除をすとか、そういうことについては非常に難しい問題があるろうということでもあります。

- 13番議員（吉村重則） 一番の原因は国にあるわけなんです。消費税を導入するときに、福祉のために使うと言っているながら、実際、この20年間に180兆から90兆国民が納めた中の160から70兆円が大企業の減税の穴埋めに使われているんです。ですから、消費税を導入されたことによって福祉が良くなってるかといったら、悪くなってきてるんです。どんどん悪くなって高齢者の負担がどんどん増えてきてると、しかも、低い年金の中で、衣食住しなけりゃならない、また、高齢者になればいろんな病気が併発してくるわけです。もう体は働ける状態で収入が得られるかと言ったら、得られない状況の中でこういう状況になるわけなんです。そういう意味では、高齢者から保険証を取り上げることは、断じて許すことはできないんです。ですから、後期高齢者医療制度が導入される前は、75歳以上の方々からは保険証を取り

上げてないわけなんです。ですから、この制度が国民の怒りを感じてると、どこに行ってもおかしいという制度なんです。そういう中でも、今の後期高齢じゃなくして、元に戻すという主張があると思うんです。保険料の問題にしてもそう、保険証の問題、差別医療、今、病院に入院したら、高齢者の場合は、1か月、2か月以上になったら診療報酬が病院に下りるのは少ないために、病院から追い出されてしまうという制度なんです。ですから、こういうほんとに、高齢者にとってとんでもない制度であるわけです。市長、この制度について、廃止を国に対して求めていく必要があると思うんですけど、そういう考えはないか。

健康福祉部長（秋元剛） 後期高齢者医療制度について、議員の方からいろいろお話をされているわけですが、まず、その中で、高齢者を苦しめる、あるいは保険証を取り上げるといようなお話をされているようでございますけれども、やはり、現実的な問題というのを、私は考えていくべきであろうと、と申しますのが、例えば、議員もご案内のように、加齢、年をとっていけばいくほど医療サービスを受けざるを得ない、これは事実でございます。そうした中で、75歳以上につきましては、一人あたりの医療費が98万4千円かかっている。若人については30万6千円だと。こういった状況を踏まえるときに、この医療をどのように支えていくのか、すなわち、支えていくかということについては、高齢者の方々の医療を社会全体でどのように支えていくのか、ここが重要であろうと、そうした中で生まれてきたのが後期高齢者医療制度であろう。むしろ、高齢者の暮らしを守る制度と、私どもは思っております。その中で、様々な保険料の負担についてはいろんな議論がありまして、この分については7割・5割・2割の軽減を、一番最高でも8.5割、21年度からは9割の軽減をいたしましょうということ、軽減がされているわけでありまして。それから、先程の資格証明でございますが、資格証明書についても相当な収入があるのに納税をしていただけない方、これについては資格証明書を交付しますよということをお話申し上げているわけでございます。それから、もう一つ、例えば、この制度を支えるためには高齢者だけではなくて、国民健康保険の税を通して、後期高齢者支援金として、市民の皆さま方が2億3,300万円毎年支えていただいているわけでございます。そのほかに、公費負担分ということで、市が一般財源の中で事務費の負担をしてるとか、あるいは療養給付費に対する、療養給付の負担金というのは6億5,000万円ぐらいでございますが、これらについても負担をしておりますし、また、軽減をしたその額についても市として県と合わせて、市の負担分では4,200万円ほどの支援をしているというものであります。現状を考えますれば、後期高齢者医療保険制度、これについては、時代が要請する制度であろう、しかし、それが様々な課題があるとするならば、国民を交えてさまざまな議論を踏まえる中で、今後、揺るぎない制度になるべきであろうと、このように思っているところであります。

13番議員（吉村重則） 時間の関係がありますから、さっき部長の答弁の中で、相当な収入があるのに納めない人、資格証明書の対象者ということでは言われたわけですけど、ほんとに

生活に困っている人が滞納してる場合については、納められない場合でも資格証明書は発行しない、ここだけでいいです。ここの確認だけです。そういうとらえ方でよろしいですか。

健康福祉部長（秋元剛） まず、お答えする前にこれまでも申し上げましたが、相当な収入の基準をどこまでするか、ということについては、今後、国と広域連合との間においてその基準というのが定められていくということになっておりますので、それをはっきりと見ない間でどうこうという確定的なことを申し上げることにはならないかと思いますが、一般的にその滞納をしているということに基づいて資格証明書を機械的に発行していくということにはならない。その人の納付相談を踏まえて、生活状況等を踏まえながら、その内容によってきめ細かな資格証明書の交付の対応をしていかなければならない。現段階で申し上げられるのは、そのことでございます。

13番議員（吉村重則） 時間の関係がありますので、次に入っていきます。ひょう被害の問題ですけど、約農産物で3億3,000万、施設で6,800万ですね、合計で4億ぐらいの被害があったと言われる被害金が出ているわけですけど、農家にしてみれば資材費も払えないと、2年前にも借入れをした方もいるわけですね。農協に対して資材費の滞納なんかもある人の場合は、2か月間資材費の支払いを延期したとしても対象にはならないというような状況があるわけなんです。そういう意味で、本当に利子補給だけの支援策でいいのかどうか、指宿市の農業を考えた場合に、これだけでいいのかどうか、どのようにとらえているのか。

産業振興部長（井元清八郎） 今回のひょう被害の農作物に対してでございますけれども、台風、豪雨等、自然災害による野菜等への価格補償については、国・県もちろん市もそうですけれども、これまで支援した事例がないところでございます。考えられる支援策といたしましては、先程答弁いたしましたけれども、19年度霜害で行いましたJAの災害緊急資金に対する利子補給などの支援策について、検討して参ることになろうかと思えます。

13番議員（吉村重則） 昨年から見たときに、農産物は大体1か月くらい。マメ類が特に進んできてるわけなんですよ。温暖化による異常気象によって農業体系がどんどん変わってくるという中で、本当に、指宿の農業をどうしていくのかという部分から考えれば、今までの対応だけでいいかどうか、その辺は農家の実態なんかをつかんでいると思うんで、その辺では、これまでの対策だけで指宿の農業を、本当に支援できるのかどうか、その辺ではどうとらえてますか。

産業振興部長（井元清八郎） この異常気象という状況でございますけれども、農家経営が、私どもが一番心配しているのは、やる気、経営感覚、そういうような意欲を減退させることが一番心配をいたしているところでございます。ただ、その今回のひょう害につきましても、その日のうちにJAさん、関係機関と連絡を取りまして、その対応をさせていただきましたけれども、直販、ソラマメの場合は、被害を受けていないものについてはむき実でもできるということもございましたので、ダイエー、イオン、あるいはAコープ、セイユウ、ライフ

等々を含めまして、山形屋ストアもそうなんです、県内の各販売をしてくださるところがいち早く取り組んでいただきましたし、また、市の職員といたしましても、そういった売店に出向きまして、その応援をいたしておりまして、農家の方々が意欲を減退させないような対応策というののもっていくのも大事だろうと思います。直接的支援となりますと、先程も触れましたけれども、やはり農業の側面は自然との闘いということが非常に大きな重要な要素を含んでおりますので、そういった作物をどういったものを取り入れていくのかということも重要な案件の一つだろうと思います。いずれにいたしましても、非常に、農業というのは大事な産業でございます。本市にとりまして、ありとあらゆる面から、市としてできることがありましたら、支援策を講じていくのが、私どもの務めであろうと思っております。

13番議員（吉村重則） 被害にあった作物をスーパーとか大店舗で販売していくと、これは非常に大事なことだと思うんですけど、価格的には低いわけですよ。安価で出荷しなきゃならないと、農家としては、これから1年分の収益を上げるために取り組んでいる矢先にやられてしまうわけですよ。本当言って、意欲を失ってしまうわけなんです。こういう異常気象がどんどん進んでいく中で、ただ、これまでの利子補給だとか、価格補償についてはどうのこうのというけど、これから先の農業を考えたときに、対策は考えていかなければ、今までの、こうでしたからこうやりますというだけ農業は潰れていきます。意欲を失っていきます。ですから、農家の中に入ってどういう実態なのか、今年の場合は雨も多い、ひょうにやられたあと雨が多かったために、また、雨によって病気が入り、出荷ができない状況になってきているわけなんです。そういう実態を全然つかんでないんじゃないですか。これについては今後、異常気象の中での農産物対応として、実態、農家の中に入ってどういう状況なのか、徹底してつかんでこれからの政治に生かしていただければと思います。支援策として、ここの減免規則の中で、農産物の災害になった場合に、減免が受けられるという規則があるわけなんです。4億ぐらいの被害、農産物で3億3,000万となった場合に、どのぐらいの農家がこれに対応になるんですか。

市民生活部長（新村光司） ひょう被害によります農作物の被害に対しまして、国保税をはじめとする税の減免が、免除ができないかというお尋ねでございますが、災害が発生した場合における災害被害者等に対する減免措置等につきましては、市民税等に関しては、指宿市税条例に、それから、国民健康保険税に関しては、指宿市国民健康保険税条例に、介護保険料に関しましては、指宿市介護保険税条例にそれぞれ定めてあります。減免を行うにあたりましては、個々の被害の状況や納税者の担税力のいかに着目しまして判断することになりますので、今回の一時的な農作物の被害についてだけで判断せずに、今年1年間の全ての農作物の収入見込額の合計額を見て判断することになります。まず、納税相談をしていただきまして、分割納付、徴収猶予、そしてまた、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められる場合には、担税力の調査を行いまして、減免の判断を行うことになります。

13番議員（吉村重則） 納税相談を受けるということですけど、この規則の中では、農産物の10分の3、被害額が10分の3以上であれば減免を受けられますと、今の時点で、収入はほとんど半減してる人もいるし、それ以上収入が減っている方もおられるんです。だから、担税力が、そうじゃなくして、この規則に載ってる状況、10分の3以上であれば申請はできるんじゃないですか。

市民生活部長（新村光司） 今回の被害でのどういうケースが減免の対象となるかといったようなお尋ねでございますけれども、とにかく、この国民健康保険税、それから指宿市市税条例、それから、介護保険条例におきましては、要するに、担税力を問うことになります。しかし、固定資産税の中におきまして、償却資産税に関しましては、その辺は別個の基準がございます。ちなみに、この市民税を減免を例に申しますと、指宿市税減免の基準に関する規則の第2条第1項第6号ウに次のとおり定めてあります。災害のため、農作物の減収入による損出額の合計額が、本年1年間の全ての農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しまして、農業所得にかかわる市民税の所得割の額について、合計所得金額が300万円以下の場合は全部、合計所得金額が300万を超え400万円以下の場合は10分の8、合計所得金額が400万を超え550万円以下の場合は10分の6、合計所得金額が550万を超え750万円以下の場合は10分の4、合計所得金額が750万を超え1,000万円以下の場合は10分の2を減免することとなっております。なお、減免を行うにあたっては個々の納税者の担税力のいかに着目して判断することから、まず、納税相談をしていただきまして、分割納付、徴収猶予、納期限の延長等によっても、到底納税することが困難であると認められる場合には、担税力の調査を行いまして、減免の判断を行うこととなっております。

13番議員（吉村重則） 10分の3以上というものからすれば、基準には達しているわけですよ。それ以上であれば、申請をするという部分でいえば、申請書そのものについて、全体で4億のしかも限られた山川と開闢地区なんですよ。農家が被害を被っているわけですから。農家それぞれにしてみれば相当な被害を受けてるわけですよ。冬場に、今の時期に収益を上げなければ、夏場ではほとんど収益の上がない作付けをしてるわけなんです。ですから、昨日も農協に行っているいろいろ話しをする中で、冬場の資材費を夏場のもので払えるわけがないと、収入が激減してくるんだということは、はっきり言われるわけなんです。ですから、国保税にしても市民税にしてももう納められないと、滞納してしまうという状況なんかも出てくる。そういう面では、申請書、まずこれに合致するわけですから、申請については受付はするわけですね。

市民生活部長（新村光司） 指宿市税の条例におきましては、先程来申しておりますように、本年1年間の全ての農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものと、そしてまた、合計所得金額のうち、農業所得以外

の所得が400万円を超えるものを除くというものに対しての基準がございますので、これによっていくものと思われまますが、あくまでも申請の段階で納税相談をしていただきまして、到底納税が困難であれば分割納付、そういったものになっていくんじゃないかと思っております。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時57分
再開	午後	2時06分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、岩崎亥三郎議員。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 昨年、アメリカを発生源とした金融危機が世界同時不況へと波及し、100年に一度の状況だと言われています。日本も正にその渦中にあり、本市もその流れから逃れるすべはありません。経済イコールお金万能の社会でいいのかを含めて、大きな問題であります。このような社会経済状況の中で大きな歪みが生まれ、社会を揺るがす大きな事件につながっていると考えるのは私だけでありましようか。不安と混沌とした状況の中で、確かな希望を見つけ出すために、私たちは日々努力をしているのだろうと考えます。実際において、財政難という言葉は、今は常套句となった感がいたします。国においてもしかり、県、市町村においてもしかりであります。そのような中で、財政運営と、それを踏まえての自治体の経営についてという点と、それから、教育委員会においては、この頃の課題の中から2点についてお尋ねをいたします。まず、財政運営の現状と今後についての考え方についてであります。全体的に予算編成を進めていく中で、留意した点は何かということでありまます。施政方針と予算の大綱でも示されておりますけれども、お答えを願いたいと思います。

次に、教育行政についてであります。各小・中学校の先生方が指宿の子供たちのために一生懸命に様々な活動に取り組まれていることに関しましては、心から感謝をいたします。新学習指導要領では小学校での英語の導入が決定をされ、施行に入っており、本年度予算の中にも少し出ております。2011年度からは、小学校高学年で年間35時間の授業が導入される制度になるようであります。技術的な面も含めて問題点も指摘されているようであります。そのことと関係があるわけではありませんけれども、近年、国語教育の重要性が言われております。学力の基本は国語であるとの指摘、読解力、表現力、判断力の基本に国語力、日本語力があるのではないかとと言われてもおります。17日の新聞で、新聞紙上で小学校、中学校の基礎基本定着度調査が発表されました。その中でも、思考力、判断力、表現力を総合的に育てる取組が必要として、この3月中に指導法の改善等の資料を配布する動きにあるようであります。そこで、指宿の国語教育の現状はどうか。また、新学習指導要領の中での対応はどうかお尋ねをいたします。以上で1回目といたします。

市長（田原迫要） お答えさせていただきます。まず、行財政運営について現状と今後につい

ての中で、新年度の予算編成にあたって留意した点は何かという点であります。大きく三つございます。平成21年度の施政方針と予算大綱の中でも申し上げましたけれども、第1は、従来のように基金繰入れによる財政運営が困難となり、厳しい財政状況になっていますので、歳入に見合った歳出構造への転換を着実に図ることとしております。具体的には、集中改革プランに基づいて、人件費をはじめとする内部的な事務経費の縮減や、経常的経費の見直しに努めているところでございます。第2の点ですが、戦後最大の経済危機となっております。景気対策、地域活性化、雇用の創出などを図る必要があることから、これらに資する事業の取組を行ったところであります。具体的には、投資的経費として、丹波小学校校舎改築事業や指宿駅前広場整備事業、道路新設改良整備事業等に有利な合併特例債や過疎債等を活用し、24億6,100万円を計上いたしました。前年度比較では2億4,000万円の減でありますけれども、3月補正で計上しました総額5億5,600万円の28の繰越明許事業を合わせますと、30億円を超える事業を平成21年度に実施していくこととなります。第3の点であります。少子高齢社会の進展や2年後の九州新幹線全線開業に向けた地域課題にも取り組んだところであります。具体的には、少子高齢社会に対応した扶助費の増額や、妊産婦健診の公費負担の拡充を図り、新幹線開業プレキャンペーン事業や、池田・利永地区のブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業等にも対応しているところでございます。また、4月には、山川港特産市場活お海道がオープンいたしますので、地域の魚介類、加工品、農畜産物等が地産地消される場所として活用されることとなります。特に、本年度は、新たな試みとして、予算を計上して事業を実施する従来の手法だけでなく、マンパワー、ネットワーク、情報、施設等を活用した多用な手法を用いて、行政サービスを提供するゼロ予算事業に取り組むことにいたしました。具体的には、仮称でありますけれども、農業経営総合支援事業、LOVEいぶすき実証普及モデル事業、鹿児島大学との連携によるローカルシンフォニー開催などであります。このように、予算編成にあたりましては、行財政改革の推進と地域活性化、生活対策等とのバランスに留意したところであります。また、基金繰入金金の抑制にも努めたことから、21年度末の財政調整に活用可能な11の基金残高は増額となる見込みであります。さらに、将来の財政運営に備えた合併まちづくり基金に2億円を積み立てて、総額12億円に増額することなど、起債の借入についても、プライマリーバランスを図っているところであります。この結果、21年度末の起債残高も前年度より減少する見込みとなっております。教育行政については、教育長の方から答弁をいたさせます。

教育長（田中民也） 国語教育の充実についてのご質問でございますけど、私たちの生活を取り巻く環境は、これまで以上に、急速に変化し、国際化や少子高齢化に伴い、多様なコミュニケーションなどを必要とし、これまで以上に国語力が求められております。国語は全ての教科理解の源であり、国語力が人間の能力の大きな要素ともなっております。また、今回の学習指導要領改訂の基本的考え方の大きな柱の一つに、言語活動の充実がございます。言語



は知的活動やコミュニケーション、感性、情緒の基盤であり、どの教科等においても育むことを重視しております。このようなことから、学校教育においては、各教科その他の教育活動全体の中で、国語教育が行われる必要があることから、国語教育を学校教育の中核に据えた、全教育課程の編成が必要であります。さらに、小学校では、読む、書くの繰り返し練習により、国語の知識を確実に身につけさせること、中学校や高等学校では、論理的思考力の育成に努めることが重要であると考えております。これまで、各学校では、確かな学力の向上を目指し、全教科等で国語力を高める指導などのテーマを設定し、全教職員で研究・実践に取り組んでおります。年間読書冊数が1万7,120冊、一人平均193冊になった学校も出てきております。その結果、小・中学校の基礎学力の向上が見られている現状がございます。また、家庭や地域におきましても、言語環境を整える必要から、平成19年度から読書活動推進会議が中心となりまして、読書のまちづくりが精力的に行われております。今後も、国語教育の充実に向けまして、国語力の育成を図るために、学校、家庭、地域が連携した学力向上や、読書活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 予算編成にあたりまして、3点ほど留意した点という形で申し上げ、お聞きいたしましたので、そのことについて以下順次、それに関連して質問をしていきたいというふうに思います。まず、予算編成にあたってということですね、昨今の経済状況を捉えて、今年も投資的に30億ほどの事業計画をしたというお話がありました。昨今の社会状況、特に、昨秋からはじまったリストラ、あるいは職を失った人への配慮という点ですね、何かなかったのかお尋ねをいたします。各自治体では臨時に職員を採用するとか、いろんな対応をされているようですが、指宿はそういう状況ではなかったのかどうか、そこらあたりに対しての考え方をお示しいただきたいと思います。

総務部長（鶴窪吉英） まず、市における雇用の・・

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時22分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長（鶴窪吉英） 誘致企業における雇用関係につきましては、そう大きな影響はないというようなことで、一応、それぞれの事業所を調査したところ、そういう結果になっておりますが、市といたしまして雇用に関する事業というものにつきましては、指宿市雇用創造協議会というものを立ち上げているわけでございますけれども、これは平成20年度より地域雇用創造事業という新たな国の委託事業でございますが、それにより取り組んでおりまして、厚生労働省の3か年の総額で1億6,500万円、この地域雇用創造事業等を活用して雇用の拡大、あるいは人材の育成、就職促進、そういったものの事業に取り組んでいくものでございます。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 財政改革プログラムという通告になっておりますが、集中改革プ

ランを指しているのでありましたけれども、そういうような書き方になっていますので、そこを分かってお答えいただきたいというように思います。先程の質問者にも少し答えが重なっておりますが、集中改革プランが21年度で終了するということになっています。その集中改革プランの中で、クリアできていないもの、現時点です、そういうものがあつたらお示しをいただきたいというのと、それから、22年度からの新しいそのプランの中です、具体的に何か、こういう方向でということ、今までの流れと変わる部分があるのかどうなのか、そのところをお尋ねいたします。

市長（田原迫要） 集中改革プランについてのご質問ですが、行政改革大綱に基づき、平成18年度を初年度といたしまして、4か年の行財政改革の実施計画であります。平成21年度がその、つまり来年度ですが、最終年度となります。これまでに、まず、このプランに基づいてどのような改革を進めてきたのかということ、少し申し上げたいと思います。歳入の確保につきましては、地方交付税が予想を上回る削減となっておりますけれども、市税等の確保策として、固定資産税にかかる適正な課税の把握及び市税や使用料等の収納対策強化、それから、受益者負担の適正化の観点から実施しました使用料等の見直し、更には、新たな財源確保策として、広報紙やホームページ等における広告収入等に取り組んだところであります。その結果、平成21年度当初予算では、基金繰入額について計画の3億円に対し、約1億円に抑えることができたところであります。一方、歳出についてであります、人件費の抑制策としまして、85名を超える職員数抑制や市長以下、職員の給料等の削減を行い、共済組合や退職手当組合の負担金が増加をいたしましたけれども、プランを5,600万円ほど上回る結果となっております。また、公債費についても、毎年の返済額以下の借入額を基本とした財政運営を行ってまいりましたので、その結果、18年度と比べまして1億6,000万円を抑制し、扶助費、その他物件費、補助費等の経費も概ねプランどおり推移をいたしております。ただ、普通建設事業費につきましては、平成19年度に篤姫関連整備事業で約4億円、20年度は知林ヶ島や山川港常設市場整備事業に約6億円、21年度は、予算の平準化を考慮してPFIによる事業実施を想定しておりました丹波小学校の整備事業が5億円発生しました。その時々々の行政需要に応えなければいけない増要因もありまして、歳入である市債も含めて、この普通建設事業費など、若干プランと乖離がある状況であります。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 新会計基準の結果の説明があつた際にですね、経常収支比率についての話もありました。また、予算の大綱の中でも触れられていますが、現在103.2%という話でございます。この集中改革プランではですね、21年度決算のその指標の目標がですね、96%という数字になっております。算出方法、そういうものに変化があつたとの話も聞いておりますけれども、この数値をどのようにとらえられているのか、伺います。また、このプランのプログラムの中です、出してありますこの数値にですね、近づけることができるのかどうか、そのことも含めてお答え願いたいと思います。

総務部長（鶴窪吉英） 集中改革プランで掲げた経常収支比率の目標数値，これは平成21年度決算による数値であります，96%で目標数値を掲げております。平成19年度決算の経常収支比率は103.2%と，目標数値とは大きな差があり，県下市町村ではワースト4位，18市中ではワースト2位という結果となっております。この経常収支比率が100%を超えるということは，投資的経費や大規模な修繕などの臨時的な経費に，市税や普通交付税などの経常的な一般財源を充てることができないという，極めて厳しい状況であり，財政の硬直化が一層進んでいることとなります。その主な要因でございますが，人件費や公債費，物件費等の徹底した歳出削減に努めてきておりますが，三位一体改革等により，予想をはるかに上回る規模で，地方交付税や臨時財政対策債等の収入が減額になるという厳しい現実があったことによるものでございます。このように厳しい財政状況であったことから，集中改革プランに基づき，使用料等の見直しをはじめとする受益者負担の公平化や適正化，広報紙，ホームページ等への有料広告掲載による新たな財源の確保，未利用地財産等の売却，市税や住宅使用料等の収納対策の強化などと併せまして，内部事務費や補助金負担金など，経常的経費の縮減や見直しに努めているところであります。第三者評価による事務事業の見直し等も広範囲に展開をされていきますので，今後，経常的な一般財源に特段の減少がない以上，経常収支比率は改善をしていくものと，そのように考えております。

1 1 番議員（岩崎玄三郎） 今お答えをいただきましたけれども，財政の硬直化ということが，これは厳しい状況の中にあるということのようです。市が自由に使えるお金がないと言ってもいいのかなという気がいたします。そういう中でですね，今後のいろんな計画を進めていく中で，これをですね，どのような形に考えていくのかなということで，伺いたいわけですが，これは，また後で少し関連しますので，後ほどにしたいと思えます。昨年度から本年度にかけまして，補助金，委託金等の見直しが行われました。評価基準に基づいて評価をし，最終判断をして廃止になった補助事業も数多くあったわけではありますが，その結果について，市民からの反応はどうであったか。また，そのことによって，その事業の展開はどうなっているのかチェックはしてないのか，そこらあたりにその必要性はなかったのかということでお伺いをいたします。

総務部長（鶴窪吉英） 昨年度の補助金等の見直しについては，指宿市補助金等の適正化に関する条例等に基づきまして，公益性，必要性，有効性の三つの視点から172件の補助事業等の評価見直しを行いました。結果につきましては，広報いぶすきのお知らせ版で周知し，また，団体等へも直接ご説明し，概ねご理解をいただいたというふうに思っているところでございます。確かに，評価見直し結果により，補助金等が削減，または廃止された団体等につきましては，事業の遂行にご苦労されたのではないかとというふうに思います。また，先月より，1年後再評価を行うとされていた約80の事業について，この1年間の事業遂行への影響や予算の執行等の状況等について，聞き取りを実施をいたしております。その中でも，事業内

容の改善，工夫はもちろんのこと，補助対象経費になじまない支出項目等の是正など，補助団体として努力されている状況でございました。今後とも，補助事業等につきましては，3年以内の再評価期間を設定し，市民と協働した地域社会づくりの友好的な手段の一つとして活用できるよう，常に見直しを実施してまいりたいと考えております。なお，昨年度補助金等の見直しで生み出された財源を基に，提案公募型補助事業として16の事業が採択をされております。この採択された団体の中には，昨年度の評価見直しにおいて補助金が縮小，または廃止された3団体が新しく事業を企画したり，今までの事業内容を大幅に改善するなどして再チャレンジした4事業が採択をされております。

- 1 1 番議員（岩崎亥三郎） 説明責任と申しますか，各団体，各組織にですね，説明を理解してくれた，了解をいただいた上でこういう形になったということですが，単年度でその結果が現れるものではないというふうに思いますけれども，今後の共生，協働そういうことを考えますと，やはり，その各種団体の動きというものには注意深く見ていく必要があるのではないのかなと思うわけですが，そのような考え方についてはどのように思われますか。

市民生活部長（新村光司） 提案公募型の補助事業の今後の事業をどのように考えているかというようなご質問でございますが，提案公募型補助事業は，平成19年に補助金の評価・見直しを行った際に，市民協働のまちづくりへの転換が求められていること，市民が主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりが必要であること，補助金見直しは，補助金額の抑制が全てではないことなどの観点から，指宿市提案公募型補助事業に関する要綱を平成19年12月に定め，平成20年度から事業導入したところでもあります。平成20年度実施事業につきましては，20の団体から23事業の応募があり，主管課と関係課による書類審査を基に，行政評価委員会におきまして，事業の公益性や補助金を交付することの妥当性について，慎重に審査を行ってまいりました。その結果，16事業を採択し，今年度事業が実施されております。今後，本事業が更に広く市民に浸透し，多くの市民団体から様々な提案をいただき，市民と行政との協働のまちづくりが推進されるよう周知・広報に努めてまいりたいと考えております。そのためにも今年度実施していただきました事業の評価や成果などについて検証を行うとともに，実施団体からも成果や今後の課題などの自己評価，行政に対する意見なども出していただき，成果報告として広報等で周知する予定でもあります。市としましては，今後更に市民が主体的にまちづくりに取り組む機運が醸成されるよう，本事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

- 1 1 番議員（岩崎亥三郎） 20年度の補正予算の中でですね，今回の議会ですが，提案公募型事業の事業費の減額補正が提案をされたわけでありまして。補助事業のこういう見直しをする中で，それに変わる，やはり，一つの大きな目玉事業としてあったわけですが，それが，大幅とは言いませんが，大きい額が減額補正をされているわけですが，いろいろ状況，理由はあるんだろうというふうに思いますが，目玉事業としては少し寂しいのではないのか

と思うわけであります。このことをどのようにとらえるのかということとですね、今、部長の答弁をいただきましたけれども、もう少し努力していきたいということではありましたけれども、やはりですね、ほんとのまちづくりということを考えたときの一つの目玉事業として据えてるのではないのかなというふうに思うわけでありまして、それに対しまして、市民の参画、また、協働の一つの形になるのではないかと期待を、私もしている一人であります。今後の対策ですね、今年の予算は、前年度の予算よりも低いわけでありまして、そこらあたりも含めてですね、どのように考えて、どのように充実していくのか、もう一度答弁の方をよろしく願いをいたします。

市民生活部長（新村光司） 平成21年度のこの提案公募型補助事業につきましては、当初700万円を市民協働課としても予定をしておりました。しかし、既に、平成21年度の事業につきましては、応募をしていただき、現在審査中でありまして、その応募件数が16事業申請されております。この金額が420万6,600円でありまして、当初予算としては700万円を想定いたしておりましたけれども、250万円減額して450万円を予算計上したものでございます。なお、22年度におきましても700万円相当程度の、この事業の予算を計上する予定でございます。今後のこの事業の進め方についてでございますけれども、提案公募型補助事業の今後の進め方につきましては、平成20年度実施事業の成果に対する評価や今後の課題の検証を十分に行うとともに、その結果を公表いたします。また、それらの結果を踏まえながら、複数年に渡り、継続して実施する事業につきましては、事業の発展性や団体の自立した財務計画の下で、より充実させて実施するための取組の要請、さらには、事業実施の過程での関係課との連携強化など、他市の事例等も参考にしながら、制度自体の見直しも含めた検討が必要であろうかと考えております。市民の自主的な市政への参画を促し、市民主体のまちづくりをより一層推進していくために、この事業を積極的に市民へ周知するとともに、職員にも十分な説明を行い、意識醸成を図ってまいりたいと思っております。その上で市民と行政が対等なパートナーとして、情報の共有化を図り、相互理解の下で、役割分担をしながら、様々な場で連携、協働した取組が進められるよう、既存事業の協働化や新規事業の創出など、制度の更なる発展に努めてまいりたいと思っております。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 基金のあり方について、お尋ねをいたします。20年度末で一般会計の財政調整基金が3億8,000万円ほどあります。これは非常に少ない額だというふうに思うわけでありまして、基金がいろいろある中で、合併まちづくり基金が今年度、21年度2億円ほどの積み増しをし、12億ほどになるようであります。また、先程、市長が言われましたけれども、本年度事業計画の中で、予算の中で、有利と言われます起債事業で24億ほどの起債による事業計画しているようであります。しかしながら、合併まちづくり基金も有利とはいえ、やはり、借金ではないのか、このような形でしか基金の造成はできないのかなというふうに思うわけでありまして。持続可能な運営ということを見ると、これでいいのかなという

感じがいたします。自分の力で自立するという考え方が必要ではないのか。地域活性化生活対策臨時交付金で補正が生まれ、たくさんの事業が今回出されました。国からの補助金、交付金頼みという形を脱出するためにもですね、そのように考えるわけであります。これについてお考えをお聞かせください。

総務部長（鶴窪吉英） 基金につきましては、本来、予期しない収入減や災害発生等の予測できない事態に備える年度間調整の財源として、また、市債の償還など特定の目的のための財源として重要であるというふうに考えております。しかしながら、合併時に、住民サービスは高く負担は軽くを基本理念に、事務事業を調整してきたことや、三位一体改革等により、予想をはるかに上回る規模で地方交付税や、臨時財政対策債等が削減されたことから、歳入・歳出予算の不足額を補うため、多額の基金を取り崩さなければならない厳しい財政運営を強いられてきました。そのため、基金残高は年々減少し、このままでは基金が枯渇するという厳しい現状となっているところでございます。このようなことから、歳入に見合った歳出構造への転換を着実に図るため、予算編成に一般財源の枠配分方式を導入するなど、集中改革プランに基づいた歳入の確保や、歳出削減策を進めております。また、財政調整基金などの財政調整に活用可能な基金からの繰入額についても、当該年度の決算剰余金積立金以下に抑えられるよう、計画的な事業実施に努めることとしております。また、将来の財政負担に備えて、合併まちづくり基金もプライマリーバランスを図りながら、限度額の18億円まで造成する計画でもあります。この合併まちづくり基金は、合併特例債の活用により償還元金の70%は交付税措置されることから、実質3分の1の負担で基金造成ができるもので、償還元金の範囲内で取り崩しは可能であり、合併に伴う住民の一体感の醸成並びに個性ある地域の活性化及び均衡ある発展に資する事業に活用ができるものでございます。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 次にですね、義務的経費の中の人件費という部分についてお尋ねをいたします。新給与体系の採用、人員の削減等によって人件費も年々下がってはきております。民間に厳しい風が吹く中、本市も管理職、職員の給料に対し3%カットがされております。この状況をどのように捉えられておりますか。県は6%カットということも言われておりますが、その辺も併せてお答えいただきたいと思っております。それとですね、これは一括して質問いたしますが、地域住民のために役所があり、役人、職員が存在するというこの当たり前のことが、当たり前に行われれば問題はないというふうに人件費の部分については私は考えております。役場の人たちは頑張っているよね、我々のために頑張っているよねという、市民の評価はもっともっと高まることを期待したいと思っておりますし、また、そのことが人件費はどうのこうのという批判にもこたえていくことじゃないのかなというふうに思います。ゼロ予算事業と言わずにですね、行政全般に渡って、その姿勢が必要だと思うのですが、どうでしょうか。仕事に対するコスト意識は皆さんお持ちだと思います。職員の意識改革は重要な点だというふうに考えるわけですが、このことも併せてお答えをいただければと思います。

総務部長（鶴窪吉英） まず、義務的経費に占める職員人件費の割合でございますが、平成21年度当初予算における義務的経費は107億606万6千円のうち、一般職員の人件費の占める額は39億9,681万5千円で、その割合は37.3%でございます。更に、この職員人件費の額を平成18年度から平成20年度までの額と比較した時の数値でございますが、平成18年度に対しましては、4億5,510万円の減、平成19年度に対しましては、2億7,870万円の減、平成20年度に対しましては、9,280万円の減というふうになっております。これは、組織の再編や事務事業の見直しなどの効率的な行政運営を行うことによって生じた職員数の減、あるいは平成18年7月に実施した新給与制度への移行によりまして、全体として4.8%の給与水準が減少したということでございます。それから、現在実施している特別職や一般職の給与の削減、これらが主な要因となっているものでございます。本市の行財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、いろいろな方策により行政改革を推進し、財政の健全化を図っていく必要があるというふうに考えております。その中でも、職員人件費の縮減は重要な取組の一つであると考えていますので、平成21年度に策定予定の第2次集中改革プランにおいて、これまで行ってきた職員数の削減などの職員人件費の抑制にかかる取組について検証するとともに、更なる改善策を講じていかなければならないと、こういうふうに考えております。

次に、職員のコスト意識の改善や業務への効率的な取組姿勢についてのご質問でございますが、現在の地方自治は、非常に厳しい財政状況に加え、地方分権や少子高齢化、環境対策など、その取り巻く環境が大きく変化してきており、市民ニーズの多様化等、大きな課題が山積しております。そのため、地方自治体の職員には、市民目線で業務を遂行する能力やコスト意識、チャレンジ精神等を兼ね備えた職員が求められており、併せてそのような職員の育成が急務であると考えております。本市では、平成20年7月に、行政と職員自らがそれぞれの役割を担いながら、職員個々の資質、能力の向上を図るための取組を定めた指宿市人材育成基本方針を策定し、働きやすい職場環境の整備、各種研修の実施、職員の適材適所への配置等の具体的な取組を実践しながら、職員個々のレベルアップに努めているところであります。職員の人材育成については、これまでもいろいろな取り組んできているところでありますが、今後においても、そのことと平行しながら職員の意識改革やモチベーションの高揚などについても更に取り組んでいきたいというふうに考えております。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） それでは2点目のですね、自治体経営についてということで伺いたいと思います。施政方針の中でですね、持続可能な自治体経営に努めるとともに、市民が意欲を持ち主体的にまちづくりに参加できる体制づくりを目指すとあります。また、地方自治は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的総合的に担っていくとあります。よく自治体経営と市民生活重視ということで対比されるわけですが、このどちらかを優先するという話ではないというふうに考えます。持続可能な財政運営、自治体経営を最優先して、市民生活サービスの充実が2番目3番目になるといって、また話が

少し違うと思いますが、役所の経営が豊かになること、楽になることが目的ではなく、住民が豊かになるような視点がこの財政運営には、特に必要ではないのかなというふうに思います。すなわち、財政重視、自治体経営だけに視点がいくと、市民サービスが落ちてくるのではないかと懸念をするわけですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

市長（田原迫要） 自治体経営についてのご質問ですが、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであります。国のことを国家、国の家と書きますが、国も地方自治体も一つの家だと、私はいつも思っております。そういう意味で、市民生活だとか、福祉の向上という視点と、そして、地域の産業振興という視点、この2つの視点に立って、効率的、効果的にお金を使っていかなければいけないと考えております。国も地方も総額でいいますと、大体87兆円ぐらいの税収があるようです。消費税だとか、アルコール全部入れて。それが今、全体として6割ぐらいが国、そして、4割ぐらいが地方税なんですありますが、それを5対5にしようとか、あるいはそのための抜本的な税制改革をしようというのが三位一体改革の趣旨だったと思います。そういう中で、基本的には、地域の諸産業、農業、漁業、観光、商業含めてであります。これが元気で活力がないことには、当然、税収も増えないわけであります。その税収を基本にしなが、社会福祉、教育、あるいは社会基盤の整備、さらには、産業振興というふうにして良いサイクルが生まれてくるわけですが、昨今の経済情勢は非常に厳しい状況でございます。先程申し上げましたように、国も地方も800兆円からの借金を抱えて、一方では、少子高齢化の進展、医療費や介護、福祉費などの増嵩など、歳出を増やす要因は目白押しでございます。一方、先程申し上げましたように、地方分権は進んできておりますし、三位一体改革もそれなりに進められてはいるのですが、残念ながら、それに見合う財源が地方に移されてないというのが実情であります。そのような中で、本市においても、予想を上回る地方交付税削減だとか、景気後退による市税等の減収など、厳しい状況があるわけでございます。そういうことで、本市では、持続可能な財政構造を確立する必要があることから、行財政改革に、まずは取り組んできたところでございます。一方、地方を活性化するには、先程申し上げましたように、地域の諸産業の振興も重要であります。地域の諸産業が栄えてはじめてまちも元気になると思いますので、資源リサイクル畜産環境整備事業、あるいは降灰対策事業などの農業振興、あるいは山川港の特産市場活お海道による地産地消の推進などに取り組んでいるところでございます。もう一つですが、重要なことは、男女共同参画社会とか、地方分権推進とか言われますが、これはある意味では、今地方も非常に厳しい状況にありますので、単に行政だけではなくて、市民の力をどう使っていくか、どう活用していくかということであろうと思いますし、男女共同参画社会の実現も声高に叫ばれておりますけれども、これも究極的に言えば、老若男女を問わず、みんなが頑張る地域づくりということであろうと思いますので、その観点から、市民力の向上ということが大事だろうと思ってお



ります。NPO活動だとか、共生・協働、そういう活動を更に推進していくことが重要であると認識しております。幸い本市には、菜の花マラソンで培ったホスピタリティあふれる人々や、先程来申し上げておりますが、篤姫ボランティアガイドにしても、環境対策に取り組むNPO法人にしても、各種の市民活動がなされております。4月には、山川港にまち歩きガイドも発足する予定であります。そのような市民活動を支えるために、認証制度や提案公募型補助事業の実施、人材や既存施設などの資産や情報、あるいはネットワーク等を生かすゼロ予算事業のスタートだとか、そういうことをいま取り組んでいるわけでありまして。一方、もう一つの人材育成という点では、議員からもご指摘がありましたように、市の職員の能力アップ、人材開発であります。毎年、市の職員にはキーワードを渡して頑張ってもらってますが、今年のキーワードは矜持というのを渡しました。つまり、誇りと自信を持って頑張っていたらこうということでありまして。常々、自分たちのまちは自分たちで造ろうと言い続けておりますけれども、地域の持つ特性や潜在能力を活かして、持てる人材と資金を十分活用して、市民と行政が共生・協働の取組を進めることが大切でありまして、それを通じて、ふるさとの未来を築いていくべきだろうと思っております。そういう観点で、自治体経営を進めていくのが、これからの時代の自治体経営ではないかと、そのように考えております。

- 1 1 番議員（岩崎亥三郎） 財政と産業育成、この二つを両立させるといふこと、それから、市民力の活用といふこと、もろもろありましたけれども、やはり、いろんなこの社会的状況の中でですね、変化の中で、市民のニーズ等の変化も大きいわけでありまして、そういうことを考えればですね、常に、この財政改革、行政改革といふのはやり続けていかなければならないといふふうに思います。先程の質問の中でも、そのようなお答えもありましたけれども、変化し続ける自治体といえますか、そういうことでないといけないのではないのかなといふふうに思っています。錦の御旗を持ってやっていくことではないのかもしれない、地方を元気にするためにはですね、行政が、それを担う職員がですね、それぞれに哲学を持って知恵を働かせること、住民のためによりよい政策を立案実行していく、その姿勢といふことが今後の自治体経営にとっては非常に大きなことなんだろうなといふふうに思います。市長の方もそのような認識でお答えになったのかなと思っておりますが、儉約と殖産という言葉があります。江戸時代のある藩の藩財政を立て直した大名の方の、その心情といえますか、そういうことみたいですが、やはり、そこにですね、そういうことがないと市民を巻き込んだ改革は進まないのではないのかなといふふうに考えるわけでありまして。また、それに向けて、リーダーももちろん大事でしょうけれども、役職員、役場の職員、そこらあたりもですね、一体となって、そのことにあたらないと、この効果は上がってこないのかなといふふうに考えるわけでありまして。そういうことでですね、先程、市長が答えられた分と重なる部分ですので、この部分についてはお答えはよろしいかなといふふうに思います。そういうことを私自身も強く思っております。

次にですね、教育の方に入りますが、先程、国語教育の充実ということでお尋ねをいたしました。ゆとり教育の見直し、学力重視の方向と重なって学校も大変だなと思うと同時にですね、日本の文化、日本人としての誇り、その基本となる言葉を含めた国語力の強化について、読書活動の強化などの話がありました。また、国語教育を学校教育の中核にすえた全教育課程の編成が必要であるというお話もありましたけれども、その中でですね、何か具体的に示せるものがあるのかどうかということと、併せましてですね、この新しい学校教育基本法、あるいは新学習指導要領の中で、この国語力の見直しということが盛り込まれてきた一つの経緯として、世田谷区が特区制度を使いまして、日本語教育ということに取り組みられた経緯がございます。そのこと取組が、この新しい教育基本法の中に盛り込まれてきたようではありますが、世田谷区は、19年度からですかね、20年度からですかね、日本語教育という国語とは違う日本語という教科を設けて、これも年間35時間、中学生では70時間という形で特別にそういうカリキュラムを組んでいるようではありますが、その時間を確保して、日本語教育としての独自の取組が行われているようではありますが、このことも含めてですね、指宿で、そういう何かお考えはないのかですね、そこらあたりについてお話を聞かせていただければと思います。

教育長（田中民也） ご指摘のように、今日の児童、生徒の確かな学力の定着ということは大きな課題となっているところでございます。特に、コミュニケーション能力や読解力、そして、思考力、判断力、その定着が十分でないという指摘がありまして、私どもも重点課題として位置づけ取り組んでいるところでございます。議員ご指摘の世田谷区取組につきましては、教育特区の認定を受け、従来からの国語科に加えまして、日本語教育、特に、言葉科という教科を設定して、そして、小学校で週1時間、中学校で週2時間というような授業を行い、国語力の育成に努めていると、このようにお聞きしているところでございます。本市の学校におきましても、特設の時間を設定しているわけではございませんけれども、年間、国語の授業が、低学年で280時間、中学年で235時間、高学年で180時間、中学校で140時間という国語の授業のほかに、全教育活動や他教科におきまして、国語力の育成に全職員であたっているところでございます。具体的にどのような取組をしているかということのお尋ねでございましたので、若干具体的になるかもしれませんが、述べさせていただきます。具体的には、理科の最初に例をとりますけれども、実験結果を分析して文章にまとめる学習、それから社会科で作成したレポートを発表する学習、音楽、図画工作、美術、体育におきましては、体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを使って表現する学習などを実践しております。各教科におきます国語力の向上の取組は、その教科自体の目標を達成するためにも大変意義があると考えているところでございます。また、学校行事や体験活動などの感動、感想を文章でまとめさせたり、積極的に話し合い活動を取り入れたりするなど、話す、聞く、読む、書く、この言語活動の充実を図っているところでございます。また、言語活動の充実

にあたりましては、特に、中学校は教科担任制でございますので、中学校、高等学校の国語科以外の教師が、その言語活動に対します認識を深めるとともに、各教科の指導計画にこれらの言語活動を位置づけた授業構成に努める必要があると、このように考えております。また、当然でございますけれども、家庭や地域と十分連携して、児童、生徒の確かな学力を育み、そして、人格や人間関係の形成を担う国語力の育成に努めてまいりたい、このように思っております。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） コミュニケーション能力という関係からですね、是非、この国語力の充実ということには力を入れてもらいたいなというふうに思います。

次にですね、人間として生きる力を身につけさせる教育ということで通告をしてございます。先般、校区の公民館で行われた立志式に参加をいたしました。その席で、中学2年生の生徒がこれまでの体験を通してこういう目標を持って生きたい、職業につきたいという作文発表がありました。立志式があるから作文を書いたということではなくですね、それまでの体験、自分の身近な人の生き方、考え方などを見て感じて書かれたものであろうと思います。以前は、山坂達者の運動とかいろいろありましたし、現在もいろんな体験塾等を含めてですね、いろんな活動が子供を中心に行われておりますが、人としての生き方、人間としての生き方を、心の持ち方をいま一度、この節目の時に考えさせる必要もあるのではないかとこのように思いました。郷土の先輩、先人の考え方、生き方を研究することも大切ではないかと思うわけであります。ゆとり教育から脱して学力重視というような形で大幅な学校の見直し、学校の授業の見直し等もあるようでありまして、なにもかも学校の方に期待するということはできないのかもしれませんが、福井県においてはですね、この中学2年生に福井県、以前の福井藩ですね、福井藩の幕末の志士であります橋本左内、西郷隆盛さん、隆盛さんという言い方おかしいですが、西郷さんとも親交のあった方だそうでありまして、この人が15歳の時に表した「啓発録」という書籍があるそうですが、そのことについて、その人の考え方なり、生き方なりを研究さして、それを立志式に、そのことについて発表していくという形をとっているようであります。そのことが直接関係があるのかどうか分かりませんが、そのような取組、そのような考え方というのが、その福井県の学力の全国的なランクを見ましても、常に上位にあるということとも、若干つながっているのかなというような見方もあるようでありますが、そのことを含めましてですね、そのような取組を学校の中で、中学2年生の、その時点でですね、何かできないのかどうか、そのことについて、お話をいただきたいと思っております。

教育長（田中民也） 変化の激しい時代を、一人一人が自立的に生き、自己の可能性を切り開いていくためには、人生の目標、すなわち、志を持つことが大切であります。人は社会におきまして、他者を思いやる心や、社会貢献の精神を持って多くの人と関わる中で、共に生きるという実感を得、それが自信や意欲につながると思っております。学校生活や家庭生活、社会生

活における様々な経験を通して達成感や成就感を味わい、他者と体験を共有することで、児童、生徒に生きる力が育まれると考えております。本市では、郷土の偉人に学び、志を高く掲げ、生きる力を育む地域丸ごとの教育を推進し、いぶすきふるさと探検隊や郷中わくわく体験塾などの体験活動に取り組んでおります。また、ロックハンプトン市への中・高校生の海外ホームステイ事業や、姉妹都市などとの青少年交流事業を通して、心豊かでたくましい青少年の育成に努めております。各学校では、議員ご指摘のように、立志式を迎える中学2年生が、郷土の先人濱崎太平次の生き方に学び、自己の生き方を見つめ直す学習、具体的にはここでも作文を書かせておりますけど、これを行っております。また、社会や企業で活躍されている方を招き、講演会などを開催しております。今後も、郷土を知り、郷土の先人である篤姫や前田利右衛門、前田正名などに学び、児童、生徒に生きる力を身につけさせる教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時19分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、横山豊議員。

8番議員（横山豊） 8番、こんにちは。3月31日をもって定年退職をされます方々に対して長年市勢発展のためにご尽力いただき、心より感謝を申し上げます。今日まで培ってこられた豊かな経験を活かし、今後とも市勢発展のため、また、地域発展のためにお力をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

本市の子供たちにはいつもエールを送っておりますが、3月に開催されます、第26回九州中学生バレーボール選抜大会へ、南指宿中学校女子バレー部が、県の代表として15年ぶりに出場が決まっております。選手の皆さんのご健闘を心よりお祈りいたします。では、通告に従いまして、順次、質問させていただきます。学校教育について、お伺いいたします。1番目に、指宿商業高校についてお伺いいたします。全校生徒の半数が鹿児島市の生徒と聞いておりますが、本市の子供たちが昨年同校を受験し、不合格になった子供たちが10名ほどいたと聞いております。昨年は競争率も高かったと聞いておりますが、ここ1・2年の受験者の地域割合はどのくらいなのか、また、今年の合格者の割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。合併時、負担は低くサービスは高くが目標だったと思いますが、合併後、各種料金が、若干であります。上がりが、負担が増えております。その中で、住民サービスは維持できているのか、また、徹底されているのかお伺いいたします。これで1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。行財政改革について職員の住民サービスは徹

底されているかという点から、合併後の状況を含めての質問をいただきました。地方分権の推進や少子高齢化、高度情報化社会の到来等により、地域における地方公共団体の役割はますます重要になっております。また、複雑・多様化した行政ニーズに適切に対応していくため、地方自治体の職員には、従来より高い能力が求められるようになってきております。一方、近年の厳しい財政状況の中で、ほとんど全ての地方公共団体では定員削減が進められており、本市の場合もまた同様であります。そのような減少傾向にある職員数の中で、地方公共団体が住民ニーズに的確に対応した行政を進めていくためには、職員の持つ多様な潜在能力を引き出し、その資質、能力の向上を図り、時代が必要とするサービスに適應できる能力を備えた職員へ育成することが重要であります。そのため、本市では、平成20年7月に、行政と職員自らがそれぞれの役割を担いながら職員個々の資質、能力の向上を図るための取組を定めた、指宿市人材育成基本方針を策定し、働きやすい職場環境の整備、各種研修の実施、職員の適材適所への配置等の具体的な取組を実践しながら、職員個々のレベルアップに努めているところであります。市といたしましては、安定した住民サービスを提供していると思っておりますが、今後とも、住民サービスの維持向上のために、組織の見直しや研修の充実を図り、職員の意識改革と資質の向上に努めていきたいと考えております。以上です。

教育部長（屋代和雄） 指宿商業高校についてのご質問でございます。指宿商業高等学校の受験者の内訳につきましては、平成19年度は市内が93名、市外が137名で全体の40%が市内の受験者でございます。合格者は全体の45%が市内の受験者でございます。また、平成20年度では市内が109名、市外が154名で全体の41%が市内の受験者であり、合格者は全体の51%が市内の受験者となっております。そして、平成21年度についてでございますが、募集定員数200名に対しまして、受験者数は、平成20年度比では58名減の205名となっております。その内訳でございますが、市内が65名の32%、市外が140名の68%でございます。合格者についてでございますが、市内の合格者65名は全員合格をし、率としては全体の33%を占め、市外は135名の合格者で全体で67%というふうになっております。

8番議員（横山豊） 学校教育について、先にお伺いいたします。指宿商業高校の受験者数を聞いたわけですが、指宿市内の方が少なかったように思いますけれども、昨年何人が落ちてですね、市内の学校側の先生方も、若干萎縮したのかですね、学校を振り分けて、指宿商業高校を受験させたように思っております。基準はですね、ちょっと上げたなというような思いがあるわけですが、この中で、できればですね、指宿市立ということですので、この市外からの定員枠を設ける考えはないのか、指宿の子供たちができるだけ指宿市の学校ですので、そういうところで学べないか、そういうことですね、市外からの定員枠を設ける考えはないのかお伺いいたします。

教育部長（屋代和雄） 公立高等学校入試につきましては、県の教育委員会から示されている

鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱により実施をしているわけでございます。商業科の学区につきましては、生徒の多様な学習ニーズに対応した学習選択の機会を提供することが強く求められていますことから、出願資格につきましては、中学校を卒業する見込みの者、または卒業したものとあり、住所要件はうたわれていないところでございます。また、市内における中学校卒業生は年々減少してきている中に、受験者数については、20年度は市内中学校からの合格者が半数となつてはおりますが、これまでは5割以上が市外からの受験者でございました。本来、入学者選抜につきましては、高等学校における各教科・科目を履修するために、一定の学力を備えていることが条件でもございます。したがって、市外からの定員枠をつくることは難しい状況でございます。現在、指宿商業高校の推薦枠といたしまして、募集定員200名の20%、40名の枠を設けているところでございます。20年度におきましては、市内から19名、そして、21年度は12名が合格をしております。今後もこの制度を活用し、多くの生徒が受験していただくように、各中学校に対しまして、推薦入学制度の啓発運動にも努めていきたいというふうに考えております。

8番議員（横山豊） 定員枠を設けない、考えてないということなんですけども、先程申しましたように、市内の中学校でですね、昨年の件があるわけでございますけども、水準を上げたということもでございます。中学校はですね、各学校に受験を変更したり、そういった子供たちもいたと聞いております。せっかく指宿市立の高校ですので、本当にできればですね、地元の子供がたくさん通って、地域に貢献できればなというふうな思いがあるわけですが、そこでちょっとお聞きいたしますけれども、指宿の子が落ちるとですね、鹿児島の方に通学をされていると、昨年の子供が何人かいるということなんですけども、やはり落ちてしまうとですね、鹿児島まで1時間ちょっとかかってくるわけですね。先程もありましたように、鹿児島の方から結構受験者が出てくるわけですが、谷山方面が多いと聞いております。谷山の子は落ちたらですね、目の前に情報高校というのが5分ほど歩いたらあるわけですね。そういった時に、指宿市立ということですので、できれば、そういった配慮が、できればなというふうに思いますが、設けないということですので、これは県との話し合いも出てくるんじゃないかなと思いますので、あんまりそこまでは言わないようにしたいと思います。

次に、第一志望校を受験し、不合格となった子供が、今では、昔はなかったんですけども、二次募集で他校を受験できるというふうに伺っておりますが、指宿商業高校ではそういった不合格者の二次募集の受け入れなどはどのようにされているのか、お伺いいたします。

教育部長（屋代和雄） 第二次入学者選抜についてでございますが、これも県の教育委員会の入学者選抜実施要綱に、方針といたしまして、第一次入学者選抜で不合格になった生徒等に対して、再度受験機会を持ち、学ぶ意思を持つ者に教育の機会を積極的に提供するとともに学校の活性化を図るというふうなところでございます。そして、実施する学校、

学科及び募集枠につきましては、第一次入学者選抜の合格者数が募集定員に満たない学科において、実施をするものとするというふうにご利用いただいております。資格でございますが、この資格につきましては、第一次入学選抜で不合格となった学校の同一学科には出願はできませんが、本県の公立高等学校を受験をし、合格しなかった者。ただし、私立高等学校に合格をし、入学手続きをした者は出願できないというふうになっております。指宿商業高校につきましては、21年度におきましても、募集定員を満たしておりますので実施はいたしません。参考として、市内の県立の二つの高等学校の状況を申し上げますと、指宿高校は11名、山川高校は園芸工学・農業経済学科におきまして、10名の募集定員で第二次入学者選抜を実施することとさせていただきます。指宿商業高校も、今後、この定員数に満たないという事態になりましたら、第二次入学者選抜を実施したいということとさせていただきます。以上でございます。

8 番議員（横山豊） 指宿商業高校は定員一杯ということ、二次募集はないということなんです。今後、児童数がどんどん減ってきているということもございまして、定員の200人を割る可能性も出てくるわけですが、そういったときには二次募集の受け入れをするということなんでしょうか。

教育部長（屋代和雄） その通りでございます。

8 番議員（横山豊） 経営のためにもですね、児童が一杯入るのが一番いいと思いますので、そういった形になった時には二次募集をするということですので、分かりました。

次に、指宿商業高校は数年前までテニス、野球は、スポーツ関係で有名な学校だったと思いますが、ここ数年、若干低迷しておりますけど、指導者の先生方の取組でですね、少しずつですが昇り調子になってるんじゃないかなと思います。指宿商業高校をなんとかですね、特色ある学校として、各スポーツ部の強化をしたり、それから、県下周回伝がまた12地区になるというような話を聞いております。指宿市単独で出ないといけないということですね、強化を図るためには、この指宿市立指宿商業高校をうまく活用していただいて、県下周回伝の選手を地元で育成強化することによって、その子供たちが地元大会や地元で開催されるいろんな行事に参加できるんじゃないかなというふうに思っているところですが、この指宿商業高校の子供たちをですね、地元の大会や各種大会など、ボランティアに参加することによって、地域に溶け込んだ活動ができるんじゃないかなというふうに思いますけれども、指宿高校が進学校ならばですね、指宿商業高校はスポーツや文化活動をうまく活用して、もっと生かせないかお伺いいたします。

教育部長（屋代和雄） 平成20年度の指宿商業高校の部活動の状況について、ご説明を申し上げます。文化系が10部、体育系が15部で計25部、部活動の部があるところでございます。生徒の加入率は71.5%となっております。各部とも年々自力をつけておりますので、県大会、九州大会、全国大会出場と実績が上がってきているところであります。20年度の実績で申し上げますと、ソフトテニス、ワープロ、簿記部が九州大会、全国大会に出場しております。

また、英語スピーチコンテストや生徒研究発表においても、すばらしい成績を収めております。なお、各種検定につきましては、本年度は、3種目以上の1級取得者が25名出ており、上級取得者が年々増加をしてきているところでもございます。全ての部に専門的指導者が配置されているわけではございませんが、生徒たちのニーズに合った体力、競技力向上を図るために、正・副顧問、二人制の体制で指導するなど、部活動の活性化に努めているところであります。生徒の地域行事等への参加につきましては、篤姫関連の今和泉海岸、薩摩今和泉駅、今和泉島津家墓地の清掃に約330名、菜の花マラソンにボランティアとして約60名、そのほかに、宮ヶ浜海岸の清掃や指宿養護学校や老人ホームの運動会への参加、今和泉小学校へ出向いての読み聞かせボランティアなど、多くの生徒がボランティア活動に積極的に参加をしているところでございます。部活動の活性化と共に、各種の上級資格取得と合せまして、ボランティア活動など、知、徳、体の調和の取れた生徒育成にこれまで以上に努めてまいりたいというふうに考えます。

8 番議員（横山豊） 指宿商業高校の子供たちが養護学校の運動会、菜の花マラソンも何人か見かけました。ボランティアとして頑張っているんだなというふうな思いがあります。宮ヶ浜海岸の清掃もやってみたいです。それと、かつてはですね、トライアスロン大会もありましたけれども、今年復活をしますが、それにもまたボランティアで参加してくれるという情報ももらっております。ほんとにありがたいなというふうに思います。できるだけですね、こういった子供たちが地元に残ってですね、頑張ってくればなというふうに思いますので、これもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、市内に五つの中学校がございりますが、各学校の保護者や後援会の方々からよく指導者の確保はできないのかと、よく耳にするわけではございますが、運動部の部活動についてですね、指導者の確保について苦労してるように思います。部活動の意義について、どう考えているのかお伺ひしたいと思います。

教育長（田中民也） 中学校の運動部活動についてのご質問でございますが、運動部活動は、学校教育の一環として行われており、スポーツに興味、関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織されております。本来、運動部活動は、大会等で勝つために技術や競技力を高めるだけでなく、技能や記録に挑戦する中で、友人関係が深まり、集団としての連帯感や信頼関係が築かれます。また、スポーツの楽しさを味わい、充実した学校生活を送りながら、体力の向上や健康の増進など、心身の成長と豊かな人間形成を目指すうえで、意義のある活動でございます。このように、中学校の運動部活動は、生徒の主体性や学年を越えた人間関係など、平常の授業等にはない主体的な生徒の姿が見られ、生活態度にもよい影響をもたらす活動であると認識しております。

8 番議員（横山豊） ただいま部活動は授業の一環ということでございますが、授業の一環とするならばですね、スポーツの技術を持った指導者の先生方が行うべきではないかなという



ふうと思うわけですけども、よく耳にするのがですね、なかなか教えられない先生がやっていると、そういう礼儀作法も教えてくれないと、保護者や後援会の皆さんからそういったことを聞くわけですが、中学校の運動部の実態がどのようになっているのか、また、運動部の指導者を専門的経験のない教員の方が務めている例が多いと思いますが、このような現状はどのようになっているのかをお伺いいたします。

教育部長（屋代和雄） 本市の中学校におきましては、生徒の自主性や希望を尊重するなど、生徒が運動部活動に積極的に参加できるように配慮してるところでございます。また、生徒の実態等に応じた技術等の向上を目指し、お互いが協力し友情を深めるなど、好ましい人間関係が築かれるように適切な指導も行っております。現在の本市、5つの中学校の運動部の数でございますが、サッカー部、バレーボール部、野球部、バスケットボール部、剣道部など、45の運動部があり、最も多い学校では12部、最も少ない学校で3部でございます。その45の運動部には、全て顧問教員が配置をされており、その中で、技術指導のできる顧問教員が指導をする運動部は25部で、残り20部については、専門の技術指導者でない顧問教員が指導にあたっている現状でございます。また、外部指導者についてでありますけれども、現在、23の運動部の方で市内の27人の外部指導者の方に指導の協力をさせていただいているということでございます。

8番議員（横山豊） 中学校の部活動の顧問は学校の教員じゃないとだめだというふうになっているわけでございますので、学校の先生方にはですね、放課後、それから休日、一生懸命取り組んでもらっております。その中で、地域の方々からもその指導者がいないという部分もあるわけですが、こういった部活はですね、学校や地域、社会のためには、すごく活性化にいいと私は思うわけですが、指導者がいない場合には、学校支援ボランティアというのも各学校に、中学校にも配置してるんじゃないかと思っておりますので、十分ですね、連携を図っていただいて、そういった技術を持った指導者がいると思っておりますので、ボランティアにはなりますけれども、是非ですね、そういったところも連携をとっていただきたいというふうに思います。子供たちの思い出の中にはですね、よく子供たちにどんなところが思い出に残りましたか、中学校、高校どうだったというところでですね、中学校、高校での思い出はやっぱり部活動が多いんですね。大人になって壁にぶつかったり悩んだり、がむしゃらに練習に取り組んだ日々を思い出し、また、顧問の先生や仲間との出会いを、一つの一生の宝だと思っておりますので、こういった部活動をできるだけ指導者の先生方ができるように配慮をいただければいいんですけども、なかなか人事的に難しいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういう点はどうなんでしょうかね、教育長ですかね、部長ですかね、ちょっとお答えいただければ。

教育長（田中民也） 中学校の部活動におきましては、教員が顧問として指導しておりますけれども、専門的な技術指導のできる教員が不足していることも現状でございます。学校だけ

ではなかなか運営は厳しい状況も、私、認識しているところでございます。中学校における部活動の一層の活性化を図るためには、やはり、指導者の力量を高めることが大切でございます。このため、県や地区の競技連盟等で、部活動の顧問教員を対象とした指導者講習会などを実施しておりますけれども、このような講習会に、顧問教員が積極的に参加し、資質向上や指導力向上を図ることが重要と考えております。このほか、中学校間での合同練習でお互いの技能を高めたり、指導技術のできる小学校や高等学校の教員に協力をもらいながら、小・中連携や中・高連携を通した指導を行ったりするなど、工夫・改善を図ることも効果的であると認識しております。また、地域の方々が、中学校の運動部活動に外部指導者として参加することは、部活動を活性化させるための有効な方策でありまして、現在の各中学校の実態に応じ、地域の外部指導者を有効に活用して、運動部活動の一層の活性化を図りたいと考えております。そのほか、可能な限り人事異動におきまして、運動部活動の指導者教員の適正な配置等につきましても、県教委にも要望してまいりたいと、このように考えております。今後は、顧問教員の資質向上や指導力向上を図るとともに、地域指導者の発掘に努め、地域指導者と十分連携を取りながら指導に当たるよう、校長会等でも指導し、市内中学校の運動部活動の充実・活性化を図ってまいりたいと考えております。

8 番議員（横山豊） 子供たちの12歳から15歳のちょうど大事な時期ですので、指導者の先生方が来てくれたらいいなというふうに思います。部活動は体力、技術の向上や礼儀作法、集団生活の訓練や状況判断など、社会性を身につけることなど、これから社会に出て信頼される社会人に役立つ人や、それを支えてくれる人間形成の場だと私は思います。そのためには、やはり、熱心な指導者が必要だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、行財政改革についてお尋ねをいたします。合併時に、負担は低く、サービスは高くということが言われておりましたけれども、さすがに職員の方がですね、だいぶ減っておる関係で、サービスがなかなか行き届いてないのかなというような心配をしているわけですが、サービスにはいろいろあると思ひます。市民の方が市役所に訪れたときに、市民の方が一番最初に市の職員に対応するのが接遇だと思ひますが、市民の方からですね、対応が悪いとか愛想がないとか、分からないから聞いているのに懇切丁寧に教えてくれないとか、そういった市民の声をよく耳にしますが、全職員がそんな方じゃないと思ひますので、できればですね、全職員に徹底していただければなというふうな思ひがござひますけれども、それについてちょっとお伺ひをしたいと思います。

市長（田原迫要） 市役所の職員500名からおりますので、全てについて十分な対応はできないかも分かりませんが、市の職員の皆さんには、市民の目線で仕事をするように常々各種の研修等を通じて、その能力の向上、それから、サービスについても指導はしているつもりでありますけれども、ただ一部に、そういうことがあることも事実でござひます。今後、注意

しながら更に職員の研修に努めてまいりたいと思います。

8 番議員（横山豊） 市長の言うとおり、全職員がそんな対応をとっているわけではございませんので、何人かの方だと思しますので、できるだけ徹底していただければなと思います。民間の銀行に行けば、行員の方が、いらっしやいませと明るい声でですね、元気な声で挨拶をしてくれますし、帰りがけにはありがとうございますと言ってくれます。これは、すごく気持ちがいいものでございますけれども、こういった対応が、言葉は違ってても、市役所もやるべきではないかなというふうに思っているわけです。市民の方には、いろんな手続きに来られる、ここまでわざわざ足を運んで来られる方もいると思います。遠くは20分から30分かけてここに手続きに来られて、簡単な挨拶になりますけれども、元気な声でですね、いらっしやいませとか、お帰りの際は気をつけてとか言うと、帰りの20分30分が、すごく短く感じるんじゃないかなと。また、気持ちよく帰れるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、申告時についてですね、この合併の関係で、山川・開聞の支所の人が少なくなったということで、昨年度より人がいなかったせいなのか、冷たく対応が悪くなったというふうなことを聞いて、一般質問をしたわけでございますけれども、確定申告にはいろいろあるみたいで、たまたま茶封筒を持っていった方が、確定申告に行ったら税務署の方に行ってくれということで、そこから行くと20、30分かかるよということで、なんか冷たくされたみたいなのを言ったということなんですが、そういうことがあったのかですね、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

市民生活部長（新村光司） 確定申告会場におけます市民への対応の質問をいただきました。確定申告の必要がある人は大まかに言いますと、税務署から確定申告書が送付されている人、医療費・住宅ローン控除を受ける人、年度途中で退職して年末調整がなされていない給与所得のある人、年末調整後に扶養親族等に異動のある人、源泉徴収額が多く確定申告をすることによりまして、還付を受取ることのできる人などであります。また、年金受給者につきましては、税制改正により老年者控除、年金基礎控除等の見直しにより、年金から所得税を徴収されて、清算的申告が必要となり、確定申告をしなければならない方ですが、近年、年金受給者の確定申告者が年々増えてきているのが現状であります。確定申告は、基本的には毎年2月16日から3月15日までに、税務署で自主申告により確定申告を行うこととなります。税務課におきましては、住民税申告を地区公民館等において開催しておりますが、この申告は基本的に、確定申告の必要のない方々が中心となります。住民税の申告会場では、所得税の還付や、年金のほかに所得のある方など、比較的簡易な確定申告の受付も行ってありますが、受付をしてから確定申告書や納付書等を作成するまでに、かなりの時間を要することになり、住民税申告の方々に長時間待っていただいているのが現状であります。待ち時間等の解消のために、少しでも住民税の申告の方々と、確定申告の方々のすみ分けをしていきたいことか

ら、住民税の申告会場では、年金関係の申告の方々に対し、毎年2月上旬に税務署と市税務課と一緒に開催します年金所得者説明会への参加と、農業関係の確定申告の必要な方々に対し、3月上旬に市で指定する申告期間に来庁していただくよう、ご協力をお願いしているところです。年金所得者説明会での申告については、今年度も2月3日から6日までの4日間、税務署と市税務課と合同開催しておりますが、説明会への参加率は35%程度と少ない状況であります。このために、年金取得者説明会の周知と参加への呼びかけを更に徹底していくことで、確定申告及び住民税申告事務がスムーズに行えるよう配慮しつつ、住民サービスの低下にならないような体制づくりに心がけていきたいと思っております。

8 番議員（横山豊） いろいろな申告があると思えますけれども、今まで山川・開聞の方では、職員が懇切丁寧に教えていたということで、住民の方がすごくありがたがっていたということもございます。支所の方に行きますと、本当に人がいなくなって、税務課の方は3月は忙しいのかもしれませんが、いままでみたいですね、そういった住民との距離が近い、そういった手続きも手伝ってくれるということは、これから先できないのか、それをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

総務部長（鶴窪吉英） 住民サービスの向上を狙いとした、その具体的な取組について、ご答弁を申し上げたいと思えますが、平成21年度につきましては、支所内に総合窓口サービスチーム、これを設置する計画でございます。これは、効率的、効果的な住民サービス提供の実現と併せまして、住民の視点に立った窓口サービスの充実を目指し、支所内において課・係の枠にとらわれることなく、相互に連携しながら、地域住民の多様なニーズに対応し、便利で快適なサービス提供を行うために行なおうとしているものでございます。

8 番議員（横山豊） 確定申告でほんとに悩んでいる方もいっぱいいらっしゃると思えますので、是非ですね、手を差し伸べていただければなというふうに思います。

次に、この不況の中で、地域民間企業の給与と職員給与の実態についてお伺いしたいと思います。

総務部長（鶴窪吉英） 地域民間の給与と職員給与の実態をというご質問でございますが、鹿児島県人事委員会が平成20年10月に公表した県内民間事業所、この事業所は、事業所規模が50人以上の事業所であるわけでございますが、この民間事業所における平均給与月額、これが39万3,650円、本市の平均給与額が35万3,759円というふうになっております。また、本市居住の会社員やパートタイム労働者等、課税対象となる約1万3千人の市民給与所得者の収入を調査した市町村税課税状況等の調べによりますと、その平均給与月額は、28万3,250円というふうになっております。

8 番議員（横山豊） 人事院勧告のやつ民間企業の平均だというふうに思いますが、インターネットで調べるとそういった金額が出てくるようでございますが、指宿ですね、毎回言ってますけれども、こんな大きな企業あんまりないんですね。一番大きな企業と言ったら、私は、

頭の中に入るのは市役所ぐらいしかないのですよね、500人くらい体制があるところはここぐらいしかないと思いますけども、給与については、先般ですね、阿久根の市長がインターネットに出してしましまして、うちの田原迫市長はそういうことはしないでしょけれども、この阿久根市は、市長が結構面白いことをするのでアクセスをよくしてたんですが、当初、1月は3万から4万ぐらいしかアクセスはなかったんですけども、2月はですね、この職員給与の記載が出てから、インターネットを開いたら130万件くらいなってたんですね。あらずごいなと思ってですね、3月末の昨日現在では、155万件のアクセスになってたということでございます。なぜこんだけアクセスができるかというと、皆さん職員給与にすごく関心があるんですね。地元の方も今はインターネットが皆さんできますので、新聞等を見てアクセスをしたみたいですけども、こんなに市の職員はもらってるのかという質問をよく受けたわけですけども、中には、わっぜえもろちょいもんだという人がいました。なぜかと言うとですね、インターネットの中見ますと、50%以上が共済費を除いて700万くらいの年収があるというふうに出てるわけですね。ですから、指宿もそんなもんじゃなかなというふうに思いますが、この給与の平均が出てるわけですけど、民間でこのくらいの給料をもらっている人なかなかないと思うんですね。私が調べた中では、企業をおこして30年ぐらいたってるところを聞くと、20年勤めてることで、月大体22,3万と、年収で300万ぐらいしかないということなんです。それからすると、かけ離れた職員給与になっているのかなというような思いがしますが、今すごく指宿市は財政難になっている、どこの市町村もそうなんでしょうけれども、職員の方も、この給料については、もっと目を向けないといけないのかなと、3%でほんとに大丈夫なのかなという思いがするんですね。もし10%のカットがあれば、約2億円ぐらいのお金が浮くわけですね。事業の見直しを今すごく取り組んでおりますけども、事務事業の見直しをしたり補助金のカットをすると、誰が一番かわいそうなのかなと、誰にしわ寄せがいくのかなと、やはり市民だと私は思っておりますので、そういったことを踏まえて、給与の改革を行う考えはないのか、答弁的に一番苦しむと思いますので、部長、よろしく願いします。

総務部長（鶴窪吉英） 本市の職員の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準拠しながらも、1市2町の運用がそれぞれこれまで異なっておりましたので、これを合併時において統一した運用に改めたところでございます。先程、県内民間事業所と市町村税課税状況等の調べによる指宿市内の給与所得者の平均給与額をお示しをいたしましたけれども、市町村税課税状況等の調べの数値は、平成20年度に市県民税の課税対象となった市内の会社員やパートタイム労働者などを含めた、約1万3千人の給与月額を平均を示したものでございます。一般的に給与水準を比較する場合には、勤務の経験年数や年齢、勤務時間数、業務の内容等を考慮して比較をいたします。この課税状況における給与額は、そういったものを考慮して算出した数値ではありませんが、この額と本市職員の平均給与月額を比較すれば、本市職員

の平均給与月額の方が高いという結果になっております。現在、市では、職員の給料について、厳しい財政状況を考慮し、平成20年度と平成21年度において3%の削減を実施しているところでございます。この職員給料の削減は、市の財政を持続可能な健全な財政構造にするため、歳入に見合った歳出構造にする必要があることから、職員給与に対する市民感情等も考慮した上で実施をしているものでございます。今後とも国において進められている公務員制度改革による主旨や内容を踏まえながら、職員給与制度の適正な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。それから、職員の給与水準でございますが、ラスパイレス指数というのがあるわけですが、このラスパイレス指数に基づく給与水準というものは、本市の平成20年度のラスパイレス指数、これはまだ確定値ではありませんが、試算値で95.6というふうになっております。95.6は3%カットをした後での数値であるわけですが、この数値は県下18市の中で、第15位という状況であり、本市職員の給与水準は、県内他市と比較した場合に、低い状況にあるとそういうふうになっております。

- 8 番議員（横山豊） 基本的な考え方というのはどこの市町村にもあると思うんですが、給与体系についてですね、それを読みますと、今後においても、国・県、類似団体の民間企業における同種の職員の給与を参考にし、市民の理解と納得の得られる給与制度にするということなんですが、民間の企業におけるという、先程も言いましたように、民間の給料がそんなに高いものじゃないということですね。一通のメールがここにありますので、読みますけれども、私のところは社員200名を抱えている企業です。私は、取締役で経理部長をしています。市は違えども市の職員の給与にはびっくりしているということですね。ほんとにうらやましい限りですと書いてます。私の給料は月30万、年収360万、ボーナスはありませんということですね。経理課長さんが40歳、給料が25万で残業があるので330万くらいですというふうに書いてあります。女性の事務職員は月13万ですということを書いてありますね。こういうふうに書いてあるんですけども、ここには、給料の考え方については、企業における同種の職員給与ということですので、これからすると、全然違うと、だいぶ市民との格差があるんじゃないかなというふうな思いがございまして。ただ、財政を預かる市の職員の皆さんでするので、財政が苦しい中で、給料には手をつけないといけない、3%ほんとにいいのかという問題もありますので、ここは皆さん簡単に組合関係もあるのでなかなか言えないでしょうけども、ほんとに真剣に取り組んでいただかなければ、市民の方々にそういったサービスができなくなるんじゃないかなと心配をしております。なかなか答えづらいでしょう。こういった給料についてはですね、答えづらいと思いますので最後にしますけれども、本当にどこの自治体も財政が厳しい、直面していると思いますので、本市も同様、財政状況も極めて厳しい状況にあります。財政運営の大幅な改善を図らなければならないときではございますが、そのためには、市民もそうですが、財政を預かる職員の意識改革が重要だと私は思っております。意識改革の必要性を全職員の皆さんがご理解いただき、行政はサービス業であるとい

う認識を高く持っていただいて、常に市民の立場に立って考えていただければというふうに思いますし、また、行動していただければというふうに思います。全職員の皆さんが改革を考えなければ、なかなか難しい財政になっておりますので、是非頑張ってください、本当に市民に愛される市役所になっていただければというふうに思います。簡単でございますけれども、終わらせていただきます。

## 延 会

議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 前之園 正 和

議 員 大 保 三 郎

# 第1回指宿市議会定例会会議録

平成21年3月19日午前10時 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問



## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



## 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 下柳田 賢 次 | 2番議員  | 中 村 洋 幸 |
| 3番議員  | 東 伸 行   | 4番議員  | 竹 山 隆 志 |
| 5番議員  | 松 下 喜久雄 | 6番議員  | 濱 崎 里 志 |
| 7番議員  | 前 田 猛   | 8番議員  | 横 山 豊   |
| 9番議員  | 下川床 泉   | 10番議員 | 前 原 六 則 |
| 11番議員 | 岩 崎 亥三郎 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 吉 村 重 則 | 14番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 大 保 三 郎 |
| 17番議員 | 新川床 金 春 | 18番議員 | 高 田 チヨ子 |
| 19番議員 | 物 袋 昭 弘 | 20番議員 | 田 中 健 一 |
| 21番議員 | 木 原 繁 昭 | 22番議員 | 新宮領 進   |
| 23番議員 | 小田口 郁 雄 | 24番議員 | 六反園 弘   |
| 25番議員 | 森 時 徳   | 26番議員 | 新 村 隆 男 |



## 1. 欠席議員

な し



## 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長     | 田原迫 要   | 副 市 長       | 上曾山 満   |
| 副 市 長   | 番 匠 浩 一 | 教 育 長       | 田 中 民 也 |
| 総 務 部 長 | 鶴 窪 吉 英 | 市 民 生 活 部 長 | 新 村 光 司 |



|          |         |        |         |
|----------|---------|--------|---------|
| 健康福祉部長   | 秋 元 剛   | 産業振興部長 | 井 元 清八郎 |
| 建設部長     | 吉 永 哲 郎 | 教育部長   | 屋 代 和 雄 |
| 山川支所長    | 岩 崎 三千夫 | 開聞支所長  | 田 代 秀 敏 |
| 総務課長     | 吉 井 敏 和 | 企画課長   | 高 野 重 夫 |
| 行政改革推進室長 | 廣 森 敏 幸 | 財政課長   | 渡 瀬 貴 久 |
| 市民協働課長   | 上西園 耕 吉 | 長寿介護課長 | 迫 田 福 幸 |
| 農政課長     | 浜 田 淳   | 商工水産課長 | 野 口 義 幸 |
| 建設監理課長   | 石 口 一 行 | 土木課長   | 内 園 正 英 |
| 学校教育課長   | 豊 留 悦 男 |        |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局長   | 増 元 順 一 | 次長兼議事係長 | 福 山 一 幸 |
| 調査管理係長 | 上 田 薫   | 議事係主査   | 宮 崎 勝 広 |
| 議事係主事  | 吉 永 孝 行 |         |         |

開 議

午前10時00分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において新川床金春議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

18番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。2月25日の深夜に襲った雹被害、収穫時期を目前にしての大打撃に農家の皆様のお気持ちはいかばかりかとお察し申し上げます。心よりお見舞い申し上げます。また、市の職員やJAの皆様の素早い対応に感謝いたしております。100年に一度と言われる危機に直面した日本経済も75兆円規模の景気対策を盛り込んだ2008年度の第一次、第二次補正予算、2009年度予算及び税制改正を三段ロケットと位置づけて取組み、いよいよ予算が成立し、実施されようとしています。市民の皆様は、定額給付金、高速料金の引き下げ、子育て応援特別手当、そして妊婦検診の14回無料、中小企業対策など、次々に行われる対策にとても喜んでいるのではないかと思います。また、指宿市でも、私が一番最初に一般質問をさせていただきましたAEDも全小学校に設置されるようになるとのこと。本当に嬉しく思っております。ありがとうございます。それでは、通告に従い質問いたします。

まず、はじめに定額給付金についてお伺いいたします。いろいろと批判をされてきた給付金ですが、庶民の皆様は1日も早く待ち望んでいました。そして、やっと実現されようとしています。そこで本市の取り扱いについてお伺いいたします。原則振込み若しくは窓口扱いとなっておりますが、他市が行っているようなプレミアム付の商品券を発行するなど考えていないのか、お尋ねいたします。

2番目に、介護保険料についてお尋ねいたします。介護保険料の軽減のため、本市でもボランティアなど、いろいろと軽減できる方法を考えられないかお尋ねいたします。

3番目に、魅力ある街作りについてお尋ねいたします。以前、指宿駅前通りについての計画があったようですが、現在の魅力ある街作りについての進捗状況についてお伺いいたします。また、子育て応援特別手当については、聞き取り調査の中で補正予算に組み込まれてい

ることが分かりましたので、今回は質問は取り下げといたします。

以上、3点についてお尋ねし、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） おはようございます。答弁をさせていただきます。定額給付金についてでございますが、振込み若しくは窓口扱いとなっているが、ほかの方法は考えられないかというような質問でございました。この定額給付金は、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するものとして実施されるものです。この定額給付金事業の給付基準日は、平成21年2月1日であります。したがって、それ以降に死亡した方や市外への転出者も指宿市で給付することになります。本市での給付額の見込みについて申し上げたいと思いますが、基準日であります2月1日時点の情報を基に推計をしますと、対象者が4万5,864人。金額合計では7億2,240万8千円ほどになります。さて、その給付方法についてであります。国の方では口座振込みが原則とされております。口座を持たない方のためには、例外的に窓口等で現金給付をすることができるとなっております。したがって、以前に実施されました地域振興券のように、市が給付金を商品券に代えて交付することにつきましては、この定額給付金事業の中では認められていないというところでございます。

その他の質問については、担当部長から答弁をいたさせます。

産業振興部長（井元清八郎） 定額給付金に併せてプレミアム商品券の発行についてのお尋ねでございました。商品券事業につきましては、地元小売店舗の支援育成と消費者の市外流出防止対策のため、指宿商工会議所と菜の花商工会がそれぞれ実施いたしております。特典といたしましては、指宿商工会議所がイベント等において抽選を実施し、菜の花商工会におきましてはプレミアム商品券を発行するなど、地域に根ざした商品券事業となるための施策を実施しており、市といたしましても、それぞれの事業に対しまして補助金を交付し、支援をしてきたところでございます。今回の定額給付金の交付におきまして、全国で約40%の市町村がプレミアム商品券発行事業に取り組むようでございます。本市といたしましても、地域の景気刺激を図るために定額給付金の給付に併せて、10%のプレミアム付き商品券を発行することを検討いたしております。そのことについて、現在、指宿商工会議所と菜の花商工会で組織する実行委員会で、その中身について検討中でございます。発行総額は3億3,000万円ほどを考えているところでございます。

次に、魅力ある街作りについてお尋ねをいただきました。魅力ある街作りの中で、指宿中央通商店街の現況についてのご質問でございますが、平成20年度、商店街入口にある旧高崎ビル跡地につきましては、ポケットパークとしての整備を図るため、県の事業で壁面型案内板の設置と植栽工事、市の事業により、広場のカラー舗装工事を行っております。さらに、指宿市の玄関口である、指宿駅正面の築山を含むロータリーにつきましても、県事業により整備を進めておりますので、この商店街周辺は、華やかな空間の創出がなされつつあるとこ

ろでございます。指宿中央通商店街は古くから、指宿市商業の中心として栄えてきましたが、近年は大型店舗の郊外への進出や車社会の到来と併せ、後継者不足もあいまって、空き店舗が目立つ状況になっており、現在では、商店街の店舗数は40店舗であり、組織の振興会構成員としましては、22店舗の加入となっているところでございます。また、指宿駅前から商店街入口を見渡してみますと、昭和52年に建設したアーケードも古くなって、柱・梁及び接続部分等にも錆が見受けられる状況になっており、今後は、景観面と併せ、アーケード維持における安全対策も必要になるのではと認めているところでございます。

健康福祉部長（秋元剛） 介護保険料軽減について、ボランティア制度の導入は考えられないかというご質問でございますが、元気な高齢者づくりは介護保険料の軽減につながる重要な施策であろうというふうに考えております。本市におきましては、第4期介護保険事業計画の中でも、介護予防にかかる運動器の機能向上プログラムや高齢者の生きがいづくり、健康づくりのふれあいデイサービス事業や砂むし温泉入浴事業など、元気な高齢者づくり事業を展開し、介護保険給付費等の抑制を図ってきたところでございます。本市の平成21年度から平成23年までの第4期介護保険事業計画の介護保険料基準額につきましては、第3期と同様の月額4,010円を予定しておりますが、この額は、県内では18市中13番目と低いものとなっております。県内では最も高いところは月額5,100円というふうになっているところでございます。さらに、保険料の軽減を図るため、保険料負担段階の第4段階に新たな階層を設けることとしております。議員お尋ねのボランティアポイント制度による介護保険料の軽減につきましては、平成21年度から県内で初めて霧島市が制度を導入すると聞いておりますが、この制度は、高齢者のボランティア活動による地域貢献を積極的に奨励・支援し、社会活動を通じて介護予防等にもつながる制度であると認識をしております。しかしながら、ボランティアポイント制度を導入するためには、介護保険施設等の協力施設をはじめ、市民全体がその主旨を十分理解し、活動が促進できるかが重要であると考えております。したがって、ボランティアポイント制度等につきましては、県内で初めての取組でもありますので、今後、先進地の動向等を注視しながら検討してまいりたい、このように考えております。

18番議員（高田チヨ子） それでは一つずつ質問していきたいと思っております。まず、定額給付金についてなんですけれども、プレミアム付商品券を今検討中というお答えでしたけれども、本当にこれは有り難いことだと思います。それでは、この商品券は商工会議所の発行になるのか、または先ほど指宿市では無理だということがありましたけれども、全市民が使いやすくするためには指宿市発行のものもあった方がいいのではないかなと思うんですけれども、そのところはどうか。

産業振興部長（井元清八郎） 今回のプレミアム商品券事業につきましては、指宿商工会議所と菜の花商工会で組織した実行委員会が実施主体となることで進めることとなります。市といたしましては、この実行委員会が実施する事業に対しまして補助金という形で交付するこ

とになるかと思えます。

18番議員（高田チヨ子） それでは、その商品券を発行する時期はいつになるのでしょうか。  
産業振興部長（井元清八郎） 実行委員会とこれから協議を進めていくことになりませんが、現時点での計画では、商品券の発行時期につきましては4月中旬以降を予定をいたしております。販売の期間を11月末ごろ、商品券の利用期間につきましては、平成22年1月末ごろまでとするような検討を加えているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） それでは、その商品券を交換する場所なんですけれども、どこで交換したらいいんでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 商品券の販売につきましては、指宿商工会議所と菜の花商工会の山川本所並びに開聞支所において販売を予定しているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） 指宿商工会議所と菜の花商工会の中ということなんですけれども、指宿市の市庁舎の中ではできないんでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 市民の皆様の利便性を図るために販売する場所を増やしたらという意味に受け取らせていただきますけれども、商品券につきましては金券でございます。その管理が非常に難しいことから、これら商工会議所以外では現時点では販売はできないのではないかと考えているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） それでは、その商品券を持って買い物に行くんですけれども、指宿市内のどこのお店でも使えるのでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 指宿商工会議所と菜の花商工会の事業でございますので、この商工会議所並びに菜の花商工会に加入するすべての事業所を対象にすることになるかと思っております。

18番議員（高田チヨ子） 加入していないお店では使えないということですね。

産業振興部長（井元清八郎） 商工会議所並びに菜の花商工会に加入する会員ということになりますので、加入されていないところでは利用できないことになるかと思えます。

18番議員（高田チヨ子） 商工会に入っていないお店もたくさんあるかと思えますけれども、その方たちが、今からこの定額給付金のために商工会に入らせてくださいということはできますか。

産業振興部長（井元清八郎） 商工会議所並びに菜の花商工会の方々がどう考えるかということなんですけれども、我々、行政サイドといたしましては、商工会が力強くなるためには会員が増えた方がいいだろうと思えますので、これが誘い水になってくれれば有り難いと思っております。

18番議員（高田チヨ子） 定額給付金の最後に、市長にお尋ねいたします。市長は、この定額給付金をどうしましょう。よろしくお願ひします。

市長（田原迫要） 定額給付金は、先程答弁しましたように、口座振込み又は現金で渡すこと

となっておりますので、市としては、現金又は振込みということになるかと思えます。関連していくつか質問がありましたので、それに関することも含めて申し上げたいと思えますが、先日、指宿商工会議所の会頭と菜の花商工会の会長さんがお見えになって、プレミアム商品券発行についての要望をいただきました。その際にいろんなことを話したんですが、なるべくこの事業を地域商店街の振興につなげていきたいという強い思いがあるということから、プレミアム商品券について、これからすぐに検討を進めていきたいと思います、実行委員会を立ち上げていきたいと思います、協議会を立ち上げていきたいと思いますということになったわけですが、その際に、だいたい今、指宿商工会議所に会員数が1,000事業所ほどあるようです。それから菜の花商工会が400ぐらいだと思いますが、概ねほとんどの方が入っておられるとは思いますが、この事業によって加入者が増えればということも強く望んでおられましたので、先程、産業振興部長の方から答弁もありましたように、現在加入していないところもこれを機会に入っていれば両団体が充実するのではないかと考えています。私自身の使用道ですが、私は残念ながら65歳間近でありましたので、1万2千円口なんです、私ども子供とか母がおりますので、我が家では6万円に2万4千円、8万4千円、世帯主がもらえるということで、一応、私が受取人になるんでありますが、家族では地デジ対応のテレビが欲しいという強い意向がありますので、多分それじゃ足りないだろうと思えますけれども、そういうことに使っていきたい。あるいは家族での食事等に使っていきたいと考えています。

18番議員（高田チヨ子） それでは介護保険料についてお尋ねいたします。介護保険制度導入により市民の皆様からよく耳にすることですが、介護保険料が高い、何とかならないんですか、という声をよく聞きます。皆様も何度も聞かれているかと思えます。そんな時に、霧島市でボランティアをすると介護保険料を軽減できるという方法を2009年度から実施するということを知りました。この介護支援ボランティアをめぐっては、2005年に東京都稲城市と千代田区が共同で厚生労働省に対し、自治体独自制度によって介護保険料控除が可能になるよう介護保険制度改正を要望しましたが、一部の自治体から対価的性格があり、ボランティア本来の意識が薄れるなどの反対で一旦見送られた経緯があります。その後、2006年に稲城市が構造改革特区として国に提案いたしました。これを契機に、厚生労働省も介護保険制度における地域支援事業実施要綱を改正しました。昨年5月、保険料控除は認めないものの同事業交付金を活用して、高齢者の生き方と健康づくりを目的に、地域でボランティア活動に取り組む65歳以上の高齢者を対象として、活動実績に応じてポイントを付与するものであります。また、累積したポイントの範囲内で本人の申し出に基づき、介護保険料や介護サービスの利用料に充てるための交付金を交付することによって、ボランティア活動の参加者に対し、介護保険料等の負担を実質的に軽くする制度であります。先進地の事例としては、東京都の稲城市が高齢者の社会参加を通じた介護予防を目的として、平成19年9月から、また、この制度を導入して20年度からは、東京都の世田谷区、千代田区、そして、佐賀県の唐津市

なども実施されています。鹿児島県では、今回初めて霧島市が21年度から導入することになりました。そこで、65歳以上の元気な高齢者が介護支援のボランティアをすることでポイントを貯め、自らの介護保険料の支払いに充てる介護支援ボランティア制度が各地で始まっておりますので、本市でもこの制度を導入する考えはないかをお伺いいたします。

健康福祉部長（秋元剛） ボランティアポイント制度を、基本的に、地域支援事業として、本市においても取り込めないかということであろうかと思っておりますが、これにつきましては、介護保険事業計画と密接な関係がございます。指宿市高齢者福祉介護保険事業計画、これにつきましては、3年に1回見直しを行うということになっているわけですが、第3期計画が平成20年度で終了することにあたりまして、20年度中において、平成21年度から平成23年度を1期とする第4期計画を策定をしたところでございます。策定にあたりましては、指宿市高齢者福祉介護保険事業計画策定委員会で協議をいたしました。本計画は、他の計画とは少し性質が異なりまして、平成21年度から平成23年度までにおける3年間の各種給付サービスの見込み量や給付額を試算するとともに、地域支援事業として、各種介護予防事業についても内容の検討や見込み量、事業量を試算をいたします。この試算に基づき歳入を検討をし、保険料基準額については、これまでと同じように、先程申し上げましたように、月額4,010円としたところでございます。一方、霧島市で行われております霧島市介護保険ボランティアポイント制度でございますが、内容につきましては議員案内のとおりでございます。5,000ポイントを上限として、保険料基準額の1割相当額を支援をするというような内容でございますが、この制度につきましては、霧島市長のマニフェストに基づき先進地視察を踏まえ、高齢者施策委員会、本市でいう計画策定委員会でございますが、この中で協議をされ、平成21年度から平成23年度の計画期間の地域支援事業として盛り込み保険料基準額を算定されたものと思っております。そして、霧島市の保険料基準額は、年額5万400円、月額4,200円で指宿市より年額で2,300円、月額で190円高い状況のようでございます。いずれにいたしましても、元気な高齢者づくりは重要な課題でございまして、より効率的な事業については、その費用対効果を見極めながら取り組んでいく必要があると思っております。しかしながら、保険料基準額にかかる事業については、既に計画がされておりますし、また、霧島市の制度は県内では初めての試みでございます。したがって、事業の導入にあたっては費用対効果を見極める必要がございますし、地域支援事業として介護予防事業を行っている既存の予防事業との効果の比較、これも行う必要があるかと思っております。したがって、私どもとしては、霧島市のこの動向を注視しながら、今後、検討してまいりたい、このように考えているところでございます。ご理解を賜りたいと思っております。

18番議員（高田チヨ子） 65歳以上の元気な高齢者が介護施設等で地域貢献することにより、食事の配膳や行事などの後片づけなど、ボランティアに手伝ってもらおうと人手が足りないのでは助かるのではないかと考えております。また、ボランティアに参加することで、高齢者の

方にとっても、地域貢献をしながら自身の介護予防にもつながり、実質的に介護保険料の負担を軽減できる、この二つの利点があると言われております。そこで、市長にお尋ねいたします。市長は、本市でも介護ボランティア制度を調査・研究し、導入する考えはないかお伺いいたします。

市長（田原迫要） 高齢社会に突入しておりますし、日本は特に、超高齢化社会という言われ方をします。高齢者の皆さんが元気で、そして健康であることがより良い地域づくりにつながると思います。そのためには高齢者が社会参画してもらい、各種の活動をしてくださることは非常に重要なことでもあります。指宿ではそういう観点から、シルバー人材センターを10数年前に設立して、非常に活発に活動いただいております。また、市の教育委員会を中心に寿大学だとか老人クラブのいろんな活動も盛んですし、県の福祉センターがやっておりますふれあいプラザなのはな館では、高齢者が趣味を生かした諸活動の活発な各種の講座もございます。さらには、昨日も申し上げましたが、市民力という話を少しさせていただきましたけど、篤姫ボランティアガイドだとか、今度発足する山川のまち歩きガイドにしても、各種の活動に高齢者が非常に活発に地域の活動に参加をしておりますし、高齢者が社会参画できる場だとか、あるいは健康増進を図る機会というのは非常に充実している地域であると自負をいたしております。そういう中で、議員ご提案の65歳以上を対象にしたボランティアポイント制度の導入についてであります。先程担当部長の方から先進地の動向を見ながら検討したいという答弁でありました。私自身としては、どうするんだと言われた場合に、もし指宿がこの制度を導入するとしたら、私は65歳以上に限るべきではないと思います。と申しますのは、このポイント制度を導入すると、例えば、特定の施設を、多分、ポイント制度導入の施設として指定をしなければいけないだろうと。そのポイントを稼ぐと云ったらおかしいですが、そのためのカードも発行しなければいけないと思うんですね。多分、いろんなお店でポイント制度というのをやっていますが、あれと似たような形で、そのためのシステム作りをしなければいけないと思います。したがって、私は65歳以上に限らず、やるとしたらすべての世代に適用できるような、いわば地域のボランティアマネーみたいな構想で進めるのが、私はいいのではないかと思います。と申しますのは、子供たちが、例えば、いろんな活動に参加します。街をきれいにする会とか、宮ヶ浜の方では子供クラブがいろいろ活動してたり、あるいは幼年消防クラブというのもありますし、いろんな活動を各世代でやっています。そういうのに対して、地域として、例えば、ボランティアでいろんなことをした場合に何かポイント制にして、それを単に高齢者福祉ということではなくて、いろんな形で活用できないのかなど。そういうことがやっておられるところもあると思いますし、やるとしたら、私は65歳以上に限ってではなくて地域全体でそういう、例えば、エコマネーみたいな形で、ごみの資源化にしてもそうではありますが、そういう場合に、エコマネーとして、そのお金で、例えば、ごみの資源袋が買えるとか、そういう形でやっていければ、地域全体としているん



な活性化なり、あるいは健康づくりも含めて、環境推進も含めて推進できると思いますし、検討するとしたら、そのように全体的なものを検討するのがいいのではないかと、そのように思っています。

18番議員（高田チヨ子） それでは前向きによろしく願います。

次に、魅力ある街作りについて伺います。指宿港海岸整備については、昨日の答弁でもありましたように、国や県でも強力に推進していくことになっているようで、とても嬉しいことだと思います。あとは市民の盛り上がり的大事であるということのようですが、それでは海岸に行くまでの路線、すなわち指宿駅で降りて、それから海に行くまでの指宿中央通線の計画はあるんですか。また、駅前から眺めた印象も含めて商店街についての現況をお伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、指宿駅前周辺の景観整備や県道指宿停車場線の改良工事が現在着々に行われているところでございます。これに併せまして、指宿中央通商店街でも、新幹線からのお客様はもちろんのこと、市民の方々にも商店街への誘客を図るべく、指宿商工会議所と連携して国の事業でありますふるさと雇用再生特別基金事業による、空き店舗の利活用策等を検討しているところでございます。また、市内の各通り会、商店街等で構成する、指宿市商店街活性化委員会におきましても、事業の一環として、指宿駅前での観光客と市民が触れ合える朝市やナイトバザールなどのイベント等を随時開催しており、お客様には好評を博しているようであります。このように、商店街一丸となつての取組みで、大型店では味わえない魅力ある商店街の環境づくりを推進しているところでありますので、指宿市のメインストリートとしての指宿中央通商店街の復活に期待を寄せているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） 今、新幹線開通してからの御答弁をいただきましたが、それでは、指宿中央通商店街のことについてお尋ねをしたいと思えます。駅前から眺めた印象も含めてお答えいただきたいと思えますので、よろしく願います。

産業振興部長（井元清八郎） 以前は、この中央商店街が一番中心地でありましたので商業の中心として栄えてきましたけれども、ご承知のように、最近は大店の出店により郊外へ、あるいは車社会の到来に併せて空き店舗が目立つ状況でございます。また、アーケードも古くなっておりまして、それらについても現在検討を加えているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） あと2年すると新幹線も開通いたします。その時に、指宿駅に降り立った方が、今のままの指宿の駅前の街を見て、ああ指宿っていい所だなあと思う方は殆どいらっしやらないと思えます。今、私のところにも、指宿ってこんな所だったのって、温泉町だと思って来たんだけど湯気は出てないし、駅前に降りたら、最近少しかれいになってきているんですけども、本当に寂しいところだねって、そういう声を聞きます。そこで本当に、この指宿を活性化させるために、もっともつといろいろ努力する必要があるんじゃない

いかなと思います。せっかく海岸線が整備されても、そこに行くまでが、今のままだと本当に観光客の方とか、それから指宿市内に住んでいる方も、指宿駅前に買い物に行こうとか、そういうふうには思わないのではないか。そういうふうには思われて仕方がないのです。それで、本当に指宿に来てよかったと言ってもらえるようにすることが大事だと思いますので、関係団体との連携も含めて頑張ってもらいたいと思います。それで先程ふるさと雇用再生特別基金事業ということをお話ししていただきましたけれども、そのことについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

産業振興部長（井元清八郎） 商店街活性化の空き店舗対策として利活用が考えられます国の事業、ふるさと雇用再生特別基金事業につきまして、ご説明をさせていただきます。この事業は、法人や各種団体等への委託事業であり、対象となる実施事業につきましては、地域の実情に応じた創意工夫で離職者等を雇い入れるなどして、地域における継続的な雇用機会の確保を図る事業への支援を行うものでございます。また、事業の実施機関は、平成21年から平成23年度までの3か年で、国の申請等につきましては期間内に随時とし、補助率100%の事業となっているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） 指宿港の道路と一緒に、この駅前通りも本当にみんなが来てよかったと思われるような街になるように頑張りたいと思います。最後に、この前新聞で読んだんですけど、言葉っておもしろいなあって思いました。皆さん、お話をするのは口ですよね。思いを貫くというのは意思です。それを通していろんな利益になるということは得て言いますよね。でも、それを濁らせると何になるか。口は愚痴になる。意思是意地になる。得は毒になる。そういうのが載ってました。私たち何をやるにしても濁らしちゃいけない、透明でないといけない、そういうふうに思います。私たちの行動、言動も常に濁らせずにこの指宿市発展のために頑張っていこう、そんなふうに思います。以上で終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時39分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

10番議員（前原六則） おはようございます。温暖化気候の関係でしょうか、気象が不安定の中、山川、開聞地区においてのひょうによる被害を受けられた農家の皆様方に、農業を営んでいる者として、丹精込めて作った物が収穫できなかった無念さが伝わってまいります。心からお見舞い申し上げます。では、通告に従いまして質問に入っていきます。1件目の魅力ある観光地づくりについての、指宿港海岸事業計画は先日の答弁を聞いて、執行部の皆様の積極的な取組を伺い知ることができました。この指宿港海岸事業が実施されると、

120億円強の規模の事業になると思われ、指宿市内に及ぼす経済効果としては潤いのあるものと思います。完成後において、防災機能はもちろんのこと、景観においても観光の街としての風情のある海岸が形成されるものと考えてるので、早急に実施に向けての作業が進むことを望みます。なお、この件については、先に答弁が詳しくなされていましたので、共通部分については割愛させていただきますが、今後のスケジュールについて3点ほどお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず1点目に、海没地57筆の所有権移転については、いつ頃を目途に終わらせる予定なのか。2点目として、漁業者の皆様との協議を行い、承諾をいつまでにもらう予定なのか。3点目に、周辺住民の了解をいつごろまでにいただくのか。以上、3点についてどのように考えているかお尋ねいたします。

次に、魅力ある観光地づくり事業の中で、桜島をはじめとする日本でも有数の景観を歩きながら楽しめる、錦江湾一周の錦江湾しおかぜ街道の県単公共事業整備があるわけですが、この事業に、指宿市として、先日答弁のあった二反田川をまたいだ人道橋を含めての大山崎から今和泉までのウォーキングロード、あるいはトレッキングロードを設置する計画はあるのか、ないのかお聞きいたします。

また、平成2年に宮ヶ浜海岸整備事業として事業がスタートして、篤姫放映があったこともあり、駆け足で芝生と松林の形が整った宮ヶ浜公園が出来上がったのですが、計画では、宮ヶ浜駅ロータリー付近に鉄道線路をまたぐ歩道橋が設置され、駅の活性化と小学校の海岸での校外授業等や地元の方々のアクセスに便利になっていたのですが、現在の状態で事業が終結したのでしょうか、お聞きします。

続きまして、2件目に入ります。1970年代以降の日本において、米余り現象の政策としての減反施策による転作奨励作物には、麦、大豆、野菜などの作物等が主流でありましたが、最近の自給率向上政策と家畜飼料高騰により、国内での代替飼料としての飼料米、米粉を作る加工米も加わりましたが、稲作生産調整制度の中で、焼酎用麴米稲の作付けも転作奨励金助成対象となるのか、お尋ねいたします。

次に、去年は鹿児島県内のいくつかの酒造会社が三笠フーズなどの汚染事故米を知らずに麴米として使い、販売した焼酎の回収や貯蔵製品の廃棄は記憶に新しいことです。このようなことから、県内の酒造会社3社と卸売会社1社が、県に対して、地元産の焼酎用麴米を作るため、原料である長粒米の種籾の手配と栽培に関する技術アドバイスを求めたところ、県としても関心を示したという記事が2月11日の新聞で報道されました。指宿市内酒造会社6社は、19年度において25%換算で3万4,801 k ℓ 生産されたと考えられることから、これらに使われる焼酎用麴米の指宿市において生産の可能性はあるのか、お聞きいたします。全国的にも焼酎文化が行き渡った現在では、指宿市内の酒造会社の焼酎原料は地元で生産されるサツマイモと麴米と水まで、これらを使うことで焼酎銘柄による観光宣伝効果は計り知れなくあると思いますし、さらに、指宿から安全な食品企業が成長することでの地元雇用の機会創出にもな

と思うのですが、いかがでしょうか。オール指宿産原料使用、焼酎生産の推進をしてみる考えはないか、お聞きいたします。

以上、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。まず、魅力ある観光地づくり事業について、今後のスケジュールを含めて三つほど質問をいただきました。海没地の所有権についての時期、漁業者、それから周辺住民の理解等ですが、いずれにしてもこの三つは早急に進めていかなければいけないと思ってます。いつまでということではなくて、なるべく早い時期にと考えております。つまり、今回の摺ヶ浜の海岸整備事業は、国の保全事業として、国直轄でやっていただきますので、その前に海没地を国有地に所有権を移転したいと思ってますので、この事業をする前提になろうかと思えます。したがって、すぐに作業を始めていこうと思っています。

二つ目ですが、漁業者との協議であります。これも早急に4月か3月中には、まず組合長さんとお話をしたい。先程言いましたように、防災事業としてやりますので、基本的には、漁業権に対する補償は出すことができません。ただ、あの海岸の周辺には漁家の舟もありますので、それらの係留地を移してもらわなければいけない問題とか発生するだろうと思えます。これらについて、漁業組合と協議をしていきたいと思ってます。

それから、三つ目の周辺の住民の理解ですが、これについては、あの周辺の公民館長さんを中心に以前から強い要望もありますし、ある程度のご理解はいただいていると認識いたしておりますが、今後、地区の住民の皆さんへの説明会だとかシンポジウムだとか、こういうものを通じて理解を深めていきたいと思っております。

次に、魅力ある観光地づくりの計画についてであります。初日でしたね、お答えしたかと思えますが、錦江湾は、桜島だとか、佐多岬だとか、それから指宿の温泉街、知林ヶ島、ぐるっと回って、本当に魅力ある湾でありますので、この錦江湾を楽しめる、錦江湾を一周できるような、そういうトレッキングロードの整備を魅力ある観光地づくり事業の中で県としても位置付けております。指宿としましても、今和泉から宮ヶ浜を経て吹越に至る、いわゆる篤姫ロードも完成間近でありますので、これだとか、あるいは、そこから知林ヶ島を経て海岸をずっと通って指宿の温泉街、そして山川の港から長崎鼻に至る、開聞岳までの非常に魅力ある海岸線でありますので、これらを生かした指宿しおかぜ街道景観整備事業ということで、県の方にいくつかお願いをしているわけでありまして。その一つとして、二反田川入口の人道橋の設置についてお願いをしているというところでございます。

次に、宮ヶ浜の海岸整備はこれで終結したのかと、跨線橋はどうなったのかというような話でありましたが、宮ヶ浜海岸整備における跨線橋の設置につきましては、当初は、宮ヶ浜海岸の整備事業によりまして、宮ヶ浜駅の海側の方が緑地、園路、駐車場、トイレ等施設の整備が整いまして、にぎわい回廊整備事業で行ったんですが、県施行で非常にすばらしい施

設になっておりました。これを有効に活用したいということで、以前は、踏切が随分南側でありましたので、それと踏切が非常に小さい踏切でしたので、この宮ヶ浜のにぎわい回廊を活用するには跨線橋が一番よからうということで跨線橋で計画をしておりました。しかしながら、跨線橋の設置につきましては、地元の意向だとか、それから高齢者への配慮という点から跨線橋ではなくて、既設の踏切を改良する方向がいいのではないかとということで、既設の踏切を、もう今改良されておりますが、幅も広げて、そして線路に対して直角に渡れるようにJRや県と協議をした上で改良工事を実施していただいたところでありまして、したがって、その時点で、跨線橋については踏切の改良に切り替えたところでございます。

2番目の指宿ブランド焼酎についての点については、担当部長の方から答弁をいただきます。

産業振興部長（井元清八郎） 指宿ブランド焼酎についてのお尋ねをいただきました。昨年の農薬問題から、国内産の農産物に関心が寄せられるようになり、焼酎やお菓子などについても国内産の原材料を使おうという動きがございます。特に、三笠フーズの問題で焼酎の麴米については、農薬汚染米の使用により、酒造会社は回収まで行い、多大な損害を被ったのは記憶に新しいところでございます。焼酎の原材料の麴米については、安く、加工がしやすいなどの理由により、これまで輸入米に頼っておりました。県農産園芸課水田農業対策係によると加工米の生産も水田の転作奨励金制度の助成対象の作物にすることができるようでございます。しかし、焼酎用麴米としての価格と生産コストなどの問題もあるものと思われるので、十分調査、研究する必要があるかと思われま。

次に、焼酎用麴米の生産についての推進でございますが、焼酎用麴米は、指宿市の酒造会社によると、平成5年の米不足以前は、日本の米を使っていたようですが、米不足で米を輸入するようになってからは、タイ米を使うようになったとのことでございます。国内産の加工米は、キロ200円程度ですが、タイ米の価格は、キロ100円程度という安価であり、水分の含有量が少なく加工しやすい輸入米が使われているようです。なお、加工用のインディカ米は、約13種類ぐらいあるようですが、加工専用米を栽培する場合は、まず、地域での栽培実験により育成状況や反収がどれくらいになるのかデータも必要となります。また、麴によって焼酎の味も変わりますので、現在使用している麴米と同じような品質の品種選定もしなければならぬかと思われま。本市での麴米の栽培を推進するとなると、現在の飯米用の栽培の場合、1反当たり指宿の昨年実績で平均約455キロの生産量、キロ当たり単価220円として計算して、約10万円の反収となりますが、焼酎用の麴米として生産した場合、農家は、農業経営として成り立つのかどうか、多方面で調査、研究する必要があるかと思われま。

次に、オール指宿産原料で焼酎を造ったらどうかということでございましたが、本市の安心・安全な素材のみを使って焼酎を作ることは、地産地消の推進にもつながりますし、本市が目指す都市像、豊かな資源が織りなす食と健康のまちに即したものであると思われま。さ

て、焼酎製造用に使用する米であります。現在は、市内の6か所の酒造事業所すべてが、ほとんどの米を鹿児島県酒造組合から納入しており、市全体の使用量は、年間約545 tでございます。一方、本市の米の生産量は年間370 t程度でございますので、焼酎用の米をすべて指宿産とすることはとても無理でございます。また、麹が変わりますと焼酎の味が変わってしまいますので、活用するならば、新しい焼酎作りをする場合に可能になるかと思いません。しかしながら、現在の麹用の米は、タイ米を破碎した状態のものを1キ口当たり100円程度で購入されております。これに対しまして、本市で生産されております米は、1キ口当たり200円から220円で取引されておりますので、農家としても、それだけの価格保障がないと厳しいと思われま。また、酒造事業所におきましては、挑戦意欲を持った方もおられますが、高価な焼酎は販売が難しいということからも、麹用の米は、現在と同程度の仕入れ価格でなければ厳しいということでございますので、各種難しい課題があろうかと思っております。

10番議員（前原六則） ではまず、指宿港海岸事業計画について、お聞きいたします。先程答弁で早急に時期は急ぐということでございましたが、この事業実施に向けてはこの機会を逃したらですね、この時期というのは8月頃クリアしてしまえば国交省では21年度補正予算での調査費確保をする必要があると思うんですけれども、もしこれ以降にそういう地元ですね、条件が整わない場合は、事業化に向けての黄色信号が点ることになるのではないかと思います。この点につきましてはどのような感触をえてますでしょうか、お伺いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 指宿港の海岸の整備にあたりましては、今の国庫の直轄事業ということで今作業を進めているような状況なんですけれども、まず、事業化するためには前提があります。まず、海没民地の国有地ということにならなければ直轄事業は認められないというのが一つですね。それと漁業権の関係で、放棄ということじゃなくて協議と、漁業権の範囲を、離岸堤とか突堤等の施設を造りますので、その施設に対しての協議が必要であろうということでございます。それと地元の盛り上がりということでございます。こういことで、3点の大きな問題があるわけでございますが、今、原課といたしましては、地権者に対して海没地の土地についての協力方の要請と、その内容といたしましては、護岸の危険性、それと家屋等の越波の被害をですね、防ぐ工事等やりたいということの協力方のお願いをしております。8月までのクリアということでございますが、先般、国土交通省の方がお見えになりまして、なるべく早く土地の承諾、漁業権の関係等については早めに承諾をいただきたいというような旨の協議がなされたところです。8月頃とかというのは、時期的はですね、まだ聞いてないところでございます。まず、事業化にするためには、その海没地の国有地というようなですね、所有権移転が一番先決じゃなからうかと思っております。以上です。

10番議員（前原六則） 諸条件の早期の解決を、執行部の皆さん方大変ご苦労があろうかと

と思いますが、よろしく願いいたします。

さて、今和泉から尾掛まできれいな風景を見てですね、先程市長からの答弁もございましたように、篤姫ロード、来年には完成するんじゃないかなと思うんですが、きれいな歩道が付いております。それから、このような整備された県道ですね、走ってきまして、尾掛を過ぎて知林ヶ島を臨もうかとする魚見港の所に来ますとですね、魚見港から休暇村別館にかけての海岸側の土手に茂る背丈の高い藪で知林ヶ島の情景は台無しになってしまいます。このことにつきましては、以前、一般質問でも取り上げましたが、県道沿いということで、その改善は県がすることで理解しました。しかし、県の振興局にお聞きしますと、一部民有地があることから切り取り作業ができないとの返事ございました。だからといって、知林ヶ島を自然豊かな癒しの島に向けて環境庁に取り組んでもらっておりますが、指宿市として対岸整備に気を付けなくてもいいんでしょうか。そこで、先程の藪の茂る民有地を洗いだし、所有者から刈り取りの承諾が民有地の買い上げ、歩道の整備はできないか、お伺いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 魚見港周辺の県道につきまして、繁茂するのを伐採できないかということですが、魚見港周辺には県道の隣接地に民有地があります。それにつきましては、公共としては伐採できないということですが、ただし、指宿市の環境保全条例の第14条、市民は常に良好な環境の保全に努めるとともに、市民が実施する良好な環境への保全を確保するというような条例等がありますので、関係課と協議をしながら、見苦しいような状態であれば、指導をしていきたいと思っております。ただですね、その繁茂する草木においては、景観は遮っておりますけれども、強風、台風等によって、しぶきとか砂の県道への飛散というようなのを防止する役目を果たしているような状況なんです。できれば、飛沫防止帯というような機能を持っているということをご理解をいただきたいと思っております。

10番議員（前原六則） 今、潮の飛散、これらをお聞きしましたけれども、この部分はですね、魚見港があって、波静かといいますか、漁船も係留する場所でございますが、そんなに潮が飛散するというような場所ではないとは理解しているんですけども。そんな飛散するような時に、私も魚見港の前をですね通ったことがないんで、部長は通られてそのような感覚でいらっしゃるのか分かりませんが、そういう条例等を活用してやるとか。それから、錦江湾しおかぜ街道を利用して、垂水の方では、アコウ街道というのを1キロにわたって整備しています。知林ヶ島のすばらしい景観を見るこのあたり一帯を、歩道などを造ったりして改善することで、指宿の観光ホテル、八間道路につながるまでの景観というのは、かなり良くなるんじゃないかというようなことを考えております。市として予算が捻出できないようであれば、こういった錦江湾しおかぜ街道事業の採択を働きかければ、県道沿いということから提案する価値はあると思いますが、いかがでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 長崎鼻から道の駅，いぶすき彩花菜館に至る錦江湾沿いの海岸線沿いの指宿温泉街，摺ヶ浜，観光地指宿を中心として，地理的条件，周囲施設，観光資源等，これらを指宿しおかぜ街道景観整備事業として，トレッキングコースとして整備をしていただきたいということで，魅力ある観光地づくり事業の中で，平成21年度採択をお願いしたいということで上げておりますので，県とともにこれらの事業の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

10番議員（前原六則） 続きまして，2月18日から20日にかけて，静岡の大仁農場と農林水産省に，タイ米に近い国内産の稲品種の調査と，生産者が意欲を持っていただくための補助金はないか聞きに行ってきました。タイ米に代わる国内のインディカ米，種種有望品種10種類を100gずつ静岡大学の中井名誉教授と農林水産省技官が送ってくださることを約束してくれました。また，生産取引において，加工米として対応できるとの見解と転作奨励金とは別途に，水田等有効活用促進交付金10a当たり5万5千円の助成金が受け取ることもできるとのこともお聞きしました。生産者にとっては有利な水田利用になるのではないのでしょうか。先程，タイ米は確かに80円から100円で製品として入ってまいります。転作奨励金と，さらに，この80円，仮に，タイ産と同じ価格で地元の焼酎屋が買ったとしても5万5千円の上乗せがあるので10万円を超えるんじゃないかという農水省の方からも，ある県内の酒造会社もそのことに目を付けて，生産農家を指定してJAとタイアップしてやる準備を進めているやに聞いております。先程，部長の方からインディカ米の特質，タイ産のインディカ米の特質，話がございましたように，硬いことが特徴で，これがタイ産の焼酎麹米としての利点であるということはよく承知しているわけなんですけども，日本国内においても，反収が今，研究段階ですけど700キロと，反収700キロというような「タカナリ」という品種があるそうでございます。農水省も，それから静岡大学の中井教授も言うことには，鹿児島県の研究育種試験場においても「タカナリ」という品種をまず先に上げるようでございます。こういう品種を選抜しながらですね，焼酎麹米に適した稲の生産というものを今後考えることが，開闢地区において，田の土地区画整理などやったその効果が十分に発揮できるんじゃないかとも思ったりもしております。以上のことから，今後の有利な水田利用の対策としては，既に，伊佐市では取り組む体制ができたということで伝え聞いております。是非，このような他市もあるわけですので，なるべく早く，まず試験米といいますか，試し稲作から始まることだと思えます。種の確保。それから，それが果たして麹米として適しているかどうか，それなどを調査するために早く着手した方が農政問題に対しても，いいことじゃないかと思うんですが。このことについてどのようにお考えでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） この水田等有効活用促進交付金事業は，食糧自給率向上のため，転作拡大調整水田への作付けなど，平成21年度から新たに自給力，自給率向上戦略作物，大豆，麦，飼料作物，米粉，飼料用米の作付け拡大となっております，あくまでも新しく拡



大面積に対しての助成金で、また、5万5千円の助成体制につきましては、米粉、飼料用米となっておりますので、麴米の場合は米粉ではございませんので、該当しないのではないかとと思われます。また、先程「タカナリ」という品種で、具体的に700キロということでもかなりの収量だと思ってびっくりいたしているところですが、それが果たして台風常襲地帯である指宿で適用できるのかどうか。それと、さっき開聞地区と申されましたけれども、対象となるのは、恐らく開聞地区でしか現在の水田の機能としてはならないのではないかと考えております。現時点では、開聞地区の水田の方では飯米用で、米でやっておりますので、それよりも収入が上回るということになれば、それは研究の余地はあるのではないかと考えられますけれども、そこら辺も含めて検討・研究する必要はあろうかと考えています。

10番議員（前原六則） 部長がおっしゃいましたように、水田等有効活用促進交付金、これは米粉、それから飼料用米、これが対象となっております。しかし、今回、404億円ほどの予算計上されておりますけれども、これにそういう麴米が、先程言いました三笠フーズの汚染米が、混入事件で、農水省としても、非常に対策に苦慮したようでございます。22年から米粉、飼料用米、これに更に加えるような動きでもございますので、その辺りをしっかり押さえながらですね、今後の動き、それから麴米、稲作の研究、取り組んでいったら、先手先手でいろいろ水田転作関係についてですね、いい展望が開けるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

最後になりましたが、この3月末で退職なされる皆様のご苦勞に感謝し、これからの生活が幸多いことをお祈りいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時24分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

14番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。3月議会最後の質問者となりました。まず、2月25日未明に降ったひょうにより、出荷最盛期を迎えていたソラマメなどの豆類、その他の野菜、花などに甚大な被害を受けられた山川地区、開聞地区の農家の皆様に心からお見舞いを申し上げます。報道によりますと、市内の学校給食センターで傷が付いたソラマメを購入し、献立に加えたとありました。また、今朝の新聞を見ますと、県庁も購入してもらったとありました。鹿児島市内の大手スーパー、J A いぶすき、などなどのご支援に感謝申し上げますとともに、頑張っていたきたいと存じます。この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間ご活躍、御尽力されて、市民の福祉の向上に寄与されました。特に、この3年余りは合併したことにより様々なご苦勞があったことと察しております。今後のご多幸

をご祈念いたします。

それでは、通告してありました、1、定額給付金について、その活用について申し上げます。平成20年度第二次補正予算関連法が3月4日午後、衆議院本会議で成立しました。これを受けて、定額給付金の申請書の発送、支給開始が既に始まっております。定額給付金をどう使うか、これは個人の自由です。指宿市に7億2,200万余り、これは大変な金額です。給付金に乗じて地域経済をてこ入れしようと、あの手、この手です。しかも、こういう景気悪化です。3月6日現在、全国698市区町村の商工団体や自治体がプレミアム割増を付けた商品券の発行を予定しているようです。そこで改めて定額給付金の概要と各地で発行が検討されているプレミアム付商品券との関係などについて、お尋ねいたします。

次に2、健全化判断比率について申し上げます。財政運営が健全かどうかの判断材料となる4つの財政指標が公表されています。平成19年度分です。そのうち、収入に占める借金返済の割合を示す実質公債費比率、早期健全化基準は県内では25%以上を超える自治体はありませんでしたが、15.8%という数字をどのように捉え、以前と比較してどうか。平成20年度の最終ですけれども概ねどのくらいか、分かる範囲でどうでしょうか、伺います。

次は3、高校生の携帯電話について申し上げます。文部科学省は2月25日、子供の携帯電話の使用実態について初の調査結果をまとめ公表しました。調査は昨年11月から12月に実施、全国の小学校6年生、中学校2年生、高校2年生の計1万人と保護者が回答をしております。それによりますと、携帯電話の所有者は、小学校6年生が24.7%、中学校2年生が45.9%、高校2年生が95.9%だったとあります。そこで、鹿児島県の高校生の携帯電話の所持、学校への持ち込みの現状はどうなっているのか伺いまして、1回目といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。まず、定額給付金についてであります。定額給付金につきましては、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民の生活支援を行おうということと、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的といたしております。この定額給付金につきましては、平成20年10月30日の生活対策に基づく家計の緊急支援として給付されるものであります。迅速かつ早期に実施できる現金による給付という取扱いになっております。給付の方法としては、指定された口座への振込みを原則とし、口座のない方については、現金で給付することができるようになっております。以前、実施されました地域振興券のような方法による給付は、定額給付金事業の対象外となっているところでございます。そういう中で現在、全国の商工関係団体等において、プレミアム付の商品券の発行や消費拡大セールなどが検討されておりますが、これは定額給付金事業とは別な事業として、定額給付金の給付時期に合わせて実施するものであります。指宿市においても、これらについて現在、検討中であります。

次に、実質公債費比率についてのご質問をいただきましたが、健全化判断比率は、平成19年度決算から自治体財政の状況をチェックする指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比

率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標が新たに導入されました。この指標は一つでも一定の基準を超えると早期健全化団体となり、事業を進める上で各種の制約を受けることとなります。本市の平成19年度決算による四つの指標数値は、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、現在のところ特に問題はありません。その中で、実質公債費比率についてであります。早期健全化基準の25%に比べまして、本市は15.8%となっております。この実質公債費比率が18%以上となりますと、財政規律を確保する上で地方債の起債が同意制から許可制に移行し、また、公債費負担適正化計画の策定が求められることとなりますので、基準は25ですが18%を下回るように起債額の抑制に努め、交付税措置率のできるだけ高いものを活用するなど、財政の健全化に努める必要があると考えております。そういう中で、平成20年度の実質公債費比率の見込みであります。分子となります公債費は、下水道事業の公債費に対する一般会計の繰出金等も含めることになりましたので、それらを合計しますと約14億8,000万円程度となります。分母となる市税や普通交付税、臨時財政対策債等の合計が102億3,000万円程度となることから、平成20年度の単年度の実質公債費比率は14.4%程度と予想されます。健全化判断比率の実質公債費比率は3か年の平均値で算出いたしますので、平成19年度が先程申し上げましたように15.8%でしたので、これよりも下回るものと見込んでいます。以上です。

教育部長（屋代和雄） 鹿児島県内の高校生の携帯電話の所持、そして学校への持ち込みの現状についてのご質問でございます。県内の高校生の携帯電話の所持率は88.8%となっております。また、学校内への携帯電話の持ち込みにつきましては、県内公立高等学校82校中49校の60%が原則禁止というふうになっています。残りの40%の高等学校が、学校内での使用禁止などの条件を付けまして持ち込みを認めている状況でございます。

14番議員（高橋三樹） まず、プレミアム付の商品券、県内では薩摩川内市、枕崎市、西之表市など14市町で発行を予定しているようです。指宿商工会議所に行って聞いてみますと50万円の補助申請の予定ですが、産業まつりの抽選会での利活用を予定しているのもう余裕はないという話でした。先程の同僚議員と一部重なりますけれども、行政で更に補助をしてプレミアム商品券に結びつける考えはないか、まず伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 商品券事業につきましては、地元小売店舗の支援育成と消費者の市外流出防止対策のため、指宿商工会議所と菜の花商工会がそれぞれに実施いたしております。特典といたしましては、指宿商工会議所がイベント等において抽選を実施し、菜の花商工会におきましては、プレミアム商品券の発行をするなど、地域に根ざした商品券事業となるための施策を実施しており、市といたしましてもそれぞれの事業に対しまして、補助金を交付し、支援をしてきたところでございます。今回の定額給付金の交付におきまして、全国で約40%の市町村がプレミアム商品券発行事業に取り組むようでございます。本市といたしましても、地域の景気刺激を図るために定額給付金の給付に合わせて、10%のプレミアム

付商品券を発行することを検討いたしております。そのことについて、現在、指宿商工会議所と菜の花商工会で組織する実行委員会でその中身について検討中でございます。なお、今議会の最終日に議員の皆様方をお願いをいたしたいと思っております。

14番議員（高橋三樹） 今回、それとは別にプレミアム商品券の発行を検討しているという答弁でしたが、現在の取組状況について、さっきもありましたけれども、発行金額、時期、取扱店、どのようになっているかお伺いしますが、特に取扱店です。さっきもありましたけれども、指宿商工会議所に聞いてみますと、今のプレミアムの付いてない共通商品券の利用できる店舗は133店あると聞きました。全部ではありません。希望する店舗はどこでも取扱いできるよう望んでおります。これも含めてどうでしょうか、伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 今回のプレミアム商品券の発行総額は3億3,000万円をお願いしようと考えております。4月中旬頃より11月末頃までを販売期間とすることとし、商品券を利用できる期間といたしましては、発行日から平成22年1月末頃までとするよう検討いたしております。取扱店についてでございますが、指宿商工会議所、菜の花商工会に加入するすべての事業所を対象といたしますが、プレミアム商品券事業に参加を希望しない事業所につきましては対象外となるかと思っております。なお、詳細につきましては、今後、商工会議所と商工会で組織する実行委員会と協議を進めていくこととなるかと思っております。

14番議員（高橋三樹） 現在の共通商品券について、市役所職員、これまでも協力してもらっているという感謝の言葉がありました。指宿商工会議所からです。今度のプレミアム付の商品券を購入してもらって、景気対策として、また、地域振興策として購入してもらい、内外にアピールする考えはないかどうか、伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 今回発行するプレミアム商品券につきましては、定額給付金の支給に併せて、地元の小売店舗の育成支援と消費者の市外流出防止対策として実施いたしますが、10%のプレミアムを付けての販売となっていることから、市民の皆様にも大変有利な商品券となっております。したがって、市の職員への購入も進めたいと思っておりますが、まずは市民のより多くの皆様方がご購入いただくことが最良かと思っております。

14番議員（高橋三樹） はい。分かりました。今後も引き続きね、プレミアムの付かない商品券であってもお願いしたいと存じます。

さっきの今、検討しているということですが、プレミアム付を。1万円払いますと1万1千円の商品券と交換するということになりますけれども、この共通商品券の一人当たりの販売限度額、買える額、これはあるのかどうか。無制限なのかどうか、伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 一人当たりの販売限度額につきましては、多くの市民の皆様が今回のプレミアムによる特典を享受できますよう、一人当たりの購入限度額を5万円に定めることで商工会議所、商工会と協議を進めております。また、一人が利用できる利用限度額

や不正使用防止対策等につきましても、今後、商工会議所、商工会とも協議を進めていくことになるかと思っております。

14番議員（高橋三樹） さっきの答弁で、4月から11月頃販売したいとありましたけれども、プレミアム商品券を買った時に、その使用期限といいますか、有効期限はどうなっているのでしょうか、伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 商品券につきましては、前払い式商標の規正等に関する法律に従い発行することができます。この法律によりますと、使用期間が6か月以内であれば法律の規正を受けませんが、6か月以上の期間となった場合、届出は登録また供託金の供託など法的手続きが必要となるため、今回の商品券発行につきましては、発行日より6か月以内の有効期間としたいと考えております。この有効期間につきましては、利用者の皆様にご迷惑をかけないように、発行する商品券に記載することになるかと思われま。

14番議員（高橋三樹） はい、分かりました。今度は定額給付金、そのもののことですけれども、郵便で申請書を受け取り、それに先の口座を申請書に記入をして返送する。市役所は、申請書などを受理して定額給付金のリストで消し込み、数日後に給付金が振り込まれるという流れのようすけれども、申請書を出さなければもらえない。申請したいけど書き方が分からない、体調が悪い、うっかりなどあった時に、こない人に対して何らかの連絡を取るのか、催促するのか、何もしないのか。また、いつ頃申請書を発送して、いつ頃振込まれるのかどうか、伺います。

総務部長（鶴窪吉英） 定額給付金の申請につきましては、申請期限が決まっており、その期限までに申請が行われなかった方については、給付を辞退したものとみなされてしまうこととなります。そのため、市民の皆様には確実に申請をしていただきたいというふうに思っているところでございます。申請書につきましては、住所や氏名、振込口座などを記入していただくもので、それほど難しいものではないというふうに思っておりますが、申請書を郵送する際に、同封する記入例を参考にいただき、その他に不明な点等があれば、電話でお問い合わせをしていただきたいというふうに思っているところでございます。また、受付期間中は、広報紙等で定期的に定額給付金の申請について呼びかけを行うとともに、未申請者につきましては、申請期限を通知するなど、申請漏れがないように対応してまいりたいと、そのように思っているところでございます。なお、申請書用紙は3月中旬に各世帯へ郵送し、4月20日頃には第一回目の振込みを行いたいと、そのように考えております。

14番議員（高橋三樹） はい、分かりました。さっきの続きというか、民生員さんは安否確認も含めていろいろと巡回訪問してもらっておりますけれども、申請しましたかとか、どうですかというような声かけ、こういうことができるのであればやってほしいところすけれども、この点はどうでしょうか、伺います。

総務部長（鶴窪吉英） 民生委員の皆さんには、常日頃から地域の皆さんと接しながら、安否

や生活の実態などを把握されておりまして、大変有り難く思っているところでございますが、その日々の活動の中で、定額給付金の申請についても呼びかけをしていただければ、申請漏れの防止等にもつながるものと、そういうふうに思いますので、民生委員の皆さんに定額給付金の概要や申請方法について説明を行い、ご協力をいただきたいと、そのように思っております。

14番議員（高橋三樹） 先日の議案質疑の中で、同僚議員に代理申請はできると答弁しました。本人の身分を証する書類が揃っておれば誰でもできるのかどうか、その点はどのようにか、伺います。

総務部長（鶴窪吉英） 家庭への緊急支援という定額給付金の趣旨と受給者の利便を考慮しまして、世帯主以外の世帯構成者が申請し、世帯主本人または世帯主以外の世帯構成者の口座へ振込みによる受給ができるというふうにされております。この場合、本人申請も含め、世帯構成者名義への振込みであれば、他者になりすまして受給する可能性は非常に低いことから、適正な申請とみなして差し支えないというふうにされているところでございます。次に、親権者、青年後見人等の法定代理人による法定代理も認められております。次に、単身世帯で寝たきりや認知症の者など、世帯主本人による申請、受給が困難な場合で、かつ、代理が世帯主本人のためであると認められた場合、例えば、民生委員、自治会長、親類、その他、平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている者について、該当者による代理申請、受給が適当であるとして市町村長が特に認めた場合には、当該者による代理申請が可能となっております。この場合、世帯主本人名義への口座振込みが原則というふうになります。また、単身世帯で老人福祉施設、児童養護施設などに入所している者については、施設の職員による代理が可能となっているところでございます。ただし、いずれの場合でも不正受給を防ぐため、申請者が支給対象者の代理であることを確実に確かめる必要があるというふうになっているところでございます。

14番議員（高橋三樹） 可能な人もいるという答弁でした。6か月と聞いておりますけれども、基準日は2月1日です。起算点はいつからでいつまで定額給付金の申請ができるのかどうか、伺います。

総務部長（鶴窪吉英） 定額給付金の申請期限は、受付開始日から6か月以内というふうになっております。本市においては、3月末に申請書を発送いたしますので、受付期間につきましては、4月1日から9月30日までを予定をしているところでございます。

14番議員（高橋三樹） 中には、もう自分は申請書を出さないという人もいるかもしれませんが、もしそういう人がおった場合に、定額給付金はどなるのかどうか、この点を伺います。

総務部長（鶴窪吉英） 定額給付金に係る事業費は、市が市民の皆様に対して定額給付金を給付した実績額に応じて交付されることになっており、もし辞退される方がいた場合は、その

分の交付金は交付されないということになります。今回の定額給付金は、生活対策や地域の経済対策として給付されるものでございます。給付対象者である皆さんが給付金を受給し、地元の商店等で消費していただければ、地域の活性化にもつながりますので、なるべく辞退をされることなく申請をしていただきたいと、そのように思っております。

14番議員（高橋三樹） いろいろと問題のあるところもあるうかと考えられますけれども、もらいたい人には最後の一人まで定額給付金が行き届くよう努力して欲しいところですが、一言ご決意どうでしょうか。

総務部長（鶴窪吉英） 定額給付金の申請期限につきましては、受付開始日から6か月以内ということをご案内申し上げておりますが、その間、市内の全世帯分の申請を受け付けるとともに、本人確認や振込口座の十分な確認を行い、指定された口座に振込みを行う必要がございます。申請がない場合は、辞退したものとみなされ、せっかくの定額給付金が給付されないこととなります。確実に申請をしていただき、混乱なく、正確に市内の全世帯に定額給付金を給付するためには、定額給付金の制度や申請受付期間等について十分にお知らせをしていくことが重要でありますので、広報紙やホームページ等で適切に記事を掲載し、周知してまいりたいと思います。また、受付期間の後半には、申請状況等も勘案しながらになりますが、山川・開聞両支所における窓口受付や休日の窓口受付などを検討するとともに、未申請者に申請期限の連絡を行うなど、様々な手段を講じて、定額給付金が市民全員に給付できるように努力をしていきたいと、そういうふうな思っているところでございます。

14番議員（高橋三樹） 次は、健全化判断比率についてに入ります。公営企業を含めて将来負担すべき借金の割合を示す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上を超える自治体はありませんでしたが、平成19年度で145.2、低い方が良いのですけれども、今後のことを考えますと、学校の改築や広域の管理処分場、場合によっては、清掃センターなど多額の費用がかかるものと予想されます。その見通しと対策はどのように考えているのか伺います。

総務部長（鶴窪吉英） 将来負担比率は、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業の公債費への繰入見込額、一部事務組合の起債への負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、平成19年度決算では145.2%となっております。早期健全化基準の350%を大きく下回っているところでございます。この将来負担比率についての今後の見通しと対策であります。本市の厳しい財政状況下にあっても、今後、学校の施設整備や汚泥再生処理センター整備、管理型処分場建設等の多くの重要な事業が計画をされています。また、少子高齢社会の進展や新幹線全線開業に向けた取組みなど、地域課題に対しても適切に対応していく必要がございます。このため、できる限り将来負担比率に対する影響を少なくするため、プライマリーバランスの考え方から、償還額を下回る借入額に抑制することや、広域事業については、ふるさと振興基金を活用し、また、交付金事業や交付税措

置の高い合併特例債、過疎債等の有効活用を図るなど、計画的な事業の実施に努めていくことにしております。また、合併に伴う住民の一体感への醸成並びに個性ある地域の活性化及び均衡ある発展に資する事業の財源として活用する合併まちづくり基金も、平成21年度当初予算で更に2億円の積立金を計上し、総額12億円に増額するなど、将来の財政運営にも備えているところでございます。

14番議員（高橋三樹） 次は、集中改革プランの職員の定員や給与の適正化、民間委託推進などは計画通りなのか、進捗率はどのくらいなのか、伺います。

総務部長（鶴窪吉英） 集中改革プランは、平成18年度を初年度とした平成21年度までの行財政改革の実施計画でございます。これまでの取組の中で、職員数につきましては、平成21年度当初の職員数は、計画していた534名に対して512名と削減目標を22名上回る見込みであります。また、職員給与の適正化では、国家公務員の給与制度に準拠し、総額で4.8%削減された新給与制度の導入を図り、さらに、職員の理解と協力の下、給料の3%削減、管理職手当の20%削減など、計画以上の取組を進めております。なお、特別職につきましても、市長20%、副市長・教育長15%の給料削減を行っているところでございます。さらに、民間委託等の推進につきましては、民間にできることは民間にを基本に、指定管理者制度の活用推進などに努め、現在11の施設に指定管理を導入し、本年4月に供用開始するいぶすき山川港特産市場活お海道についても指定管理者による管理を導入したところであります。これらの取組を通じ、平成21年度当初予算の人員費は、プランの目標である44億5,000万円に対し、43億9,400万円となり、人員費抑制の進捗率は101.3%、額にして5,600万円計画を上回っております。このように、プランはおおむね計画どおりに進捗しているところでありますが、市の財政状況は依然として厳しい状況でありますので、今後とも着実に取組を進めていかなければならないと、こういうふうに考えております。

14番議員（高橋三樹） 達成したという答弁でしたけれども、10年間に200人職員を純減するという計画も進行中ですので、引き続き努力して欲しいと存じます。

次に、経常収支比率、これは100%を超えているということは経費が収入よりも上回っているということになって、不足分を何らかの形で、方法で補わなければなりません。平成19年度は、これが103.2で前年度と比較すると2.9ポイント上昇して、県内市町村の中でワースト第4位の数字となっています。上昇した背景には、主に普通交付税などが5億2,000万円減少したことが大きな要因とありました。しかしながら、平成20年度の普通交付税に地方再生対策費が創設されました。これは財政力の弱い自治体に手厚くするための特別枠です。指宿市には2億3,100万円が交付されたと聞いております。地方交付税の減少のほかにもどういうことが考えられるか伺います。

総務部長（鶴窪吉英） 平成19年度の経常収支比率が103.2%に上昇した原因でございますが、経常収支比率は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示す数値で、



市税や普通交付税、臨時財政対策債等の合計額が分母で、人件費や公債費、物件費等の経常的経費の合計額が分子となるものでございます。本市の場合、この分母となる普通交付税や臨時財政対策債等が国の三位一体改革等によって、予想をはるかに上回る5億2,000万円ほど減額となったところでございます。一方、分子となる人件費や公債費、物件費、補助費等については、集中改革プランに基づく見直し等により、3億8,000万円ほどの削減を図っております。しかし、少子高齢社会の進展による扶助費の増額や下水道特別会計の雨水処理にかかる公債費充当の財源繰出金の取扱いが、臨時的経費から経常的経費に変更になったこと等から、2億1,000万円ほどが増額となった結果、経常的経費の合計額が1億7,000万円ほどの削減となったところであります。分母の一般財源収入額の減額が、分子の歳出削減額をはるかに上回ったことから、経常収支比率がこのように上昇したというところでございます。

14番議員（高橋三樹） 平成20年度の経常収支比率の見通しはどうなんでしょうか。まだ最中ですけども、分かる範囲内をお願いします。

総務部長（鶴窪吉英） 平成20年度の経常収支比率の見込みでございますけれども、現時点では決算が確定していないことから概算ということになるわけでございますが、地方の厳しい財政状況による一般財源の不足額に対処するため、普通交付税に地方再生対策費が創設されるなど、実質的な交付税である臨時財政対策債を含めた交付税総額が、前年度額を1億2,000万円程度の増額で見込まれること。それから、分子となる経常経費充当一般財源においても、人件費や物件費、公債費等で4億8,000万円程度の減額が見込まれること等を勘案をいたしますと、平成20年度の経常収支比率は改善をするものと、そういうふうに見込んでおります。

14番議員（高橋三樹） 次は、高校生の携帯電話について申し上げます。それでは、指宿市立指宿商業高等学校の高校生の携帯電話の所持、学校への持込みの現状はどうなっているか、伺います。

教育部長（屋代和雄） 指宿商業高等学校の高校生の携帯電話の所持率は、620名中613名の98.9%となっております。また、学校内への携帯電話の持込みにつきましては、申請のあった606名の生徒に持込みを認めている状況でございます。

14番議員（高橋三樹） 606名の持込みを認めているということでしたけれども、校内での使用ルールのことですけども、持込む場合の使用の許可の条件などはどうなってますか、伺います。

教育部長（屋代和雄） 指宿商業高等学校におきましては、携帯電話に関する誓約及び持込許可願いを学校の方に提出した生徒に限りまして、学校内での持込み・所持を認めております。この携帯電話を許可する条件といたしましては、保護者の承諾が得られ、保護者の責任で使用されること。使用マナーや注意事項が厳守できること。有害サイトなどへのアクセスを制限するフィルタリングサービスの設定が完了していることなどをあげております。

14番議員（高橋三樹） 校内での使用ルールの中で、携帯電話を校内へ持込んだ場合のルー

ルなど、その点はどうでしょうか、伺います。

教育部長（屋代和雄） 携帯電話を校内へ持込んでいる生徒に対しましては、始業時前までに電源を確実に切らせております。学校内での使用は一切禁止という形でやっております。そのほかに、学校内外での携帯電話の適正な使用マナー等につきましては、身に付ける場合は、ストラップ等がはみ出さない。自転車や単車の運転中は絶対に使用しないなど、機会あるごとに指導を繰り返して、情報モラル教育を徹底しているところでございます。

14番議員（高橋三樹） 携帯電話によるトラブル、いじめの相談窓口はどうなっているかということですが、しつこくメールを送られたり、つきまとわれたり、悪口を書かれたり、有害サイトに入って多額の請求を受けたり、ネットで知り合っただけで会いそうになったり、きりがありませんけれども、携帯電話のトラブル、いじめの実態事例はあるのかどうか。悩みがあれば勉強どころではありません。トラブルやいじめの相談窓口はどうなっているか、伺います。

教育部長（屋代和雄） 議員言われますように、携帯電話に関するトラブルや社会問題として、メールやプロフなどの掲示板による誹謗中傷によるいじめ、出会い系サイトやアダルトサイトなどの有害情報に関連する事件、使用料の不正請求などがあるところでございます。指宿商業高等学校では、有害サイトなどへのアクセスを制限するフィルタリングの設定を義務付けをしているために、今のところ事件に巻き込まれるなどの事例は発生していないところでございます。しかし、生徒の中には、メールのやり取り等で意思の疎通が十分に図れなかったり、相手に誤解を与えたりしたような事例はあるようでございます。日頃から携帯電話のトラブルやいじめ等につきましては、生徒指導部や担任が相談窓口の中心となりまして、調査やアンケート、教育相談を実施をし、早期発見、早期対応に努めております。また、養護教諭や他の職員とも連携をし、早期に解決できるよう、細やかな対応をしているところでございます。

14番議員（高橋三樹） 発生はしてないという答弁でしたけれども、利便性と危険性の研修はということですが、これはどのようにとらえているのか。生徒に対して携帯電話の正しい使い方などの研修や学習内容はどのようなことを行っているのかどうか伺います。

教育部長（屋代和雄） 携帯電話は、通話のほかにメールでいつでもどこでも連絡ができ、それ以外にも、音楽や動画、インターネットを利用した情報の提供などの利便性があるというふうに考えます。その一方で、わいせつ情報や出会い系サイトへの接続やメールやプロフなどの掲示板での誹謗中傷によるいじめ等の心配がございまして、また、メールの頻繁なやり取りによる生活習慣の乱れや学習への支障、対人関係の希薄化、読書離れなどの弊害も指摘をされているところでございます。これらのことから、携帯電話の適切な使用につきましては、利便性と危険性などの特性等を把握をし、生徒をはじめ保護者や教師がしっかりと学び理解を深めることが重要というふうに考えております。指宿商業高等学校では、教職員や保護者

も研修会等で携帯電話を取り巻く現状や情報モラル教育について学習をし、指導に当たっているところです。また、生徒については、生徒指導主任や担任が全校朝会やホームルームで、具体的な資料や事例を元にしまして講話や指導を行うとともに、講師を招聘をし、講演会等も実施をしております。今後も、生徒の携帯電話利用についての実態把握に努め、きめ細やかな指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

14番議員（高橋三樹） 今度は家庭との連携はということですが、3月13日の各高校の合格発表以後、通信会社などには携帯電話を購入するために親子で賑わっているようです。各家庭でルールを決めて、家の中では決まったところに置いてオープンにするなど、PTAのある時にこの話をしたり、携帯電話の使用について家庭とどのような連携を図っていくのか伺います。

教育部長（屋代和雄） 学校といたしましては、生徒の学校内外での携帯電話の利用実態やマナー、指導状況などにつきまして、保護者へ学校だより、学級だより等を通して情報を提供するとともに、地区PTAなどで、各家庭での携帯電話使用のルール作りや、見届け・確認を保護者に依頼をし、連携した指導を進めているところであります。今後におきましても、学校、家庭、関係機関等が連携をし、生徒を見守る体制づくりに努めたいというふうに考えております。

14番議員（高橋三樹） ここで、小・中学校の携帯電話の現状について伺いますけれども、指宿市内の小学校、中学校の児童・生徒の所持、学校への持込みの現状はどうなっておりますか、伺います。

教育部長（屋代和雄） 県内の小学校の携帯電話の所持率を先に言わせてもらいますが6.8%、中学生は16.5%というふうになっております。指宿市内の小学生の所持率でございますが5.3%、2,259名中の120名が持っております。中学生は1,199名中の145名ということで12.1%の所持率でございます。県、そして指宿市とも小学校から中学校へ進級するにつれて所持率は高くなっているという状況であります。また、学校内への携帯電話の持込みにつきましては、県、本市とも全小・中学校で原則禁止としているところでございます。

14番議員（高橋三樹） 最後になりますけれども、原則禁止のようですけれども、保護者からの申請などで学校へ携帯電話を持込んでいる児童・生徒はいるのかどうか、伺います。

教育部長（屋代和雄） 学校内への携帯電話の持込みにつきましては、一定の理由や事情に限りまして、家庭から申請があった場合に認めております。現在、登下校の安全対策、スポーツ少年団活動終了後の保護者との連絡などを理由にしまして、学校内では一時的に預かるとの条件の下に、小学生6名の携帯電話の持込みを認めております。携帯電話使用上における問題の未然防止のためには、学校と家庭が連携をして取り組むことが何よりも重要と考えておりますし、我々教育委員会といたしましても、今後とも、関係機関との連携を強化しながら、学校、家庭と一体となって、インターネット上のいじめの未然防止と早期発見、早期対

策などに全力で取り組んでいくつもりでございます。

14番議員（高橋三樹） 携帯電話の危険性を教わるのは学校がもっとも多いようです。学校全体で計画的に利用に関する教育に取り組んで欲しいと存じます。以上で終わります。どうもありがとうございました。

#### 散 会

議長（新宮領進） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 新川床 金 春

議 員 高 田 ちよ子

第1回指宿市議会定例会会議録

平成21年3月25日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第18号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第19号 宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第4 議案第20号 指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第21号 指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第22号 指宿市ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第14号 山川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第23号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第24号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第25号 指宿市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第12 議案第26号 指宿市開闢老人憩の家条例の廃止について
- 日程第13 議案第27号 指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 指宿市レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第16号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第17号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第28号 指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第18 議案第29号 指宿市国民宿舎条例等の廃止について
- 日程第19 議案第30号 指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正について
- 日程第20 議案第31号 指宿市営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第32号 平成21年度指宿市一般会計予算について
- 日程第22 議案第33号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第34号 平成21年度指宿市老人保健特別会計予算について
- 日程第24 議案第35号 平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第25	議案第36号	平成21年度指宿市介護保険特別会計予算について
日程第26	議案第37号	平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
日程第27	議案第38号	平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
日程第28	議案第39号	平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
日程第29	議案第40号	平成21年度指宿市水道事業会計予算について
日程第30	閉会中の継続審査について（請願第1号，陳情第1号）	
日程第31	議案第42号	指宿市副市長定数条例の一部改正について
日程第32	議案第43号	平成21年度一般会計補正予算（第1号）について
日程第33	議案第44号	副市長の選任について
日程第34	議案第45号	所管事務の調査について
日程第35	議案第46号	所管事務の調査について
日程第36	議案第47号	所管事務の調査について
日程第37	議案第48号	所管事務の調査について

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 1. 出席議員

1番議員	下柳田 賢 次	2番議員	中 村 洋 幸
3番議員	東 伸 行	4番議員	竹 山 隆 志
5番議員	松 下 喜久雄	6番議員	濱 崎 里 志
7番議員	前 田 猛	8番議員	横 山 豊
9番議員	下川床 泉	10番議員	前 原 六 則
11番議員	岩 崎 亥三郎	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	吉 村 重 則	14番議員	高 橋 三 樹
15番議員	前之園 正 和	16番議員	大 保 三 郎
17番議員	新川床 金 春	18番議員	高 田 チヨ子
19番議員	物 袋 昭 弘	20番議員	田 中 健 一
21番議員	木 原 繁 昭	22番議員	新宮領 進
23番議員	小田口 郁 雄	24番議員	六反園 弘
25番議員	森 時 徳	26番議員	新 村 隆 男

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	田原迫 要	副市長	上曾山 満
副市長	番匠 浩一	教育長	田中 民也
総務部長	鶴窪 吉英	市民生活部長	新村 光司
健康福祉部長	秋元 剛	産業振興部長	井元 清八郎
建設部長	吉永 哲郎	教育部長	屋代 和雄
山川支所長	岩崎 三千夫	開聞支所長	田代 秀敏
総務課長	吉井 敏和	財政課長	渡瀬 貴久
市民協働課長	上西園 耕吉	長寿介護課長	迫田 福幸
人事秘書課長	邊見 重英	建設監理課長	石口 一行
商工水産課長	野口 義幸		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増元 順一	次長兼議事係長	福山 一幸
調査管理係長	上田 薫	議事係主査	宮崎 勝広
議事係主事	吉永 孝行		

開 議

午前10時08分 開議

議長（新宮領進） ただいま出席の人員は定足数の達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において物袋昭弘議員及び田中健一議員を指名いたします。

#### 議案第18号～議案第22号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第18号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第6、議案第22号、指宿市ふるさと応援基金条例の制定についてまでの5議案を議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、総務委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（前田猛） おはようございます。総務委員会に付託になりました議案第18号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第22号、指宿市ふるさと応援基金条例の制定についてまでの5議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、5議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第18号について、産業医報酬が3万3,800円の値上げですが、どういう理由で値上げをするのかとの質疑に対し、市内事業所の産業医報酬額、あるいは他市の産業医報酬額等を参考に、現在の報酬が安いということがありましたので見直しを行うところでの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第19号について、60歳まで広げたことで増える方向があるのかとの質疑に対し、年齢を広げたことによって増えてくることが予想されます。温泉付き分譲に転入者も増えていきますし、それ以外の区域にも60歳以上の方が転入してくるケースもありますが、60歳以下は少ない状況で、それを誘導するために、この条例で定住促進を図ろうとしています



との答弁でした。定住促進条例で該当になった例はとの質疑に対し、合併と同時に旧山川町の条例を引き継いでいますが、対象になった事例はありませんので、古い空き家でも活用していただく方向で見直しをしたらどうかということもあって、そのように規定させていただいたところですよとの答弁でした。世帯構成要件で、中学校卒業までと拡大したのですが、市内3高校を見れば、地区外からかなり通学しているので、枠を広げて人口増につなげるような話はなかったのですかととの質疑に対し、いろいろなことを想定して検討するのですが、高校3年生であった場合、1年したらよそに出ていく可能性もあるものですから、小学生、中学生を優先的に、義務教育終了前ということにさせていただきました。現行は義務教育就学前で、県内でも厳しい条件でしたので、こういう形で改正させていただきたいと考えていますとの答弁でした。もう少し条件を緩和できないのですかととの質疑に対し、条件を緩和することでも一つの考え方ではありますが、この定住促進事業によって補助金を流すことが目的ではなく、若い方に定住をしていただきたいということでこの政策をとっているわけですが、財政的な面も考慮しなければなりませんので、今回見直しをする中で提案をさせていただいているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第21号について、緑地の面積の敷地面積に対する割合が100分の3以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合が100分の5以上とありますが、現在幾らなのですかとの質疑に対し、現在は、環境施設面積率が全国一律に25%以上、そのうちの20%以上が緑地にしなさいという規制がかかっていますが、これを条例制定することにより、環境施設面積率を5%、うち緑地面積率を3%以内にするということができるとのことです。全国一律に25%と20%と決められていますが、関東の大都市圏では、ある程度の緑地面積率は必要ですが、田舎には周りにたくさん自然がありますので、緑地面積率を規制して工場の建てられる面積を縮小することは必要はないのではないかとということもあって、環境施設面積率を5%、うち緑地面積を3%という形に緩和しようということですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案22号について、考えられている運用はどういうことがあるのですかととの質疑に対し、ふるさと応援に関わる寄附金については、皆さんから頂く大事な浄財だと思っています。この寄附金を基金として積立てて、平成21年度中にその用途を考えていきたいと思いますが、条例に定めているとおり、第6条第1項の第1号から第3号に関わるものに活用したいと考えていますけれども、現在のところ、どれに幾らという考え方は持っていませんとの答弁でした。既に寄せられている金額があるのですかととの質疑に対し、県から来るふるさと納税市町村交付金は、4月1日から2月末日までの分が交付されることになっていますが、現段階において、21人で222万6千円、指宿市に直接寄附をしてくださった方が25人で137万5千円、平成20年度中に一般寄附金として寄附していただいた方が1人で1千万円の合計1,360万円ほどになりますとの答弁でした。こういうことに使ってくださいという応援者からの願いは

なかったのですかととの質疑に対し、申込者の中で3名の方々から使い道についての記載がありました。教育の再考に使っていただきたい、市の活性化に使っていただきたい、あるいは市の事業にとか、指宿市の美しい自然を守ってもらいたいとか、そういう内容がありました。具体的なものはないのですけれども、指宿らしさに対しての思いというものが伝わってくるような気がしていますとの答弁でした。寄附金等については、団体名とか個人名は公表されるのですかととの質疑に対し、公表については、これまで議論をしてきましたが、中には公表をしていただきたくないと添え書きがあるものもありましたので、どうするかについては決めていませんが、県内の他市町村等の動向も勘案しながら結論は出していきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第20号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑はありませか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号から議案第22号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は可決であります。5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号、議案第14号及び議案第23号～議案第27号（委員長報告、  
質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第7、議案第13号、指宿老人福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第13、議案第27号、指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の一部改正についてまでの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

7議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） おはようございます。文教厚生委員会に付託されました議案第13号、指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第14号、山川老人福祉セ

ンターの指定管理者の指定について及び議案第23号，指宿市国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第27号，指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の一部改正についてまでの7議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月6日，9日の両日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，議案第13号，議案第14号及び議案第24号から議案第27号までの6議案については，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが，議案第23号については反対討論として，国民健康保険税は，今回の引上げで7,000万円の負担増になりますが，一般会計からの繰入れについて，財政との調整の中で認められなかったということですが，市としても手だてを打つことが今求められていると思いますので，市民の負担増になるこの国保税の引き上げに反対いたしますというものがあり，起立採決の結果，起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第13号について，老人福祉センターを使う際には，使用料が発生する部分があるのですが，指定管理者になった場合の定めはどのようになっていくのですかとこの質疑に対し，使用時に関する事務だけを行うという形ですので，現在のところ取扱いを変える協議はされていませんとの答弁でした。指定管理者は運営についての関係であって，利用料についての変更権限はないということですかとの質疑に対し，そのとおりですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，議案第14号について，指宿と同じように運営に対するものだけで，使用料等に対する権限を委ねるものではないということですかとの質疑に対し，取扱いは同様と考えていますとの答弁でした。敷地内に訪問給食サービスの調理棟がありますが，昨年から民間に委託されたと思いますけれども，その建屋はどういう取扱いになっているのですかとこの質疑に対し，社会福祉協議会が老人給食も受託していましたが，20年度から徳光苑に変わり，当分の間使わせてほしいという希望があり，引き続き使っていますけれども，徳光苑としては，今の事業所の所に建設すると考えておられ，そちらに移行するまでは使うというお話は伺っているので，当分の間は給食の調理場という取扱いで行きたいと考えているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，議案第23号について，今年が7,000万増で，来年も同様なことを考えているということですが，来年の見通しとして，基本的には同じポイントなり額が上乘せされる予定だということですかとの質疑に対し，後期高齢者支援分の改正を主に行っていますので，来年度は，支援分に関しては改正をしない予定ですが，医療分の方は，所得割，均等割，平等割の介護分が200万円分の改正を考えているところですよとの答弁でした。4人家族で所得が300万，

固定資産税が5万という世帯で想定すると、40万4,100円だったのが43万4,800円で3万700円の増になり、7.6%の増になるということですが、引き上げに対する市民の負担増が重くのしかかってくると思いますがとの質疑に対し、平成20年度実績で、所得割合の構成が200万円ぐらいまでが77%前後、200万から300万までが11.9%前後で、300万以内までが89%の所得基準を示していますので負担額は大きいと思いますが、ご理解をいただきたいと思っていますとの答弁でした。600万以上の高額者はプラスの部分が3万9,100円ですが、どうとらえればいいのかとの質疑に対し、医療分が所得割を計算して47万円を超えたら打ち切りという限度額ですので、所得が大きい人は払う金額が大きいのですが、上がる幅はそんなになんないと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第24号について、基本的に据置きということだと思いますが、各段階の保険料額はとの質疑に対し、第1段階で2万4千円、第2段階も同じく2万4千円、第3段階が3万6千円、第4段階が4万3,300円、市民税等の非課税の方が4万8,100円、第5段階が6万100円、第6段階が7万2,100円ですとの答弁でした。基本となる段階と係数はとの質疑に対し、第1段階で基準額に0.5、第2段階も同じく0.5、第3段階が0.75、第4段階の80万円以下は0.9と1.0で、第5段階が1.25、第6段階が1.5ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第25号について、この条例で管理運用等を決めるのですが、運用については市の裁量ということになるのですかとの質疑に対し、保険料は3%改定がなされるわけですが、これに基づいて、金額が2,745万3千円の内示をいただいています。保険料については3年間平準化方式を採用していますので、2,700万円を3分の1ずつ、800万ほどを崩していく予定ですとの答弁でした。介護従事者の賃金が低いということで、それに対応する策だということですが、介護福祉事業に携わる当事者に3%分が全て行くという形になりますか。それとも、事業者にも配分されるのですかとの質疑に対し、この条例の制定目的は介護従事者の処遇改善で、保険給付費に3%アップを計上していますので、事業者へは、県を通じて指導がなされるものと思っていますとの答弁でした。本来の目的は従事者への処遇改善ですので、財源はそっくり従事者に行くべきだと思うのですが、市としても見届ける必要があるかと思いますがとの質疑に対し、事業所によっては給料に反映させる体力のないところもあるものですから、その使い道について、国・市が制限をつけるようにはなっていませんけれども、目的が処遇改善ですので、そのように使われるように見届ける必要はあると思いますとの答弁でした。意見として、従事者への財源という目的になっているので、本来の趣旨が約束されるような手当てを県とも連携して取ってほしいというものがありました。

次に、議案第26号について、建物が老朽化して、かいもん荘と一体的に解体をするということが示されているわけですが、機能をどこに残すというような考えはないのですかとの質疑に対し、入浴の利用者が主なものでしたので、その人たちがレジャーセンターの方に移行しており、レジャーセンターでその役目は十分果たされていると考えていますとの答弁で

した。機能自体をレジャーセンターで賄っているということでしたが、使用料の問題から100%賄っているとは言えないと思いますけれども、老人憩の家の機能を廃止するのであれば、65歳以上の使用料が憩の家と同じ条件であっても良いのではないかと思います。老人憩の家は必要なかったのかとの質疑に対し、国民宿舎の取扱いと一体的に川尻地区の皆さん方にも、老人憩の家がなくなると困らないだろうかと説明しているのですが、レジャーセンターを使うから良いという意見をいただいているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第27号について、社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正をするということですが、分かりやすく言えば法律の改正によって時遊館の守備範囲が広がったと解釈してよろしいですかとの質疑に対し、そのとおりですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑はありませか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） 議案第23号、国民健康保険税条例の一部改正について反対の討論を行います。

日本国民は国民健康保険か被用者保険かのどれかの公的保険に加入していることになっています。いわゆる国民皆保険制度であります。公的医療保険制度は1922年から始まり、途中第2次世界大戦で加入率が一時減少しましたが、その後は順調に増加し、1961年には国民皆保険制度が実現したということになっています。しかし、名実ともに国民皆保険制度が確立しているかと言えば言い切れない部分があります。失踪や安否不明などやむなきものだけでなく、国保税を払いたくても払えない人の存在であり、それらのことから保険証を持たない人が存在し、事実上保険制度から外されている人が現に存在するという事実であります。国民健康保険は廃業や失業した人などを含めた最後の受け皿であり、全体として所得が低かったり負担能力の少ない人が多くなると言われています。また、滞納をしないまでも、被保険者にとって大きな負担になっているのが現状であります。議案審査の中で執行部より出された国保税の改正案所得別比較表を見ましても、例えば家族4人、固定資産税5万円、所得200万円の場合、平成20年度で国保税が31万3,100円です。既に単純計算で所得の15.65%が国保税額であります。今回の引上げによって、これが2万1,700円上がって33万4,800円になりますから、同じく単純計算をしてみれば所得の16.7%になり、12か月の所得のうち2か月分が

国保税ということになります。被保険者リストを見れば、2人分の国民年金も加えると12か月分の所得のうち4か月分は国保と年金として納めなければなりません。今示しました例は、決して特別な場合ではなく、所得や家族構成を別な例でシミュレーションしても、大きな負担であることに変わりはありません。被保険者の願いは国保税の引上げでなく、むしろ引き下げをしてほしいということでもあります。財政的にも厳しい中であっても、一般会計からの繰入れを含めて努力している自治体もあります。また、審査の中で明らかになったことではありますが、担当課としては少しでも一般会計から繰入れができないかということもあったようですが、庁内調整の段階で実現しなかったとのことでありました。このことは担当課としてもこれ以上被保険者に負担増を求めることは忍びないとの思いがあるというあかしだと私は思います。今回の引上げによる被保険者の負担増は7,000万円規模であります。しかも次年度も同規模の引上げを想定しています。国民健康保険税は少なくとももうこれ以上上げないでほしいというのが被保険者の願いです。その声にこたえる意味からも、国保税の引上げを内容とする本議案に賛成することはできません。よって本議案に反対をいたします。

議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第13号、議案第14号及び議案第24号から議案第27号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は可決であります。6議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、議案第14号及び議案第24号から議案第27号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号～議案第17号及び議案第28号～議案第30号（委員長報告、  
質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第14、議案第15号、指宿市レイクグリーンパークの指定管理者の指定についてから日程第19、議案第30号、指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正についてまでの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は産業経済委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（大保三郎） おはようございます。産業経済委員会へ付託になりました議案第15号、指宿市レイクグリーンパークの指定管理者の指定についてから、議案第17号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について及び議案第28号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正についてから議案第30号、指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正についてまでの6議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めてセントラルパーク指宿の現地調査も行い審査いたしました結果、議案第15号から議案第17号及び議案第29号並びに議案第30号の5議案については全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第28号については反対討論として、この条例については、これまで事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数が、10人を超えるものを事業の用に供したことにより10人以上の雇用があるものに改めるとなっていますが、このことは従業員の削減についても奨励をするという中身であり、増築については雇用を増加させても、10名以内であれば奨励されない条例になっていることを含めて反対討論といたしますというものが、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第15号について、これまで指定管理の中に入れてなかった委託料が、行政が委託していた金額にそのまま上乗せされて605万円に上がったのですかとこの質疑に対し、施設全体の管理に掛かった経費が619万7千円で、その内、指定管理料で支払ったのが275万円、市が直接専門業者に委託した金額が344万7千円です。市が今まで直接支払っていた344万円も、他の施設と同じように管理業務の中に入れようということで、605万円となったところですよとの答弁でした。今まで275万円で指定を受けてきて、今回もそのままの状態ですと340万円ほどの上乗せをしてあり、あまりメリットはないのではないのですかとこの質疑に対し、行政が直営である場合、最低二人の職員を配置しなければならないという点から、人件費削減のメリットは出ていると思っていますとの答弁でした。いろいろなものを施設以外の店に出して

いるのですが、組合員が使った場合には使用料は取らないということなのですかとの質疑に対し、管理運営委員会の中の加工グループが、加工販売や食堂をやっており、使用料契約を年間75万円で契約していただいていますとの答弁でした。地域の活性化のために何かが必要ではないかと思うのですが、どのように考えていますかとの質疑に対し、単に物を売るというだけではなく、イベントなどをすることによって、いろんな取組もされると認識していますとの答弁でした。意見として、指宿市は観光地ですので、グリーンツーリズムとか、県外にも積極的に宣伝をして、都市との交流を進めるべきではないかというものがありました。

次に、議案第16号について、指定管理委託料はどうなっていくのですかとの質疑に対し、19年度が1億9,468万6千円、20年度が1億9,448万2千円ですが、今回提案している金額が1億9,284万3千円ですので、経費についても削減が図られていると考えていますとの答弁でした。指定管理者の指定をする場合、規定の中に、給料を引き下げない条件が含まれているのですかとの質疑に対し、条件として含まれていませんとの答弁でした。意見として、指定管理者制度を導入して、それなりの指定管理料も払っているので、条件の中に職員待遇の規定を設けるべきだと思いますというものがありました。

次に、議案第17号について、前回までとこれからの管理料はとの質疑に対し、18年からの指定管理料は347万6千円で、今回は312万8,400円ですので、1割減で提案していますとの答弁でした。セントラルパークの使用料はどのようになるのですかとの質疑に対し、利用料金制度を採っているのです、収入は観光協会が受けていますとの答弁でした。意見として、セントラルパークは中心地にあることを考慮すれば、節減だけではなく、管理もきちんとできるような管理料設定をすべきだと思いますというものがありました。

次に、議案第28号について、もともと10人の工場に2,700万円で増設をしても、これは対象になるということですかとの質疑に対し、増設して新しい工場を造り、新しい設備で10人働けばいいということですかとの答弁でした。12名工場にいたものが改築、移設をすることにより10名以上でも良いということですかとの質疑に対し、新しい設備のところは10人以上いれば良いということですかとの答弁でした。意見として、改築、移設の場合は、元の雇用よりも従業員の数は減る可能性もあり、増設の場合は、そこに供したところに10人以上いなければ対象にならないという面では、平等性とか、また雇用確保拡大の部分から整合性が取れていないのではないかと思いますので、整合性を取るべきだと思いますというものがありました。

次に、議案第30号について、ゲート場やテニスコートの使用料の変更はないのですかとの質疑に対し、21年度でヘルシーランド施設の指定期間が終了しますが、類似施設ということで、そのときに同時に検討するということから、今回の提案からは省いていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第29号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。



議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可いたします。

吉村重則議員。

13番議員（吉村重則） 議案第28号に反対する立場から討論いたします。

指宿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例は、供したことに伴って増加する雇用者の数が10人を超えるものを供したことにより、10人以上の雇用者があるものに改めております。このことは供したことにより10人以上の雇用者を増やすことが条件になっているものを、10人以上の雇用者があるもの、つまり雇用者を減らしても奨励することに改悪しております。移設や改築の場合、雇用者を減らしても奨励をすること、その一方で増築の場合は供したことにより10人以上の雇用をしなければ対象になりません。つまり雇用を増やしても対象になりません。平等性を保つ立場からも雇用を増やすことが基本にあるべきであります。

以上の理由で反対の討論といたします。

議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第15号から議案第17号及び議案第29号並びに議案第30号の5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は可決であります。5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号及び議案第29号並びに議案第30号の5議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第31号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程20、議案第31号、指宿市営住宅管理条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案は、建設水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。建設水道委員会へ付託されました議案第31号、指宿市営住宅管理条例等の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

暴力団員の有無の判断基準は難しいと思いますが、どのような判断をするのですかとの質疑に対し、暴力団員による市営住宅の使用制限に関する協定を平成20年2月1日に指宿警察署と結んでおり、警察署に全て照会してその判断をしていますとの答弁でした。離婚したような形をとって、配偶者が先に住宅に入り、後から本人が入居するケースがよくあったと聞いていますが、もしそういうことが判明しても、配偶者に退去命令ができるのですかとの質疑に対し、そのような場合は、自主的に退去を勧めるのですが、指宿警察署と連携して、明渡し請求の手続きを取っていくようにしていますとの答弁でした。暴力団員という区分の仕方があるのですかとの質疑に対し、県警の照会基準によると、照会できるのは、指定暴力団員の構成員のみで、協力員や準構成員は含まれていませんとの答弁でした。問題が発生したときの指導マニュアルがあるのですかとの質疑に対し、条例の中に、周りに迷惑をかけた場合には退去してもらうという条項がありますので、そこで対応していくしかないと考えますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑はありませか。

前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） ただいまの委員長報告の中で、暴力団であるかどうかの判別と言いましょかね、有無という言葉を使ったようですが、警察の方に照会をするというくだりがあったかと思えます。そこで伺うんですが、市営住宅に入居の手続きをとった際に、一般市民がですね、何らかの危ぐを持った人について照会をするのか、入居申し込みをした全て

の人に対して照会をするのか、その点は審査なされてますでしょうか。

建設水道委員長（高橋三樹） お答えします。暴力団員と疑わしいだけではなく、入居者全員を照会しているということですかという質疑に対し、はいそのとおりですとの答弁でした。

15番議員（前之園正和） 入居者申込者全員についての照会というのが当局からの説明だということでしたが、となりますと個人情報という、プライバシーということからの問題が若干生じてくるのではないかというふうに思うんですが、その個人情報との関係での審査というのは深くなされていませんかでしょうか。

建設水道委員長（高橋三樹） お答えします。プライバシーに関する質疑はありませんでした。

15番議員（前之園正和） 個人情報という意味でも同じくなかったでしょうか。

建設水道委員長（高橋三樹） お答えします。個人情報というところでも質疑はありませんでした。

議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第32号（委員長報告，質疑，討論，表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第21、議案第32号、平成21年度指宿市一般会計予算についてを議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（前田猛） 総務委員会へ分割付託になりました議案第32号、平成21年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審

査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について、市長及び市議会議員選挙などの期日前投票は、今までと同様なのですか、地域で人口比が違うわけですけれども、温度差があると思うのですがとの質疑に対し、期日前投票は指宿、山川、開聞地域で実施するようにしています。投票場についても旧市町ごとの投票場をそれぞれ設定し、31投票場で実施する予定ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について、交通安全対策費の工事請負費850万円は、道路反射鏡が20基、防護柵が500m、道路区画線が7kmですが、要望等がまだ来ているのですかととの質疑に対し、要望等は来ています。要望の全てを事業実施していくものでなく、必要でない場所の要望もありますので、そういったものは先送りをするという考え方を持っていますが、設置しなければならない場所等については、極力年度内に行っていきたいと考えていますとの答弁でした。消防分団車庫等更新事業で小牧分団車庫新築工事がありますが、まだまだ新築をしなければならない車庫等があるのですかととの質疑に対し、消防車庫の更新、消防車両の更新、小型動力ポンプの更新、そういったものを年次的に計画していますので、財政状況が許せば、状況を勘案しながら、整備計画に従って実施をしていくことになりそうですとの答弁でした。団員数545名ということでしたが、定数に不足している分団があるのですかととの質疑に対し、消防団の条例定数は564名ですが、実数は545名ですので、19名が定数に足りないという形になっています。方面隊ごとでは、指宿が5名、山川が5名、開聞が9名の不足が生じているようですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について、指宿市職員の平均給与は、県内他の市と比較したときに、どのくらいの位置にあるのですかととの質疑に対し、県内の数字は持ち合わせていませんが、認識する範囲では中位の下に位置していると思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、企画課所管分について、ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業の池田・利永校区というのは、一般企業で採算が合わなかった部分なのですかとの質疑に対し、これまでNTT西日本など民間事業者の方で整備を進めてきていただいておりますが、これ以外の地域は、ブロードバンドと言われる高速通信ができる地域でありますけれども、市内では利永と池田がまだ使えない地域となっていましたので、市内どこにいてもインターネットが使える情報基盤整備は必要であるということで予算化させていただきましたとの答弁でした。知林ヶ島利用計画推進事業で管理運営協議会の中に、何名程度を計画しているのですかととの質疑に対し、管理運営協議会メンバーは全部で17人ですが、商工関係の代表者、観光関係者、教育関係者、青年会議所、漁協、鹿児島地区のパークボランティア会の代表、少年団活動のボーイスカウト、地元住民というような民間の方が入っていただいております。その他に、環境省、鹿

児島県海上保安署の方々が集まって、協議会でいろいろ話をしているところですとの答弁でした。合併後4年目に入り、地域審議会は各地域ごとではなく、全体で問題を協議していかなければならない時期にも来ているのではないかと思います。との質疑に対し、三つの地域審議会については、地域の問題について審議をいただいているところですが、各地域で協議をすることも大事ですけれども、全市的に年1回くらい集まって、大きなテーマで話をしたらどうかという意見もあり、3月中に合同会議をすることになっていますとの答弁でした。広報紙のページ数が増えて見たくないと言われる方々もいるのですけれども、見易い紙面づくりはできないのですかととの質疑に対し、市民への広報手段は、この広報紙とインターネットに限られているわけですが、インターネットを利用しない高齢者などが、市政に関する情報を入手するためには広報紙が欠かせないものであると思っています。写真を多く使ったり、見出しに気を使ったりしながら、高齢者にも分かりやすい紙面づくりを心がけているところですが、まだ不足している部分もあるかと考えています。市政事務嘱託員から文書類が多いという指摘もあり、広報紙、お知らせ版を見れば分かるという形にしたいということで、改革に取り組んできたところですが、今後も十分努力してまいりたいと思っていますとの答弁でした。広報紙の配布は市内の各世帯はもちろんですが、どのような団体に配布されているのですかととの質疑に対し、市内の主な団体、病院、施設等にも配布するようにしていますし、郷土会の役員にも無料でお届けするようにしています。県外に住んでいる出身の方が読みたいという場合には、年会費を取って送付するようにしています。また、公的な施設などから申し出がある場合は、なるべく送るようにしていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、監査事務局所管分について、監査委員の一週間の出席日数はとの質疑に対し、代書監査委員、議会選出の監査委員も週3日ですが、議会開会中には議会選出の委員は出席していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について、財産管理費の修繕料31万2千円は池田湖売店のどのようなところを修繕されるのですかととの質疑に対し、売店の皆さん方からいろいろな要望等がなされているところですが、計画している分は、台風等に備え、要望を聞いた上で対応しようとするもので、ここをというような計画は特段もっていませんとの答弁でした。市有地貸付料で休暇村に最初は1円、次が2円、今は4円になっていますが、平米4円にいつからなったのですかととの質疑に対し、環境省に対して、引き上げの相談をしているところですが、1平米当たり4円になったのは20年度からですとの答弁でした。鹿銀の株を有効に活用しますということでしたが、その後どうなっていますかととの質疑に対し、株売却は財産の有効活用という面から一つの方法であると考えていますが、現在の株式市況が下がっていますので、そのタイミングを失ってしまったかなという思いがありますとの答弁でした。市債等で補うということも相変わらずしているのですが、市債の考え方はどうなのですかとの質疑に対し、市債

の活用については、プライマリーバランスを保つため、新たな借り入れをする際においては、返した償還元金の範囲内に抑えるということで、市債残高を減らしていくということを基本にして、新たな借り入れは合併特例債、過疎債など普通交付税の措置が非常に有利なものできるだけ活用していく考え方をとっていますとの答弁でした。財産売払収入が1,113万1千円計上されていますが、件数は1件ですかとの質疑に対し、公募して応札者がいないという事態もありますが、3件は考えていますけれども、内1件は何とか売却できるのではないかと見込んでいますところ。その他にも里道、水路の機能廃止による払い下げ分も、この中に積算していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、行政改革推進室所管分について、行政評価委員会の報償費が組んでありますが、委員会は年に何回計画されているのですかと質疑に対し、15回を予定していますとの答弁でした。民間レベルで見た時に、思いが足りないところもあるので、行政評価委員会の委員メンバーを5名ではなく、合併の委員のように若い方とか産業別に含めてもいいと思いますがとの質疑に対し、この5名については、指宿地域、山川地域、開聞地域からそれぞれ代表者1名ずつの3名と、専門的な立場で判断する大学教授、公認会計士の5名です。霧島市等では50人委員会を設けてやっていますが、人数が多ければ様々な意見が出て議論が深まるということもありますけれども、この5名の中でも、一つひとつの事業についての評価というもの、担当主管課も行政評価委員事務事業の評価に関して同席をし、事業課の思いというもの、並びにその事業に係る市民の思いを十分に伝えていただいて審査しているところです。人数を増やすことによって、いろんな方向からの意見がありますので、この評価委員会は、総意という形で意見集約をしていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について、昨年、行政視察で指宿を訪れたのは何市町あったのですか。また、一番遠い所はとの質疑に対し、昨年の4月から2月末日までで53の市・町議会がお見えになり、その中に三つの県議会が含まれています。また、一番遠い所は北海道ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、会計課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） 文教厚生委員会へ分割付託になりました議案第32号、平成21年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る3月6日、9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、妊婦健診が14回まで無料など、前進している部分もありますが、全市町村がそのようになると伺っています。市の努力は認めますが、市独自の施策ではなく、全体として、市独自で市民の暮らしを守るという方向が見えてこない感じがします。一般財源枠を決めるという形で、現課で必要だということを認識しても、それが許されないような予算編成になっているのではないかと思います。指定袋売払金の充当先も、本来は行政が見るべきものに出ていますし、清掃センターの1炉であるがゆえの大変な状況も根本的に解決できない状態になっていると思います。安全灯設置も、地区にそれを求め、行政が補助をするということにしかありませんが、本来行政で見るべきではないかと思えます。そういったことなどから、住民の視線から見れば反対せざるを得ないというものがああり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、丹波小学校校舎整備事業が計上されていますが、この内容はとの質疑に対し、校舎建替えの延べ床面積については、鉄筋4階建てが4,592㎡、木造2階建てが1,951㎡で、合計すると延床面積は6,543㎡で、建築に要する事業費は、14億1,580万円を予定しています。国庫負担金補助金等が4億7,800万円、合併特例債を10億6,500万円が交付金として交付されますが、今年度7億4,500万円程度交付されると試算をしていますので、市の実質の持ち出しを3億7,700万円と予定をしています。本年8月ごろ着工したいと考えており、来年9月から校舎の供用開始をして、平成23年3月に全ての事業を完了する計画で現在進めていますとの答弁でした。丹波小の整備は、日程や建築場所等もある程度固まっていますが、せっかくの場所で橋牟礼にかかわる土地でもあり、展示という形で目に触れるようなことにも取り組む必要があると感じたのですがとの質疑に対し、今回の丹波小整備の中で歴史資料展示コーナーを設けており、その中に今回を含めて、発掘された土器等も展示するコーナーを設けたいと思っていますとの答弁でした。丹波小学校のスマイルルームには4名の方が登録されていますが、丹波小学校の子供たちが対象になっているのですかとの質疑に対し、現在は丹波小学校にスマイルルームを置いて、相談活動を行っており、20年度までは家庭教育でやっていましたが、今度訪問型に事業が変更になり、事業所や家庭を訪問して授業を行っていくこととなりますので、できればこの範囲を広げていきたいと思っています。そのほかに、昨年度相談員の養成講座が行われ、市内、各校区から参加者がありましたので、そういう方々を今後利用しながら、全校区に広げていきたいと考えていますとの答弁でした。市内小・中学校の図書事務職員の状況は、市が直接雇用しているものと、PTA等で雇用しているものとあるようですが、各学校の状況を把握しているのですかとの質疑に対し、学校司書事務職員、図書事務職員については、指宿地区の9学校がPTA雇用の職員となってお

り、市の方から基本額10万8,400円と4.5月分の割増賃金、併せて保険料、厚生年金等を含めて補助しています。山川地区と開聞地区の全小・中学校については、日額、月額で臨時職員で対応しており、市が直接雇用しています。今後、統一化を図るために、9校の学校に説明に行きましたが、PTAの事務を図書職員が担っており、市の直接雇用にしてもらっては困るというような意見もありますけれども、今後一本化する中においては、順次統一化に向けて努力していき、4月からは9校の学校の委託契約書の統一を図っていく準備を進めているところですとの答弁でした。アジア国際子ども映画祭が21年度も100万円の事業費で計画していますが、同じような状況でできるのですかととの質疑に対し、国際交流及びメコン5か国の子供たちの旅費、その他参加に掛かる費用は外務省が全て持つこととなります。本市の予算は100万円ですが、文化庁予算、協賛企業等をお願いをして、第3回大会は約3,000万円規模の事業になると思います。文化庁の補助金については、今年以上の約1,700万円程度の補助申請をしています。事務のスリム化、効率化というのも当然考えながら、初期の映画祭の目的を達成するには、年間を通してどのような仕事内容があるのか、そのためにどの程度の人員が必要なのかについても検討しなければならないと考えていますとの答弁でした。スクールカウンセラー配置事業が計上されていますが、不登校にはどのような原因が多いのですかととの質疑に対し、スクールカウンセラーは、北指宿中と南指宿中に配置してありますが、不登校になった理由には、複合的な要素がありますので、不登校の実態を分析し、どういう理由が原因なのか、今後の委員会等で報告をさせていただきたいと思っておりますとの答弁でした。幼稚園費の4,400万円計上していますが、21年度の園児数は何名ですか。また、賃金の348万2千円はバス運転手1人分の賃金ですかとの質疑に対し、山川幼稚園の園児は9名で、運転手が1人133万8千円と幼稚園主事ということで228日分の214万4千円になりますとの答弁でした。文化財保護費の委託料359万8千円は、まちづくり公社が橋牟礼の清掃を何回ほどして、幾ら払っているのですかととの質疑に対し、まちづくり公社は、橋牟礼に年間常駐して清掃をしており、委託料として299万2千円を支払っていますとの答弁でした。橋牟礼遺跡等の土地購入や規模拡大の予算が計上されていますが、橋牟礼遺跡等に関する今後の見通しや購入予定等をどのように考えていますかととの質疑に対し、史跡購入については、現在国が指定しているところで残っているところは2筆であり、今回1筆377㎡購入しますので、残りは22年度に1筆購入すれば、土地の購入については、指定土地内は終わる予定ですとの答弁でした。学校給食をセンター式にするときに、いろんな所を調査したところ、1人200食対応できると聞いていましたが、30名の調理人が何食分を作っているのですかととの質疑に対し、1人で対応できるのは、山川学校給食センターでは月・水・金は110食で、指宿給食センターでは145食程度になると思いますとの答弁でした。給食センターは臨時職員が17名ということでしたが、臨時職員の日額はとの質疑に対し、指宿給食センターでは車の配送に携わる方は7,690円、配送に携わらない方は5,500円、山川給食センターは一律5,500円となっていますとの答弁でし



た。キャリア・スタート・ウィーク事業費21万4千円の支出内容はとの質疑に対し、賠償保険と傷害保険が支出の額になりますとの答弁でした。学校教育振興費の遠距離生徒自転車通学補助は、21年度は何名くらい予定しているのですかととの質疑に対し、24名分を見込んでおり、昨年度は山川中学校の生徒が11名、西指宿中学校の生徒が2名でしたが、今後もこのような形で推移していくのか、増える可能性があるのかは分かりませんとの答弁でした。視聴覚ライブラリー費の視聴覚事業では何を購入予定なのですかとの質疑に対し、今までは16mmのテープがほとんどでしたが、最近は16mmが利用されることはないので、DVD関係に変えていきたいと思っているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について、安全灯補助事業費に590万円計上していますが、いろんな地区から要望も来ていると思いますが、全ての要望にこたえられているのですかととの質疑に対し、維持費の補助等については3,500灯で、これは調査段階で出た数字で新設、補修についてどれくらい出るかは現在把握できていませんけれども、現段階ではこれで足りるつもりでいますとの答弁でした。安全灯補助事業を山川・開聞にも対象を広げたということですが、以前はどのようになっていたのですかととの質疑に対し、以前は旧指宿市のみの補助でありましたが、合併協議会の中で21年度から実施すると聞いておりまして、旧山川・開聞地区についてはそれぞれ自分の区、あるいは集落等が自前で電気料も全部払っていましたとの答弁でした。提案公募型補助事業は、本市の取り組む非常に大きな事業という形だったと思いますが、2年目にして250万円の減額をどのようにとらえればいいのかとの質疑に対し、提案公募型補助事業については、既に21年度の申請はもう終わっており、実際申し込みがあったのは、15団体の16件で、金額が420万6,600円という申請額になっており、このような予算になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、ごみ袋売払収入の充当先は前年と同じですかとの質疑に対し、充当先は昨年度と大きな変動はありませんが、環境衛生管理費、環境衛生対策費、ごみ収集運搬費に充当させていただいていますとの答弁でした。炉の稼働については、1日何時間を見ているのですかととの質疑に対し、炉の影響を考慮して、土曜日は焼却を休むという原則で、土曜日、日曜日の焼却を休む間、時間延長の午前8時半から午後10時までの操業時間は13時間30分で通常は焼却をしているところですとの答弁でした。8時間炉という中で13.5時間というのは、相当無理をすることになるし、酷使に酷使を重ねて、ますます短命になっていくと思うのですがとの質疑に対し、設計当時は2炉操業と認識していますが、ダイオキシンの関係で平成14年度から1炉創業をやむなくされたと聞いていますけれども、ごみ減量化等々に取り組んで、1,400gのごみが今は830gまでになっています。目標は700前半に設定していますが、700gぐらいになれば持ち込まれるごみが30tの前後というような状況ですので、30tを焼却するとすれば、午前8時半から午後5時までではなく、午後6時半までで、今後も安全な炉の運営、延命化を計るために、ごみ減量化は必要と認識していますので、ご

み減量化に向けての啓発、様々な努力をしていきたいと思っていますとの答弁でした。資源ごみの軽量については、市で計量する手立てを取ることはあるのですかとこの質疑に対し、計量器の購入問題、収集時間の問題等々もあり、市で計量する手立ては今のところ考えていませんが、現体制で各地区立会い分、常設収集時についても、収集した分の日報等を把握したりして、数字の透明性も確保していきたいと思っていますとの答弁でした。ISO14001に対する新年度での扱い等はどうかとの質疑に対し、平成13年度から指定を受け取り組んでまいりましたが、今後は独自システムに移行して環境負荷の軽減に対する取組を今後も継続していこうと思っていますとの答弁でした。悪臭物の測定の場合、どのようなものを調査するのですかとこの質疑に対し、悪臭については、発生地域の境界地で測定するようになっていますが、空気汚染分を収集するようになっていますので、アンモニアとか、4項目での測定を考えています。苦情が出た場合に測定対応をしたいと思っていますが、定期的な悪臭検査については考えていませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課及び収納管理課所管分については、関連がありますので同時に審査を行いました。徴収の嘱託員を2名委嘱するというのですが、どのような方法で選ぶのですかとこの質疑に対し、4月の広報紙で募集をかけたいと思っており、男女を問わず65歳未満で普通免許を持っている方という条件でお願いしたいと思いますが、税金の集金をしていただきますので、保証人も付けていただきますとの答弁でした。徴収という仕事ですので、家庭の中に入り込んでいくという形になっていくと思いますが、勤務はどういう体制でお願いする考えなのかとの質疑に対し、嘱託員は滞納整理ができませんので、定期的に納入をいただいている方に対する集金業務を職員に代わって行い、職員はその空いた時間に重要案件をさばっていくというものです。日額8千円以内を基本に、南さつま市、枕崎市を考慮して算定していますが、件数割、収納割などの能力的なものも入れていき、自給700円で5.5時間の20日で7万7千円が基本額ですが、12か月で92万4千円になり、件数割で1件50円を1日7か所回ってもらい20日で年8万4千円、収納割額を1日7件で1万5千円を想定して徴収してくるだろう2,520万円に対する100分の3の75万6千円と基本給の92万4千円、件数割の8万4千円の合計176万4千円の2人分で352万8千円という予算を計上していますが、1月当たりの賃金は最大14万7千円ということになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について、地域介護・福祉空間推進補助は、公的な介護施設設置に対する国庫補助ということですが、その内容はどの質疑に対し、第4期の介護保険事業計画の中で計画されているのですが、平成21年度にグループホーム小規模整備をする場合に、国から事業者へ1,500万円交付するという事業です。現時点で場所等は決まっていますが、1ユニット9床を予定していますとの答弁でした。21年度中に申込みが出た場合に、何らかの審査があり、そこに拠出するというのですかとこの質疑に対し、ホームページ等を通じて広報をし、審査委員会を経て決定するということになりますとの答弁でした。はり・きゅう補

助をどれくらい見ているのですかとこの質疑に対し、3地域で月平均1,600枚の800円の助成で12月分見ており、30枚を限度にしているのですが、21年度は現行どおりと思っていますけれども、段階別、あるいはいろいろなものを含めて検討していきたいと思っていますとの答弁でした。生きがいデイサービスの事業効果をどうとらえていますかとこの質疑に対し、家に閉じこもりがちな方々へのデイサービス事業で、要介護状態になる前の状態を維持していただくという目的の下にやっているもので、利用者は減っていく傾向ですが、要介護状態の進行を防ぐという意味で効果があるものととらえていますとの答弁でした。在宅高齢者福祉アドバイザー整備事業の趣旨と支出方法はとの質疑に対し、社会福祉協議会に委託しているのですが、各地区、集落等でアドバイザーに3人から5人なっていただいて、その方々を中心に、高齢者、障害者、一人暮らしの方々の見守り等をしていただく活動で、アドバイザーの方々への報酬ではなく、地区に対する活動費が主なものですとの答弁でした。シルバー人材センターへ運営補助がありますが、運営状況は良いのに、毎年これだけの補助が必要なのですかとこの質疑に対し、19年度実績で契約高8,400万円、20年度も同額程度だと思っていますが、事務費を10%いただき、9割は会員へ賃金でお支払いしているのですけれども、事務費で需要費、保険代などに使っています。職員2人、パート3名の人件費等が約1,800万円となっていますので、指宿市と国から補助をもらって、何とか運営をやっているという状況で、1,000万円の補助がなければ存続は厳しい状況下にあるかと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、保健施設総務費の救急医療事業でヘリポート整備事業負担金ということで、当分は県防災ヘリを活用ということですが、県のドクターヘリ導入もあるようですけれども、それらと何か絡みがあるのですかとこの質疑に対し、県防災ヘリ、あるいは自衛隊ヘリを使って、離島で重篤患者を鹿児島市に搬送する事業を県がやっているのですが、21年度から県本土の鹿児島市から離れた所の医療圏をカバーして、重篤患者を第三次救急の医療機関がある鹿児島市に搬送する事業に着手するというところから、防災ヘリを使った事業に国立病院と一緒にやりたいということから、市も助成をしてくれという話があり、負担金という形で予算計上したところですよとの答弁でした。ヘリポート整備事業の負担金が350万円となっていますが、全体事業費はどのくらいなのですかとの質疑に対し、国立病院、防災航空センターと検討をしていかなければならない状況で、上限がまだはっきりしないところですよとの答弁でした。母子保健推進事業でそれぞれの健康診査がありますが、該当者はほとんど受診されているのですかとこの質疑に対し、19年度実績で乳児健診が98%、妊産婦健康審査が98%、6、8か月児が96%、1歳6か月児健診が97%、2歳児が93%、2歳6か月が82.4%、3歳児が91%、5歳児が83%という状況ですよとの答弁でした。小児慢性特定疾患児生活用具給付事業は特定されているのですかとこの質疑に対し、小児慢性特定疾患児に対し便器等の日常生活用具を給付することで生活の便宜を図るということですが、小児慢性特定疾患の対

象児で白血病，脳腫瘍，水腎症などの障害を持った方が対象になりますとの答弁でした。

老人対策事業の各種がん検診等の受診率はとの質疑に対し，胃がん検診9%，大腸がん11%，子宮がん13.4%，乳がん24%，肺がん42%という状況ですとの答弁でした。目標を10%ぐらい上げたいということですが，根本的に何か考えないと飛躍的に伸びるということはないと思いますがとの質疑に対し，山川・開聞地域の各集落に健康推進員を設置し，その方々から声掛けをし，未受診者の各家庭を訪問して指導をしていく訪問指導員を雇って，お願いしているところですが，各集落総会などでも資料を配って，受診率向上をお願いをしているところだと思っておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，地域福祉課所管分について，乳幼児医療費助成費1,378万4千円の内容はとの質疑に対し，歯科が本市は就学前までですので，その分を除く部分，医科の6歳誕生日以降からの分を除いた分と，医療機関から国保連の方にデータが来る分と，国保連から市町村に通知する分がありますので，それに関する費用合計の2分の1ということになりますとの答弁でした。乳幼児医療費は20年度から自動償還払いになって，申請をしなくても償還されるのですが，資格証を持って行かずに診療を受ける場合には，後もって申請をすることになるのですかととの質疑に対し，医療機関に提示しなければ助成はできないことになるのですが，後で助成できるということで理解をしていますので，基本的に助成を受けられる方向で指導をしているところだとの答弁でした。生活保護扶助費が9,000万円弱，大幅に増えているのですが，どういう状況にあるのですかととの質疑に対し，医療費の増ということで予算は計上しているところですが，それが約9,000万円になっていますけれども，保護費の支給は平成20年度とそんなに増額することはないと見込んでいるところだとの答弁でした。重度医療は無料ですが，病院に行き来するのが自前ではなかなかだという人もいますので，タクシー等を利用すれば，交通費補助も必要になってくるのではないかと思います，それに対する考え方はとの質疑に対し，福祉にかかわっていると，そのようなことも必要であろうと認識していますが，昨今の厳しい財政状況の中では，一般財源枠の配分がありますので，その配分の中で，どの事業をどう選択をし，どう構築をしていくかということが一番課題になり，なかなか既存の事業を整備したうえで，新たな事業を提案していくということについては，慎重にならざるを得ないと思っておりますとの答弁でした。健康支援一時預り事業の予算は幾ら計上して，予想される利用乳児数とその内容はとの質疑に対し，何名いて幾らという基準額ではなく，この事業に対して2名以上職員を配置するというのがあり，その基準額が463万円となっていますとの答弁でした。病気の乳幼児を預け，安心して働きに行けるということで良いことだとは思いますが，20年度の評価委員の再評価でも，1地域に偏った事業は廃止すべき，市全域の事業であれば，それなりに認められるという結論が出ているのですが，21年度は，市内の方々が利用できるよう推進が図れると考えての行政判断なのですかとの質疑に対し，本事業の実施個所が開聞地域であることが原因で実際の利用者が広がらず，実施個所をそれ以

外の場所に移動すれば解決につながると判断できるようであれば、事業実施個所の変更についても医師会と協議して検討していきたいと考えています。新たな実施個所を設ける場合には、その実施個所において、専用保育室や調乳室などを整備してもらわなければならないこととなります。今後の実施にあたっては、引き続き保護者への普及啓発に力をそそぐとともに、それでも利用地域の拡大が図られない場合は、事業実施の仕様や事業実施個所について、更なる検討を重ねていきたいと考えているところです。また、地域協議会や幼稚園、保育園、懇話会の意見を聞きながら、事業の在り方や事業実施個所を含めて検討していきたいと考えているところでの答弁でした。認定こども園に対する考え方と現状はとの質疑に対し、認定こども園の理念自体は素晴らしいものと認識しているところですが、その導入を図るには、幼稚園及び保育所の情報共有や、連携機運の醸成、相互理解が必要と判断しているところです。平成21年3月、指宿市保育所及び幼稚園懇話会を設置して、保育所及び幼稚園を取り巻く諸課題、問題点について意見交換を行いながら、認定こども園の問題を含めて検討していきたいと考えているところでの答弁でした。意見として、乳幼児健康支援一時預り事業は、乳幼児を持っている保護者にとって良い事業と思いますが、早急に医師会と協議を重ねて、本事業が1か所に偏ることなく、各地区に1か所ずつの設置を推進し、委託先の確保ができるよう検討していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（大保三郎） 産業経済委員会へ分割付託になりました議案第32号、平成21年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由が説明なされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について、活動火山周辺地域防災営農対策事業の中で、野菜生産組合と飼料生産組合の5組合と1組合がどのような規模になるのかとの質疑に対し、オクラが3組合、観葉が1組合、トマトが1組合、畜産が1組合となっていますとの答弁でした。経営のアドバイスとか相談とか、利用者と話をして申請したのかとの質疑に対し、償却資産税がかかる組合については、課税されることの説明をし、組合も了解のうえで事業に取り組ん

でいるところですよとの答弁でした。優良繁殖雌牛導入の補助金300万円は、予定頭数などは挙がってきていますかとの質疑に対し、61頭予定していますが、総体的な数字は挙がっていませんとの答弁でした。病害虫防除効果調査で、ノアサガオの調査やトラップも指宿全域でしなければならないと思いますが、20万円の費用で十分なのですかとの質疑に対し、特殊病害虫防除対策協議会を立ち上げて、市が20万円、県が20万円、JAが10万円支出し、計50万円を経費として、早期撲滅対策に使用しますが、防除作業については、国の予算で県の執行になりますよとの答弁でした。シラス対策事業はどのように取り組んでいく計画なのですかとの質疑に対し、21年度は3,150万円の事業で、排水路を約6,700m入れる計画で、用地測量等が主な事業になると思いますよとの答弁でした。農村振興総合整備事業の予算が組まれていませんが、農家地域から農道整備の申請はないのですかとの質疑に対し、来年度に向けて地域の方々の要望を把握し、県に相談協議しながら、検討していきたいと思っていますよとの答弁でした。意見としてシラス対策事業と農村整備事業は非常に有利な事業ですが、財政的に厳しい状況ですので、積極的にこういう事業に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について、消費生活相談員事業費134万円の今までの実績と、21年度にどれぐらい想定されているのですかとの質疑に対し、全てが消費生活相談員の人件費と共済費になっています。相談件数は、平成19年度の相談受付件数が約229件で、相談の内訳は317件ということになっていますよとの答弁でした。山川常設市場整備事業費の中でモニタリング調査等を行うということですが、いつごろからどのような調査を行うのですかとの質疑に対し、8月から1月までの間、月2回程度の平日及び休日の入り込み客数の調査をさせていただきたいと考えています。施設への来訪者の観光客実態調査、市民の実態調査、また出店者、出荷者の実態調査などを実施していきたいと考えていますよとの答弁でした。山川・根占利用促進事業は新規で、どのような事業なのですかとの質疑に対し、航路を活用した地域イベントの開催と支援制度の創設、情報発信と案内機能の拡充、船内サービスの充実、定期観光バスとの二次アクセスの小運行、モーダルシフト促進、利用量の促進など、六つの事業を行って促進を図るということで、南大隅と300万円ずつの負担金を組み、国庫の方から600万円助成がありますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農業委員会事務局所管分について、農業委員報酬4万5,800円や人数は条例などで決めるのですかとの質疑に対し、報酬の決まりはありません。県内の状況などを勘案しながら決めていると思います。定数については農業委員会法に基づく定数があり、農家の従事者数、地区の面積数で、指宿の場合は30人以内となっていますよとの答弁でした。筆耕賃金は6か月となっていますが、農地の荒廃とかがあり、農地事務は忙しいと思うのですけれども、6か月の中で対応は十分足りるのですかとの質疑に対し、農業者年金の委託事務費の中の6か月間ということですので、年金だけのことを考えて計上していますよとの答弁でした。意見はあ

りませんでした。

次に、観光課所管分について、温泉祭りが8月でも構わないと思いますが、新しい目玉なり、何か具体的な提案があったのですかとこの質疑に対し、青年振興連絡協議会が中心となり、指宿の祭りを本気で考える会という組織を立ち上げ、市民向けに祭りに関するアンケート調査や地域の会でも、温泉祭りの日程変更を要望するアンケート調査の結果と、日程変更を要望する市民の声が大きく上げられ、それを受けて、温泉祭りの実行委員会で日程変更を決定したところですよとの答弁でした。開聞観光案内所は、199万円の管理費で運営してもらっていますが、市がお金を出さなくても商売する方がおれば管理費は要らないと思うのですが、検討したことはないのですかとこの質疑に対し、開聞地域の4施設の整備プロジェクトの中で検討しているのですが、土地、建物は市有地なのですけれども、周辺の植栽部分や駐車場整備の部分が県の財産になっている関係で、南薩地域振興局の指宿支所に施設全体を無償で譲渡していただけないかと申し入れもしています。それらの進展後に経費節減や利用促進に努めていけないかと考えているところですよとの答弁でした。夏祭りなどのイベントをきらら開聞にお願いしているのですが、チェックしているのですかとこの質疑に対し、平成20年度は市から375万9千円負担してもらい、協賛金をいただき421万4,554円歳入が入り、376万9,388円を若干超えるぐらいで歳出が抑えられましたとの答弁でした。九州新幹線全線開通対策事業の予算が925万4千円ですが、どういう計画を立てているのですかとこの質疑に対し、篤姫関連で整備をした今和泉駅トイレ、篤姫駐車場のトイレ関連の管理費、看板等の修繕料、篤姫コースの花の植栽、魅力ある指宿まちづくり協議会のガイド組織を維持していく300万円の負担金、九州新幹線全線開業に向けて、県と関係する市、団体に総額7,500万円の事業費を持ち寄って、事業誘致促進活動をやろうと、市が300万円負担することで、総額925万4千円という予算の内容ですよとの答弁でした。トライアスロン大会へ150万円が組まれたのですが、市への影響、付帯効果をどのぐらいで見ているのですかとこの質疑に対し、2日間の土・日の大会にすれば、宿泊が見込めるといふ目論みがあります。子供から一般の人が参加できるような大会というものが盛り込まれていて、市の観光や宿泊客が見込めるとの答弁でした。開聞岳の入山は、どこで管理をするのですかとこの質疑に対し、主要ルートには、入り口に自動カウンターを設置し正確に把握できますが、開聞山麓自然公園から入った人たちはキャッチできず、今回、簡易の記帳所を設置し記載をお願いしようという状況ですよとの答弁でした。観光費の消耗品費380万円の花苗が開聞が44万円ほど、山川が267万円ほどですが、購入単価は一緒なのですかとの質疑に対し、開聞が単価40円で1万本の42万円で、花トピアは単価45円で5万8,700本の予定ですよとの答弁でした。意見として、観光案内所やふれあい公園など産業振興の施設がありますが、それぞれの地域の活性化になるよう、関係部署とも努力してほしいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長（高橋三樹） 建設水道委員会へ分割付託されました議案第32号、平成21年度指宿市一般会計予算について審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、建設監理課所管分について、21年度の地籍も同様の考え方で奨めるようですが、県の今後の予算額の動向と地籍調査の計画をどのようにとらえているのかとの質疑に対し、県予算は95%程度で推移しているようですが、地籍調査は97.8%程度に抑えられていると言われてはいますが、これからも要望を続けていきたいと思えます。21年度に国直轄事業の地域活性化で市街地にも入ってきますので、22年度から市街地にも取り掛かれると思っていますとの答弁でした。進捗率が悪く、予算規模も下がっていく中で、今後の事業の進め方についてどのように考えていますかとの質疑に対し、早く終わらせたいという気持ちで仕事を進めていますが、今年委託料で一筆調査の新システム導入を計画していますので、作業量も進むと思っていますとの答弁でした。GPS受信機を県の100%補助で購入するということですが、指宿市には初めて導入されるのですか、また、どのような効率化が図られるのですかとの質疑に対し、指宿市に入るのは初めてで、地籍調査事業が終わった山川・開聞地域も分筆事務は発生しますが、基準点が動いてなくなっており、普通の機械で復元できませんので、GPSを利用した測量機器で復元できるというメリットがありますとの答弁でした。開聞・山川の未登記物件を早急に進めていくということでしたが、どれぐらいの登記を見込んでいるのですか。また、どれぐらい残っているのですかとの質疑に対し、市道部分の未登記物件が2,800筆程度ありますが、未登記物件には、相続人が亡くなっている方もいますので、近い時期の分から登記事務を進めており、委託と職員による事務で未登記物件がなくなるように進めていきたいと思っていますとの答弁でした。住宅使用料の滞納者から徴収できるもので、きないものと固定化しているものとの比率はどの質疑に対し、入居者約760軒のうち、現年度分を含めて、約150軒あり、このうち常習的な滞納者が約30軒あります。数か月から6年間に及ぶものもあり、最高額は5年分で90万円ですが、過年度分の納入は少しずつ続けている状態ですとの答弁でした。意見として、地籍調査の進捗率は69.6%で、残されて



いる部分は市街地地域だろうと思いますが、国・県への働き掛けを今後も一層頑張っていた  
だき、できるだけ早く地籍調査が終了するように努力してほしいというものがありました。

次に、都市整備課所管分について、庁舎潟山線整備事業の築造工事費に5,800万円計上し  
ていますが、この内容はとの質疑に対し、二反田川の市役所側が起点になり、終点は迫五郎  
ヶ岡線までが認可区間の事業で、二反田川の左岸の方に橋りょうの橋台を造ります。十町区  
画整理事業と進捗を併せてやるということで認可を受けていましたが、若干十町が遅れて21  
年度で橋りょうの左岸、22年度は右岸、23年度で二反田川から古賀道路まで完成させる予定  
ですとの答弁でした。渡瀬通り線整備事業費に6,000万円程度計上されていますが、用地補  
償、道路築造の工事内容はとの質疑に対し、平成16年に認可を受けて、平成25年の完成予定  
ですが、新幹線開通までにはということで、県事業として6億円の事業を投じています。市  
は、負担金を6,000万円組んでいます、県事業も2億円弱で進捗が遅れている状況ですとの  
答弁でした。都市計画や都市区画整理事業等は市民生活にも大きく関わってきますが、委員  
の選任方法と任期はとの質疑に対し、都市計画審議会の任期は2年で、学識経験者や市民代  
表が入っていますが、市職員や県職員を除いた11名分を計上しています。また、区画整理審  
議会の任期は5年で10名の委員がいますとの答弁でした。都市計画審議会の充て職は2名で、  
その都度決定されるものが尊重されていくとなると責任が重いと思います。時代背景ととも  
に変えられるような方法やいろんな問題点が発生したときに修正等が出てくると思いますが、  
責任について議論したことがあるのですかとこの質疑に対し、都市計画決定は、市、県、国と  
三通りありますが、市が素案を作り、県の都市計画審議会に諮りますけれども、県も同じよ  
うなシステムになっていますので、市だけで審議決定することはありません。市・県併せて  
審議していき、県が決定します。事業施工期間中、同じ委員がいることはないと思いますが、  
任期的には何年が適当なのか分かりませんが、今のところ2年と定めていますとの答  
弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について、港湾建設費が618万7千円計上されていますが、20年度と比  
較すると、極端に下がっている原因はとの質疑に対し、指宿港の局部改良が20年度で完了し  
たことによる負担金の減ですとの答弁でした。まちづくり公社に2,800万円を委託料として  
支払っていますが、この金額は毎年同じですかとの質疑に対し、昨年度と比較すると99.5%  
で計上していますとの答弁でした。道路維持費に、登記委託料105万円を計上していますが、  
道路の登記は全て委託しているのですか。また、港湾建設費の委託料40万5千円は、宮ヶ浜  
港のトイレ清掃と浄化槽の管理料ということですが、その委託先と管理料はとの質疑に対し、  
所有権移転の登記委託は、21筆分をお願いしようと考えています。宮ヶ浜港のトイレ清掃は  
指宿シルバー人材センターにお願いし、委託料として32万4千円と浄化槽の保守点検委託料  
が8万1千円となっていますとの答弁でした。柳田川の工事区間はとの質疑に対し、下流の方  
からボックスを入れているのですが、その続きを23m計上しているところですよとの答弁でし

た。交付金事業で要望にこたえて道路改良が進んでいると思いますが、各地域からの道路改修や側溝改修などの要望などが21年度で全部完了したときに、どの程度残っているのですかととの質疑に対し、未処理は48か所となりますが、これらの未処理箇所についても、今後整備に向けて努力したいと考えていますとの答弁でした。新設改良事業で幅員3.2から3.35というのがありましたが、市道の認定基準はとの質疑に対し、道路法上の道路は4m以上となっていますが、昔は4m以下でも市道認定すれば、交付金がもらえた関係で多くなっていますけれども、今回計画されている所は、幅員3.5mの市道認定道路ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分につて、公営住宅建設費の補償、補填及び賠償金で9世帯分162万円計上されていますが、居住者の方々にアンケートを取っただろうと思いますけれども、何世帯ほど入居しており、新しい場所に入居したいという数はとの質疑に対し、平成12年度にアンケートを取り、7・80%の賛同があり、平成16年度に第2回目の調査をした時点では20戸全ての方が新しい住宅に住みたいということでしたとの答弁でした。家賃は違ってくるのですかととの質疑に対し、現在1,500円の家賃が7戸、1,900円が3戸、4,700円が6戸の計16戸ですが、建設を予定している建物の家賃は、2Kが1万7千円程度、2DKが2万2千円程度、3DKが2万7千円程度と考えていますとの答弁でした。激減緩和措置はないのですかととの質疑に対し、5年間の傾斜配分で1,500円が3千円程度から始まって、6年目から1万7千円にと、段階的に家賃は上がっていく制度になっていますとの答弁でした。川尻2号団地の汲み取り便所を水洗に変えるということですが、汲み取り便所はまだ残っているのですかととの質疑に対し10年以上耐用年限のある住宅が補助になることから、単独でせざるを得ない住宅が227戸あり、補助でやれる住宅が51戸ありますとの答弁でした。227戸の水洗改善はしないということですかとの質疑に対し、補助がないからやらないということではありませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） 年度当初の一般会計予算は、市長の政治姿勢が最もよく表れる予算と言えると思います。今度の予算を見るときに、定住促進対策の充実や公費による妊婦健診の充実、全小・中学校へのAED設置など、いくつか歓迎すべき点がありますが、基本と

なる点において、住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たしているとは言えないものがあり、反対をするものであります。

昨年に続いてメディポリス指宿への奨励金が3,807万5千円組まれています。市民の暮らしを優先するのが地方自治体の務めだということからすれば、関係条例を廃止して奨励措置をやめるべきであります。また、どこに予算を配分して、どこを絞るのかということも大事であります。行政の責任をきちっと果たすのか、それとも各地区や住民に行政責任を転化するのかということも大きな問題であります。その点で言えば、本来は行政が責任を持つべき安全灯設置が、各地区に転化されていることや指定袋売払収入から本来行政が支出すべきものにまで充てられていることなど、問題であります。今年度は大幅な補助金カットや事業切捨等が行われ、直接、間接に住民負担につながったところですが、新年度予算も根本的にこれを踏襲しております。限られた部分について述べましたが、本議案は全体として多くの問題を含んでいると思いますので反対をいたします。

議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時57分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号～議案第36号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第22、議案第33号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計予算についてから日程第25、議案第36号、平成21年度指宿市介護保険特別会計予算についてまでの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の

報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） 文教厚生委員会へ付託されました議案第33号，平成21年度指宿市国民健康保険特別会計予算についてから議案第36号，平成21年度指宿市介護保険特別会計予算についてまでの4議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月9日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，議案第34号から議案第36号までの3議案については，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが，議案第33号については，反対討論として，議案第23号で討論いたしました，国民健康保険税の引き上げがなされ，その基での予算編成となっておりませんので反対しますというものがあり，起立採決の結果，起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第33号について，国保税の引き上げが7,000万円という計算でしたが，基本となる所得が変わってくるので2,380万円の増ということですかとの質疑に対し，基準所得が落ちている関係でそういう形になっていますとの答弁でした。鹿児島市は保険規模判定とは別に国保税の高騰を抑えるため，一般会計から11億円ぐらい繰入れしていると聞いているのですけれども，一般会計からの繰入れについては検討したのですかとの質疑に対し，国の方で定められた以外に一般会計から繰入れているところもありますが，財政課とも協議して予算に計上したところですよとの答弁でした。滞納者に対して納税相談に応じられるかどうかということから，資格証もあると思いますが，基本的な考え方はとの質疑に対し，資格証明証の発行は，1年間滞納があり納税相談をお願いしても納税相談に来ない，相談にも応じないという方々には資格証明証を発行し，1千円でも2千円でも納税があれば短期証の発行という形になるかと思えますとの答弁でした。医療費も伸びると想定していると思いますが，医療費の伸びをどの程度見ているのですかとの質疑に対し，例年のとおり3%程度伸びを見て計上しましたとの答弁でした。今年度も基金の取崩し額を決めているのですけれども，想定よりも取崩す額が少なく済んだ場合に，後年度分についての考え方に変更が生じてくるのですかとの質疑に対し，平成21年度7,000万，22年度7,000万ということですが，医療費がきっちりと見込めないで，こういう予算組をする必要がありますけれども，結果として，17年度末の基金残高が4億7,000万，18年度末に4億6,000万，19年度末に2億3,900万と，確実に減って，20年度末に1億4,000万の基金残高を見込んでいます。この状況を踏まえ，国民健康保険の法律で定めるルールの中で，被保険者に1億4,000万円の負担を求める以外にはないという判断をして，21年度に7,000万円お願いをし，22年度分は，医療制度の状況，21年度の状況も含めて再度検討したうえで，その引上げ額というのは決めていくことになろうかと

思いますとの答弁でした。医療費適正化特別対策事業費はレセプト点検だと思いましたが、おかしなところが何件あったのですかとこの質疑に対し、年間24万件程度のレセプト枚数を7名雇用して点検をしています、一般が2,630枚、退職が1,350枚の合計3,980枚にチェックをかけることができ、一般が265万4千円、退職で141万4千円を減にできたところですよとの答弁でした。砂むし温泉等入浴助成事業の利用者数と効果はとの質疑に対し、19年度の砂むし利用は1万5,500人、ヘルシーランドが3万1千人、レジャーセンターかいもんが3万人で、20年度はヘルシーランドが3万4千人、レジャーセンターかいもんが2万6,500人、砂楽で1万4,300人ですが、リラックス効果に結びついているのではないかと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第34号について、老人保健特別会計の今後の処理はどのようになっていくのですかとこの質疑に対し、23年度までが最終的な会計処理になるかと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第36号について、保険給付費が1億4,890万円増ですが、対象者が増えたのですかとこの質疑に対し、認定対象者数の平成19年度実績が2,470名、20年度末が2,545名で75名の増となっています。21年度も後期高齢者が増加傾向にありますので、認定者も微増傾向になっていくと思っていますとの答弁でした。保険給付費の居宅介護住宅改修費が237万円増額になっていますが、最初に改修料を本人が払わないとならないので、どうにかできないのですかとこの質疑に対し、要綱等を鋭意作成中で、利用者の一時的な負担を軽減するために、初めから1割分で済むような制度を21年5月ごろには導入できるのではないかと思いますとの答弁でした。介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金820万6千円は、どのように積算されて、目的に沿った形になっているのですかとこの質疑に対し、基金に積み立てて3年間で均等に取崩していくということになるのですが、21年度の給付費を見込んで、その中で国が示したシートに基づいて、第1号被保険者保険料にかかわる部分が2,400万ぐらいで、その分を基金として積立てるということですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第35号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で報告をおわります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別ありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） 議案第33号について、反対の討論を行います。

議案第23号に反対の討論を行いました、本議案は、その議案第23号を前提とした予算で

ありますので、同様の趣旨にて反対をいたします。

議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第34号から議案第36号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第36号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第37号及び議案第38号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第26、議案第37号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について及び日程第27、議案第38号、平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算についての2議案を一括議題といたします。

2議案は産業経済委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（大保三郎） 産業経済委員会に付託になりました議案第37号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について及び議案第38号、平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算についての2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて元湯温泉の現地調査も行い、審査いたしました結果、2議案については全員一致をもって原案のとおり可決

すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第38号について、事業収入が前年度と本年度で3,500万円の減になっていますが、19年、20年の実績はどうなっているのかとの質疑に対し、19年度と20年度2月末現在で647万36円の減となっていますが、3月分は10万円ほど去年を上回っていますとの答弁でした。そうめんを換える前と現在の状況はどうなっているのかとの質疑に対し、そうめんを換えたのは19年8月からですが、18年度から19年度にかけてはマイナスの444万円になっていますとの答弁でした。篤姫効果により観光客はかなり増えていると言われていながら、減った原因は何が考えられますかとの質疑に対し、篤姫効果が相当あると予想しましたが、唐船峡までは波及せず、秋口からの社会情勢で外食産業に影響が現れたのが大きな影響ではないかと考えますとの答弁でした。観賞用の菜の花はそうめん流しの前に植え付けるのですか、菜の花マラソンの景観用に植えてあるのですかとの質疑に対し、菜の花マラソンのときに植えてある菜の花ですとの答弁でした。広告料が105万円計上されていますがとの質疑に対し、JR鹿児島中央駅構内の広告として、指宿枕崎線のホームに大きな電光掲示板がありますが、年間広告料として75万6千円ですとの答弁でした。職員はたくさん必要なのですか、アルバイトで済むのではとの質疑に対し、宿舍がなくなり、吸収先としてそうめん流しの会計があり、今こういう形になっていますとの答弁でした。意見として、菜の花の植栽は観光課で一本化するようにしていただきたいというものがありました。

なお、議案第37号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号及び議案第38号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号及び議案第38号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号及び議案第40号（委員長報告，質疑，討論，表決）

議長（新宮領進） 次は，日程第28，議案第39号，平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について及び日程第29，議案第40号，平成21年度指宿市水道事業会計予算についての2議案を一括議題といたします。

2議案は，建設水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長（高橋三樹） 建設水道委員会へ付託されました議案第39号，平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について及び議案第40号，平成21年度指宿市水道事業会計予算についての2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月4日，5日の両日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第39号について，雨水対策事業の大牟礼・弥次ヶ湯排水区浸水解析業務委託は，最終的にどのような事業を行うための業務委託ですかとの質疑に対し，長年の懸案である渦口ポンプ場の改築を含めて，弥次ヶ湯地区，渦口・大牟礼地区で約220haの浸水対策事業を行う前の解析をするということですかとの答弁でした。事業実施に入っていった場合に，どのぐらいの期間を想定しているのですかとの質疑に対し，平成21年度に解析して，平成22年度には都市計画法，下水道法の計画決定変更，認可変更の手続きがあり，平成23年度から実施設計も含めて，一部着工と考えています。まだ事業認可変更を取っていませんので，はっきりしたことは言えませんが，平成27年度に一部供用開始を考えていますとの答弁でした。一般会計からの持ち出しが多いということは，使用料の見直し等が本予算に生かされていないと思いますが，今後どのように考えていますかとの質疑に対し，使用料を平成16年度に20%改定後，5年ほど経っていますので，一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況で，今回処理場の維持管理委託料が競争入札によって大幅に下がりましたが，下水道汚泥の処分費用，全体計画の見直しによる元利償還金の抑制，未接続世帯の解消を行い，最終的には使用料を改定せざるを得ないと思っていますとの答弁でした。前年度予算と比較すると，4分の3程度減額になっていると思いますが，この減額の要因はどの質疑に対し，平成19年度から行っている借替債の分が20年度は大きかったのですが，21年度の2億4,040万円ですべて減額になったことと，白水館横の渦山ゲートポンプ場が20年度で完了しましたので，雨水対策費も下がっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，議案第40号について，石綿管の布設替えはどのように考えているのですかとの質疑に対し，石綿管の残存延長は指宿が多く，十町区画整理事業の道路未整備部分がほとんどを



占めています。山川地区は一部あるのですが、浄水場の上に配水地を造る計画をしていますので、このときに整備をしていこうと思っていますとの答弁でした。開聞地区で漏水管の点検、布設替えをする計画があるのですかとこの質疑に対し、漏水調査をして、漏水箇所の修理を終えて、12月現在で若干有収率が上がっています。修理費が160万円掛かっていたものが、現時点では30万円ぐらいで、今のところは、漏水箇所件数は少ないようですとの答弁でした。原水及び浄水費の薬品費373万3千円が計上されて、次亜塩素の費用ということでしたが、次亜塩素は発がん性があると言われてはいますが、健康上の問題はないのですかとこの質疑に対し、一般細菌、大腸菌の危険性があるということで、どこの施設も使っていますが、厚生省の人体に害がないという許容値最低限で注入していますとの答弁でした。変更認可申請書及び地域水道ビジョン作成業務委託料が850万円計上されていますが、その内容はどの質疑に対し、変更許可申請書は山川の小雁渡浄水場に急速ろ過2基と緩速ろ過6基がありますが、緩速ろ過機4基が老朽化していることに伴い、平成22年度から23年度に急速ろ過に変更する計画です。また、地域水道ビジョンは、厚生労働省健康局からの通知に基づいて作成するもので、水道事業の現状と将来見通しを分析、評価した上で将来像を描き、その実現のための具体的な施策や工程を作成し、公表するものですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可いたします。

吉村重則議員。

13番議員（吉村重則） 議案第40号に反対する立場から討論いたします。

平成21年度指宿市水道事業会計予算の水道料金は、調整前一番高い指宿地区の料金よりも値上げであり、このことは市内全体が値上げになります。また、特に山川地区においては新規に水道を設置するときに負担金を負担するようになること、口径別料金体系を導入し、水道料金の段階的調整がなされても、口径の変更できない職種にとっては大きな負担増になること、地区の温泉は地区民の憩いの場として運営されておりますが、料金の改定により存続が危ぐされております。合併するときの理念は、サービスは高く、負担は低くであります。合併協議会で3年後に調整すると決めているのですから、合併するときの理念は守るべきものであり、合併するときの理念に違反すること、燃油の高騰など経費の負担増、ひょう被害や大雨による災害、不景気による価格の低迷などにより、地場産業にとっては非常に厳しい経営に追い込まれている中での水道料金の値上げであります。

以上の理由で反対討論といたします。

議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成21年度指宿市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決すること賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査について

議長（新宮領進） 次は、日程第30、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員長から目下審査中の請願第1号及び陳情第1号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

#### 議案第42号及び議案第43号一括上程

議長（新宮領進） 次は、日程第31、議案第42号、指宿市副市長定数条例の一部改正について及びに日程第32、議案第43号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（田原迫要） 今回追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件1件、人事に関する案件1件の3件であります。

まず、条例に関する案件についてご説明いたします。

議案第42号、指宿市副市長定数条例の一部改正についてであります。本案は、近年の行財政状況にかんがみ、副市長の弾力的な配置体制を可能とするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第43号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第1号）についてであります。補正の内容は歳入歳出それぞれ2,065万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を194億9,765万4千円にしようとするものであります。

以上、上程された議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（鶴窪吉英） それでは、命によりまして追加してご説明を申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第42号、指宿市副市長定数条例の一部改正についてであります。本案は、近年の行財政状況にかんがみ、当分の間、副市長一人体制での行政運営を行うことができるようにするため、本条例の所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては、条例本則中副市長の定数は二人とするを副市長の定数は二人以内とするに改めるものであります。なお、この条例は平成21年4月1日から施行することとしております。

次に、追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第43号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,065万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を194億9,765万4千円にしようとするものであります。

本市の厳しい財政状況にかんがみ、副市長を二人から一人にすることに伴う、副市長1名分の人件費の減額補正と緊急経済対策の一環として、定額給付金給付事業に併せて10%のプレミアム付き商品券の発行に対する補助事業費を追加計上するものであります。

それでは、説明の都合上歳出の方から説明をさせていただきます。10ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費までの1,234万6千円の減額補正につきましては、平成21年度から副市長二人を一人にすることに伴う1名分の給料、手当及び共済費を減額するものであります。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節19負担金補助及び交付金3,300万円の補正につきましては，指宿商工会議所と菜の花商工会で組織する実行委員会が，地域の景気浮揚策として，定額給付金の給付時期に併せて1千円券11枚セットの1万1千円分を10%のプレミアム付き商品券として1万円で，総額3億3,000万円の発行を計画していることから，この商品券に係るプレミアム代3,000万円と印刷代，取扱店舗ステッカー及び周知チラシなどの事務費300万円を同実行委員会に対する補助金として計上するものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので9ページをお開きください。

款18繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金2,065万4千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整としまして，財政調整基金から繰入れするものであります。

以上で追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時31分
再開	午後	1時34分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号及び議案第43号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

議長（新宮領進） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号及び議案第43号の2議案は，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第42号及び議案第43号の2議案は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより採決いたします。2議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号及び議案第43号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第44号上程

議長（新宮領進） 次は、日程第33、議案第44号、副市長の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（田原迫要） それでは、提出議案の4ページをお開きください。

議案第44号、副市長の選任についてであります。

本案は、お示しのとおり鶴窪吉英氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。住所、生年月日についてはお示しのとおりであります。現在59歳であります。同氏は昭和43年3月に鹿児島商工高等学校を卒業、昭和47年4月に旧山川町職員に採用されて以来、本市職員として37年間勤務されており、その間、旧山川町では保健福祉課長、企画商工課長、福祉課長を歴任され、さらに合併後の指宿市では企画財政部長、総務部長を歴任されており、市職員として本市の住民福祉の向上及び市政発展のために、ご尽力いただいております。特に旧1市2町合併後の新指宿市において、企画財政部長、総務部長という重責を担い、その職責を十分全うされていることからもお分かりいただけますように、同氏は地方自治に精通しているとともに、郷土指宿市発展に寄せる情熱と人格識見共に大変優れており、副市長として最適任者であると思っておりますので、どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時38分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議案第44号（質疑、委員会付託省略、表決）

議長（新宮領進） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、同意することに決定いたしました。

#### 議案第45号～議案第48号一括上程

議長(新宮領進) 次は、日程第34、議案第45号、所管事務の調査についてから日程第37、議案第48号、所管事務調査についてまでの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

#### 議案第45号～議案第48号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

議長(新宮領進) お諮りいたします。

4議案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、4議案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

4議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第48号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議長あいさつ

議長(新宮領進) 平成21年第1回指宿市議会定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月26日開会以来、本日まで28日間にわたり平成21年度予算案をはじめとする、多くの案件を終始熱心に審議をいただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位のご協力はもとより、執行部当局におかれましても、適切な答弁をいただき、審議が円滑に行われましたことに対し、心から感謝を申し上げます。審査

の過程において、各議員から出されました意見・要望等につきましては、十分尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思っております。

さて、昨年は、NHK大河ドラマ「篤姫」の放映により、そのゆかりの地として、ボランティアガイドの皆様をはじめ、市民の活躍もあり、篤姫様にたくさんの恵みをいただき、本市にとって活気のある1年でありました。また、北京オリンピックでの日本選手の活躍が記憶に残るところであります。特に、女子サッカー「なでしこジャパン」の福元選手の活躍は、市民に夢と感動を与えてもらいました。さらに、「ねんりんピックかごしま2008」では、太極拳が当市で開催され、全国から多くの高齢者の方々に参加をいただき感動を残してくれました。

一方、経済に目を向けてみますと、アメリカのサブプライムローンに端を発した金融危機で、世界の景気悪化が鮮明になり、大手企業の業績悪化により大きな社会問題にまで発展をしております。県内の経済情勢も、個人消費の低迷と雇用環境が悪化し、一段と厳しい時代を迎えつつあります。また、自治体を取り巻く社会情勢も大変厳しく、合併後3年目が経過した本市も依然として厳しい財政事情にあります。このような中、九州新幹線全線開通を視野に入れた準備が一つ一つ進められております。また、長年の懸案であります指宿港海岸保全整備も市民の安心・安全を目的として、国直轄の大事業が計画されており、千載一遇のチャンスは今年もまだ残されているようでございます。新年早々には、菜の花マラソンで大きな希望と元気をいただき、そして、いよいよ4月10日にオープンいたします「活お海道」も、是非、全市を挙げて成功させたいものです。地域が自ら持つ資源を再確認し、その可能性を最大限に生かしながら、少子高齢社会、環境問題など、めまぐるしく変化する社会ではありますが、農林水産業を中心とする産業の更なる発展、居住環境の整備など、議会と執行機関が調和をとり、市民生活の安定・向上のため、創意工夫による特色あるまちづくりを目指し、より活力に満ちた自治体とするため、知恵を出し合っていかなければなりません。

終わりに、本年3月をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間市政発展にご尽力を賜り改めてそのご労苦と、ご功績に、深甚なる敬意を表します。今後も健康に十分留意され、その豊富な体験と知識を、郷土指宿市発展のために活かして下さるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

#### 市長あいさつ

議長（新宮領進） この際、市長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

市長（田原迫要） 去る2月26日に開会されました平成21年第1回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提案をいたしました平成20年度補正予算案、平成21年度予算案及び条例その他の案件につきまして、終始慎重なご審議を賜り、すべての議案につきまして原案どおり可決していただき、心から感謝を申し上げます。本当にありが

とうございました。審議の過程においていただきましたご要望やご意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分に配慮してまいりたいと考えております。

さて、私の市政運営に対する考え方につきましては、先般の施政方針でも鏗々申し上げましたので、省略をさせていただきますが、個人消費の減少、雇用情勢の急速な悪化を受け、国の生活対策、生活防衛のための緊急対策を進めるための平成20年度第2次補正予算及び関連法案が成立し、本市としてもこれに対応した所要の経費を補正予算案に計上し議決していただきました。実効ある施策が展開されることにより、喫緊の課題である雇用や地域経済の回復が図られるものと期待いたしているところであります。私は、今年の年頭に職員の皆さんに、今年のキーワードとして『宿志愛郷・矜恃』をお願いいたしました。『宿志』とは、長年待ち望んでいる夢や志の意味でございます。この指宿を世界に誇れる指宿にしよう、そういう『宿志』をもって故郷を愛していこうという意味であります。また、矜恃であります。『矜恃』の『矜』は「誇り、『恃』「恃む」、「人に恃むのではなく自分に恃む」という意味であります。自分の能力を信じて誇りを持って頑張ろうという意味であります。市の職員として誇りを持って頑張りたいという気持ちを込めてお願いをしたところであります。大河ドラマ「篤姫」によって、指宿市への注目が高まり、それは全線開業まで後2年に迫った九州新幹線へと引き継がれ、故郷指宿に新たな息吹と活力をもたらす、更なる飛躍に大きな力を与えてくれるものと確信します。幸いにも4月10日には、山川港特産市場『活お海道』がオープンし、翌11日には知林ヶ島の開島式が行われます。未来への飛躍台、21年度の良いスタートが切れるものと思います。

「自分たちのまちは自分たちでつくろう」という意識のもと、議員の皆様や市民の皆様と共に、英知を結集して、創意工夫を凝らし、「世界に誇れる指宿づくり」に全力を傾注し、実り多い一年にしてまいりたいと考えております。平成21年度におきましても、議員の皆様をはじめ、市民の皆様のご活躍とご健勝をご祈念申し上げますとともに、より一層のご指導とご支援をお願い申し上げます。

なお、このたび3月末をもって、両副市長が一身上の都合により退職されます。上曾山副市長につきましては、旧指宿市時代から収入役、助役、そして合併後副市長として力を尽くしてくれました。また、番匠副市長につきましては、ご本人や県のご理解を得たうえで、本市の合併後の副市長として通常は2年間、県からの割愛であります。3年間力を尽くしてくれました。この二人が同時期に退職されるということで、私も非常に残念でもありますけれども、お二人とも合併後の多難な時期に新指宿市のまちづくり、まちおこし、そして市民福祉の向上のために私とともに一生懸命取り組んでいただきました。心より感謝と敬意を表したいと思います。

以上をもちまして、平成21年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本当にいろいろありがとうございました。



閉議及び閉会

議長（新宮領進） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成21年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 新宮領 進

議員 物袋 昭 弘

議員 田 中 健 一